

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成28年第 1 回幕別町議会定例会
(平成28年 3 月 2 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥
- 日程第 2 会期の決定
（諸般の報告）
行政執行方針（町長、教育長）
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
（幕別町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について
（平成27年度幕別町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第 5 議案第 1 号 平成28年度幕別町一般会計予算
- 日程第 6 議案第 2 号 平成28年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 3 号 平成28年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第 4 号 平成28年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 5 号 平成28年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第10 議案第 6 号 平成28年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第11 議案第 7 号 平成28年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第12 議案第 8 号 平成28年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第13 議案第 9 号 平成28年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第14 議案第27号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第26号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第28号 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第10号 平成27年度幕別町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第18 議案第11号 平成27年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第19 議案第12号 平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第20 議案第13号 平成27年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第21 陳情第14号 平成27年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第22 議案第15号 平成27年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第23 議案第16号 平成27年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第24 議案第17号 平成27年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第25 議案第18号 平成27年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第26 議案第19号 幕別町行政不服審査条例
- 日程第27 議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第28 議案第21号 幕別町消費生活センター条例
- 日程第29 議案第35号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

会議録

平成28年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年3月2日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月2日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 若山和幸 7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥
11 小川純文 12 岡本眞利子 13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄
16 中橋友子 17 藤谷謹至 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
代 表 監 査 委 員 柏本和成 総 務 部 長 菅野勇次
会 計 管 理 者 原田雅則 教 育 部 長 山岸伸雄
民 生 部 長 境谷美智子 経 済 部 長 田井啓一
建 設 部 長 須田明彦 企 画 室 長 細澤正典
札 内 支 所 長 羽磨知成 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
企 画 室 参 事 山端広和 総 務 課 長 武田健吾
地 域 振 興 課 長 小野晴正 保 健 課 長 合内利信
都 市 施 設 課 長 笹原敏文 経 済 建 設 課 長 天羽 徹
土 木 課 長 寺田 治 税 務 課 長 中川輝彦
学 校 教 育 課 長 川瀬康彦 図 書 館 長 林 隆則
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥

議事の経過

(平成28年3月2日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（芳滝 仁） ただいまから、平成28年第1回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、8番野原議員、9番田口議員、10番谷口議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月18日までの17日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（芳滝 仁） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」及び同法第199条第9項の規定による「定期監査結果報告書」が議長宛てに提出されていますので、お手元に配付してあります。
次に、去る2月19日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、平成28年度事業計画が決定したので、お手元に配付いたしました。後ほどごらんいただきたいと思います。
この際、暫時休憩いたします。

10:01 休憩

[町村議会表彰伝達式]

10:08 再開

- 議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[行政執行方針]

- 議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） 平成28年第1回町議会定例会が開会されるに当たりまして、町政執行についての所信を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんにご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

私が、昨年4月に執行されました町長選挙におきまして、町政執行の責任を担わせていただきまして、早くも1年になろうとしております。

この間、私は町民との対話を重視し、町民とともに町民の思いを実現するまちづくりを推進してまいりました。

誠心誠意、町民の言葉に耳を傾け、議論を重ねていく「対話」を通じてこそ、信頼関係が生まれ、さまざまな成果が生まれてくるものと考えます。

2月6日、幕別町と忠類村が合併し10周年の節目を迎え、議員の皆さんを初め、200名を超える多くの来賓の皆さんのご臨席を賜り、合併10周年記念式典を挙げる事ができました。

これもひとえに、町民を初め多くの皆さんのご支援とご協力のたまものであると心より厚くお礼申し上げます。

この10年を一つの区切りとして、次なる挑戦へ努力を積み重ねてまいりたいと考えております。

はじめに、まちづくりに臨む私の基本姿勢について申し上げます。

本年は、10月1日に開町120年、町制施行70周年を迎える大きな節目の年であります。

次代を担う子どもたちが将来に向かって夢を持ち、生まれ育った故郷で暮らすことのできるまちづくりに果敢に取り組んでまいらなければなりません。

そのためにも、子育て支援、定住対策、産業振興・雇用の確保など、あらゆる施策を総動員し、人口減少対策に取り組んでまいります。

行財政運営を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、これからの1年においても、初心を忘れることなく、職員一丸となって「スピード感、説明責任、法令遵守（コンプライアンス）」をしっかりと心に刻み、町民と行政との協働により「誰もが住みたいまち・住み続けたいまち 幕別町」の実現を目指し、全力を傾注してまいり所存であります。

次に、地方財政対策について申し上げます。

平成28年度は、昨年6月に閣議決定されました経済・財政再生計画の初年度であり、国においては、経済再生と財政健全化の両立に向け、地方財政対策に取り組むこととしているところであります。

このような中、地方財政計画におきましては、地方税を含む一般財源総額を前年度比1,000億円増の61兆7,000億円とし、そのうち地方交付税の総額につきましては、ほぼ前年度並みの16兆7,000億円が確保されたところでありますが、歳出特別枠の大幅な減額などの影響が懸念されるところであります。

また、歳出におきましては、地方の課題であります高齢者支援や自治体情報システム改革等に重点配分されますとともに、地方創生関係では、地方交付税の個別算定経費として平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」に引き続き、1兆円が計上されているところであります。

こうした中で編成した本町の新年度予算の概要について申し上げます。

一般会計予算の総額は、154億2,511万1,000円で、前年度の6月補正予算後と比較して、15億173万1,000円、8.9%の減に、また、国民健康保険特別会計など7特別会計と水道事業会計を合わせた8会計では、総額94億6,770万1,000円で、前年度と比較して、1億8,236万1,000円、1.9%の減となっております。

次に、一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費は、総額約25億円で、前年度の6月補正予算後と比較いたしますと、新庁舎建設工事が平成27年度内に完了見込みであることなどにより、37.9%の減となっております。

また、非投資的経費は、前年度の6月補正予算後と比較いたしますと、扶助費が約20億3,700万円で5.8%の増となっておりますが、総体では約129億2,000万円、0.2%の増と、ほぼ前年度と同額となっております。

次に、歳入についてであります。町税は、税制改正により軽自動車税は増収、町たばこ税は減収を見込んでおり、町税全体では前年度とほぼ同額を、普通交付税については、国の地方財政対策や合併算定がえの特例措置の終了に伴う影響などを勘案し、前年度交付決定額に対して2.4%の減で計上

したところであります。

基金繰入金につきましては、財政調整基金から3億円、減債基金から1億円、庁舎建設基金から約4,500万円、ふるさと寄附金の活用分と財源調整分として、まちづくり基金から約2億円を計上したところであります。

また、町債につきましては、普通建設事業債に13億4,200万円、臨時財政対策債に4億7,800万円、過疎債のソフト事業分に約5,300万円と、総額では前年度に比べ15億1,350万円、44.7%の減となりましたが、これは新庁舎建設事業に係る合併特例債の減額によるものであります。

なお、1月に策定いたしました「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にかかわる事業として、マイホーム応援補助事業やナウマン公園大型遊具整備事業、子ども医療費助成事業、特別支援教育支援員の配置など、およそ6億円を計上したところであります。

以上、新年度予算の概要について申し上げましたが、引き続き厳しい財政運営が想定されますことから、広報紙への広告掲載やふるさと寄附金の活用など、できる限り財源の確保に努め、最少の経費で最大の効果が発揮されるよう編成いたしましたところであります。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、第5期幕別町総合計画に掲げる五つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の第1、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」についてであります。

初めに、支え合うコミュニティの推進について申し上げます。

町民一人一人がお互いを助け合う意識の醸成と地域コミュニティの充実を目指し、住みなれた地域で支え合う安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

本年度につきましては、地域の方々の活動拠点である近隣センター等の整備として、日新近隣センターの全面改修工事や忠類コミュニティセンターの暖房機器設置などの改修工事を実施してまいります。

次に、住民参加のまちづくりについて申し上げます。

協働のまちづくり支援事業につきましては、合併10周年記念事業として選定いたしました町の花「しばざくら」を町のシンボルとして長く町民の皆さんに親しんでいただける取組として、「しばざくら」の苗の購入等に係る経費を支援事業のメニューに追加し、普及に努めてまいります。

また、公区活動のあり方や役員の担い手不足などの諸問題につきましては、協働のまちづくり検討委員会等で意見を伺いながら先駆的な活動に取り組んでいる他市町村を視察するなど調査・研究を進めてまいります。

次に、国内交流の推進について申し上げます。

本年度につきましては、忠類村の時代から行っている埼玉県上尾市との子どもの交流事業を引き続き実施いたしますとともに、昨年度からスタートいたしました神奈川県開成町と高知県中土佐町との小学生交流事業は、本年度は、本町が受け入れすることとしております。

次に、北海道科学大学との連携について申し上げます。

平成25年6月に連携協定を締結以降、町民対象のセミナー「コミュニティカレッジ」や「小学生ものづくり体験教室」など、毎年、連携事業を実施してまいりました。

本年度につきましては、従来の事業に加え同大学の協力をいただき、札内福祉センターに設置されるカフェやライブラリーホールに使用する家具の手づくり製作などにかかわる住民参加のワークショップを開催することといたしております。

次に、わかりやすい行政の推進について申し上げます。

行政と町民の皆さんとの間においての情報共有化は不可欠であり、今後におきましても広報紙やホームページなどを活用した情報発信に努めてまいります。

また、平成14年度から町民と行政が一体となったまちづくりを進めることを目的に、出前講座を実施しておりますが、本年度はこれに加えまして、私自身が町民の皆さんの集まる場へ積極的に訪問し、町民の皆さんとの対話に努めてまいります。

次に、行政組織・機構の改革について申し上げます。

行政組織・機構の見直しにつきましては、「第3次幕別町行政改革大綱推進計画」において推進項目として位置づけておりますが、本年5月に予定しております新庁舎への移転を見据え、平成26年から庁内に検討部会を設置し協議するとともに、議員や行政改革推進委員会の委員の皆さん、町民の皆さんからのご意見をいただきながら、取り組んでまいりました。

本年4月から、総務部と企画室を統合し企画総務部とするとともに、水道部を建設部に統合いたします。

また、民生部につきましては、名称を住民福祉部に改め、新たに住民生活課を置き、現行の4課体制を5課体制に再編し、公区、協働のまちづくり、住民活動に関する業務を集約するほか、経済部におきましては、土地改良課を農林課に統合いたします。

今回の見直しにより、柔軟で組織力を生かした組織体制を構築し、住民サービスのさらなる向上に努めてまいります。

次に、効率的で健全な行財政の運営について申し上げます。

本町の行政改革は、昭和62年にスタートした第1次行政改革から現在の第3次行政改革までの間、10年間を計画期間とする「行政改革大綱」と、その推進事項を具体的にあらわした5カ年の「行政改革推進計画」を策定し、効率的な行政運営と財政の健全化に努めてまいりました。

第3次行政改革は、平成27年度が最終年度に当たりますことから、年度内に「第4次行政改革大綱」と「行政改革推進計画」を策定する予定といたしております。

第4次行政改革の推進に当たりましては、「行政改革の最終目標は行政サービスの向上にある」との基本的な認識のもと、「行政サービスの効率性の追求」「行政サービスのバランスの保持」を基本的な考え方とし、より質の高い行政サービスの提供に取り組んでまいります。

次に、公共施設等総合管理計画の策定についてであります。

全国的に老朽化する公共施設等への対応が大きな課題となっており、本町におきましても、今後、維持管理費の増が見込まれます。

このことから、現状や将来の見通し等を踏まえ、「幕別町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の更新や統廃合、長寿命化等を計画的に行い、最適な配置を目指すとともに、財政負担の軽減と平準化を図ってまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

平成23年7月に帯広市と管内18町村が締結した定住自立圏の形成に関する協定に基づき、具体的な取り組み内容をまとめた「十勝定住自立圏共生ビジョン」については、平成27年度をもって計画期間が終了し、新たな共生ビジョンの策定に向け協議を進めております。

次期共生ビジョンでは、「高齢者の生活支援体制の構築」や「結婚を希望する若者の支援」など新たな取り組みを加え、市と町村が相互に役割分担、連携、協力することにより、圏域として必要な生活機能を確保し、域内への人口定住を推進してまいります。

次に、定住対策について申し上げます。

先月公表されました平成27年国勢調査速報におきまして、全道179市町村中171市町村が5年前の調査に比べ人口が減少する中、本町は26,764人となり、22年の26,547人に比べ217人、0.8パーセントの増となりました。

しかしながら、住民基本台帳人口は、平成26年4月以降、減少傾向に転じていることから、引き続き、人口減少対策に注力していかねばならないものと認識いたしております。

このため、本年度につきましては、引き続き、マイホーム応援事業を実施するとともに、昨年度の制度利用者に対しアンケート調査を行い、人口減少の進む幕別本町地域と忠類地域へのさらなる定住対策について、検討をしてまいります。

また、本年度から空き家等の有効活用に向け、管理状況などを把握するための実態調査を初め、所有者等の同意を得ながら町ホームページ等を通じ、情報の提供を開始してまいりますとともに、北海

道が開設予定の「空き家情報バンク」との連携体制を構築し、移住・定住情報の整備を進めてまいります。

忠類地域におきましては、あおぞら団地が平成 26 年に完売しましたことから、忠類白銀町と錦町の町有地 4 区画を戸建て住宅用の宅地として販売し、持ち家の建設促進に取り組んでまいります。

また、忠類白銀町の公営住宅の解体跡地を平成 24 年度から 26 年度まで実施していた幕別町忠類地域民間賃貸住宅建設促進事業の手法により建設する賃貸住宅の用地として販売いたします。

さらに、幕別町公営住宅管理条例の規定に基づき、公営住宅の空き家をみなし特定公共賃貸住宅に位置づけ、中間所得層への住宅の提供に取り組むとともに、職員住宅や教員住宅のあり方についても、それぞれの必要な戸数を整理し、有効な利用を進めてまいります。

次に、基本目標の第 2、「農業を核に競争力のある産業のまちづくり」についてであります。

初めに、農業の振興について申し上げます。

近年、本町を含め十勝の農業生産は順調に伸びており、昨年は、管内農協の取扱高が 3,233 億円と 2 年連続して過去最高を更新したところであり、本年も意欲を持って営農に取り組んでいただけるものと期待いたしております。

しかし、その一方で、昨年 10 月の TPP 交渉の大筋合意を受け、輸入農産物との競合への不安、農林水産物の価格低下などの影響が懸念されますことから、本町といたしましては、今後とも、国の具体的な対策を見きわめながら、農協等関係機関と対応について協議してまいります。

このような中、町では、足腰の強い農業を目指し、「ふるさと土づくり支援事業」を引き続き実施し、生産性の向上に向けた取り組みを支援するとともに、平成 25 年度から実施されております経営所得安定対策制度について、幕別町農業再生協議会を中心に、農協等関係機関と連携を図りながら、的確な事業推進に努めてまいります。

次に、担い手の育成と農地の集積についてであります。

力強い幕別農業の実現のために、基本となる人と農地に関する「幕別町人・農地プラン」の適宜見直しを行うとともに、農地中間管理事業と農地利用集積円滑化事業を効率的に活用しながら農地の集積を推進してまいります。

また、幕別町農業振興公社で実施いたしております、まくべつ農村アカデミーや農業後継者の配偶者対策等の各種事業につきましても、農協など関係機関と一体となって取り組んでまいります。

次に、酪農・畜産振興についてありますが、「粗飼料生産基盤向上対策事業」や「優良和牛繁殖雌牛保留対策事業」を継続して実施してまいります。

また、昨年まで実施をいたしておりました「雌雄判別精液購入費助成事業」を発展的に解消し、国が実施する「畜産・酪農生産力強化対策事業」に町と農協が上乘せして助成する「後継牛確保対策事業」を創設し、優秀な後継牛の自家繁殖による確保と出産後の子牛の事故防止を図ってまいります。

さらに、地域における新エネルギーの導入の加速化を図るため、家畜ふん尿を利用したバイオマスプラントの導入の可能性を検討するため、町内の全酪農畜産農家を対象に家畜ふん尿の発生量、発電の可能性、副産物の利用等を「家畜ふん尿バイオマス調査」として実施してまいります。

次に、農業農村整備事業であります。初めに国営事業について申し上げます。

帯広市、中札内村、更別村、幕別町に農業用用水を供給している国営かんがい排水札内川導水路における農業用水の安定供給と維持管理費の軽減を図るため、「国営施設応急対策事業」により導水路の一部を改修することとし、現在、事業実施に向けた事務手続が進められているところであります。

次に、道営事業につきましては、農地整備事業として継続の 5 地区のほか、新規着工の相川第 2 地区、新規計画樹立を予定している軍豊第 2 地区の合計 7 地区、農道整備事業としましては、東宝地区での事業を進めてまいります。

なお、農地整備事業の実施に当たりましては、北海道が行う「食料供給基盤強化特別対策事業」、いわゆる「パワーアップ事業」が本年度からさらに 5 年間継続されることになりましたことから、本町といたしましても、引き続き、面工事における受益者負担の軽減を図りつつ、本事業の推進に取り

組んでまいります。

また、公社営事業につきましては、草地畜産基盤整備事業として新規着工する忠類地区での事業を推進してまいります。

このほか、団体営事業の農業基盤整備促進事業による暗渠整備、さらには農協等に対する小規模暗渠事業の補助など、農地の排水向上対策に努めてまいります。

次に、林業の振興についてであります。

町有林につきましては、平成 26 年度から 35 年度までの 10 年を計画期間とする「幕別町森林整備計画」に基づき、積極的な更新と間伐事業を実施してまいります。

また、民有林につきましては、国や北海道、森林組合と連携を図りながら「公費造林推進事業」や「除間伐推進事業」などによる整備を推進してまいりますとともに、新たに「森林・林業再生基盤づくり交付金」を活用し、民間事業者の苗の供給体制の改善に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

本町の商工業を取り巻く環境は、急激な円安に伴う原材料価格の高騰や人件費の増加、電気料金の高騰など、さまざまなコストアップの影響により依然として厳しい状況が続くことが懸念されております。

このため、商工会と連携を図りながら経営改善普及事業を初め、各種の活性化事業に対し必要な支援を行うとともに、空き店舗対策事業の継続実施や住宅新築リフォーム奨励事業を拡充いたします。

さらに、商工会が実施しておりますプレミアム商品券発行事業に対する補助につきましては、プレミアム商品券の発行を年 2 回に拡大して実施するなど、商店街の活性化や商工業の振興に努めてまいります。

また、特産品研究開発事業補助金につきましては、本町の特性を生かした新製品の開発経費について、調査・研究から販路拡大に至るまでを総合的に支援する制度に拡充いたします。

次に、企業誘致対策についてであります。幕別町の豊富な農産物などの地域資源を生かせる企業の誘致に努めてまいります。

このため、企業誘致優遇制度につきましては、町内に本社機能を移転する企業に対する投資額補助金のかさ上げや忠類地域での立地企業に対して工業団地並みの支援策を適用するなど、優遇制度の拡充を図ってまいります。

次に、雇用対策について申し上げます。

厳しい雇用情勢を踏まえ、既存企業の増設や業務拡大による雇用の創出に努めるとともに、ハローワークと連携した雇用相談業務の強化や緊急雇用対策を進めてまいります。

雇用対策事業といたしましては、未就職の新卒者対策のほか、季節労働者の冬季雇用対策として、町道や町有地の環境整備、公共施設の清掃などを実施するとともに、十勝北西部通年雇用促進協議会と連携を図りながら、季節労働者の通年雇用実現に向けた事業を実施してまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

豊かな自然に育まれた多様な観光資源を活用した地域性あふれる観光地づくりを、観光物産協会など関係機関と連携して取り組んでまいります。

また、「夏フェスタ」や「産業まつり」「どんとこいむら祭り」「ナウマン全道そり大会」など季節感あふれる地域に根差したイベントの開催、パークゴルフや農村景観を含めたさまざまな地域資源を生かした体験型・滞在型観光ルートの PR に取り組んでまいります。

加えて、北海道新幹線開業記念イベントとして函館市で開催される「北海道うまいもんサミット」に観光物産協会と連携して参加し、本町の魅力を広く効果的に発信することにより、道央・道南圏などからの交流人口の拡大に努めてまいります。

体験型観光といたしましては、道内外の高等学校の農家民泊による農村生活や農作業体験を取り入れた修学旅行の受け入れを行う「まくべつ稔りの里」の取り組みを、引き続き支援してまいります。

また、昨年引き続き、高規格幹線道路帯広・広尾自動車道利用者の誘客対策として、忠類地域魅

力発信事業実行委員会が実施するガーデニング事業やナウマンぞうり卓球大会、地域特産メニューの研究・PR事業等に支援をしております。

加えて、南十勝の町村と連携して誘客促進を図るとともに、ナウマン公園の大型遊具の新設や観光看板の改修、スキー場のリフトのモーターと制御装置の更新など、忠類地域の観光資源の整備に取り組んでまいります。

次に、基本目標の第3、「笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり」についてであります。

初めに、子育て支援について申し上げます。

全ての町民が支え合い、子どもの豊かな心と生きる力を育むまちを基本理念とした「幕別町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、質の高い保育を総合的に提供し、地域の子育て支援を充実させ、子育てがしやすいまちづくりに努めてまいります。

本年度につきましては、子育て世帯の経済的・身体的負担の軽減と保育施設における食育の推進を図るため、3歳以上の児童に対し、温かい主食を提供いたします。

また、子育てしやすいまちづくりの一環として、出産後、育児休暇を取得する場合においては、これまでの3歳以上だけではなく、年齢に関係なく継続して保育施設の利用ができるよう、育児休暇に伴う退園制度を廃止いたします。

さらに、地域で子育てを相互援助するファミリーサポートセンターを組織して、働く子育て世代を地域で支援する仕組みづくりと地域コミュニティの活性化を図ってまいります。

次に、忠類保育所についてであります。

忠類保育所は、昭和52年の開設以来、忠類保育所運営委員会に委託し、認可外保育所として保育業務を実施してまいりました。

委託先が任意団体でありますことから、合併時以来、その運営体制を含めたあり方について検討してまいりました。

平成27年度の出生者数が3名にとどまり、今後も大きな増加が見込めない現状に鑑み、継続的に安定した保育所を維持していくため、町直営の運営とする方向も視野に入れ、本年度、保護者を初め、地域の方々との意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉の推進について申し上げます。

「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2015」に基づき、高齢者の方々が住みなれた地域で自立した生活ができるように、地域包括ケアシステムの構築に努め、幕別町社会福祉協議会を初めとした関係機関との連携のもとに、相談や見守り体制等の生活支援サービスの体制整備を強化し、さらに本年度は、認知症の方やその家族に対し早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援対策に取り組んでまいります。

また、高齢者の皆さんがその能力や経験を生かし積極的に社会参加ができる場づくりとして、高齢者学級や老人クラブへの支援の拡充に努めてまいります。

次に、忠類地域での外出支援サービスについてであります。

忠類地域の外出行支援サービスは、これまで医療機関への受診を目的とする方を対象に、行き先を忠類市街と大樹町へ限定して運行してまいりました。

本年度からは、デイサービス事業の実施者である社会福祉法人幕別真幸協会の協力をいただき、医療機関への受診については帯広市内までを対象とし、さらに忠類市街と大樹町までの買い物についてもサービスを拡充してまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がいのある人が自立して、生きがいを持って生活できるよう地域全体が支える体制を構築するため、障がいに対する理解の促進と相談支援体制、情報提供の充実を図り、個々人に応じた的確なサービスの提供に努めてまいります。

就業支援といたしましては、昨年度に引き続き「障害者職場体験事業」や「障害者チャレンジ雇用事業」などの取り組みを強化し、さらに、町民に対する障がいへの理解促進や社会参加の場として新

庁舎に開設を計画している「障害者の働く店」に対し、支援を行います。

また、本年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されますことから、関係部署や事業所への周知・啓発を図り、障がい者への合理的配慮に努めてまいります。

言葉や発達・発育に配慮が必要な子どもたちの支援策といたしましては、臨床心理士を正職員として配置し関係機関との連携を図りながら、一人一人の子どもや家族のニーズに応じた一貫した療育と相談支援体制の拡充に取り組んでまいります。

さらに、保健福祉センター内に集団指導に活用するプレールームと検査室を新たに整備し、療育機能を充実してまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

少子高齢化や住民間のつながりが希薄化していく中で、町民一人一人がいつまでも住みなれた地域で安心・安全に生活できる環境づくりや互いに協力し支え合う地域社会を築いていくことが重要であります。

このため、町では、「幕別町地域福祉計画」に基づき、家庭、地域、各種福祉団体、行政が一体となって、ともに助け合い、心通い合う地域福祉の実現に向けて取り組んでまいります。

特に、幕別町社会福祉協議会やボランティアが取り組む「地域サロン」の推進や民生委員・児童委員の日常活動に対し、側面的に支援してまいります。

次に、保健医療体制の確立についてであります。

子どもを持ちたい人に対する支援として、国の制度に合わせた特定不妊治療費の一部を助成してまいりましたが、不妊治療を行っているご夫婦の経済的負担は非常に大きいことから、助成額を拡大するほか、新たに男性の不妊治療費の一部助成を行ってまいります。

さらに、町の独自施策として、これまで対象としていなかった人工授精などの一般不妊治療に対しても、検査や自費負担分の一部助成を実施してまいります。

また、妊婦や新生児の訪問指導や乳幼児健康診査・相談事業など、各種の母子保健事業を引き続き実施し、出産から子育てにわたる切れ目のない支援を進めてまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

「幕別町地域防災計画」に基づき、防災・減災を図るため計画的に防災体制の強化、施設整備、防災備蓄品の拡充などに取り組んでまいります。

また、防災に対する知識や対応策の向上と啓発を目的として、昨年度から5カ年計画で実施しております公区の自主避難訓練を柱とする「地域自主防災訓練」を、本年度は幕別地区と札内地区で実施してまいります。

さらに、防災機能の向上を一体的に図るため、集中防災備蓄倉庫を幕別地区、札内地区に整備し、加えて、札内鉄南地区には耐震性貯水槽1基を整備いたします。

このほか、築45年が経過している糠内分遣所の建設工事を実施し、地域消防の活動拠点として、また、大雨時における地域住民の指定緊急避難場所としての機能強化を図ってまいります。

次に、消費者対策について申し上げます

地域の関係機関が連携して住民を守るという共通認識のもと、昨年12月に設立いたしました「幕別町消費者被害防止ネットワーク」の取り組みを推進してまいります。

また、消費生活相談室を条例に基づく消費生活センターと位置づけ、相談窓口の開設時間を延長するとともに、消費者協会を初め関係機関と連携を図りながら、消費者が安全で安心して暮らせるよう、必要な情報の提供や啓発活動などを行い、消費者被害の防止に努めてまいります。

次に、基本目標の第4、「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」についてであります。

学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもを育むとともに、誰もが学び、豊かな感性を育てることができる教育の充実に教育委員会とともに取り組んでまいります。

昨年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に基づき、町と教育委員会で構成する総合教育会議を7月に設置し、9月には本町の教育、学術及び文化の振興

に関する総合的な施策について定めた幕別町教育大綱を策定いたしました。

本年度も総合教育会議を中心に、町部局と教育委員会の連携を図りながら、教育環境の整備など重点的な施策等につきまして、協議・調整を進めてまいります。

このほか、教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育長から申し上げます。

次に、基本目標の第5、「自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり」についてであります。

初めに、省エネルギー・新エネルギーの推進について申し上げます。

本町では、平成15年度に「幕別町地域省エネルギービジョン」を、17年度に「幕別町地域新エネルギービジョン」を策定し、太陽光発電の導入などの地球温暖化対策を推進してまいりましたが、本年度は、各種施策の実施状況を検証し、今後のエネルギー施策を検討してまいります。

また、本町が保有する防犯灯と街路灯については、省エネルギー化と維持管理費の低減を目指し、リース方式により2カ年で全灯のLED化を進めてまいります。

次に、道路・交通環境の整備について申し上げます。

初めに、道道整備についてであります。

主要道道豊頃糠内芽室線につきましては、一昨年に床板の一部が破損した栄橋のかけかえ工事として、昨年度から右岸の橋台と橋脚の工事に着手しており、本年度は、左岸の橋台と残る橋脚1基、橋梁の上部工の工場製作を行う予定となっております。

主要道道幕別大樹線につきましては、幕別跨線橋から忠類方面に向かう軍岡地区0.6キロメートルについて、歩道整備が実施されることとなっております。

札内新道の延伸整備であります主要道道幕別帯広芽室線につきましては、昨年度に一部用地買収に着手し、本年度においても引き続き用地買収と物件補償を予定しており、早期本工事着手に向け北海道に要望してまいります。

次に、町道の整備についてであります。

本年度は、幕別地域で明野6線など7路線、忠類地域で3路線の整備を予定しておりますが、引き続き、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら良好な道路、交通環境の確保に努めてまいります。

次に、住環境の整備、公営住宅の整備について申し上げます。

町営住宅につきましては、公営住宅長寿命化計画に基づき計画的な整備に取り組んでまいります。

本年度から、春日東団地の建てかえ工事に着手し、8棟32戸の整備を平成31年度までの4カ年で実施いたしますが、本年度は、既存の3棟12戸を解体し、新たに2棟8戸の整備を行ってまいります。

忠類地域の町営住宅につきましては、昨年度に引き続き、白銀町団地の2棟8戸の取り壊しを実施いたします。

次に、地域公共交通の確保について申し上げます。

コミュニティバスにつきましては、昨年9月で2年が経過し、「さつバス」では利用者が増加しているものの、「まくバス」では利用者が伸び悩んでいることから、利用者拡大のためのニーズ調査や未利用者へのPRを実施の上、運行時刻の見直しなどにつきまして、幕別町地域公共交通確保対策協議会で協議を進めてまいります。

また、予約型乗り合いタクシー駒島線と古舞線につきましては、地区での出前講座などを通じて利用方法の周知を図り、より一層の利用促進を図ってまいります。

次に、公園整備について申し上げます。

これまでも、公園施設長寿命化計画に基づき、公園遊具等の計画的な改築更新を順次進めてまいりましたが、本年度は、新田の森ほか7公園の施設更新を進めるほか、ナウマン公園に大型遊具4基を新設し、ファミリー層の誘客を図り、道の駅・忠類エリアはもとより、忠類地域の魅力向上に取り組んでまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

水道は、住民生活になくてはならないものであり、常に安定的な給水が求められることから、水道

施設の強靱化を図り、安全・安心な水を安定的に供給するとともに、事業運営の効率化を図り経営の健全化を図ってまいります。

上水道整備につきましては、本年度、無水地区の解消を図るため、昨年に引き続き西猿別地区の配水管整備を進めるとともに、新たに明野地区の整備に着手するほか、配水管の更新を6路線で行う予定としております。

簡易水道事業につきましては、糠内浄水場の塩素注入設備の更新工事を行うほか、美川地区の配水管の整備を継続するなど、各地区の水道供給の安定化に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

本年度は、下水道長寿命化計画に基づき、幕別町浄化センターの滅菌設備等の更新や札内中継ポンプ場の空気圧縮機等の更新を進めてまいります。

また、個別排水処理事業では、20戸の合併浄化槽の整備を計画いたしております。

次に、新庁舎の建設について申し上げます。

一昨年8月に着手した建設工事は、ほぼ全ての工事が完了し、今月末までに北海道の完了検査を受け、使用が許可される予定となっております。

本年度は、現庁舎の解体と新庁舎北側の駐車場整備を行い、新庁舎南側の駐車場と外構の整備は、現庁舎解体後、平成29年度の実施を予定しております。

新庁舎における業務は、ゴールデンウィーク中に引っ越し作業を行い、5月6日から開始する運びで準備を進めております。

次に、札内福祉センターの改築について申し上げます。

札内福祉センターの改築は、札内地区における防災機能の向上を図るため、国土交通省所管の都市防災総合推進事業を活用し、防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備と一体的に行う計画としております。

本年度は、建設工事に着手し、年度内の完成に向けて計画的に取り組んでまいります。

以上、第1回町議会定例会の開会に当たりまして、町政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきます。

本年8月には、ブラジル・リオデジャネイロで夏季オリンピックが開催されます。

先般挙行いたしました合併10周年記念式典に、本町出身の陸上競技の福島千里さん、マウンテンバイクの山本幸平さん、女子7人制ラグビーでサクラセブンスのメンバーの桑井亜乃さんから、お祝いのメッセージが寄せられました。

3人ともリオ五輪の出場が有望視される選手であります。ぜひ、出場を果たし、町民に誇りと感動や勇気を、そして子どもたちに大きな希望と夢を与えていただきたいと望んでおります。

町といたしましては、本年度新たに未来のオリンピック選手を育てる事業にも取り組んでまいります。

輝く選手が歩んできた道は、決して平たんなものではなく、必ずや勝利や栄光をつかめると信じ、努力を重ねた結果であろうと思っております。

幕別町がこれから歩む道も、決して平たんなものではありません。

加速する少子高齢化・人口減少への対応、産業振興、防災などの安全・安心の確保対策の取り組みを初め、老朽化する公共施設の整備やTPPへの対応、行政改革の一層の推進など、課題は山積しております。

しかしながら、行政や町民、企業といった垣根を越え、それぞれが知恵を出し合い、創意工夫をもって課題解決に取り組むことにより、町民一人一人が誇りを持てるような輝く町になると私は確信しております。

私は、自分自身に課せられました責任と使命を十分かみしめ、みずから先頭に立って、職員ともども最大の努力を重ねる決意であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんの、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、

町政執行方針といたします。

○議長（芳滝 仁） この際、11時10分まで休憩いたします。

10:59 休憩

11:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、教育長から教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

田村教育長。

○教育長（田村修一） 平成28年第1回幕別町議会定例会の開会に当たり、本年度の教育行政執行方針について申し上げます。

我が国は今、少子化・高齢化が進行し生産年齢人口の大幅な減少が予想される中、持続可能な発展を遂げていくために、社会の構成員一人一人の能力を最大限伸ばしていくことが、グローバル化が進展していく現代社会において求められており、教育はそのかなめとして一層重要性が増しているところであります。

また、教育は個人の社会的自立の基礎を築き、幸福を実現するものであると同時に、教育の成果が、教育を受けた本人のみならず、広く社会全体に還元され、社会や地域の活力増進の原動力となることを踏まえ、**「未来への投資」**であるとともに、社会参加を保障する**「セーフティーネット」**としての性格を持つものであります。

このようなことから、教育、とりわけ義務教育段階においては、個々の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家や社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としているところであり、そのためには、児童生徒の**「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」**をバランスよく育成することを通じて、**「生きる力」**をより一層育むことが重要であると考えます。

さらに、一人一人の多様な個性・能力を生かし、生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、協働しながら新たな価値を創造していくための生涯学習は、その重要性がますます高まってきております。

本町の教育目標である**「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人」**は、まさしく生涯にわたって**「生きる力」**を育み、本町の人材育成にとどまらず、我が国の形成者を育成しようとするものであり、この教育目標を実現するため、より一層、家庭・学校・地域の連携を密にして本町の教育を進めてまいり所存であります。

以下、「第5期幕別町総合計画」の基本目標の第4「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」の項目に従い、本年度の主な施策について申し上げます。

初めに、生涯にわたる学習社会の形成についてであります。

教育基本法第3条では、生涯学習の理念について「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されているところであります。

この規定を踏まえ、平成26年3月に策定した「第5次幕別町生涯学習中期計画」に基づき、「いつでも、どこでも、だれでも」が学ぶことができる生涯学習施策を展開し、学習成果を生かすことのできる**「生涯学習社会」**を形成するため、今後とも生涯学習の振興に取り組んでまいります。

このため、本町の生涯学習の拠点施設である百年記念ホールや町民会館、忠類コミュニティセンターなどを有効に活用し、各種事業や生涯学習講座の充実に引き続き取り組んでまいります。

また、小学生の交流事業として、これまでの上尾市との交流に加え、平成27年度から「災害時相互応援に関する協定書」を締結しております中土佐町及び開成町との交流事業を実施しているところであります。

本年度は両町の小学生を初めて受け入れするとともに、上尾市の小学生についても受け入れし、本町の小学生と交流いたしますことから、本事業を通して子どもたちの感性、視野を広めるとともに、本町と中土佐町、開成町並びに上尾市との交流がより一層深まるよう事業を実施してまいります。

次に、図書館につきましては、幕別町図書館独自の本の配列を行う「本棚の力」、バーチャル本棚などの新機能を活用したホームページから発信する「ネットの力」、地域住民とのかかわり合いを深める「人材の力」という三つの力を有機的につなげ、図書館が地域の情報編集センターとして機能することを目指して事業を実施しているところであります。

本年度は、昨年度実施した編集力養成講座の受講者を中心に、地域情報、町の歴史などを取材・編集し、幕別町図書館 WEB で発信していただくなど、人材の活用を図っていくとともに、引き続き、同講座を実施してまいります。

また、図書館の持つ機能の一つとして、本を通しての心の安らぎなど、現代社会におけるストレスの軽減効果があるとされております。

このことから、本年度、図書館においてストレス測定を行うとともに、活字と笑いの機会の提供を通じ、予防医療につながるような新しい社会モデルづくりに取り組んでまいります。

さらに、幼児期に本に親しみ豊かな心を育む子どもを育成する観点から、「ふれあい子育て読書推進事業」を引き続き実施するとともに、より多くの幼児等が本と触れ合うことができるよう、事業を展開してまいります。

公立図書館として、その機能を十分に発揮し、地域づくりの核となる図書館を目指すため、今後とも多様な取り組みを行うとともに、図書館にかかわる町民サポーターの育成を図り、その人材を活用し図書館のサポート体制を充実させ、本に親しみ、人と交わる図書館運営を進めてまいります。

二つ目は、健やかな子どもを育てる学校教育の推進であります。

少子高齢化が進行していく中で、子どもは、町の宝、社会の宝であり、未来へ希望を託す人材として、その限りない成長を育むための学校教育をいかに推進していくかが重要でありますことから、その施策の充実を図ってまいります。

初めに、「幼児教育の充実」についてであります。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成を担う極めて重要なものでありますことから、遊びや生活、人間関係づくりなど幼児教育段階に必要な力を育み、小学校以降の生活や学習の基礎を培っています。

このため、本年度も引き続き、異年齢保育、満3歳児入園、預かり保育、幼児教育相談を通じて、思いやりの心、社会の決まりを守ろうとする気持ちや健やかな体の育成に努めてまいります。

また、特別な支援を要する園児への対応を引き続き行い、小学校入学後にその支援が継続的に、かつ円滑に行われるよう、小学校との交流や連携を図ってまいります。

なお、本年7月に、本町のわかば幼稚園を初め浦幌町、更別村の公立幼稚園を会場に、北海道国立幼稚園・こども園教育研究大会十勝大会が開催されますことから、本研究大会を通して職員の指導力等の向上を図るとともに、各種研修会へ職員を参加させるなど、職員の資質向上に努めてまいります。

次に、「小中学校教育の充実」についてであります。

今日、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、学力や体力・運動能力の向上、また、規範意識や倫理観といった心の発育等、多くの教育課題が指摘されているところであります。

このため、本町においては、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」といった「知・徳・体」のバランスがとれ、新しい時代に対応可能な「生きる力」を身につけさせるため、学習指導要領に基づいた教育の展開を図ってまいります。

以下、学校教育の主な施策について申し上げます。

初めに、「確かな学力の向上を図る学習指導の充実」であります。

児童生徒が将来、社会において自立して生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能や、それらを活用できる力を育むことが必要であります。

本町の児童生徒の学力の状況は、全国学力・学習状況調査の知識及び活用において、全国・全道平均に比べ、小学校では一部の教科を除いて上回り、また、中学校では全ての教科が上回るという結果であり、着実な学力の定着がうかがえるものとなっております。

今後とも、学力向上における取り組みの成果や課題について分析するとともに、さらなる学習規律の徹底を図り、児童生徒が集中して学習できる環境の整備やチャレンジテストなどの活用を通じた学びの定着を図るなど、ハード面、ソフト面両面において、さらなる学力向上に向けた取り組みを行ってまいります。

また、本町では現在、小学校間や中学校から小学校への出前授業の実施のほか、行事などの連携教育を行っているところであります。

近年、小学校から中学校へと進学する際、学習内容の量的・質的变化や教科担任制など学習環境の変化に伴う学習意欲の低下を初め、人間関係、児童生徒の発達の早期化等さまざまな変化から、いじめや不登校など問題行動が急増する、いわゆる「中1ギャップ」の問題が憂慮されております。

このことを踏まえ、本年度から、これら課題の解決に向け、本町における小中一貫教育のあり方を探るため、目指す子ども像・学校像等を含め、義務教育期間である9年間を見据えた教育活動を行うための仕組みづくり等について、調査・研究並びに検討を行ってまいりたいと考えております。

また、各学校における確かな教育課程の編成や実施に関する専門的事項の指導・助言を行うため、学校教育推進員を配置しておりますが、本年度からは一人増員し二人とし、体制を強化するものであります。

さらに、基礎・基本的な学力の確実な習得を図るため、引き続き退職教員等外部人材の活用を行い、チーム・ティーチングや習熟程度に応じた指導など、個の学びに応じたきめ細かな指導を図り、確かな学力の向上に努めてまいります。

次に、「子どもの体力向上と健康に関する指導の充実」であります。

全国体力・運動能力等の調査において、本町の児童生徒は、身長、体重ともに全国平均を上回っておりますが、柔軟性、敏捷性、走力などの運動能力に課題が見られたところであります。

このことから、子どもたちに体を動かす喜びを実感させ、積極的に運動に取り組む意欲や態度を育てるため、体力測定器具や反復横跳び用のラインテープ貼付などの環境を整え、学校の休み時間等を利用し、遊びを通してスポーツに親しむ機会をふやすなど、体力や運動能力の向上に努めてまいります。

また、「全国学力・学習状況調査」等の結果から、幕別町の子どもたちは、ゲーム、テレビを見る時間が長く、家庭学習の時間が少ない傾向が見られます。

今後は、子どもたちの生活及び学習の状況を把握しながら、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の確立や、毎月19日の「ノーテレビ・ノーゲームデー」と連動した家庭での団らんの時間をつくることなど、望ましい環境づくりや学習習慣の確立に向けて、学校と家庭が一体となった取り組みを進めてまいります。

次に、「特別支援教育」についてであります。

学習や日常生活などにおいて、特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加する傾向にあります。

このため、本年度は、特別支援教育支援員を小中学校合わせて5人ふやし、44人を各学校に配置することにより、特別な支援が必要な子どもたち一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、個に応じた適切な支援に努めてまいります。

また、特別支援教育支援員の資質向上を図るため、引き続き全員が参加する研修会を開催するとともに、配置先の学校では、必要な研修等にも参加できるよう取り組んでまいります。

さらに、就学前から義務教育終了までの連続した支援を充実するため、発達支援センターと連携を強化し、教育相談、学校・幼稚園・保育所・関係機関との情報共有等を行い、充実した特別支援教育を推進してまいります。

次に、「いじめや不登校問題」についてであります。

いじめや不登校は依然として大きな教育課題であり、人を思いやる心やかけがえのない命を大切に
する心を育むとともに、問題行動の未然防止、早期対応に努めることが重要であると考えております。

特にいじめは、児童生徒の心と体に大きな傷を残すばかりでなく、教育の根幹にもかかわる重大な
問題であります。

本町では、「町いじめ防止基本方針」に基づき、「町いじめ防止対策推進委員会」によるいじめの
根絶に向けた対策協議やいじめ防止の標語募集といった啓発活動を行うなど、早期発見、早期対応等
のいじめ防止対策を総合的に推進しているところであります。

また、町の独自事業で配置しております「子どもサポーター」の積極的な活用を図るとともに、北
海道の事業であります「スクールカウンセラー」による教育相談の充実に努めてまいります。

さらに不登校問題についても、子どもサポーター、学校、保護者の連携のもと、「まっく・ざ・ま
っく」を活用した学校復帰の取り組みを進めてまいります。

次に、「学校給食」についてであります。

学校給食は、学校給食法において「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、
児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」と
規定され、重要な教育内容の一つとして位置づけられておりますことから、今後とも安心・安全な給
食の提供を行うとともに、食育の充実に努めてまいります。

特に、朝食欠食などの食生活の乱れや、偏った栄養摂取など子どもたちの健康を取り巻く問題が深
刻化する中、食に対する正しい知識とともに望ましい食習慣が身につくよう、忠類小学校に配置され
ている栄養教諭に加え、本年度、栄養教諭二人の配置を行っていただくよう、道教委に要望してい
るところであります。

新たに二人の栄養教諭の配置が決定した際には、全ての小中学校において食育の全体計画を見直す
とともに、食に対する指導の充実に努めてまいります。

また、昨年に引き続き幕別・札内市街地の小学校においては、農協青年部の皆さんを講師に迎え、
食と農業について学ぶ機会を設けてまいります。

次に、「教育環境の整備」についてであります。

子どもたちの安全・安心を確保し、快適に学校生活を送れるよう、引き続き、学校施設の計画的な
整備に努めてまいります。

町内の各学校施設については老朽化が進んでおり、一部大規模な改修が必要な状況にありますこと
から、本年1月に終了した学校現地調査をもとに、現在策定中であります「幕別町小中学校整備改修
計画」に基づき、改修工事を実施すべく、町の総合計画に位置づけ、計画的に整備を行ってまいり
たいと考えております。

また、平成27年度から大規模地震等による落下物防止のため、屋内運動場のバスケットゴールや照
明器具等に係る対策工事を行っておりますが、引き続き未実施の小中学校について計画的に改修工
事を実施してまいります。

一方、ICTの環境整備ではありますが、ICT活用教育の効果を発揮するためには、実物投影機等 ICT
機器を大型テレビなどとともに各教室に1台ずつ整備し、授業で必要なときにすぐ利用できる環
境を整えることが求められております。

このため、平成27年度に策定した「幕別町学校 ICT 環境整備計画」に基づき、本年度から3カ年
で計画的に全小中学校の普通教室に実物投影機等を導入するとともに、無線 LAN の環境整備に取
り組んでまいります。

次に、「高等学校教育の充実」についてであります。

平成28年2月末の公立高校入試最終出願状況によりますと、幕別高等学校につきましては、平成
28年度から間口が1減の1間口となっておりますが、募集定員40人のところ推薦入試内定
者を含め46人の出願があり、昨年度に比べて1人減の状況となっております。

また、中札内高等養護学校幕別分校につきましては、募集定員16人に対し14人の入学予定となっ

ている状況であるとお聞きしております。

北海道教育委員会による十勝学区内の生徒数の推計値によりますと、平成 28 年度から 30 年度の 3 年間で 159 人が減少し、さらに 34 年度までの 7 年間では 371 人が減少するとされております。

このような状況から、現在、「幕別町後期中等教育を考える懇話会」を設置し、今後の町内高等学校の中・長期的な展望等について保護者等から意見等を伺っているところでありますが、本年度から町内高等学校がそれぞれの特徴を生かした教育活動が円滑に実施できるよう、町といたしましても支援を拡充してまいりたいと考えております。

具体的には、各高校の教育振興や魅力ある学校づくりのため、引き続き補助金による支援を行ってまいりますが、今後、中学卒業生数の減少等、私立高校を取り巻く環境の厳しさが増すことが想定されますことから、江陵高等学校に対しましては支援事業補助金を増額し、さらなる特色のある学校づくりを支援してまいります。

また、中札内高等養護学校幕別分校並びに幕別高等学校に対しましては、学習内容の充実や保護者負担の軽減等を図るため、校外学習、実習体験、インターンシップ授業、部活動等に利用可能なスクールバスの運行支援について新たに組み込んでまいります。

これら支援を実施することにより、それぞれの高等学校のさらなる魅力向上につながり、町内高等学校がこれまで以上に進路先として選択されるよう、町といたしましても側面から支援を実施し、本町における後期中等教育の確保に努めてまいります。

次に、「信頼される学校づくりの推進」についてであります。

本町では、毎月 19 日を「まくべつ教育の日」として、保護者や地域の方に学校を訪問していただき、学校への関心を高めるとともに、ご意見をいただくなど、家庭・学校・地域が一つとなって子どもたちを見守り、育てていく取り組みを進めております。

今後も、各学校の運営協議会を初め、保護者、地域の方々のご理解とご協力をいただきながら、地域に信頼される学校づくりに努めてまいります。

さらに、子どもたちの教育に直接携わる教職員には、高い倫理観と使命感が求められているところであります。

このことから、教職員の不祥事の根絶に向け、服務規律の確保、法令の遵守などについて、校長会議等を通じて指導するとともに、各学校における研修や相互啓発を促進してまいります。

三つ目は、「青少年の健全育成の推進」についてであります。

未来を担う青少年を心身ともに健やかに育成することは、私たち大人全体の願いであります。

青少年の健全育成は、問題発生後の対応もさることながら、問題を未然にどう防ぐかに重点を置くことが最も大切なことであり、家庭・学校・地域の共同の責任として推進する必要があります。

このため、「家庭教育を考える集い」を実施している「幕別町 PTA 連合会」や健全育成の標語の募集や善行賞の表彰などを実施している「幕別町児童生徒健全育成推進委員会」のほか、子ども会などの活動に対して、引き続き支援を実施し、人間性豊かで強い意志を持った青少年を育成するよう努めてまいります。

四つ目は、「優れた芸術・文化活動の推進」についてであります。

芸術・文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらして、人生を豊かにするものであると同時に、社会全体にゆとりや潤いを創造する上で、その果たす役割は大変重要であります。

このため、まくべつ町民芸術劇場や幕別町文化協会に対し支援を行い、国内外のすぐれた芸術・文化に接し、体感できる鑑賞機会を提供するとともに、自主的な活動の促進に努めてまいります。

また、本町の芸術・文化の拠点的施設である「百年記念ホール」の老朽化対策として、平成 25 年から計画的に改修を行っているところでありますが、本年度は大ホール舞台音響設備の改修工事を実施いたします。

五つ目は、「歴史的文化の伝承」についてであります。

本町は、町の発展に尽くされた先人たちのご努力と業績に支えられ、産業、経済、教育、行政の振

興と発展がもたらされました。

本町の歴史的・文化的資源である郷土文化資料とその情報を町民共有の財産として次世代に引き継ぐため、収集・保存事業とともに、郷土文化資料を通じて、身近に先人の苦労や豊かな知識に触れ、特に次代を担う子どもたちがふるさとへの新たな思いを養い、幕別町への愛着と誇りを育む事業の展開が重要であります。

このため、ふるさと館、蝦夷文化考古館、ナウマン象記念館のそれぞれの特徴を生かし、郷土の歴史や文化等を学ぶ場として今後も活用を図ってまいります。

なお、施設の老朽化が進んでいる「ふるさと館」と「蝦夷文化考古館」については、「(仮称)幕別町郷土文化資料館」として整備等基本構想を策定し、その改築整備について検討を行ってまいりたいと考えております。

また、伝統芸能である糠内獅子舞保存会やナウマン太鼓保存会の活動に対して、引き続き支援を実施してまいります。

最後に、健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進についてであります。

本町のスポーツ施設は、農業者トレーニングセンターや札内スポーツセンターなどの屋内施設と陸上競技場や野球場、パークゴルフ場などの屋外施設を設置しており、多くの町民の方が体力づくりや健康維持のため利用されているところであります。

今後につきましても、体育連盟やスポーツ少年団など、スポーツ関係団体の活動に対して、引き続き支援を実施してまいります。

また、施設の維持管理につきましても、適切な管理を行うとともに、より利用者に対するサービス向上が図られるよう民間活力の導入も含め検討を行いたいと考えております。

なお、直営で管理している5カ所の町民プールは常時一人の監視員を本年度から常時二人の監視員とし、監視体制の強化を図ってまいります。

また、本年度は農業者トレーニングセンター修繕工事のための調査業務を行うとともに、老朽化が進んでいる札内東町民プールの改築計画について検討を行うこととし、その際、単独で整備を行うか、また、札内地区の他の2カ所の町民プールと統合し整備を行うかなど、整備の方向性について地域住民、学校、関係団体等の意見を幅広くお聞きし、本年度中を目途にその方向性について決定してまいりたいと考えております。

さらに、本町で考案されたパークゴルフのさらなる普及を図るため、今後とも日本パークゴルフ協会との連携を図るとともに、コミュニティスポーツとしての原点でもある世代間交流大会としての「家族大会」を本年度も開催してまいります。

このほか、本年度は、本町出身のオリンピックアスリートの方々をお招きしての子どもたちとの交流や、トークショーの開催、プロ野球北海道日本ハムファイターズのOBの方による子どもたちを対象とした野球教室を新たに開催するとともに、昨年実施したマウンテンバイクの体験教室や、本町では3回目となる住民参加型のスポーツイベント「チャレンジデー」を実施するなど、町民がスポーツを通して健康で豊かな生活が送られるよう各種事業を推進してまいります。

以上、平成28年度教育行政執行に当たっての基本方針を述べさせていただきました。

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、新たな制度のもと、町長と教育委員会で構成する総合教育会議が設置されたところではありますが、教育委員会といたしましては、「すべては子どもたちのために」という基本的な認識に立ち、町長部局と連携し教育行政を推進していく所存でございます。

議員の皆様並びに町民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長(芳滝 仁) これで、教育行政執行方針は終わりました。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第3、承認第1号及び日程第4、承認第2号の2議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、承認第1号及び日程第4、承認第2号の2議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第1号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、幕別町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例であり、平成27年12月30日付で行ったものであります。

議案書は1ページ、議案説明資料も1ページをお開きいただきたいと思います。

昨年12月11日に「幕別町税条例の一部を改正する条例」が議決され、平成28年1月1日から施行することとなっておりますが、議決後の平成27年12月18日付で総務省から「地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについて」の通知がありました。

通知内容につきましては、平成28年1月以後に地方税当局が納税義務者及び特別徴収義務者等から申告・申請書を受ける手続においては、原則として個人番号または法人番号の記載を求めることとなりますが、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者及び特別徴収義務者等の負担を軽減することとされたものであります。

このことから、「幕別町税条例の一部を改正する条例」の施行日である平成28年1月1日より前に、所要の改正をする必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をしたものであります。

具体的な改正内容につきましては、町民税及び特別土地保有税の減免申請書において、個人番号の記載を必要としないこととするものであります。

次に、議案説明資料の1ページをごらんください。

第51条第2項第1号の規定及び第139条の3第2項第1号の規定の中から「個人番号」に関するものを削除することにより、町民税及び特別土地保有税の減免申請書に個人番号の記載を必要としないようにするものであります。

議案書の2ページをお開きください。

本条例の施行期日についてですが、公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、承認第1号を終わります。

日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第2号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成27年度幕別町一般会計補正予算であり、平成28年1月19日付で行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度幕別町一般会計補正予算（第10号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億200万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ173億6,865万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、初めに歳出からご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費1億200万円の追加でございます。

13節及び14節につきましては、昨年11月24日と26日の降雪に伴う一斉出動以降、本年に入りましても、1月14日と19日の降雪による一斉除雪や風雪に係る吹き込み除雪、道路の拡幅除雪等を実施したことに伴い、現計予算に不足が生じますことから、追加させていただいたところであります。

本補正予算によりまして、2月以降における幕別地域の除雪2回分と忠類地域の4回分のほか、幹線道路を中心とする排雪作業など、当面の降雪に対応しようとするものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入であります。5ページにお戻りいただきたいと思います。

11款1項1目地方交付税389万9,000円の追加でございます。

普通交付税の追加でございます。

20款1項1目繰越金9,810万1,000円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、承認2号を終わります。

承認第1号、承認第2号につきまして、承認についてご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

承認第1号、第2号について、承認されました。

[一括議題]

○議長（芳滝 仁） 日程第5、議案第1号、平成28年度幕別町一般会計予算から日程第13、議案第9号、平成28年度幕別町水道事業会計予算までの9議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第9号までの9議件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配付のとおり委員会条例第5条及び第7条第2項の規定により議長を除く全議員をもって構成する平成28年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第9号までの9議件については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する平成28年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第14、議案第27号から日程第16、議案第28号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第27号から日程第16、議案第28号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第14、議案第27号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第27号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は18ページ、議案説明資料は20ページをお開きいただきたいと思います。

本年度につきましては、公務と民間の給与比較の結果、昨年8月6日に国会及び内閣に対し、人事院の勧告が行われたところであります。

勧告の主な内容といたしましては、昨年に引き続き月例給、特別給のいずれも民間が公務を上回っていることから、それらを引き上げるものであります。

月例給につきましては、平均0.36%の引き上げを行うものであります。

特別給につきましては、支給月数を年間で0.1カ月分の引き上げとするものであり、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に配分するものであります。

本町における職員の給与につきましては、従前から、国家公務員の人事院勧告の内容に準じて改定を実施してきておりますことから、本年度におきましても、国に準じて本条例の改正を行うとともに、平成28年4月1日より施行されます地方公務員法の改正に伴う条文の文言整理等を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

議案説明資料の20ページをごらんください。

初めに、改正条例第1条関係についてであります。勤勉手当及び行政職給料表に関して、所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第17条につきましては、本年度12月に支給する勤勉手当の支給率を改正するものであります。同条第2項第1号では、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率につきまして「100分の75」を「100分の85」として、同項第2号では、再任用職員の勤勉手当の支給率につきまして「100分の35」を「100分の40」とするものであります。

附則第53項につきましては、特定職員の勤勉手当に係る減額支給率を改めるものであります。

21ページをごらんください。

別表第1につきましては、行政職給料表であります。1,100円の引き上げを基本に改定するもので

あり、全部改正となります。

ただし、初任給につきましては、民間との間に差が生じていることを踏まえて2,500円の引き上げとし、若年層につきましても同程度の引き上げとしているところであります。

25ページをごらんください。

次に、改正条例第2条関係についてであります。第1条で改正した条文をさらに改正するもので、平成28年度以降の6月及び12月に支給する勤勉手当の支給率が均等になるように所要の改正を行うとともに、地方公務員法の改正による条文の文言整理等を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第1条につきましては、引用しております地方公務員法の該当条文の項ずれに伴う改正であります。

第16条の3につきましては、地方公務員法の改正により、職員の期末手当の支給を一時差しとめる処分について、条文の整理を行うものであります。

26ページをごらんください。

第17条第2項につきましては、平成28年度以降の6月及び12月に支給する勤勉手当の支給率を均等にすする改正であり、同項第1号では、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率につきまして、6月及び12月ともに「100分の80」として、同項第2号では、再任用職員の勤勉手当の支給率を6月及び12月ともに「100分の37.5」とするものであります。

また、同条第4項につきましては、引用する該当条文が、改正により繰り下がりましたことから、所要の文言整理をするものであります。

第20条につきましては、27ページになりますが、長期間にわたり病気休暇を取得している職員の給料の半減について、結核性疾患及び規則で定める疾病について設けられている特例を廃止し、国に準じた制度とするために改正するものであります。

27ページをごらんください。

附則第53項につきましては、特定職員の勤勉手当に係る減額支給率を改めるものであります。

議案書に戻りまして、22ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてであります。第1項につきましては、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。ただし、改正条例第2条における施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項につきましては、改正条例第1条の規定の適用期日について規定するものであります。平成27年度における人事院の勧告は、4月時点での公務と民間との均衡を図る必要があるとしていることから、この公務と民間との較差相当分を調整するため、平成27年4月1日に遡及して適用させるものであります。

第3項につきましては、平成28年4月1日前から引き続いて結核性疾患等で病気休暇を取得している職員における給料の半減の期間の適用について、改正前と同様に、引き続いて勤務しない日が1年を超えた場合に半減されることとする経過措置を設けたものであります。

これらの給与改定を行うことにつきましては、本年2月22日に職員組合と協議が調っているところであります。

なお、この給与条例の改正により本年度の影響額につきましては、共済費を除きまして、総額で1,061万5,000円の増となる見込みであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第27号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに
ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 26 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第 16、議案第 28 号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例までの 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第 26 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 28 号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

まず、議案第 26 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は 17 ページ、議案説明資料は 18 ページをごらんいただきたいと思います。

本条例につきましては、平成 27 年 8 月 6 日に行われました人事院勧告に準じて一般職の給与改定を行うことに伴い、特別職の期末手当の支給率の引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

改正内容であります、6 月及び 12 月に支給する期末手当の支給月数を合計で 0.1 カ月分引き上げるものであります。

ただし、本年度の期末手当につきましては既に支給済みでありますので、12 月に支給する期末手当の支給月数を 0.1 カ月分引き上げ、差額を支給するものであります。

議案説明資料の 18 ページをごらんください。

初めに、改正条例第 1 条関係についてであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

改正条例第 1 条関係は、本年度 12 月に支給する期末手当の支給率を 0.1 カ月引き上げるものであり、第 4 条中にあります 12 月に支給する期末手当の支給率を「100 分の 210」から「100 分の 220」に改めるものであります。

19 ページをごらんください。

次に、改正条例第 2 条関係は、第 1 条で改正した後の条文を改正するもので、平成 28 年度以降の 6 月及び 12 月に支給する期末手当の支給率を改正するものであります。

第 4 条中にあります 6 月に支給する期末手当の支給率を「100 分の 200」から「100 分の 205」に、12 月に支給する期末手当の支給率を「100 分の 220」から「100 分の 215」に改めるものであります。

議案書の 17 ページをごらんください。

附則についてであります、本条例における施行期日を公布の日からとし、改正条例第 2 条における施行期日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から施行とするものであり、改正条例第 1 条の規定につきましては、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して適用するものであります。

次に、議案書は 24 ページ、議案説明資料は 28 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 28 号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります、前段ご説明申し上げました理由から、特別職の職員で常勤の者と同様に支給率を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 28 ページをごらんいただきたいと思います。

以下、条文に沿いまして、改正の内容をご説明申し上げます。

改正条例第 1 条関係は、本年度 12 月に支給する期末手当の支給率を 0.1 カ月引き上げるものであり、本年度 12 月に支給する期末手当の支給率を「100 分の 252.5」から「100 分の 262.5」に改めるものであります。

29 ページをごらんください。

改正条例第2条関係は、第1条で改正した後の条文を改正するもので、平成28年度以降の6月及び12月に支給する期末手当の支給率を改正するものであります。

第2条中にあります6月に支給する期末手当の支給率を「100分の157.5」から「100分の162.5」に、12月に支給する期末手当の支給率を「100分の262.5」から「100分の257.5」に改めるものであります。

議案書の24ページをごらんください。

附則についてであります。本条例における施行期日を公布の日からとし、改正条例第2条における施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行とするものであり、改正条例第1条の規定につきましては、平成27年4月1日に遡及して適用するものであります。

これらの改正によりまして、6月及び12月の期末手当の支給月数の合計が4.1月分から4.2カ月分となり、増額となる本年度の影響額につきましては、三役合計で年間24万4,000円、議会議員で年間44万9,000円となる見込みであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第26号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第28号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第17、議案第10号から日程第25、議案第18号までの9議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17、議案第10号から日程第25、議案第18号までの9議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

この際、13時まで休憩いたします。

12:05 休憩

13:00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 17、議案第 10 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第 11 号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 10 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第 11 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 億 3,250 万 1,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 182 億 115 万 9,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 5 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、6 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 繰越明許費」でございます。

全部で 14 事業であります。いずれも年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越して事業を行うものであります。

2 款総務費、1 項総務管理費、忠類コミセン消火ポンプ更新工事 259 万 2,000 円であります。

消火ポンプの老朽化に伴い、消火ポンプを更新しようとするものであります。

次に、地方創生広域事業負担金 18 万円あります。

十勝管内 19 市町村において、三つの事業を連携して取り組むものであります。

一つ目には、デザインや宣伝広告など創造的な職種の人材をターゲットにした移住促進事業、二つ目には、十勝の雄大な自然環境を活用したアウトドアの魅力を発信し、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役を担う組織体制の構築に向けた調査の実施、三つ目は、十勝における持続可能な新たな事業構想を生み出す「とかち・イノベーションプログラム」を実施するものであります。

これら三つの事業は、平成 27 年度の国の補正予算である「地方創生加速化交付金」を活用して実施するものであります。

次に、北海道震度情報ネットワークシステム設備移設工事 335 万 9,000 円あります。

現庁舎東側の屋外に設置しております地震の震度計を新庁舎の北側に移設するものであります。

次に、情報セキュリティ強化対策用備品 4,872 万 8,000 円あります。

国は、日本年金機構における個人情報漏えい事案を受け、昨年 7 月から有識者等で構成する自治体情報セキュリティ対策検討チームで、新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けた検討に取り組みされたところであります。

この検討チームの中間報告を受けて、昨年 9 月には国から既存の住基システム等に接続された、いわゆる基幹系のネットワークと、インターネットに接続された情報系のネットワークを切り離すよう求められ、この間、個人情報保存されている住基システム搭載のパソコン端末機をインターネット回線から遮断された環境で使用するための整備を実施したところであります。

その後、11 月に出された検討チームの最終報告をもとに、12 月には国からより一層のネットワークの強靱化を求める通知があり、今年度の国の補正予算による補助事業の拡大を受け、このたび内ネットワークのさらなるセキュリティ強化を行うものであります。

整備内容につきましては、一つには、住基システム等の基幹系、二つには、グループウェアや財務会計システムなど日常使用する業務系、三つ目には、さらにインターネット系のネットワークを 3 層に分割するものであり、前回の整備で基幹系と情報系の 2 系統に分離したものを、さらに情報系のネットワークを業務系とインターネット系に分離するものであります。

これらのネットワーク整備のほか、不正操作や不正侵入等の有無や操作情報を記録するための内部

統制システムの導入と、基幹系の端末にアクセスできる者をパスワードと IC カードの 2 要素の方法により識別する認証システムを導入するものであります。

次に、3 款民生費、2 項児童福祉総務費、住基システム改修委託料 108 万円であります。

多子世帯等の保育料軽減の拡充に関し、「こども・子育て支援法施行令」等の改正が予定されているところであり、国の補正予算による補助事業の拡大を受け、保育所等の利用者負担軽減に係るシステムを改修するものであります。

次に、6 款農林業費、1 項農業費、中里道営畑総事業負担金 1,472 万円、駒島道営畑総事業負担金 2,608 万円、忠類道営畑総事業負担金 2,000 万円、中央幕別西道営畑総事業負担金 2,650 万円、西幕別第 2 道営畑総事業負担金 3,074 万円及び相川第 2 道営農地整備事業負担金 1,040 万円であります。

北海道において、国の補正予算をもって繰越事業にて事業を実施することとなりましたことから、これらの事業に係る町の負担金について翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、8 款 3 項都市計画費、防災まちづくり拠点施設整備事業 8 億 4,230 万 7,000 円であります。

札内福祉センター建設工事のほか、同敷地内に整備を計画しております備蓄倉庫と耐震性貯水槽に係る整備工事等につきまして、国の補正予算による交付金の内示を受けることができましたことから、これらの事業につきましては、国の交付金事業と同様に、翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

次に、10 款教育費、1 項教育総務費、学校屋内運動場落下物防止対策工事 2,715 万 2,000 円であります。

さきの平成 27 年第 4 回議会定例会において補正予算の議決をいただきました札内南小学校、忠類小学校、幕別中学校、札内東中学校及び忠類中学校における学校屋内運動場落下物防止対策工事であります。

次に、5 項社会教育費、図書館を核とした活字と笑いで活気あるまちづくり事業 767 万 2,000 円であります。

「万病の源」と言われるストレスを計測するための測定器を図書館に設置しストレスの状態を「知る」、そしてストレスケアのための書籍を「読む」、さらには落語会などを開催して「笑う」。この「知る」「読む」「笑う」の三つのポイントを基本に、図書館のほか福祉や保健など関係機関との連携を図り、図書館を核とした地域住民の健康維持を図る新しい社会モデルを目指す取り組みを実施しようとするものであり、このほかにも有識者による図書館協議会の開催、図書館運営に積極的に参加するサポーターの人材育成など「地方創生加速化交付金」を活用して実施するものであります。

7 ページになります。

「第 3 表 債務負担行為補正」でございます。

7 件の債務負担行為を追加するものであります。

初めに、「農業担い手支援センター清掃業務委託料」につきましては、平成 24 年度に議決をいただきました長期継続契約に係るものでございますが、国におきまして本年 2 月から公共工事設計労務単価を引き上げるとされたことから、長期継続契約に係る平成 28 年度以降の委託料を再積算し、限度額の増加する部分に係る新たな債務負担行為を行うものであります。

次に、「畜産経営改善緊急支援資金に係る利子補給」についてであります。平成 28 年度から平成 42 年度までの期間において、限度額 79 万 5,000 円の債務負担行為を行うものであります。

本債務負担行為につきましては、配合飼料の高どまりや畜産物価格の低迷などにより負債の償還に支障を来す家畜・養豚経営が生じている状況から、償還が困難な負債を借りかえるための長期・低利の資金について、北海道が 0.12%、町が 0.06%の利子補給を実施しようとするものであります。

次に、「北海道農業公社からの肉牛貸付及び譲渡契約書に基づき借り受けた肉用牛（11 頭）に係る譲渡代金」につきましては、肉用牛 11 頭を 1 件の農家に貸し付けすることから、平成 28 年度から平成 32 年度までの期間において、限度額 800 万 7,000 円の債務負担行為を行うものであります。

次に、「町道管理業務委託料」につきましては、平成 24 年度に議決をいただきました長期継続契約

に係るものでございますが、昨年8月11日の局地的な大雨による道路維持の委託料の増、また、昨年11月からの降雪により除雪回数が一月の降雪で予定出勤回数に達したことから、先ほどご承認をいただきました専決処分における委託料の増に加えて、さらに本年2月から公共工事設計労務単価を引き上げるとされたことから、長期継続契約に係る平成28年度以降の委託料を再積算し、限度額の増加する部分に係る新たな債務負担行為を行うものであります。

次に、「札生通堤防緑地管理業務委託料」「公園水廻り点検等業務委託料」及び「公園施設管理業務委託料」の3件につきましても、平成24年度に議決をいただきました長期継続契約に係るものでございますが、国におきまして本年2月から公共工事設計労務単価を引き上げるとされたことから、長期継続契約に係る平成28年度以降の委託料を再積算し、限度額の増加する部分に係る新たな債務負担行為を行うものであります。

8ページになります。

「第4表 地方債補正」でございます。

追加であります、「情報セキュリティ強化対策事業」ほか4事業、限度額4億8,630万円であり

ます。「情報セキュリティ強化対策事業」につきましては、繰越明許費でもご説明したところでありますが、国の補正予算により、事業を追加するものであります。

「忠類地域通所介護事業運営費補助事業」及び「子ども医療費助成事業」につきましては、過疎対策事業として追加するものであります。

「相川第2道営農地整備事業」及び「札内福祉センター建設事業」につきましては、国の補正予算により、事業を追加するものであります。

次に、廃止であります、「駒島道営畑総事業」につきましては、北海道の事業調整により、起債対象外工種へ振りかえられたことによる廃止であります。

「観光施設案内標識整備事業」及び表の最下段に記載しております「ナウマン象記念館整備事業」につきましては、過疎ソフト事業の配分額の減に伴い、廃止するものであります。

「都市公園等整備事業」及び「栄町あけぼの公園整備事業」につきましては、国からの交付金の減額に伴い、廃止するものであります。

9ページになります。

次に、変更であります、新庁舎建設事業ほか47事業につきましては事業費確定及び補助金等の増減に伴う起債の借入額について所要の変更を行うものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

24ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目議会費274万円の減額でございます。

3節につきましては、期末手当の支給率の改定に伴う追加、3節以外の各節につきましては、執行残であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費210万6,000円の減額でございます。

執行残であります。

次に、3目財政管理費97万2,000円の減額でございます。

国から示された地方公会計標準ソフトウェア等を活用し、新年度において公会計に関する整備を行うこととしたことに伴い、減額するものであります。

次に、5目一般財産管理費132万1,000円の減額でございます。

細節11につきましては、普通財産の修繕に伴う追加、細節13及び細節18につきましては、執行残であります。

25ページになります。

6目近隣センター管理費13万3,000円の追加でございます。

11節につきましては、使用する量の減に伴う執行残、15節につきましては、若草近隣センター改修

工事に係る執行残と、繰越明許費でもご説明いたしました忠類コミセン消火ポンプ更新工事に要する費用を追加するものであります。

次に、7目庁用車両管理費100万円の減額でございます。

燃料単価の下落に伴う執行残であります。

8目町有林管理費456万7,000円の減額、9目町有林造成費1,031万5,000円の減額でございます。いずれも事業費確定に伴う執行残であります。

26ページになります。

10目企画費272万円の減額でございます。

細節15及び16につきましては、予約型乗り合いタクシー駒島線と古舞線の運行に係る執行残、細節17につきましては、繰越明許費でもご説明いたしました地方創生広域事業に係る負担金を追加するものであります。

14目交通防災費1,249万2,000円の減額でございます。

細節1につきましては、執行方針でもご説明させていただきましたが、新年度以降2カ年でリース方式により全灯LED化への更新を計画しておりますことから、整備工事の一部を見送ったことに伴い、減額するものであります。

細節4につきましては、工事完了に伴う執行残であります。

次に、15目諸費1,622万5,000円の追加でございます。

8節から13節の細節5までにつきましては、ふるさと寄附の関連費用であります。12月と1月の寄附総額の実績では5,639万1,000円、寄附件数では3,866件という状況であり、現計予算に不足が見込まれますことから所要の費用を追加するものであります。

13節の細節6につきましては、公職選挙法の改正に伴い他の市町村の区域内に住所を移した一定の者に係る選挙人名簿の登録等が必要になりますことから、選挙システムの改修に要する費用を追加するものであります。

19節につきましては、地方バス路線維持費補助金の追加であります。利用者の減により国費が減額となりますことから、町補助金を追加するものであります。

24節につきましては、新たに10株を購入するものであります。

27ページになります。

次に、16目基金管理費6,778万9,000円の追加でございます。

25節につきましては、利子収入とふるさと寄附の増に伴う積立金の追加、28節につきましては、利子収入の増に伴う繰出金の追加であります。

次に、17目電算管理費4,777万8,000円の追加でございます。

18節につきましては、繰越明許費でもご説明いたしました情報セキュリティー強化対策用備品の追加であります。

19節につきましては、負担金の確定に伴い減額するものであります。

28ページになります。

20目新庁舎建設事業費1,831万6,000円の減額でございます。

12節につきましては、仮使用開始日の日程調整から、検査機関を北海道から民間会社に変更する必要が生じたため、所要の費用を追加するものであります。

13節以下につきましては、事業費確定等に伴う執行残であります。

29ページになります。

3項1目戸籍住民登録費565万2,000円の追加でございます。

13節につきましては、作成等委託料の増に伴う追加、18節につきましては、窓口において個人番号カードを交付する際、顔写真と申請者の同一性を適切に確認した上で交付する必要がありますことから、顔認証システム導入に要する費用を追加するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億1,323万8,000円の追加でございます。

1 節につきましては、会議等の欠席に伴う執行残であります。

4 節から 13 節につきましては、平成 28 年前半の個人消費の下支えに資するよう、低所得の高齢者等を対象にした年金生活者等支援臨時福祉給付金事業において 1 人 3 万円の給付が予定されておりますことから、国の補正予算を受けまして、今月中に申請書等の発送準備を行うため、臨時職員賃金、システム改修等に要する費用を追加するものであります。

なお、給付金等の予算につきましては、新年度予算（案）に計上しており、対象者につきましては 3,200 人を見込んでいるところであります。

19 節につきましては、今年度の臨時福祉給付金事業に係る執行残、28 節につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金であります。財源の不足分などに対し、繰出金を追加しようとするものでございます。

30 ページになります。

3 目障害者福祉費 1,854 万 8,000 円の追加でございます。

サービス利用者の増加などに伴う追加であります。

31 ページになります。

6 目老人福祉費 1,750 万 2,000 円の減額でございます。

12 節及び 13 節につきましては執行残、14 節につきましては利用者の増に伴う追加、20 節につきましては措置者数の減、28 節につきましては介護保険特別会計への繰出金であります。

次に、7 目後期高齢者医療費 14 万 5,000 円の減額でございます。

後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

次に、12 目ふれあいセンター福寿管理費 358 万 8,000 円の追加でございます。

細節 3 につきましては、通所者の減などに伴い補助金額を追加するものであり、細節 4 につきましては、事業費確定に伴い減額するものであります。

32 ページになります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 3,375 万円の減額でございます。

13 節につきましては、保育所等の利用者負担軽減に係るシステム改修の追加、19 節につきましては、子育て世帯臨時特例給付金事業に係る執行残、20 節につきましては、支給対象児童数の減に伴う児童手当の減額であります。

34 ページになります。

2 目児童医療費 25 万円の追加でございます。

子ども医療費の助成拡大により、請求事務手数料が増加したことに伴う追加であります。

3 目施設型・地域型保育施設費 1,150 万 4,000 円の追加でございます。

4 節及び 7 節につきましては執行残、13 節につきましては、入園児童の増などに伴い追加するものであります。

次に、4 目へき地保育所費 321 万 7,000 円の減額でございます。

4 節及び 35 ページの 7 節につきましては、平日・土曜日における延長保育時間の減に伴う執行残であります。

次に、6 目児童館費 836 万 7,000 円の減額でございます。

4 節及び 7 節につきましては、指導員配置数の減に伴う執行残であります。

7 目子育て支援センター費 217 万 2,000 円の減額でございます。

4 節、7 節、いずれも執行残であります。

36 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 94 万円の減額でございます。

嘱託医師 2 名の減に伴う減額であります。

次に、2 目予防費 70 万 4,000 円の追加でございます。

細節 11 につきましては、ワクチン単価の増などに伴う追加、細節 20 につきましては、検診受診者

数の減少に伴う減額であります。

次に、3目保健特別対策費 256 万円の追加でございます。

いずれも、検診受診者数の増加に伴う追加であります。

次に、5目環境衛生費 1,319 万 8,000 円の減額でございます。

13 節及び 19 節につきましては執行残、28 節につきましては、個別排水処理特別会計への繰出金であります。

次に、6目水道費 5,352 万 1,000 円の追加でございます。

19 節につきましては、水道事業の高料金対策に係る水道事業会計への補助金であります。

なお、本補助金につきましては、普通交付税で 50%、特別交付税で 30%が補填されるものであります。

37 ページになります。

24 節につきましては、耐震性貯水槽整備事業に係る水道事業会計への出資金であります。

28 節につきましては、簡易水道特別会計への繰出金であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費 791 万 3,000 円の減額でございます。

11 節につきましては執行残、19 節につきましては、負担金の確定に伴う減額であります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 406 万 5,000 円の減額でございます。

19 節の細節 21 につきましては、北海道の補助採択により、実施団体であります「ゆとりみらい 21 推進協議会」へ直接交付されることとなりましたことから減額するものであります。

細節 28 につきましては、事業費の確定に伴う減額であります。

38 ページになります。

6 目町営牧場費 189 万 3,000 円の減額でございます。

7 節及び 11 節につきましては執行残、13 節につきましては、契約単価の減少に伴う執行残であります。

次に、7目農地費 6,083 万 1,000 円の減額でございます。

13 節及び 15 節につきましては、事業費の確定に伴う執行残であります。

19 節につきましては、いずれも事業量の減に伴う執行残、28 節につきましては、農業集落排水特別会計への繰出金であります。

39 ページになります。

8 目土地改良事業費 60 万 1,000 円の減額でございます。

15 節につきましては執行残、19 節の細節 3 につきましては、負担金の確定に伴う減額、細節 5 以下につきましては、北海道における事業調整及び国の補正予算に伴う所要額について、それぞれ補正するものであります。

41 ページになります。

2 項林業費、2 目育苗センター管理費 49 万 3,000 円の減額でございます。

11 節及び 13 節につきましては執行残、15 節につきましては工事費用に不足額が見込まれることから、所要の費用を追加するものであります。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路管理費 294 万 6,000 円の減額、あわせて 2 目地籍調査費 656 万 6,000 円の減額でございます。

いずれも、入札等に伴う執行残であります。

42 ページになります。

2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費 6,318 万 4,000 円の減額でございます。

13 節以下、事業費確定等に伴う減額であります。

44 ページになります。

4 目橋梁維持費 397 万 2,000 円の減額でございます。

執行残であります。

45 ページになります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 976 万 7,000 円の減額でございます。

1 節及び 9 節につきましては、都市計画変更の協議に要する都市計画審議会委員の報酬等を追加するものであります。

28 節につきましては、公共下水道特別会計への繰出金であります。

次に、2 目都市環境管理費 123 万円の減額でございます。

執行残です。

次に、3 目都市施設整備費 3,471 万 9,000 円の減額でございます。

いずれも、事業費確定等に伴う執行残であります。

46 ページになります。

4 目都市防災施設整備費 8 億 4,230 万 7,000 円の追加でございます。

繰越明許費でもご説明いたしました札内福祉センター建設事業等の関連費用を追加するものであります。

47 ページになります。

9 款 1 項消防費、1 日常備消防費 103 万 3,000 円の追加でございます。

細節 4 につきましては、職員の給料月額等の改定に伴い、東十勝消防事務組合に対する分担金を追加するものであります。

細節 5 につきましては、分担金の確定に伴う追加であります。

2 目非常備消防費 125 万 8,000 円の減額でございます。

消防団員の費用弁償等の減額が主なものであります。

48 ページになります。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 147 万 9,000 円の減額でございます。

臨時職員等の配置減による執行残であります。

次に、3 目教育財産費 650 万 6,000 円の減額であります。

13 節以下、事業費確定等に伴う執行残であります。

次に、4 目スクールバス管理費 669 万 2,000 円の減額であります。

11 節につきましては、相川線スクールバスのヒーターの修繕に要する費用の追加、13 節及び 18 節につきましては執行残です。

49 ページになります。

2 項小学校費、1 目学校管理費 700 万円の減額であります。

勤務時間数等の減に伴い減額するものであります。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費 16 万円の追加でございます。

灯油の使用する量の増に伴い、追加するものであります。

次に、2 目教育振興費 60 万円の追加でございます。

途中入園者の増に伴い、追加するものであります。

5 項社会教育費、3 目保健体育費 234 万円の減額でございます。

執行残であります。

50 ページになります。

9 目図書館管理費 767 万 2,000 円の追加でございます。

繰越明許費でご説明いたしました、図書館を核とした活字と笑いで活気あるまちづくり事業に要する所要の費用を追加するものであります。

次に、10 目百年記念ホール管理費 583 万 2,000 円の減額でございます。

事業費確定に伴う減額であります。

51 ページになります。

11 款 1 項公債費、1 目元金 3,170 万 3,000 円の追加でございます。

償還元金を追加するものであります。

次に、2目利子2,289万円の減額でございます。

当初予算時におきまして、平成26年度債借入利息を1.5%程度と予定していたところではありますが、実効金利が低利でありましたことから、軽減分を減額するものであります。

12款職員費、1項1目職員給与費444万7,000円の減額でございます。

2節につきましては、人事院勧告による基本給の改定による増額と職員数の減に伴う減額をあわせて補正するものであります。

3節につきましても、2節と同様であります。細節2、細節3につきましては、人事院勧告に基づく一般職の給与改定に伴い、期末手当の支給率を引き上げるものであります。

細節11につきましては、時間外勤務の減に伴い減額するものであります。

細節14につきましては、人事院勧告による期末勤勉手当の改定であり、現行の4.10月分を4.20月分に引き上げるものであります。

4節から52ページの7節までにつきましては、給与の改定に伴う補正が主なものとなります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

12ページまでお戻りいただきたいと思っております。

1款町税、1項町民税、1目個人3,220万3,000円の追加でございます。

次に、2目法人1,195万円の追加でございます。

2項1目固定資産税3,538万4,000円の追加でございます。

5項1目入湯税181万1,000円の追加でございます。

13ページになります。

2款地方譲与税、3項1目地方道路譲与税1,000円の追加でございます。

旧法によります地方道路譲与税の課税分に係る追加であります。

10款1項1目地方特例交付金78万3,000円の追加でございます。

交付額の確定に伴う追加であります。

11款1項1目地方交付税9,245万7,000円の追加でございます。

普通交付税の追加であります。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金1,953万2,000円の減額でございます。

細節2の農業基盤整備促進事業分担金につきましては、事業費の減、細節3から14ページの細節7の分担金につきましては、道営事業の事業費調整等に伴う補正であります。

2項負担金、1目民生費負担金100万円の追加でございます。

老人福祉施設入所に係る受益者負担金の追加であります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料94万円の追加でございます。

利用件数等の増加による追加であります。

次に、4目農林業使用料237万4,000円の減額でございます。

預託頭数の減少による入牧料の減額であります。

15ページになります。

2項手数料、3目衛生手数料457万9,000円の減額でございます。

ごみ処理手数料の減額であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金386万5,000円の追加でございます。

1節の細節1につきましては、事業費の確定に伴う国負担分の追加、細節2以下につきましては、それぞれ事業量の増に伴う国負担分の追加であります。

2節につきましては、児童手当に係る国負担分の減額が主なものであります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金3,915万7,000円の追加でございます。

細節1につきましては、通知カード・個人番号カードの作成等委託料に対する10分の10の国庫補

助金であります。

細節 2 につきましては、新庁舎建設に対する交付金の追加、細節 6 につきましては、選挙システム改修に対する 2 分の 1 の国庫補助金であります。

細節 7 と 16 ページの細節 8 につきましては、国の補正予算により創設された交付金等であります。次に、2 目民生費補助金 235 万 9,000 円の追加でございます。

1 節の細節 3 につきましては、臨時福祉給付金事業の事業費確定に伴う減額、細節 5 につきましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の事務費に対する国庫補助金の追加であります。

2 節につきましては、対象事業費の増減または確定に伴い補正するものであります。

4 目土木費補助金 2 億 3,269 万 8,000 円の追加でございます。

1 節につきましては、交付決定額の減に伴う減額、2 節の細節 1 から細節 3 につきましては、事業費確定等に伴う減額、細節 4 につきましては、国の補正予算による札内福祉センター建設事業等に対する交付金であります。

5 目教育費補助金 24 万 8,000 円の減額であります。

細節 1 につきましては、事業費確定に伴う減額、細節 2 につきましては、交付決定額の増に伴う追加であります。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 1,149 万 2,000 円の追加でございます。

1 節の細節 1 及び 17 ページの細節 7 につきましては、事業費の確定に伴う道負担分の追加、細節 3 から細節 5 までにつきましては、それぞれ事業量の増に伴う道負担分の追加であります。

2 節につきましては、児童手当に係る道負担分の減額が主なものとなります。

次に、3 目土木費負担金 375 万円の減額でございます。

事業費確定等に伴う減額であります。

2 項道補助金、1 目総務費補助金 1,167 万 7,000 円の減額でございます。

細節 1 及び細節 2 につきましては、事業費確定等に伴う減額、細節 4 につきましては、防災備蓄品に対する交付金の追加であります。

次に、2 目民生費補助金 797 万 7,000 円の追加でございます。

対象事業費の増に伴う追加であります。

次に、4 目農林業費補助金 5,645 万 6,000 円の減額でございます。

1 節につきましては、事業費確定等に伴う減額、3 節につきましても、事業費確定等に伴う減額です。

18 ページになります。

4 節の細節 1 及び細節 2 につきましては、事業費確定等に伴う減額、細節 5 につきましては、農畜産物等の有害鳥獣被害対策経費のうち、エゾシカの捕獲分に係る交付金の追加であります。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金 117 万 6,000 円の追加でございます。

各種基金の運用に係る利子収入であります。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入 1,716 万 5,000 円の追加でございます。

1 節につきましては、除間伐材及び皆伐材の補正、2 節につきましては、宅地分譲等に係る町有地売払収入の追加となります。

19 ページになります。

18 款 1 項寄附金、2 目総務費寄附金 6,568 万 1,000 円の追加でございます。

ふるさと寄附による寄附金収入の追加であります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目財政調整基金繰入金 7,000 万円の減額でございます。

現計予算におきまして、取り崩しを予定しておりました基金からの繰入金の一部を繰り戻すものであります。

21 款諸収入、3 項貸付金元金収入、6 目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入 875 万円の追加でございます。

今年度上期貸し付けの増に伴う償還額の増加と繰上償還による増に伴う追加ということになります。

次に、4項受託事業収入、2目民生費受託収入160万3,000円の追加でございます。

1市2町からの保育児童の受け入れに伴う追加であります。

20ページになります。

5項4目雑入356万5,000円の追加でございます。

4節につきましては、いずれも負担金確定に伴う補正、5節の細節4及び細節16につきましては、各種事業費の確定等に伴う補正、細節47につきましては、社会福祉法人幕別真幸協会における忠類サービス事業に係る光熱水費の負担金であります。重油等の単価値下がりに伴う減額であります。

細節55につきましては、植樹事業等に対する公益財団法人似鳥文化財団及び株式会社ニトリホールディングスの共同事業による助成金であります。

6節につきましては、一般会計における予防費用等に係る国民健康保険特別会計からの負担金の追加であります。

22款1項町債、1目総務債2,450万円の減、2目民生債750万円の追加、3目衛生債1,070万円の減、4目農林業債750万円の減、21ページになりますが、5目商工債570万円の減、6目土木債4億8,970万円の追加、22ページになりますが、7目教育債1,810万円の減、23ページになりますが、9目消防債120万円の減、10目災害復旧債40万円の減であります。

地方債補正でもご説明させていただきましたが、地方債対象事業費の確定等に伴う補正であります。

なお、補正前と比較いたしますと、4億2,910万円を追加し、地方債全体では平成27年度起債発行予定額を38億7,952万9,000円とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○16番（中橋友子） 29ページ、総務費の戸籍住民登録費の18備品購入費、その前の委託料もそうですが、個人番号、マイナンバーの全町民に送付されて、カードをつくる作業の予算であろうというふうに思います。追加ということありますから、実際にカードをどのぐらいの人がつくられたのか。

それと、この事業が始まってから12月ですか、報告いただきましたときには、通知の案内そのものが400件を超える件数で届いていないということがありました。その後、今3月、3カ月経過したわけですが、どういう状況になっているのでしょうか。

それと、この個人番号をつくれる人は、住民全体ですからゼロ歳のお子さんから高齢の方もいらっしゃると思うのですが、この個人番号用、顔の認証システムですね、これはどういう作業を通して、間違いがないということを確認されるのかどうか、そして、たしか子どもさんの場合には5年間とかという有効期間があったと思うのですが、どんどん成長されていく中で顔の認証ということも変わっていくのではないかとと思うのですが、その辺の対応もどのようにされているのか伺います。

それと、民生費にかかわりまして31ページの委託料、老人福祉の委託料なのですが、361万6,000円減額で、その中で食の自立支援サービスの委託料と、緊急通報システム委託料、これももう少し中身を詳しくご説明いただけないでしょうか。高齢化が進む中で、利用が減少していくというのはなかなか考えづらいことなのですけれども、両方とも減少しています。その内容についてご説明ください。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） まず、マイナンバーの通知カードの経過です。12月にもお話ししたとおり、当初通知1万2,366通で、町に戻ったのが1,098通で、12月の時点で約400通保管していましたが、2月24日の時点で229通がまだ保管の状態です。この間、個別にご案内させていただきました。町にとりに来ていただくようにご案内しております。

顔認証システムの関係ですが、こちらは個人番号カードを発行する際の顔認証のために使うシステムということで、何か個人の身分証明をするために使うものではないというか、個人番号カードを発

行する際の顔認証の、その際に使うシステムということですので、出てきたカードが本当にそのカードが何か使ったときにそのカードかどうかを確かめるというものではないというふうにご理解いただきたいと思います。個人番号カードを発行する際に持ってきたものと、それからご本人が、それから登録するのに送っている写真ありますよね、それと本人が正しいかどうかを確認するものということなので、現時点を確認するので、5年間、10年間の間でそれを見比べていくというものではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 最初に、高齢者食の自立支援サービスの執行残といいますが、減額の内容ですが、利用者につきましては、昨年末26年度においては実利用者69名に対しまして、2月末時点の実利用者は71名でありますので、これは利用者が減少しているわけではなく、実質的には利用者はふえております。ただ、利用者につきましては、新規に利用される方、またやむを得ず廃止される方おりますので、1食当たり、1人当たりの月の食数は人の入れかえによって減少していると。昨年で27年度におきますと、1人当たり1月143食なのですが、今年度入りまして1人当たりの食数が109食ということで、1人当たりの食数が減少しているのが要因となっております。また、これにつきましては、やはり利用されている方の8割が介護サービスを受けているということで、自宅でお弁当をとる以外に、通所サービスや訪問サービスで食事の提供を受けていることが1人当たりの食数の減少となっているものと分析しております。

続きまして、緊急通報システムの委託料であります。こちらにおきましても利用者数は減少しているわけではなく、昨年末が421台につきまして、今2月末現在ですが457台の利用ということで、やはりこちら高齢者の増加に伴いまして利用者数はふえております。ただ、この執行残であります。4月からの消防の広域化に向けまして、昨年10月から民間の情報通信センターに委託をかけております。この関係で、当初は10月から平均70台ずつで切りかえのほうを掛けていく予定だったのですが、その切りかえが若干11月、12月に押してきた関係で、コールセンターに係る委託が執行残となったものでございます。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 済みません、個人番号カードのほうの発行ですけれども、1月25日現在、受け付けされているのが896名で、2月24日現在、役場に到着している分で849枚が届いております。このうち、交付済みが419人ということになっております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16番（中橋友子） まず、個人番号のほうですが、対象者1万2,366送られて、結果としては現在も229人分が残っているという、229件残っているということですね。家族数ありますから、人数ではもっと多くなるということですね。それで、実際に、そのICチップを埋め込まれたカードの発行を申し込んだ方が896人、届いてきて849枚が返ってきて渡されたのが419人、この差もちょっとわからないのですけれども、本当に単純な質問なのですけれども、その方が本人であるかどうかという確認は、職員の方が手渡しされるわけですから、もちろん本人の持ってこられたものと顔と、それからどんなもので確認されているのかわからないのですけれども、システム的にきちっと確認をしていくという、そのシステムというのは一体どういうシステムなのか。世帯主がとりに来るのか、ちょっとわからないですけど、個人個人ですから、個人個人に渡して初めて確認される、間違いなく確認されるものだと思いますけれども、現実にもそういうふうになっているのかどうか。

というのは、これずっと前からマイナンバーについては、最初から正しく使われない、いわゆる成り済ましですとか問題になってきているものですから、最初の時点から間違いがあってはならないというふうに思うのです。どんな形で、このシステムの予算も組まれているのですけど、そのシステムの中身がどんなものであって、間違いなくきちっと本人にわたっていくということ、どこで担保さ

れているのか。その辺もお伺いしたいと思います。

あと、食の自立サービスのほうはわかりました。1人当たりの利用の食数が減ったというふうに押さえていいのだろうというふうに思います。

あと、緊急通報システムのほうも、これは委託先が変わったということで、前回の議会のときに札幌のほうに直接通報が行くということも、この場で明らかにされていたところでした。そういった関係で、実際に台数そのものは減っていないということでもありますから、必要な人がきちっと切りかえられて、本人たちが利用する状況になっていけば問題はないと思うのですけれども、そこがこういった今ちょうど切りかえの時期でありますから、その切りかえの時期にそういう不便というのは生じないのかどうか伺います。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） まず、個人番号カードは、お申し込みされた分 896 通というのは、町民の方が機構に向かってウェブであったり、紙であったりして申し込んでいる数、それが役場に到着分は随時到着してくるので、申請があって随時向こうで手続が終わった分到着してくるので、今現在到着している分が 849 人分ということです。それで、交付につきましても、町に届いた分を整理して、例えば札内で受け取りたい方とかいろいろいますので、窓口に一斉に来ないように形をこちらでも気をつけながら各三つの窓口で受け取っていただけるように準備ができ次第、そこにお届けしてとりに来ていただく、期間を決めてとりに来ていただくという形にしています。

それから、顔認証システムなのですが、現在まだこのシステム入っておりませんので、今回この補正が通りまして入ることになるのですが、それでも既に発行は始まっておりまして、それに関しましては、これまでの本人確認と同じように、写真つきのものであれば 1 点、写真以外のものであれば 2 点ということで、必ず個人の厳重管理をしています。

それから、あくまで個人個人ですので、世帯主がまとめてとりに来るということは受け付けさせてはいただいております。必ずご本人にとりに来ていただくというのを大原則にしています。

それから、この顔認証システムなのですが、まだ手元にはないので、こういうものですと言われているのは、まずスキャナーでマイナンバーカード、本人が申請して、写真つきで町に届いているマイナンバーカードに張られている写真ありますよね。その写真をスキャナーで読み込んで、本人の顔をウェブカメラで撮ってきたときに、それで何かよく鑑識とかで 3 点確認とか、目の位置とかありますよね。それで確認して必ず本人であることを確認できた場合でなければ発行できないという形で強く言われておりますので、今回入れることになっております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 緊急通報システムの切りかえに伴う不便ということでございますが、切りかえに当たりましては 2 月末日現在で 329 台終えております。残りは 3 月中に切りかえを終える予定であります。切りかえ作業自体につきましては、NTT から委託を受けている業者が各端末を設置している自宅に出向きまして、今、実際に端末から消防に真っすぐつながることになっておりますが、それを札幌のほうに切りかえると非常に簡易な作業となっております。

また、機械につきましても、通信先を札幌に変えましたが、既存の機械を使うことから高齢者にとっては使いやすい、今までどおりの機械操作ということで、不便はないものと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○16 番（中橋友子） 全体で 896 人の申し込みであったということですから、そう多くない数ではありますね。その背景には、やはりいろんな意味での問題とされることの払拭がなかなかされないといえますか、システムに対する信頼といえますか、そういうものがなかなかつくれないのだろうなというふうに思います。これはこれとして、実際に法律が通ってスタートしてしまいましたから、いたし方ないということではあります。家族の方にも 1 件 1 件手渡しされているということでもありますから、

現時点では間違いなく渡されているのかなというふうに今の説明の中では受けとめました。

一番最初に聞いた、申請者が全員ですから、子どもさんも、極端に言えば赤ちゃんまでいらっしゃるわけですから、実際にそういう申請もあったのかどうか、そういうところの認定というのは本当に難しいのではないかとも思っていて、その申請された方たちの年齢、区分、実態、どうなのか、それもお答えいただきたいと思います。

緊急通報システムのことにつきましては、大卒理解をいたしました。ただ、私これ、実際にどういものなのかよくわからないのですけれども、今コールセンターなどにつながますと、必ず何というのですか、テープの声が出てきて、そしてどうしましたと、体調悪い場合は1番とか、そういう番号でどんどん選んでいって、最後に一番自分の思いが伝わって連絡されるというようなことが、相談センター的なコールセンターではそういうシステムが多いのですけれども、この緊急通報システムのコールセンターでの対応といいますか、内容はどんなふうになっているのですか。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 個人カードの申し込み状況ですけれども、現在の896人にお子さんは一人もいません。ほとんどが高齢者の方で、例えば免許を返してしまったので身分証明となるものが必要であるとか、あと傾向としては、高齢者の方は非常に真面目なものですから、通知カードが届いたので送ったという方が大半、今のところお子さんは一人もいらっしゃいません。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 委託先におけるコールセンターの状況なのですが、24時間態勢で専任のオペレーターが受信しております。必要に応じて、的確な判断に基づいて緊急出動を要請しているところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

小島議員。

○7番（小島智恵） 済みません、50ページです。ストレス測定器についてなのですが、これは備品購入費として27万円ということなのですが、図書資料も入っていますので、測定器自体1台幾らぐらいするのか。

また、町内の図書館なのですが、幕別、札内、忠類で分かれているかと思うのですが、どのようにこれ配置していくのか。

また、委託料ということで12万円になっているのですが、これ毎年このように委託料、保守点検に係る費用というのはかかってくるものなのでしょうか。まずお聞きします。

○議長（芳滝 仁） 図書館長。

○図書館長（林 隆則） ストレス測定器の値段のほうなのですが、約150万円となっております。

それで、今回1台の購入になりまして、本館、札内分館、忠類分館、期間を設けて機械のほうをある期間で3館を回していくという予定でいます。

それと、委託料につきましては、毎年度かかる予定でおります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 正直なところ、このストレスというのを機械ではかるというのを私は初めて聞いたのですよね。本当にはかれるものなのか、ちょっと信憑性というのがどうなのかというのがあるのですけれども、これどのように実際測定していくのですか、ストレスを。

○議長（芳滝 仁） 図書館長。

○図書館長（林 隆則） 機械は、大体15センチ角ぐらいの大きさなのですが、両方の人差し指をその機械のほうに入れて、交感神経を測定するというものになっております。それによって、その

方のストレスの度合いを判断して、行うという機械になっております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 指を入れて交感神経を測定するということですが、それは医学的にきちんと実証されている、きちんとした認定されているような機械なのでしょうか。余りちょっと聞いたことがなかったものでお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 図書館長。

○図書館長（林 隆則） 正直、全国でどれだけ普及しているのかという状況までは押さえていないのですが、昨年の夏に一部この測定器を貸していただいて、一度実施をしております。それで、一応この機械、日立システムで開発されている機械で、システム自体は間違いのないシステムということとでいただいております。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、14時10分まで休憩いたします。

13:59 休憩

14:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18、議案第11号、平成27年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第25、議案第18号、平成27年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）までの8議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第11号、平成27年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ424万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ39億5,666万5,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費49万円の追加でございます。

人事院勧告による給与改定等に伴う人件費の追加であります。

8款2項保健事業費、1目保健衛生普及費375万6,000円の追加でございます。

一般会計におけるインフルエンザ予防接種事業に要する負担金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページまでお戻りください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税7,000万円の減額でございます。

現年課税分の保険税の減額であります。被保険者数の減少などにより、減額するものであります。
2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 2,884 万 7,000 円の減額でございます。
普通調整交付金の交付額の減に伴う減額であります。

5 款道支出金、2 項道補助金、1 目都道府県財政調整交付金 187 万 8,000 円の追加でございます。
インフルエンザ予防接種事業等に係る一般会計への負担金に対する 2 分の 1 の交付金であります。
6 款 1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金 1,654 万 8,000 円の減額でございます。
交付金の確定に伴う減額であります。

5 ページになります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1 億 1,776 万 3,000 円の追加でございます。
1 節から 5 節までにつきましては、負担区分に応じた補正であります。

6 節につきましては、国保財政運営における財源不足額について、一般会計からの繰り入れを行う
こととしたものであります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、12 ページをお開きください。

議案第 12 号、平成 27 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明
申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 462 万 2,000 円を減額し、予算
の総額をそれぞれ 3 億 4,613 万 5,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、13 ページ、14 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳
出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

16 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4 万円の追加でございます。
人件費であります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 466 万 2,000 円の減額でございます。
納付金の確定に伴う減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

15 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 496 万 8,000 円の減額でございます。

1 節につきましては、被保険者数の当初見込みに対する減等に伴う現年度分の減額、2 節につつま
しては、滞納繰越分の減であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 14 万 5,000 円の減額でございます。

1 節につきましては、広域連合における共通経費の精算に伴う減額、2 節につきましては、保険料
軽減分の額の確定に伴う追加であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 49 万 1,000 円の追加でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、21 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 13 号、平成 27 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げ
ます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,176 万 7,000 円を減額し、予
算の総額をそれぞれ 23 億 1,655 万 1,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、22 ページ、23 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳
出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

28 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 11 万円の追加、あわせまして、3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費 4 万 6,000 円の追加でございます。

いずれも、人件費の追加であります。

29 ページになります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費 1,910 万円の減額でございます。

細節 3 につきましては、特定施設入居者生活介護の利用者数の減に伴う減額であります。

細節 4 及び細節 5 につきましては、利用件数の増による追加であります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費 5,000 万円の減額でございます。

認知症対応型共同生活介護の利用者数の減に伴うものであります。

30 ページになります。

4 目居宅介護サービス計画給付費 100 万円の追加でございます。

利用数の増に伴うものであります。

31 ページになります。

2 項 1 目介護予防サービス等給付費 1,350 万円の減額でございます。

細節 3 につきましては、通所介護などの利用者数の減に伴う減、細節 5 につきましては、住宅改修の利用件数の増に伴う追加であります。

32 ページになります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費 150 万円の追加でございます。

認知症対応型共同生活介護の利用者数の増に伴う追加であります。

33 ページになります。

6 項 1 目市町村特別給付費 10 万円の追加でございます。

入浴補助用具の購入件数の増に伴う追加であります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防高齢者施策事業費 200 万円の減額でございます。

介護予防教室におけるリハビリ専門職等による指導回数の減に伴うものであります。

34 ページになります。

2 目包括的支援事業費・任意事業費、3 目地域包括支援センター運営費 7 万 7,000 円の追加でございます。

人件費の追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

24 ページまでお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 1,830 万 2,000 円の減額でございます。

現年度分の減額でございます。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金 3 万 8,000 円の追加でございます。

人件費の補正に伴う東部 3 町からの負担金を追加するものであります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金 1,498 万 2,000 円の減額でございます。

給付費の減に伴う国庫負担の減であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金 400 万 6,000 円の減額でございます。

給付費の減に伴う調整交付金の減額であります。

25 ページになります。

2 目地域支援事業交付金 130 万 8,000 円の減額でございます。

地域支援事業に係る国の負担割合に応じた減額であります。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金 2,242 万 8,000 円の減額、あわせまして、

2 目地域支援事業支払基金交付金 56 万円の減額であります。

いずれも給付費等の減に伴う支払基金交付金の減であります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金 1,105 万 1,000 円の減額でございます。給付費の減に伴う道負担金の減であります。

26 ページになります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 65 万 3,000 円の減額でございます。

地域支援事業に係る道の負担割合に応じた減額であります。

3 目権利擁護人材育成事業道補助金 210 万 9,000 円の追加でございます。

成年後見人推進事業に係る道補助金の追加であります。

4 目地域ケア会議定着等支援事業道補助金 3 万 8,000 円の追加でございます。

地域ケア会議に係る道補助金の追加であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1,066 万 2,000 円の減額でございます。

給付費の減などに伴う繰入金の減額であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、41 ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第 14 号、平成 27 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,284 万 7,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 4 億 1,734 万 4,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、42 ページ、43 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思っております。

44 ページになります。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

変更であります。幕別簡水整備事業ほか 3 事業につきましては、事業費確定等に伴う起債の借入額について、合計で 1,650 万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

47 ページになります。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 2,284 万 7,000 円の減額でございます。

2 節から 4 節につきましては、人件費の補正、13 節から 16 節につきましては、事業費の確定等に伴う執行残、23 節につきましては、新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額ということになります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

45 ページまでお戻りをください。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料 147 万 3,000 円の追加でございます。

忠類簡易水道における使用する量の増などに伴う補正であります。

2 項 1 目手数料 13 万 1,000 円の追加でございます。

給水申請に伴う設計手数料の追加であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1,736 万 6,000 円の減額でございます。

事業費の減等に伴う一般会計繰入金の減額ということになります。

46 ページになります。

4 款 1 項 1 目繰越金 892 万 9,000 円の追加でございます。

5 款諸収入、1 項 1 目消費税還付金 48 万 6,000 円の追加でございます。

6 款 1 項町債、1 目水道事業債 1,650 万円の減額でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、52 ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第 15 号、平成 27 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,895 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 11 億 1,713 万 4,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、53 ページ、54 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

55 ページになります。

「第 2 表 債務負担行為」でございます。

平成 24 年度に債務負担行為の議決をいただきました雨水排水ポンプ所管理業務委託料であります。国におきまして本年 2 月から公共工事設計労務単価が引き上げられたことに伴い、長期継続契約に係る平成 28 年度以降の委託料を再積算し、既定の限度額では不足が見込まれることから、限度額の増加する部分に係る新たな債務負担行為を行うものであります。

56 ページになります。

「第 3 表 地方債補正」でございます。

変更であります。公共下水道建設事業ほか 2 事業の事業費確定等に伴う起債の借入額について、合計で 30 万円を追加するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

59 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 196 万 5,000 円の減額でございます。

2 節から 4 節につきましては、人件費の補正、19 節と 27 節につきましては、負担金の確定などに伴う減額であります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 1,372 万 8,000 円の減額でございます。

2 節から 4 節につきましては、人件費の補正であります。

13 節と 15 節につきましては、事業費確定等に伴う減額であります。

60 ページになります。

2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費 162 万 8,000 円の追加でございます。

汚泥処理量の増に伴い、11 節以下、所要の費用を追加するものであります。

3 款 1 項公債費、2 目利子 488 万 5,000 円の減額でございます。

新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

57 ページまでお戻りください。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料 117 万 5,000 円の追加でございます。使用料の増などに伴う補正であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金 1,054 万 6,000 円の減額でございます。事業費確定に伴う減額であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 987 万 9,000 円の減額でございます。事業費の減等に伴う一般会計繰入金の減額であります。

58 ページになります。

7 款 1 項町債、1 目都市計画事業債 70 万円の減額でございます。

事業費確定に伴う減であります。

2 目資本費平準化債 100 万円の追加でございます。

発行可能額の確定等に伴う補正であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、65 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 16 号、平成 27 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明

申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,099 万 8,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 1 億 8,106 万 6,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、66 ページ、67 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

68 ページになります。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

変更であります。個別排水処理施設整備事業の事業費確定に伴う起債の借入額について、920 万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

70 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 61 万 5,000 円の減額でございます。

19 節につきましては、事業費の確定に伴う減額、27 節につきましては、消費税の減額であります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 1,073 万 4,000 円の減額でございます。

2 節から 4 節につきましては、人件費の補正、15 節につきましては、事業費確定に伴う執行残であります。

71 ページになります。

2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 64 万 2,000 円の追加でございます。

浄化槽のフロア修繕に伴う追加であります。

3 款 1 項公債費、2 目利子 29 万 1,000 円の減額でございます。

新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

69 ページにお戻りいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金 56 万 6,000 円の減額でございます。

分担金の確定による減額であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 525 万 5,000 円の減額でございます。

事業費の減等に伴う一般会計繰入金の減額であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 402 万 3,000 円の追加でございます。

6 款 1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債 920 万円の減額でございます。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、76 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 17 号、平成 27 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 12 万 3,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 6,488 万 5,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、77 ページ、78 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

80 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 12 万 3,000 円の減額でございます。汚泥量の減に伴う減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

79 ページにお戻りください。

3 款繰入金、2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 114 万 3,000 円の減額でございます。

4 款 1 項 1 目繰越金 102 万円の追加でございます。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、81 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第18号、平成27年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算第2条につきましては、収益的事業会計であります第3条予算に対する補正でございます。収入であります、第1款水道事業収益既決予定額5億8,431万6,000円に、補正予定額8,166万2,000円を追加し、6億6,597万8,000円と定めるものでございます。

次に、支出であります、第1款水道事業費用既決予定額5億5,679万8,000円から、補正予定額2万4,000円を追加し、5億5,682万2,000円と定めるものでございます。

補正予算第3条につきましては、資本的事業会計であります第4条予算に対する補正でございます。

収入であります、第1款資本的収入既決予定額1億5,089万円から、補正予定額2,855万4,000円を減額し、1億2,233万6,000円と定めるものでございます。

82 ページになります。

支出であります、第1款資本的支出既決予定額6億3,954万8,000円から、補正予定額7,702万6,000円を減額し、5億6,252万2,000円と定めるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補填するものでありますが、本補正により不足する額は「440,186千円」に、また、過年度分損益勘定留保資金は「183,950千円」に、さらに当年度分損益勘定留保資金は「256,236千円」に改めるものであります。

次に、補正予算第4条につきましては、第5条予算に定める流用を制限した額を「35,214千円」に改めるものであります。

84 ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出からご説明申し上げます。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費1万円の追加、あわせまして、5目総係費1万4,000円の追加でございます。

いずれも人件費の補正であります。

次に、収入をご説明申し上げます。

83 ページにお戻りください。

1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金8,162万9,000円の追加でございます。

高料金対策に係る一般会計からの補助金であります。

次に、5目消費税還付金3万3,000円の追加であります。

還付加算金分の追加であります。

次に、86 ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費7,417万5,000円の減額でございます。

2節から5節につきましては、人件費の補正、26節につきましては、事業費の確定などに伴う減額であります。

28節の細節2及び3につきましては、新年度に事業が延期されたことによる減額、細節4につきましては、事業費確定に伴う減額であります。

次に、2目営業設備費306万1,000円の減額でございます。

事業費の確定等に伴う減額であります。

5項1目国庫補助金返還金21万円の追加でございます。

平成26年度の耐震性貯水槽整備事業に係る補助金の返還であります。

次に、資本的収入をご説明申し上げます。

85 ページになります。

1 款資本的収入、3 項出資金、1 目負担区分に基づく出資金 1,074 万 3,000 円の減額、あわせまして、4 項補助金、1 目国庫補助金 1,584 万 6,000 円の減額でございます。

耐震性貯水槽整備事業の事業費の確定に伴い、一般会計からの出資金及び国庫補助金を減額するものであります。

6 項 1 目負担金 196 万 5,000 円の減額でございます。

事業費の確定に伴う減であります。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 介護保険特別会計にかかわって、1 点質問させていただきたいと思います。

議案書で言いますと、ページ数 33 ページ、一番下段の 1 目介護予防高齢者施策事業費の細目 5 の運動指導委託料であります。200 万円の減額ということでありました。説明は、リハビリ指導者の確保のことにかかわってだったというふうに思います。少くない金額がここで減額されている。これそのまま数字を見ますと、今、第 6 期計画の初年度を迎えているわけで、介護予防については大変な大きな町の施策の一つなのだと思うのですけれども、そのところでこの金額が残ってしまったということは、当初予定の指導ができなかったということになってくるということの理解になってくるわけですけれども、その辺のことについて、どういう経過でこういうことになってしまったかということのご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 高齢者の介護予防教室につきましては、2 次予防としましてお達者サロンのほか、今回ちょっと減額になりましたが、運動指導委託料として計上しております。当初この介護予防教室につきましては、4 月から通年で行う予定でございましたが、減額の説明のありましたとおり、委託先が当初見つからなかったものですから、年度途中の開催となったことで今回減額となったところであります。実際には、年度途中の開催であります。介護予防教室は開催しているところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 年度途中からの開催が、こういう減額の理由だったということの説明は了解しました。来年度のことについては、またこれからの議論があるわけですけれども、本当に介護予防、大事な施策になってくるなと思います。一人の人間のそれからの人生を大きく変えてしまうような、そんなことになってしまうわけですから、しっかり取り組んでいただきたいということと、それからいろんな形でのリハビリの形があるのだと思うのです。先日ちょっといろんな懇談の場の中で、コグニサイズというふまねっと考え方が似ているのですけれども、運動療法を兼ねながらの認知症予防の運動、そういったことなど教育委員会のほうも含めて、いろいろ要望が出されました。どんな方かということについては今ここではあれですけれども、積極的にいろんな手法で取り組んでいただくこと、努力していただきたいということを述べて、答弁は何かあればいただきますけれども、とりあえず私の質問はそこを要望して終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 11 号、平成 27 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。
議案第12号、平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。
議案第13号、平成27年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。
議案第14号、平成27年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。
議案第15号、平成27年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。
議案第16号、平成27年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。
議案第17号、平成27年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。
議案第18号、平成27年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第26、議案第19号、幕別町行政不服審査条例及び日程第27、議案第20号、行政不服審査法の

施行に伴う関係条例の整備に関する条例の2議件を一括議題といたします。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第19号、幕別町行政不服審査条例及び議案第20号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は3ページ、議案説明資料は2ページをお開きいただきたいと思います。

行政不服審査制度は、国や地方公共団体などの「行政庁」の行政処分に関しまして、住民がその見直しを求め、不服を申し立てすることができる制度であります。このたび行政不服審査制度の抜本的な見直しが行われ、行政不服審査法の全部改正が行われたところであります。

このたびの行政不服審査法の全部改正における主なポイントにつきましては、「公正性の向上」と「審査請求の利便性の向上」の2点であります。

まず、1点目の「公正性の向上」についてであります。

行政不服の審査を行う際、処分の決定に関与していない職員を「審理員」として指名し、審理員は審査請求人と処分を行った処分庁の主張を公正に審理し、裁決案を作成することになります。

そして、その裁決案を有識者から構成される第三者機関がチェックし、審査請求人に裁決の結果を通知することになります。

また、審査請求人は、審理員や第三者機関に提出された証拠書類のコピーを求めることができるなど、審理手続における審査請求人の権利が拡充されるものとなっておりますことから、公正性の向上が図られることとなるものであります。

次に、2点目の「審査請求の利便性の向上」についてであります。

従前は、行政不服審査の手続については、処分を決定した機関に国や道などの上級行政庁がある場合は「審査請求」となり、一方、上級行政庁がない場合は「異議申立て」ということで、異なる方法でありましたが、このたびの法改正により「審査請求」に一元化されることになりました。

また、審査請求をすることができる期間が、処分を受けた日を起算日として「60日」から「3カ月」に延長され、標準審理期間の設定や争点・証拠の事前整理手続の導入など迅速な審理が確保されることとなりましたことから、審査請求の利便性の向上が図られるものであります。

初めに、議案第19号、幕別町行政不服審査条例につきまして、ご説明申し上げます。

幕別町行政不服審査条例につきましては、審理員や第三者機関に提出された書面や資料等の交付に対する手続方法や手数料を定めるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

議案書の3ページをごらんください。

第1条につきましては、趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、審査請求人が審査請求の第三者機関に対して証拠書類の写しを求める際の書面の記載内容を定めるものであります。

第3条につきましては、その証拠書類の写しの交付方法を定めるものであります。

第4条につきましては、その証拠書類の写しにおける手数料と交付に係る費用について定めるものであります。

手数料につきましては、無料といたしますが、交付に係る費用につきましては、情報公開条例の別表に定める額とし、白黒であれば1枚10円、カラーであれば1枚50円になります。

なお、交付に係る費用につきましては、第3項の規定により、全部または一部を減免することができることとしております。

議案書の4ページになります。

第5条につきましては、その証拠書類の送付による交付方法を定めるものであります。

送付による交付を希望される場合、交付に係る費用のほかに送付に要する費用を納付することとしているところであります。

第6条につきましては、委任規定であります。

附則についてであります、本条例の施行期日を平成 28 年 4 月 1 日からとするものであります。

次に、議案第 20 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 5 ページ、議案説明資料の 2 ページをお開きください。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、行政不服審査法の改正趣旨を踏まえて、審査請求をすることができる期間や「不服申立て」を「審査請求」に文言整理するほか、審査請求の第三者機関の業務を「情報公開・個人情報審査会」の業務に含めるなど、所要の規定の整備を図るため、関係条例の一括改正を行うものであります。

議案説明資料 2 ページをごらんください。

整備条例第 1 条の「幕別町固定資産評価審査委員会条例の一部改正」についてであります、行政不服審査法の全部改正及び行政不服審査法施行令の制定内容を踏まえ、固定資産評価審査委員会における審査申出書の記載事項の追加、電子メールでの弁明書の提出を可とすること、審査に係る決定書内容の明記を規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 4 条につきましては、固定資産評価審査委員会における審査の申し出についての規定であります、第 2 項では、審査申出書の記載事項に「住所」を「住所又は居所」に変更するとともに、「審査の申出に係る処分の内容」を追加し、第 6 項では、審査申し出人が代表者等の資格を失ったときは、書面で固定資産評価委員会に届け出ることを追加するものであります。

第 6 条につきましては、書面審理についての規定であります、第 2 項では、電子メールでの弁明書の提出を可とすることを追加し、第 5 項では、審査申し出人から反論書の提出があったときは、固定資産評価委員会は町長に送付することを追加するものであります。

3 ページをお開きください。

第 11 条につきましては、審査に係る決定書の作成についての規定であります、決定書の記載事項の内容を追加するものであります。

4 ページをごらんください。

整備条例第 2 条の「幕別町税条例の一部改正」についてであります、法改正に伴う所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 18 条の 2 につきましては、災害等による期限の延長についての規定であります、「不服申立て」を「審査請求」に改めるものであります。

5 ページをごらんください。

整備条例第 3 条の「幕別町情報公開条例の一部改正」についてであります、法改正内容の趣旨を踏まえて、審理員による審理手続に関する規定が適用除外となること、また、情報公開・個人情報保護審査会の業務の中に、行政不服における審査請求の第三者機関の業務を含めることを規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 15 条につきましては、情報公開に係る審査請求の審理員の手続は、法の規定により適用除外となることから、審理員の手続は不要となるものであります。

第 16 条につきましては、情報公開・個人情報保護審査会への諮問方法を規定するものであります。

第 1 項につきましては、情報公開における審査請求があった場合、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを規定し、第 2 項につきましては、その諮問において、弁明書の写しを添えることを規定するものであります。

第 17 条につきましては、諮問したときは、審査請求人及び参加人、公開請求者、反対意見書を提出した第三者に対しても通知することを規定するものであります。

6 ページをごらんください。

第 18 条につきましては、情報公開・個人情報保護審査会についての規定であります。第 1 項につきましては、情報公開・個人情報保護審査会の業務として、情報公開・個人情報保護の審査請求に係る諮問審議、情報公開及び個人情報の保護に係る重要事項のほか、行政不服審査に係る審査請求の諮問審議を追加し、第 6 項につきましては、法改正による所要の改正を行うものであります。

7 ページをごらんください。

整備条例第 4 条の「幕別町個人情報保護条例の一部改正」についてであります。幕別町情報公開条例との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 21 条につきましては、個人情報保護の開示等に係る審査請求の審理員の手続は、法の規定により適用除外となることから、審理員の手続は不要となるものであります。

第 22 条につきましては、情報公開・個人情報保護審査会への諮問方法を規定するものであります。

第 1 項につきましては、個人情報保護の開示等に係る審査請求があった場合、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを規定し、第 2 項につきましては、その諮問において、弁明書の写しを添えることを規定するものであります。

第 23 条につきましては、諮問したときは、審査請求人及び参加人、公開請求者、反対意見書を提出した第三者に対しても通知することを規定するものであります。

9 ページをごらんください。

整備条例第 5 条の「幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」についてであります。法改正に伴う所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 3 条につきましては、公平委員会の業務状況報告についての規定であります。「不服申立て」を「審査請求」に改めるものであります。

10 ページをごらんください。

整備条例第 6 条の「幕別町保育料条例の一部改正」についてであります。法改正に伴う所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 8 条につきましては、保育料の決定に係る審査請求についての規定であります。「不服申立て」を「審査請求」に改めるとともに、審査請求をすることができる期間を「60 日」から「3 月」に改めるものであります。

11 ページをごらんください。

整備条例第 7 条の「幕別町保育条例の一部改正」についてであります。法改正に伴う所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 8 条につきましては、保育の決定に係る審査請求についての規定であります。「不服申立て」を「審査請求」に改めるとともに、審査請求をすることができる期間を「60 日」から「3 月」に改めるものであります。

12 ページをごらんください。

整備条例第 8 条の「幕別町立学童保育所条例の一部改正」についてであります。法改正に伴う所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 12 条につきましては、学童保育入所決定や学童保育料の決定に係る審査請求についての規定であります。「不服申立て」を「審査請求」に改めるとともに、審査請求をすることができる期間を「60 日」から「3 月」に改めるものであります。

議案書の 9 ページに戻りまして、附則についてであります。

附則第 1 項では、本条例の施行期日を平成 28 年 4 月 1 日からとするものであります。

附則第2項における幕別町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う適用区分につきましては、この条例における改正後の審査申し出は、平成28年度以後の年度分の固定資産に係る審査申し出について適用し、平成27年度以前の審査申し出は従前どおりとするものであります。

附則第3項における幕別町情報公開条例の一部改正に伴う適用区分及び附則第4項における幕別町個人情報保護条例の一部改正に伴う適用区分につきましては、この条例における改正後の審査請求は、施行日であります平成28年4月1日以後に決定処分をする審査請求について適用し、施行日以前の不服申し立ては従前どおりとするものであります。

10ページをごらんください。

附則第5項の幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う適用区分につきましては、この条例における改正後の人事行政の運営等の状況の公表における報告内容は、平成28年度分の報告から適用することを規定するものであります。

附則第6項の幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置につきましては、施行日である平成28年4月1日以前にされた不利益処分は、施行日以降につきましても公平委員会に不服申し立てをすることができますことから、改正後の人事行政の運営等の状況の公表におきまして、報告の対象とするために経過措置を規定するものであります。

附則第7項の幕別町保育料条例の一部改正に伴う適用区分、附則第8項の幕別町保育条例の一部改正に伴う適用区分及び附則第9項の幕別町立学童保育所条例の一部改正に伴う適用区分につきましては、この条例における改正後の審査請求は、施行日であります平成28年4月1日以後に決定処分をする審査請求について適用し、施行日以前の不服申し立ては従前どおりとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております2議件については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号及び議案第20号の2議件については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第19号、幕別町行政不服審査条例及び議案第20号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の2議件については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第28、議案第21号、幕別町消費生活センター条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第21号、幕別町消費生活センター条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

本町では、平成3年に「消費者苦情相談室」を設置し、平成14年からは現在の「消費生活相談室」として、幕別、札内、忠類の各地域で消費生活に対する苦情の処理や情報交換等に取り組んでいるところであります。

「消費者安全法」が平成26年6月に改正され、市町村は消費生活センターを設置することに努めることと規定されましたことから、本町としましては、事業者に対する消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理することにより、消費者の保護と適正な取引を推進するために、平成28年4月1日から「幕別町消費生活センター」を設置することといたしたく、このたび、国が定めている基準を踏まえて、本条例を制定しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、条例制定の趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、消費生活センターの名称及び位置等について定めるものであります。

第3条につきましては、当センターの開設日及び開設時間について定めるものであります。

なお、開設時間につきましては、現在の「消費生活相談室」が午前10時から午後3時までの5時間となっているところでありますが、当センターでは午前9時から午後4時までの7時間に拡充する予定であります。

第4条につきましては、当センターに置く職員に関して定めるものであります。

第5条につきましては、当センターに配置する消費生活相談員の資格等について定めるものであります。

12ページをごらんください。

第6条につきましては、事務の実施により得られた情報の適切な管理について必要な措置を講じることについて定めるものであります。

第7条につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。本条例につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第21号、幕別町消費生活センター条例については、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第29、議案第35号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第35号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

過疎地域自立促進市町村計画は、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法の第6条の規定に基づき策定しているものであります。この過疎計画の根拠法となります過疎法は、平成28年3月をもって失効する時限立法として制定されております。

しかしながら、全国的に過疎地域においては人口減少に歯どめがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷を初め、身近な生活交通の不足や地域医療の危機、高齢化の進展に伴う集落の機能の低下など、依然として厳しい状況に置かれておりますことから、平成24年6月27日施行の過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律により、失効期限を平成33年3月31日までとし、特別措置を5年間延長するとされたところであります。

また、失効期限が延長されることに伴いまして、市町村合併があった場合の特例の規定もあわせて延長されましたことから、合併前に過疎地域の指定を受けておりました旧忠類村の区域が、引き続き「みなし過疎地域」として、過疎法の適用を受けるということになったところであります。

過疎計画は、平成22年の過疎法の改正により策定が義務づけられたものではなくなりましたが、過疎地域において、切れ目なく総合的かつ計画的な対策を講じるという観点に加え、財政上の優遇措置とされております過疎対策事業債の発行が可能となりますことから、今回、平成28年度から32年度までの5年間を計画期間とする新たな過疎計画を策定することといたしたところであります。

また、過疎法第6条の規定により、「過疎計画を定めようとするときは、あらかじめ都道府県に協議しなければならない」とされておりますことから、これまでに北海道と協議を進めてまいりましたが、2月19日付をもちまして、北海道からの同意をいただいていることをご報告申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 35 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定については、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明 3 月 3 日から 3 月 7 日までの 5 日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、3 月 3 日から 3 月 7 日までの 5 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、3 月 8 日午前 10 時からであります。

15 : 05 散会

第 1 回 幕別町議会定例会

議事日程

平成28年第1回幕別町議会定例会
(平成28年3月8日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1 会議録署名議員の指名

11 小川純文 12 岡本眞利子 13 寺林俊幸
(諸般の報告)

日程第2 一般質問（6人）

会議録

平成28年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年3月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議 長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 若山和幸 7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥
11 小川純文 12 岡本眞利子 13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄
16 中橋友子 17 藤谷謹至 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
教 育 部 長 山岸伸雄 総 務 部 長 菅野勇次
会 計 管 理 者 原田雅則 経 済 部 長 田井啓一
民 生 部 長 境谷美智子 企 画 室 長 細澤正典
建 設 部 長 須田明彦 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
札 内 支 所 長 羽磨知成 総 務 課 長 武田健吾
企 画 室 参 事 山端広和 地 域 振 興 課 長 小野晴正
福 祉 課 長 新居友敬 保 健 課 長 合田利信
都 市 施 設 課 長 笹原敏文 こ ど も 課 長 杉崎峰之
町 民 課 長 山本 充 保 健 福 祉 課 長 金田一宏美
学 校 教 育 課 長 川瀬康彦 生 涯 学 習 課 長 湯佐茂雄
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
11 小川純文 12 岡本眞利子 13 寺林俊幸

議事の経過

(平成28年3月8日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番小川議員、12番岡本議員、13番寺林議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○7番（小島智恵） 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

1点目、電子化導入による経費削減効果等について。

平成27年6月、世界最先端IT国家創造宣言の改訂版が閣議決定され、2020年までに世界最高水準のIT活用社会の実現などを目標とした政府の戦略が掲げられました。

我が町の取り組みとしては、戸籍の電算化やコンビニ収納の導入、平成26年度からはファイリングシステム導入、学校教育においては電子黒板を整備する等進められてきているところであります。

年々、電子化の進歩は目覚ましく、近年ではタッチパネル式のタブレット端末など、軽量で利便性の高いツールが広く普及していることはご周知のとおりでございますが、我が町における行政業務や議会等ではまだ導入していない現状にあります。

十勝管内の議会では、平成25年から上士幌町議会が導入し、本年5月からは芽室町議会が管内初のインターネット接続も認め、会議資料の印刷や郵送費の経費削減、情報収集の効率化を図っていく目的で導入されるとお聞きしています。セキュリティー問題には十分注視しながら、経費削減効果があり、かつ業務の効率化や利便性、住民サービス向上につながる今後の取り組みについて、以下お伺いいたします。

①紙媒体の会議資料等に係る経費、タブレット等の電子化導入による試算。

②タブレット等を導入する考えは。一方で、町内の印刷製本会社への影響。新庁舎内での無線LAN整備等への考え。

③学校における電子化の整備状況。電子黒板の活用状況。

2点目の質問ですが、子ども・高校生議会や若者、女性の声をまちづくりへ。

公職選挙法等の改正により、今夏の参院選から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられます。全国や十勝管内の自治体においても、まちづくりや政治への関心を持ってもらい、行政、議会の意義や仕組

みを理解してもらう等を目的に、一般質問形式で町長や行政側に質問や提案をする児童生徒による、子ども議会や高校生議会が開催されております。開催のあり方にもよりますが、いずれにしても未来を担う子どもたちや若者の視点、純粋なご意見は今後のまちづくりにとって大変参考になり、有用な機会となります。

また、政府による女性の活躍が推進される中、先般2月、高橋知事は女性の視点や経験を道政に反映する「未来を創る女性懇話会」を道庁レストランで開催し、活発に意見が交わされたとの記事を拝見したところであります。

町政運営において、町民のご意見をお聞きし反映していくことは、言うまでもなく大変重要ですが、とりわけ若者や女性の声をお聞きする機会は限定的で少ないのではないかと感じているところであります。

以下、お伺いします。

①子ども議会や高校生議会の開催状況や実績、今後のあり方。

②町民のご意見をお聞きする取り組み（とりわけ若者や女性の声について）であります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からは質問1点目、学校における電子化の整備状況等について以外のご質問につきまして、ご答弁をさせていただきます。

初めに、「電子化導入による経費削減効果等について」であります。

今や、我々を取り巻く世界は、日々進化するコンピュータを初めとした情報通信技術なくしては成り立たない状況にあり、事務処理の効率化を目的に、汎用コンピュータが導入されたことから始まった行政事務の電算化は、現在では、利用する業務があらゆる分野に拡大し、個々の職員がネットワークに接続されたパーソナルコンピューターを使用して、さまざまな行政事務を行う段階にまで発展してまいりました。

本町においても、外部委託から電算機の自己導入に切りかえ、昭和62年の住民記録の電算化を皮切りに、合併時には、幕別と札内、忠類を光ケーブルでつなぐ地域イントラネット基盤整備事業を行い、庁内のグループウェアを導入し、職員の情報の共有化を図るとともに、住民の利便性向上のため、総合行政情報システムを初め、戸籍システム、図書館システム、議会中継システムなど、積極的な電算化を進めてまいりました。

また、近年、キーボードやマウスを使うことなく、指先で操作できるタッチパネルを備えたタブレット端末が、ノートパソコンと比べてすぐ起動し、即応性に優れることや、軽量で持ち運びに便利、省電力でバッテリーの持ちがよいなどの利点もあり、急速に普及いたしております。

ご質問の1点目、紙媒体の会議資料等に係る経費、タブレット等の電子化導入による試算についてであります。

会議資料等を含めました平成26年度のコピー用紙の使用枚数は、庁舎内外合わせまして376万2,000枚で、金額で申し上げますと約281万円であります。

また、関連いたします経費として、平成26年度の複写機の借上料は約966万円、同じくインクやトナー等の購入費用は62万円となっております。

印刷や帳合い製本を外注している予算書、決算書、積算基礎の印刷製本費は、平成27年度の実績で約156万円になります。

次に、タブレット端末の導入費用につきましては、一口にタブレット端末といっても、OSの異なるもの、また、大きさ、性能、価格もさまざまありますが、標準的な機種で申し上げますと、Wi-Fiモデルで機種代金が1台およそ5万8,000円、通信が可能なタイプで7万3,000円であります。

通信可能なタイプには、月々の利用料の支払いで機種代金が無料、もしくは低額となるコースもありますが、携帯電話との併用ではなくタブレット端末のみで利用した場合には、利用料が月額およそ

7,000 円、年間では 8 万円以上となり、機種代金を若干上回ることとなりますが、試算上は機種代金のみで計算すると、私を含めた特別職 3 人と部課長職 36 人に配付した場合、226 万円から 285 万円ほどの費用となります。

なお、タブレットの使用に当たり、外部のレンタルサーバにデータを保管し、そのデータを閲覧する利用形態では、サーバの容量により増減いたしますが、サーバや使用するソフトの利用料、初期設定費用などを含めると 50 台以下の使用の場合、年間 168 万円程度の経費が必要になると考えております。

ご質問の 2 点目、タブレット等を導入する考え、町内の印刷製本会社への影響、新庁舎内での無線 LAN 整備等への考えについてであります。

平成 25 年 6 月に議案や資料のペーパーレス化や会議の効率化を目指し、全国で初めて神奈川県逗子市議会が全議員にタブレット端末を導入して以来、全国でタブレット端末を導入する地方議会が広がり、管内でも 25 年 8 月に上土幌町議会が、新年度には芽室町議会において導入が予定されております。

町といたしましては、タブレット端末は業務の効率化や簡素化を図る上で、有効なツールになり得るものと考えているところでありますが、資料を閲覧する場合、画面では一つの資料しか表示することができず、複数の資料を見比べるような使い方ができないなどの課題があるものと認識いたしております。

また、資料等をサーバに保管し、タブレット使用者がそれを閲覧するためには、システムの構築費用や利用料が発生するなど、導入後の維持管理経費も考慮する必要があるものと考えております。

今後において、どのような業務で使うことができるかを検討するため、このたび、OS の異なる端末を 2 台試験的に導入し、研究を始めたところであります。

次に、町内の印刷製本会社への影響につきましては、現在、外部に印刷を発注している予算書や決算書については、紙媒体として利用することが多く、仮にタブレットを導入しても、引き続き配布する必要がありますことから、影響はほとんどないものと考えております。

新庁舎での無線 LAN 整備等の考えにつきましては、新庁舎は、今後の組織の見直しによる机等の配置を容易に変更できるよう、オープンフロア方式で計画、整備したものであり、庁内ネットワークについては有線に加え、全てのフロアにおいて無線で接続できるよう整備いたしました。

次に、「子ども・高校生議会や若者、女性の声をまちづくりへ」についてであります。

多様化、高度化する住民ニーズや地域の抱える課題に的確に応えていくため、住民の皆さんと、直接対話する機会を積極的に設け、ともにまちづくりを進めていくことが重要であると認識しております。

ご質問の 1 点目、子ども議会や高校生議会の開催状況や実績、今後のあり方についてであります。

子ども議会につきましては、これまで 2 回実施いたしており、いずれも総合計画の策定に当たりまして、広く町民の声を反映させる町民参加型の計画づくりの一環として、次代を担う子どもたちの意見、要望等を把握することを目的として開催いたしました。

初めて子ども議会を開催いたしましたのは、第 4 期総合計画策定時の平成 11 年 7 月に、小学 5、6 年生、中学 2 年生を対象とし、各小中学校 13 校から 2 人ずつ選出をしていただき、26 人が参加いたしております。

また、第 5 期総合計画策定の際には、合併後の平成 18 年 11 月に実施しており、忠類小中学校の 2 校が加わり 15 校から 29 人が参加し、子どもたちの目線から見た身近なゴミの問題やまちづくりに対する提言、将来に向けての夢を議題に、議会運営とほぼ同様の手法で開催したところであります。

なお、高校生議会につきましては、これまで開催したことはありません。

子ども議会や高校生議会の今後のあり方につきましては、平成 28 年度から第 6 期総合計画の策定に向け準備を進めてまいりますことから、子ども議会については、これまで同様に開催する方向で考えております。

また、高校生議会につきましては、選挙権が 18 歳に引き下げられ、今まで以上にまちづくりや政治

に対し関心を持ってもらうことは、重要であると認識いたしておりますので、直接、町内各高等学校や生徒会から意向を伺いながら、高校生議会の開催について検討してまいります。

ご質問の2点目、町民のご意見をお聞きする取り組み、とりわけ若者や女性の声についてであります。

若者や女性の声については、これまで各種委員会や審議会はもとより、検討会議等にも若い世代や女性の参加を働きかけ参加いただいているほか、札内福祉センターの改築に当たり、子育て支援センター利用者との意見交換会を行うなど、直接、職員が出向いてご意見などをお聞きし、各種施策や計画づくりに反映させていただいております。

また、広く町民の皆さんから意見をお聞きする方法といたしましては、役場や支所、出張所に意見の投函箱を設置しているほか、町ホームページの掲示板、さらには、各種事業や計画策定に当たりますの説明会やパブリックコメント、アンケート調査等を実施しているところであります。

さらには、日常業務におきましても、例えば妊娠・出産を応援するため開催するパパママ教室や町PTA 連合会教育懇談会などの各種行事を通じて、また役場窓口や図書館を利用される方々など、町民の皆さんと接する機会に広く町政に関するご相談やご意見をお聞きすることもあり、担当課へ引き継ぐなどの対応をいたしております。

今後の取り組みといたしましては、行政とともにまちづくりを考えていく手法として、町ホームページ掲示板に、政策に関するご意見をいただけるよう、変更を検討してまいりますとともに、職員一人一人が今まで以上に意識を持ちながら、若い世代や女性を初め、あらゆる機会を通じて町民の皆さんからの意見・要望の把握に意を用いてまいります。

以上で、小島議員のご質問に対する、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 小島議員のご質問にお答えいたします。

「学校における電子化の整備状況、電子黒板の活用状況について」であります。

初めに、学校における電子化の整備状況についてであります。

教育における ICT 機器の導入は、わかりやすい授業の実現、子どもたちの情報活用能力の育成、教職員の校務負担の軽減などの効果が発揮され、教育の質の向上につながるものとして導入が進められております。

本町では、これまで、全小中学校のコンピュータ教室に児童生徒用のパソコン 40 台を基本とし、小規模校においては、1 学年当たりの児童生徒数を最大数として配置しているところであり、おおむね 7 年サイクルで更新を行っているところであります。

また、平成 21 年度には、国の「学校情報通信技術環境整備事業」により、全小中学校の全教職員に校務用パソコンを 1 台ずつ配置するとともに、電子黒板を全小中学校に 1 台から 2 台を配置してきたところであります。

さらに、近年では、小規模校においては、学校配分予算を活用し、各学校独自に ICT 環境を整え、タブレット型 PC 等を授業に利活用している状況にありますが、中規模校・大規模校では、普通教室における教育用コンピュータや無線 LAN の整備率は低く、国の第 2 期教育振興基本計画における、普通教室の ICT 機器整備目標値である「パソコン 1 学級 1 台、電子黒板 1 学級 1 台、実物投影機 1 学級 1 台の配置」には及ばない状況にあります。

このため、教育委員会では、平成 27 年 10 月に「幕別町学校 ICT 環境整備計画」を策定し、平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間において、国の計画の目標値や幕別町教育研究所による学校への ICT 導入の提言等に鑑み、現在、既に配置されている機器等を除き、町内の小中学校の全普通教室にモニターとして大型 TV を 1 台ずつ、また小学校は実物投影機を全普通教室に 1 台ずつ、中学校はタブレット型 PC を同じく 1 台ずつ配置し、あわせて無線 LAN の環境整備を行っていくものとして計画したところであります。

次に、電子黒板の活用状況についてであります。

電子黒板は、大型モニターとしての役割以外に、画面への書き込み機能があることから、電子ペンを使い、拡大提示した教科書や漢字ドリルに書き込みをしながら説明を行うことで、児童生徒に授業内容をよりわかりやすく伝えることができるという利点があり、各学校においてその活用の幅を広げている状況にあります。

教育委員会といたしましては、学校 ICT 環境整備計画に基づく機器導入を行うことで、視覚に訴えることにより、子どもたちが授業において集中力が高まること、授業が双方向となり自発性が養われること、板書にかかる時間の短縮が図られ、その時間が「振り返り・繰り返し授業」に向けられることなど、授業改善に役立つものと考えております。

ICT 機器の整備活用により、教育効果がさらに発揮され、子どもたちの持っている力を最大限に伸ばすためにも、今後も時代に即した ICT 機器の充実を図るとともに、教職員が効果的に授業等で活用できるよう研修等を行ってまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問に対する、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 再質問させていただきます。

1点目からなのですが、電子化という言葉に集約してしまったのですけれども、いわゆる IT、ICT についてでありまして、平成 25 年度に前川議員が質問に立たれていた部分もあるのですけれども、その当時はタブレット端末等の活用は、全国的に自治体では事例が少なかったようでして、今後の研究課題というふうな答弁であったと思います。その後、3年ほど経過しまして、全国の議会や執行部での導入が徐々に進められつつありまして、平成 27 年度の 4 月の時点ではあるのですけれども、この際、全国で 29 市町村がタブレットを導入しているというふうな報道がございました。ICT の推進ということで、状況が刻々と変わってきているのではないかと考えております。

メリットも考えながら質問したいと思うのですけれども、紙媒体にかかわる経費なのですけれども、コピー用紙 281 万円を初め、複写機の借上料、インクトナー代、ざっと計算しますと 1,309 万円ということになりまして、またこの数字は外注の予算・決算、積算基礎 156 万円を除くということになると思うのですけれども、今、タブレット端末 2 台を試験的に既に導入しているということで、研究を始めたところということで、思いがけず早く試行的に導入されていたとは、大変驚きだったのですけれども、私の予測としては、タブレットが発売しましてからも何年もたっておりまして、もう少し価格が安くなっているのかと思っていたのですけれども、意外に高かったのかなというふうに思います。利用料、年間 8 万円以上というのは、1 台当たり年間 8 万円と考えてよろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 通信機能を生かしたタブレット 1 台当たりの利用料であります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） となりますと、利用料は年間、職員 39 名に配付したと計算しますと、312 万円かかるということですね。そして、機種代金 39 名の職員に配付で 226 万から 285 万円。また、レンタルサーバ関連が、年間 168 万円ということで、これざっと計算しますとタブレット導入にかかわる費用というのが 765 万円になるかと思えます。

単純計算でいきますと、1,309 万円から引きますと、530 万円経費削減ですね。これは、初期なのですから。この後、機種代金が翌年からかかってこないだろうと思えますから、年間 245 万円の利用料等のランニングコストになっていくのかなと思うのですけれども、そう考えますと、245 万円ということで、短期的、そして長期的に考えましても、紙媒体に係る費用の削減、そして利便性の向上、そして庁舎内でも印刷をかけていると思うのですけれども、そういった印刷時間の削減ですね、そういったところでメリットはあるというふうに、これは見てよろしいのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 最初に導入いたしました神奈川県の子市の場合、ここは議会で導入したところですが、ここでの経費削減効果というのは、150 万円程度ということで見込まれておりま

す。また、5月から導入を予定しております芽室町議会におきましても、削減費用といたしましては220万円程度というふうに見込んでおります。

今、議員おっしゃられるように紙代、ここで書いてあります全て1,300万円程度の部分が、全てタブレットを導入したからといってなくなるものではございませんので、タブレットを導入したからといって、そのタブレットを上回るような削減効果というのは、なかなか出づらいのだろうなというふうに認識しております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 今、私がお話ししたとおりに、なかなかならないのかなというふうに思ったのですが、でも、一定程度削減効果はあるのかなというふうに、今ちょっとほかの逗子市、芽室町の事例を見ますと、削減効果があるのかなというふうに思います。

2台、試験的に導入して、実際使ってみて使い勝手等でいろいろ問題出てくるのかもわかりませんが、よく職員の方が膨大な資料を持ち歩いているのを見かけることがありますので、タブレットの使い方として、紙の会議資料がタブレットへと置きかわる。導入意義としては、そこが大事かと思うのですが、ほかの使い道としまして、例えば町民の方に説明する際に、そういったタブレットを用いてわかりやすく説明するという、そういったことも、行く行くは考えられるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） そのような面も含めまして、どのような使い方がタブレットでできるのかというものを、今回入れた2台で検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） わかりました。

もう一つ、紙媒体の経費として議会運営にかかわる部分なのですが、この部分ちょっと余りお伺いしてないのですが、議会運営に関しては、幕別町議会として、まだタブレット導入の議論をしていない状況ですので、一議員の立場で勝手な発言は控えたいと思うのですが、ただ、十勝管内だと、芽室町議会さんがネット接続含めて導入され、またその前に平成25年から管内初得上士幌町議会さんが導入されているのですが、上士幌町議会さんは例規集を情報としてタブレットに入れて、議場内や自宅にも持ち帰って活用されていると。今後、さらにもう少し広がりを持たせたいというような状況であるというふうにお話を伺っているわけなのですが、現状では例規集、幕別では紙媒体のものは議員の手元にはなく、町のホームページのネットを通じて閲覧できるような、そういう状況ではあるのですが、できれば手元にあったほうがより活用できるのではないかと、このふうには、これは一議員としては思うのですが、幕別町議会としてタブレット導入、もし必要だというふうな結論に至りましたら、町としても導入を考えていただけるのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田義晴） 議会におけるICT化につきましては、これはもう議会の専権事項というふうに私は捉えておりますので、結果として議会運営が円滑に行われ、そして利便性も高まる、そして経費も削減されるということでありましたら、そこは協議をさせていただいて、しかるべき予算化というものをお互い協議の上、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） この議会運営にかかわる部分はここまでにしたいと思うのですが、

次に、町内の印刷製本会社の影響なのですが、この部分は予算書、決算書、そして予算の積算基礎の印刷製本費ということで、156万円ということだと思っております。仮にタブレットを導入しましても、こういったものは引き続き配付される必要があるという答弁であったと思うのですが、影響はそうなるとほとんどないということで、その話自体には安心したのですが、他の自治体の事例としまして、タブレットを導入しても実際そのようになっている状況なのでしょ

うか。また、その理由としまして、どうなのでしょう、タブレットの大きさにそういったものが入り切らない、閲覧するにはちょっと難しいというような、そういった理由でそういう紙媒体の配付も結局のところ必要になってくるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 先ほどの逗子市、また茅室町議会においても、予算書、決算書は印刷して議員に配付しているということで確認しております。

やはりかなり大量のページ数の印刷物になりますので、何ページと言ったときに開こうと思うと、タブレットだとページをめくるような形になりますので、即応性がありませんし、やはり手元に置いてすぐ見るということも、予算書、決算書というものは、そういう使い方もあるのだろうなということで、引き続きタブレットを配付したからとしても、印刷し、配付しているというふうに理解しております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） わかりました。

次に、新庁舎内で無線 LAN 整備をしていくということでもありますけれども、現在、恐らく庁舎内無線なのかと思うのですが、全てのフロアで整備していくということで、セキュリティー対策、これは大丈夫なのか、お伺いします。

○議長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 無線 LAN の接続方法なのですが、これはパソコンそれぞれに ID みたいな、MAC アドレスと言われるのですが、そのパソコンの機種を認識するコードみたいなものがあります。無線 LAN に接続するときには、その機種ごとの MAC アドレスを登録し、さらにパスワードを入力してログインするという形をとりますので、セキュリティーの確保というのは確保されております。例えば、個人の方が持っているタブレットなり携帯を持ってきてつなごうと思っても、それはアクセスできないというような形で、セキュリティーの確保を保っているものであります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） セキュリティーは確保されているということですが、次に、学校での電子化の整備状況、電子黒板の活用状況ということでもありますけれども。これもまた ICT 教育についてお聞きする形になるのですが、平成 26 年度に藤谷議員が質問に立たれていたのですが、その際、既に電子黒板が各学校に 1 台から 2 台配置されていたわけなのですが、しかしながら準備作業に時間がかかったり、また教員の使える能力がきちんと身につけていないとか、資質の向上が必要というそういう問題点があって、電子黒板が整備されていたけれども、十分に使い切れていないといった、そういった課題があったと思うのですが、その後どうなりましたでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 電子黒板の活用状況でございます。

その後、各学校で、小規模校ですけれども、タブレットの台数を導入しつつ、電子黒板、これタッチパネルとか書き込みいろいろできますので、そちらのほうを十分に使えるような状況になっております。それと、大規模校でございますけれども、こちら学校に 1、2 台というところで、各学級なかなか使えない状況がございます。そこも、先生方が授業等の整理をしながら、例えば社会で使っていくまいかと、そういったことで電子黒板、モニターとしての機能も使いつつ、有効に利用されているというふうに聞いております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 結局のところ、どうなのでしょう。準備作業に時間を要するという、そして教員の資質向上、この辺の解決はある程度なされたのでしょうか。もう一度ちょっとお伺いします。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） まずは、教員の資質の向上の関係でございます。

十勝の教育研究所の研修、こちらの方も ICT 講座がございます。こちら、積極的に活用するよ

うにしております。また、町の教育研究所がおります。こちらのほうも、研修をしております。また各学校で ICT を使った公開授業をしております。こちらでも、積極的に先生方が参加できるようにして、一人一人の資質の向上のほうを目指しているところであります。

あと、準備時間についてでありますけれども、現在、電子黒板はラックに入れて、例えばノートパソコン、そういったものにつなげて、そのまま持っていけるような準備の仕方しております。授業の合間に、その準備をすると、なかなか時間がかかって大変ですので、例えば放課後に準備したり、あとは朝に準備したり、そのような状況で時間の節約を図っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 努力はされているということでしょうか。

それで、今後、平成 28 年度から 30 年の、この 3 年間で小学校 1 学級に 1 台、実物投影機を導入、そして中学校にはタブレットを 1 学級 1 台導入、そして、あわせて大型テレビも 1 学級 1 台に入るような形で整備していくということだと思っておりますけれども、そうなりますと、これ電子黒板は無駄になったりはしないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（川端康彦） 計画にのせている大型テレビの導入でございますけれども、現在、使われている大型テレビ、それから電子黒板も先ほどお話ししましたが、モニターとして十分に活用できます。ですから、こちらを普通教室に差っ引いた数を導入しようということ考えているところであります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 活用し得るということですね。

この大型テレビなのですけれども、何インチぐらいなのでしょう。40 人学級だとしましたら、この後ろの子どもの席からきちんと見ることはできるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（川端康彦） 現在、予定しているのは、50 インチでございます。現に導入している教室等を見ますと、十分に後ろから見られる、拡大ページ、こちらのほうも後ろのほうから確認できるということも確認しております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） この実物投影機等を導入していきますと、また教員の資質の向上、これ大事になってくるのかなと思うのですけれども、その辺の取り組みのほうは大丈夫でしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 先ほども、課長から答弁させていただきましたけれども、実物投影機という部分に限りますと、パソコンを操作するよりずっとたやすいものでございまして、いわゆる昔の OHP の電子版というような機器でございまして、操作自体はさほど難しいものではございません。しかしながら、その利活用という面においては、その手法というものは勉強しなければならないということでございますので、先ほど答弁いたしましたとおり、教育研究所における講習や、それと実際使っている先生方の授業を公開していただいて勉強するというようなことで、研修の機会は設けていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） それと、国は 2020 年までに、児童生徒 1 人 1 台タブレットの整備を目標とされているのですけれども、小規模校では既にタブレットが活用されているというお話だと思っておりますけれども、それは結局のところ学校で独自に裁量で導入しているというふうに聞いていまして、その状況としましても、1 人 1 台とまでは、これは至っていないという話も聞くのですけれども、その辺の詳しい状況、わかりますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） タブレットの配置につきましては、先ほどの答弁のとおりでございますけれ

ども、現在、小規模校においては、全部の生徒さんに活用しているということではございません。

私どもの考えとしましては、小学校については基本的には実物投影機。これは授業の内容等からいきまして、実物投影機のほうが教育効果が高いだろうという考え方で、実物投影機。また、中学校につきましては、タブレットということで、教室に1台ずつ配備するというところで考えているところがございますけれども、いずれにしましても、今パソコン教室がございますパソコンにつきましても、今後は小中学校ともにですが、タブレット化にしていきたいというふうに考えております。そういう面で、その授業なりに合わせた使い方、これは小学校、中学校それぞれあるかというふうに思いますので、そういう面でタブレット、実物投影機というものを計画的に導入してまいりたいという考え方でございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） もうちょっと1人1台というふうにタブレット、そこにちょっとこだわってみようと思うのですけれども、小規模校の場合、農村部の学校なども入ってくると思うのですけれども、やっぱり考え方として、地理的な環境で考慮しますと、そういったタブレット整備、ネット環境整備、そういったものがより小規模校においては、私は優先されるべきなのかなというふうに思うのですけれども、学校の裁量でというより、1人1台に少しでも近づけるために、町のほうで優先的に考えてはいただけないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 国なんかは、タブレットについては1人1台というのが整備目標となっておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、現段階においては、そこまでは整備できないということで、パソコン教室ですね、パソコンをタブレット化し、それを利活用していただくという考え方でございます。

小規模校における整備ということを優先的という話でございしますが、小規模校はやはり児童生徒数が少ないというのもあって、そういうことから比較的導入しやすい環境にあるという、物理的な問題もあるのかなというふうに考えております。そういうことから、小規模においてはそういう整備をしてきているということでございまして、それを大規模校となりますと、先ほど町長のほうから答弁ございましたとおり、相当の台数、また通信環境等を整えていかなければならないという費用対効果等のこともございますので、現在においてはPC室のパソコンの利活用ということで、整備してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 大規模校、中規模校となると、人数多くなりますので、今のところそういう1人1台タブレットというのは難しいということで、そこは理解したいと思います。

ICT 機器の導入によって、授業がわかりやすい、学習効果が高い、そういった子どものためになる効果というのが一番大事なわけなのですけれども、一方でIT社会が刻々と進展している状況にありますので、そういった背景も踏まえまして、教育現場においては子どもたちがIT機器に少しでもかかわっていく、そしてなれていく、そういったような機会を今後ともふやしていただければなど期待して終わりたいと思います。

次の2点目の質問に入りますけれども、町民の方の声をしっかりとお聞きするというところについては、これは議員の仕事でもありまして、私自身も日々努力精進を重ねていかなければならないと思っているところではあるのですけれども、子ども議会なのですけれども、平成11年と18年に2回行っていると、そして第5期総合計画策定のために、その目的で行われたということでありました。今後6期の総合計画策定に向け、その総合計画に合わせて子ども議会を開催するという考え方であると思っておりますけれども、そういった総合計画策定以外の場面でも、子ども議会等を実施する必要があるのではないかと思うところなのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○飯田町長（飯田義晴） 必要性の議論をすれば、必要性はあるのだろうというふうに思いますけれど

も、じゃあどこまでやるのだということも一方ではあるわけで。これは、小中学生については教育課程に基づいた授業が行われているわけでありますので、その中でどれだけ我々が活用できるのだということもありますし、それは我々の立場からすると、できるだけ声を聞きたいというのはやまやまですが、逆に今度、子どもたちのほうから見ると、そういうところには時間は使いたくないということもあるのだと思いますので、そこは兼ね合いが非常に難しい。ですから、最低でも6期の総合計画策定時においては、子どもたちの意見を聞きたいと思っていますけれども、では日常的に、あるいはより多くの機会を設けるかということにつきましては、これは学校サイドと十分協議した上でないと、今ここでそれが可能かどうかについては、返答が難しいかなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 方法としましては、子ども議会というよりも、例えば町長が直接学校だとか高校に出向いてという、学校と協議の上そういう手法もあるのでしょうかけれども、一つちょっと申し上げたいのが、我が町は平成22年7月から「幕別町子どもの権利に関する条例」が施行されておりますけれども、先日ちょうど地元紙に掲載されていましたが、それによりますと、この子どもの権利条例なのですが、道内では札幌市を初め3市3町の六つの自治体で制定されております。十勝管内では芽室町と幕別町のみであるのですけれども、この幕別町の条例を見ますと、四つの柱が掲げられておまして、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」そして「主体的に参加する権利」という四つございます。この最後の「主体的に参加する権利」なのですけれども、第8条、自分の意見を表明する機会が与えられることなどが盛り込まれております。こういった子どもの権利を、大人の責務として保障していかなければならないとされているのですけれども、町としては第17条「町は、町政について、主体的に子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします」とされております。

このように、平成22年度に条例制定されておりますけれども、実際この平成22年以降、一度も子ども議会は開催されていない。また、この条例の「子ども」とは18歳未満の人とされておりますことから、高校生も対象になるわけなのですけれども、高校生議会も一度も実施されていない。条例でうたわれているながら、これ実施できていないということは、これ条例との整合性がとれていないと思うのですけれども、どう捉えたらよろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田義晴） 子どもの意見を聞く場というのは、必ずしも議会という場だけではないというふうに思います。現実、今までも中学校の生徒たちの自主的な考え方もあったのですが、札内中学校の生徒たちが、去年、おととしくらいであったと思いますけれども、まちづくりについて班分けをしまして、そして四つずつの提言をいただいたということもありますので、それも小中学生の意見を聞く場であるというふうに思いますし、また答弁の中で申し上げたように、子ども記者みたいなこともやって、取材をして子どもたちが意見を言う場というものもあるわけでありまして、いずれにしても、町が一方的に集まって意見言っちゃおうだいということではなくて、それは私が行くことも当然あります。

それと、もう一つは、小学生の中で、どう時間がとれるのだということが非常に私難しいかなと。例えば、総合的な学習の時間を活用するにしても、これは3年生以上しか総合的な学習時間というのはありませんし、だから、どこの学年を対象にして意見を聞くかという問題もありますし、子どもから見ると1年生だろうが2年生だろうが、私はこんなことを望みたいのだということもあると思います。そんなことから、学校と十分協議をさせていただきながら、時間がどれだけとれるのかということを確認した上で、取り組みを進めていきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 時間の制約もあるということなのですけれども、条例制定している札幌市議会の子ども議会では、大人では思いつかない発想で提案があったりということで、それが実際に生かされているということなのですけれども、やはり子どもならではの発想、純粋で率直な意見、これ大変な

貴重なご意見だと思います。今後、子ども議会、高校生議会、そしてまた議会にこだわらず、町長も出向いてみたいような話もあったのですが、そういったところで、子どもの声を少しでも聞いて、それを町政に反映していく、そういったことをふやしていただければなと思ひまして、これは期待したいと思ひます。

その次に、町民のご意見をお聞きする取り組みなのですが、先般の町政執行方針の中で、町長みずからこのようにおっしゃいました。本年度は、町長自身が、私自身が町民の皆さんの集まる場へ積極的に訪問し、町民の皆さんとの対話に努めてまいりますと、この言葉、大変期待しているところなのですが、抱負も入っているのかもしれないのですが、これは具体的にどういう方法で取り組んでいかれるのか。現段階で考えていることがありましたら、お伺いしたいと思ひます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田義晴） 私、5月1日に就任いたしましたから、今日まで約200回ぐらいいろいろなところから案内をいただいて、そしてお話をさせていただきました。そこにお集まりになられた方は、お祭りみたいなイベント、大規模なイベントは除きまして、約9,200人ぐらいの方とお話をし、さらにはその時間をおかりして懇談をすると、そんな場も設けさせていただきましたけれども、どちらかというと、みんな案内をいただいて、行ってお話をさせていただくということでありましたので、それより一歩進めて、これからは、来年度は私のほうから出かけていきたいと、そういう意味で申し上げたわけなのですが。具体的には、例えば各種団体がさまざまな活動をしております。その定期的に活動している場に行ってお話をさせていただくなんてこともあるのかなというふうに思っていますし、また法人格を持っている農協だとか商工会などもありますので、その例えば役員の方々と理事会なりのときに懇談するということもあるでしょうし、さらには、町内にはいろんな事業所があります。これはその中には、町がというか、町が土地開発公社が誘致した企業もありますので、そういったところも回って、現在の状況であったり、どんなことを望まれておられるのかといったこともお聞きすることも大切だなと、そんなようなイメージで今のところは考えているところであります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） 9,200人ということで、大変な努力をされているということのお話を聞いたのですが、広く意見を聞く方法として答弁があったのが、意見の投函箱やホームページ、パブコメ等々、またパパママ教室、町PTA連合会、教育懇談会など、そういった各種行事で子育て世代の方からもお話を聞いているということではあったと思うのですが、とりわけ若者や女性の声というところなのですが、議会、国会をちょっと例にとるのもあれなのですが、参加される方の割合を見ますと、私自身もっとPRの努力は必要なのではあるのですが、どうしても若者や女性の参加が圧倒的に少ないのではないのかと、そして発言についても控えていらっしゃる感じがするわけがあります。パブコメなどでも、こういう似たような傾向にあるのではないかと思うのですが、その辺どのように感じていらっしゃいますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田義晴） パブリックコメントは、重要な計画をつくるだったりを町が決定する場合において、パブコメを実施させていただいているわけでありまして、やはりそこにご意見をいただくというのは二種類あるのかなというふうに思っております。まちづくりに対して非常に情熱を持って提言をしていただく方、もう一つは不満を持って批判的なスタンスである方。それで、今の状況がいいのだろうという方については、私は特に意見は出してもらっていないのかなというふうに思っていますので、ですから、パブコメをやるのが必須としてあるわけでありまして、それはやらなきゃならないのですが、それはもうごく一部であって、それで私はなるだけ出ていきたいというふうに思っていますし、また日常業務において、職員がいろんな方、いろんな町民と接する機会がありますから、そういう中から、ご意見、要望をお聞きするということが必要であるというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） いずれにしても、今、国のほうで女性の活躍推進されておりますけれども、

本当に女性が活躍し輝いていくためには、やはり女性の生の声を聞いていくことが非常に重要でありますし、また少子化ですので、子育て世代のお母さん方に、いかにこの産み育てやすい環境を充実するにはどうしたらよいかと、そういったところも真摯に耳を傾けることも重要ですし、またこれから未来を担っていく若者の意見、これもまた非常に重要であります。より若者、女性の声をより多く聞くにはどうしたらいいのだろうか、これ考えなくてはいけないことだと思います。

冒頭で申し上げました、高橋知事のように女性だけの懇話会あるいは若者の懇話会を開くだとか、またそういう方が多く集まるような集会、サークル、そういった開催日に合わせて町長が出向くといったことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田義晴） 先ほども申し上げましたけれども、なかなか町が集めて、集まってくださいっていうのは難しい。本当に意欲がある方あるいは時間がある方しか集まってもらえないのかなというふうに思いますので、やはりこの各種団体が活動している場に行き、生の声をお聞きすることが大切だろうというふうに思っております。

ですから、例えば子育て支援センターには、子育てをされているお母さん方が集まってくるので、そういう場に出かけて行くだとか、健診はちょっと邪魔になるかもしれませんが、いずれにしてもそうやって集まってきている場に何気ないふりをして行く、そして日常のお話を聞くというのが一番かなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○7番（小島智恵） わかりました。

今後の町長の積極的な対話による取り組み、そして行政の皆さんのご活躍、これに期待いたしまして、終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10:57 休憩

11:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○4番（小田新紀） 通告に従いまして質問いたします。

毎月19日、幕別町教育の日の取り組みについてです。

学校、家庭、地域の連携を図り、教育に対する町民の意識を高め、町民参加型の教育の推進を図るため、平成17年4月から実施している「幕別町教育の日」。まさに、地域一体となって教育の充実、発展を目指すという目的には、大いに賛同するものであります。

平成26年9月議会において、小島議員の一般質問に対し、「あらゆる方法を用いながらできるだけ多く来てもらえるように努めてまいりたい」との答弁がありました。しかしながら、現状では実際に学校に参観に来られる方の人数は伸び悩み、参加者が固定化されております。

学校現場としても、保護者以外の地域の多くの方にも来校してほしいと願う一方で、不審者等の侵入などに対する十分な安全対策に課題が残るとも聞いております。

また、本来、学校側の自由な取り組みができるようにと、憲章という制定形式にしたものですが、近年、教育委員会側から教育の日に合わせてノーテレビデー・ノーゲームデーを指定、さらにはその実施の有無について、各家庭へのアンケート調査を求めるなど、学校現場あるいは保護者への負担も増加しています。

憲章制定から10年が経過しました。改めて、幕別町教育の日のあり方について、本来の趣旨に基づ

き見直しが必要なのではないかと考えます。

次の2点について所見を伺います。

(1) 町民の意識向上へのさらなる啓発方法並びに不審者等に対する危機管理方策について。

(2) 「幕別町教育の日」に合わせた「ノーテレビデー・ノーゲームデー」のアンケート調査を含む実施の有用性について。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 小田議員のご質問にお答えいたします。

「毎月19日『幕別町教育の日』の取り組みについて」であります。

町教育委員会では、平成17年2月18日に開催した幕別町教育委員会会議において、「幕別町教育の日憲章」を制定し、毎月19日を「幕別町教育の日」と定め、「子どもをまん中に、家庭・地域・学校が一つに」という理念のもと、教育に対する町民の意識を高め、町民総参加型の教育の推進を図ろうと同年4月から実施しております。

また、幕別町「ノーテレビデー・ノーゲームデー」は、平成26年度から毎月19日の「教育の日」に合わせ、月に1回決められた2時間をテレビやゲームから離れ、家族団らんの時間や読書、学習などの時間を過ごしていただくよう、各家庭に協力をお願いして実施しているところであります。

ご質問の1点目、町民の意識向上へのさらなる啓発方法並びに不審者等に対する危機管理方策についてであります。

教育の日は、「家庭教育の日」「地域教育の日」「学校教育の日」の総称であり、それぞれが連携し、次代を担う子どもたちの教育に関する取り組みを町民全体で進め、町の教育の充実と発展を目指し実施しているもので、取り組んで10年を経過したところであります。

これまで、毎月19日の「教育の日」には、学校教育のみならず、家庭、地域と一体となって「子どもたちを育てる」といった取り組みを行っており、学校では授業を保護者のみならず、地域の方等に参観していただくなど学校を開放し、これまで民生委員や主任児童委員、地域住民、教育関係者等多くの方々が直接授業や児童生徒の様子を見ていただいております。

さらに、家庭においては、「教育の日」を通じて普段から教育について考えることを意識づける日として、また地域においては、子どもは地域の宝として、子どもたちを地域で見守るという機運が定着してきていると考えております。

また、ここ数年、「教育の日」に合わせて、食育等の出前授業を組み、保護者や地域住民に参観していただくなど、各学校で工夫を凝らしながら来校者の増につながるような取り組みを行っているとともに、学校前に教育の日の看板を掲示したり、毎月発行の学校だよりを活用して、日程や実施内容等をわかりやすく掲載するなど、周知活動に努めているところであります。

しかしながら、制定から10年が経過し、教育の日のさらなる普及・定着を図るとともに、今後の展開方策についても考えていかなければならない時期であると認識しているところであります。

このことから、「教育の日」のさらなる啓発活動として、これまでの「学校だより」や「チラシ」を中心とした周知に加え、昨年度からは町のホームページによる周知を始めたところでありますが、今後、毎月19日に「教育の日」を実施している旨を周知するための「のぼり」やポスターの作成、来校者が多い学校の取り組み事例を町広報やホームページ等で紹介するなど、町民に関心を持っていただけるような情報発信に努めるなど、効果的な周知方法について検討してまいりたいと考えております。

また、本制度の趣旨について、公区長会議や民生・児童委員会、老人クラブなどを通じて説明を行うとともに、校長・教頭会議等において、地域住民等が参加しやすい環境等の整備や、内容等について検討を行ってまいりたいと考えます。

なお、「教育の日」における不審者等の対策につきましては、学校を開放し、地域の方等が気軽に学校を訪問する環境とすることとの裏腹の関係として憂慮される点ではありますが、学校においては管

理職等が玄関で受け付けをする、来校者名簿の記載や来校者ネームの着用など、不審者の侵入を防ぎ児童生徒の安全確保を図りつつ、「教育の日」の趣旨をなるべく損なわない範囲で学校を開放しているところでもあります。

ご質問の2点目、「幕別町教育の日」に合わせた「ノーテレビデー・ノーゲームデー」のアンケート調査を含む実施の有用性についてであります。

平成25年度から、十勝管内教育委員会連絡協議会と北海道教育庁十勝教育局が主催して実施した「家族ふれあいキャンペーン『とちかち家族だんらんノーテレビデー』」と連携して、本町においては、平成26年度から毎月19日の教育の日に合わせて、「ノーテレビデー・ノーゲームデー」として位置づけて実施しております。

本事業実施の背景といたしましては、近年、テレビの多チャンネル化やテレビゲーム、携帯型ゲーム機器の普及と、急速に発達したインターネットやスマートホンの普及など、情報通信環境の整備に伴い、子どもたちが長時間それらに触れることによる課題があると指摘されていたところでもあります。特に長時間の連続した利用により生活習慣に乱れが生じ、疲労が蓄積し、集中力の低下から学力への影響が懸念されるのみならず、コミュニケーション能力の低下や健康にも悪影響を与えていると言われております。

このようなことから、本町では「教育の日」特に家庭教育の日の一つの取り組みとして、午後6時から10時の間の2時間を「テレビを見ない、ゲームをしない時間」として定め、家族団らんの時間、読書の時間、勉強の時間など、それぞれ2時間を工夫して過ごしてもらうべく実施しているところでもあります。

本事業実施に当たっての周知方法といたしましては、毎月、児童生徒に口頭で周知するとともに、6月と11月の年2回は、教育委員会でチラシを作成し、学校を通し児童生徒に配付するなど、「ノーテレビデー・ノーゲームデー」の実施について周知しているところでもあります。

また、事業の実施状況を把握するため、6月と11月に各学級担任がホームルーム等で児童生徒に確認するとともに、効果等について児童生徒に意見を聞くほか、保護者には、授業参観日やPTAの役員会等を活用し、意見等を聞くなど結果を取りまとめ、教育委員会に報告をお願いしているところでもあります。

これら、実施状況及び意見等につきましては、教育委員会で報告書を作成するとともに、各学校にフィードバックし、児童生徒の学力向上や生徒指導等に活用していただいているところであり、昨年11月の実施状況では、「小学校で53.2%、中学校で51.1%の家庭が取り組んだ」との結果となっております。

また、これまで本事業実施に対します意見として、児童生徒からは、「家族と話をしたり、兄弟で遊んだりできた」「いつもより長く読書をした」「テレビやゲームをしたいけれども、こういう日に勉強や親と一緒に過ごす時間にするのもよいと思った」などの肯定的な意見がある一方、「その時間帯は塾なので家にいない」「意識しなくても日常的に取り組んでいる」などの意見がありました。

一方、保護者の主な意見としては、「取り組みとして意義があることだと思うので、大人がまずは率先しなければならぬ」「月に1度、このような機会があってもよいと思う」「テレビを見ない時間があるといろいろなことが話し合えるので、テレビを見ない時間も大切だと感じた」「普段よりも勉強がはかどったり、お手伝いをよくしてくれた」の肯定的な意見が多かった反面、「テレビは消しても、家庭にはさまざまな事情があり、できないこともあるのでは」「平日は忙しく取り組みにくい」などの意見もあり、肯定・否定的な意見を含め、当該事業への反響は大きなものであり、保護者や児童生徒が、家族の行動等を考える時間を持っていたことは、大変意義深いものと認識しております。

今後とも、教育の日に合わせた「ノーテレビ・ノーゲームデー」を実施し、その結果を分析するとともに、学校だより等で保護者に啓発を行い、さらに、多くの方々が日常の話題として取り組んでいただくことが、子どもたちの健全な育成を図る上で重要であると考えますので、引き続き本事業を実

施してまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 現在の答弁に対して質問させていただきます。

まず、教育の日全体のことに関してになりますが、趣旨として町民総参加型で教育の意識を高めるということで、非常に私も賛同するところがございます。そういった中で、学校だけに頼らない、地域全体で取り組んでいくのだというような観点だというふうに認識しております。そうした中で、大前提として、こうした取り組みが学校現場の負担にならないというようなことが大事だというふうに考えておりますが、そのあたり見解いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） もちろん学校現場の負担にならないようにということは、当然のことだと思います。ただ、目的が先ほど申し上げましたように、子どもたちの健康あるいは学力向上ということで、テレビ、ゲームがどのような影響があるか。それに対しまして、非常にやっぱり近年学力向上の障害になるというところとちょっと大げさかもしれないですけども、そういうような面もありますので、そういう趣旨を理解していただきながら、地域含めた家庭含めて、もちろん学校等も含めて、こういう事業を実施しているということなので、その辺のところはご理解いただきたいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） ノーテレビ・ノーゲームに関しては、後ほどまた、はい。ただ、全体としての認識は承知いたしました。

そういった中で、今までの取り組みというところで、学校前に看板を掲示したり、学校だよりを発行してということでもございました。特にこの授業の趣旨と考えると、保護者、当然学校に来ていただきたいというのにはありますが、保護者以外の地域の方という部分が非常に大事な事業かなというふうに思っております。

そうした中で、今後、展開方策について考えていくということでしたが、のぼり、ポスターの作成というような答弁ございました。こうしたものを作成するに当たって、経費等々もかかるかと思しますので、その利用の仕方という部分が非常に大事になってくるかなと思います。例えば、のぼり等、ポスター等作成して、またこれも学校内部であったりとか、保護者のみという部分であれば、意味がないかなというふうに思いますが、そのあたり掲示の場所であったりとか、そういった方法についてお考えを聞かせてください。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 啓発をするということは、この事業を推進する中で大変重要なことだというふうに認識しております。ご質問のございました、のぼりだとか、ポスターとか、これは一つの案として、今、私どもも考えているところがございますけれども、一つにのぼりにつきましては、現状の中では19日の日、学校だよりとかホームページなんかでは周知しているのですが、学校の状況を見ると、何らふだんと変わらない状況にあるということで、住民の方に意識づけ等を行っているのだよというのを周知するために、学校の周りに五、六本ぐらいのぼりを立てて、その日だけ、19日の日だけ、のぼりを立てて周知するというのも一つの方法ではないかということで、今、検討しているところがございます。

あと、ポスターにつきましては、学校のみならず公共施設だとか、子どもが集まる場所、また保護者等が目に触れるような場所に、再度ポスターなんかもつくり直して掲示していきたいというふうに考えているところがございます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） こうした活動も、まさに地域全体で取り組んでいけばいいのかなというふうに思っているのですが、例えばのぼりにしても、ポスターにしても、各家庭でやはりご協力いただけると

ころに掲示するというようなのも一つの方法かなと。一つ一つの具体的な方法について答弁は結構ですが、学校側がやる、教育委員会が全て個々に設置するというようなスタンスではなくて、地域の方々の協力をいただきながら、こうした啓発を行うというような観点については、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○町長（田村修一） 先ほど失礼いたしました。教育の日の目的とちょっと私勘違いしまして、ノーテレビデー・ノーゲームデーの話もしてしまいましたけれども。

ちょっと戻りますけれども、教育の日の趣旨ということで、やはり学校運営、そういうものにも地域の方々が参加して行って、地域全体で教育を行う、子どもたちを見守っていく、成長を支援していくと、そういうようなこと、教育の日の目的として考えておりました、ただいま小田議員がおっしゃられました、例えばのぼりをやるというようなことにつきましても、今、退職校長会ですとか、あるいは地域の方々の見守り隊という方が、朝夕、学校によっては学校の周りを見守ったり、交差点に立っていただいて子どもたちに声かけしていただいております。そういうような方々に協力いただいて、例えばですけれども、のぼりを立てるとか、そのようなこともできるのかなと思っております。

いずれにいたしましても、学校も含めて、地域の方々と一緒になってPR活動を行っていききたいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 承知しました。

もう一点、これも一つの例として検討していくべきことだなというふうに認識しておりますが、来校者が多い学校の取り組み事例をホームページ等で紹介するという答弁もありましたが、今、現在の学校の取り組みとして、特別な授業を組んでいる学校もあれば、本当に通常どおりの授業の中で、どうぞ来てくださいというようなスタンスもあると思います。どちらも、それぞれの学校の自主的な取り組みということでいいというふうに思っているのですが、やはり特別な授業を組んだときに、若干やっぱり来校者が多かたりすることもあるのかなと。それから、一方で危惧されるのが、やっぱり人が多く来た取り組みがいいとか、来なかったから悪いという言い方はおかしいかもしれませんけれども、紹介されないとか、そういったことになってしまえば、元も子もないかなと。それから、やはり特別な授業を組むということについては、ある程度学校の負担が増すと。それが、直接子どもたちのためになっていることであれば、もちろんいいことではありますが、やはり見方を誤ってしまうと、そういった懸念もされると。画一的になってしまうところも、よくないのかなというふうに思います。そういったところ、配慮が必要かなというふうに思いますし、慎重にやるべきかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 特別な取り組みということなのですが、例えば、今、非常にいい取り組みをされている学校をちょっと紹介させていただきますと、白人小学校。白人小学校は、教育の日に合わせて、食育の日をぶつけて、食農というのでしょうか、本町直産の野菜ですとか、そういうものを紹介したり、あるいは安全な食べ物について紹介したりと。それとさらに参観日をつけるだとか、あるいはアイヌ文化に関する出前授業やなんかも教育の日にぶつけていただいております。

たまたまそういう効果もあって、人が多く見に来ていただいているということで、議員おっしゃったように、参観しにいらっしゃっている人の数があるとかないとかということではなくて、地元の文化ですとか、地元の農産物とか、そういうものに根差した教育をそういう日にぶつけてやるというようなことが、非常にいい授業というふうに考えているので、そういうようなものを各学校に紹介して行って、町内の学校でもそれぞれの地域に合ったような、例えば途別だと米づくりに合ったような授業と、そういうようなものを子どもたちに伝えていく、広めていくと。そういうようなことを通じて、教育の日のさらなる振興発展という、ちょっと言い方変ですけれども、教育の日をさらにもっと盛り上げていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） このような白人小学校さんのような取り組みが、その学校で自主的に考えたもので、それがいい悪いというものは全くなく、尊重されるべきだというふうに思います。

ただ、その一方で、そういった特別な授業を組んでいない学校の取り組みも尊重するべきだというふうに思う中で、何かその19日に指定した日に、その授業をするのがいいというようなことになると、やはりそこは学校現場にとっては、その日に合わせた何かをしなければいけない、こうしなければいけないという取り組みになってしまって、かえって参観される方もふだんの教科授業の姿も、そういった授業を見る機会もまたなくなってしまうというようなことで、そこはやはり自主性に任せるべきだというふうに思いますし、また、今、教育長の答弁にあった特徴のある取り組み、各学校の特徴のある地域に根差した取り組みについては、また別の形でしっかりと情報収集して紹介していくべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 私どもといたしましては、常に開かれた学校と、そういう考え方のもとで、今、教育委員会動いております。そうした意味で、もちろん普段の日も皆さん方に学校を見ていただけることはありがたいことですし、学校としてもそれを望んでいるところでございます。そうした意味で、きっかけづくりという意味で、まずは19日、教育の日ということで、それをきっかけとして学校としては、ほかの日も見に来ていいのですよと、皆さん見に来てくださいということを、今でもお話ししているところでございます。そういった意味で、19日は教育の日という位置づけで行うと。今後ともそういう形で、考え方でおりますので、ご理解ください

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 19日教育の日に関しては、私は非常に賛同しているもので、いい取り組みだというふうに思っております。ただ、そこがこうしなければいけない、ああしなければいけないというようなことにならないように、配慮していただければというふうに期待しています。

次の質問になりますが、今後、説明していくという中で、公区長会議とか民生・児童委員会議、老人クラブを通じて、そういうことでそれも非常に有意義な手法かなというふうに認識しております。また、校長・教頭会議等においてということで、地域住民等が参加しやすい環境等の整備というような答弁もございました。

こうした意見を聞いて、教育委員会側からしたら学校のほうにこういうふうに環境整備してくれ、こういう形にしてくれというようなことを求めていくのか、あるいはもしくは教育委員会のほうで、学校のほうに負担をかけずに協力し合いながら、バランスとりながらやっていくのか、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 前段、答弁の中でもお話ししたと思うのですが、あくまでもこれは何を実施するかについては、学校の自主性に任せると、そういう意味で憲章という形にしたということで、例えば校長会議、教頭会議でも、こういうようなことをすると、非常にお客さん見に来てやすいとか、そういうようなことを教育委員会としては提案する形で、それぞれの学校に合った形で行ってもらおうということです。決してこれをやりなさい、あれをやりなさいということを、私どもも言うつもりはありません。あくまでも学校の事情に合わせて、そして地域の事情に合わせて、みんなが参加できるような形というのを、それこそ校長会議、教頭会議、教頭、校長とも相談しながら進めていきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 趣旨は、同じく思うところでありまして、もっと言えば19日に限らず、本当にもっともっと週に1回でも、月何回でも、そういった日があるといいなというふうに思うところでありまして、あくまでも学校とよく相談しながらやっていただければというふうに考えます。

もう一点、学校側のほうで懸念されているということで、不審者等の対策ということになります。現在でも、玄関、受付で名前を書くとか、来校者名簿をつけるというようなことがあります、実際、

現実としてそれを記入して、名簿をつけても、どなたかわからないっていうような状況等々はどうしてもあるのかなど。これ本当に開放と、そういった対策というのは、本当に裏腹で難しい問題ではあると思いますが、多くの人に来てもらうっていうことが、やっぱり一つの防止策にもなるのかなというふうに思うところでもあります。また、現在来てくださっている民生委員の方とか、教育委員の方であったりとか、あるいはいい意味で毎回、毎回来てくださっている、そういった地域の方を巻き込んで、そういった協力してもらいながら対応等もしてもらうというような、学校の管理職等もなかなか人手不足、時間不足ということもございますので、地域の方にそういった対策等を支援してもらうというような考えについてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） まさしく、そのとおりで私どもも思っております。どうしても学校を開放するというのは、先ほど教育長からの答弁にあったとおり、防犯に関しては裏腹な関係がございますので、それに対しては私どもも危惧しているところなのですが、一つは学区においての、そういう防犯器具を設置するなり訓練を実施するというのは、それはそれとして実施してございます。

まさしく、防犯の部分で言いますと、議員がおっしゃりましたとおり、教育の日、そういうものを通じて、地域がそういう教育に関心を持ってもらう。それが、結局は安全な学校づくりにつながるということでございますので、そういう面からも教育の日の意義はあるかというふうに思いますし、またそういうような事業の展開なり、そういう認識を地域の方に持っていただくというようなことで、私どもは頑張っていかなければならないというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） そういった形で、学校をバックアップというような形で、教育委員会のほうも積極的に仕掛けていただければというふうに期待しております。

2点目の質問に移ります。ノーテレビデー・ノーゲームデーの件になります。

こちらのほうについても、ノーテレビデー・ノーゲームデーの取り組みについては、非常に賛同するものであります。本当に、逆にこれも月1といわず週に1回でも、あるいはもっともっとやりながら、家族団らんの場をつくるといった機会を設けるといっては、非常にいいことだというふうに認識しております。ただ、その中で19日に指定するというような形で取り組んできたことについては、先ほどの答弁にもありましたアンケート調査でも、やはり二つに分かれるところでありまして、その日にはできないよというような意見があったりとか、どうしてもその日に見たいテレビがあるよというようなこともありますし、一律的に19日というふうにはする必要がないのかなというふうに思っております。もうちょっと幅広く考えてもいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほどの教育の日もそうなのですけれども、ノーテレビデー・ノーゲームデー、これもあくまでも動機づけという意味合いで、まず始めているというのが、今、現在のところだと考えております。

議員が言われるように、本当は週に3回とか、できれば毎日でも私はいいいと思うのですけれど、個人的には。思いは、そういう思いで同じなのですけれども、なかなか難しいと。そうであれば、19日、これは家庭教育の日というのも、先ほど言いましたとおりあります。そういう意味で、必ずしも教育の日の事業として行っているわけではなくて、ノーテレビデー・ノーゲームデーのこの事業は、また別個テレビをできるだけ見ないように、そして家族団らんで読書をしましょう、規則正しい生活をしましょうと、そういう思いを、家庭の中でも皆さん持っていただくための事業で、あくまでも動機づけで、今後そういうのが広がって全ての家庭で1週間のうち半分以上そういうような日にちをつくれるということになることを、私どもも望んでいるところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） それであれば、19日の日に限定してやったかやらなかったかというような調査を、各家庭、学校に求めるということについて、必要ないのかなというふうに思いますが、いかがでしょ

うか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 19日の日にやったかやらないかというのは、やっぱりこれは結果を見て、そして皆さんにさらに取り組んでもらおうというようなこと、フィードバックしていくためにも必要かと思っております。

これが負担になるかということになると、年2回程度で、しかも6月、11月、2回程度で、例えばクラスによっては、きのうノーテレビデー・ノーゲームデーを実行できたかということのを、クラス会の中で聞いて挙手して答えてもらうとか、あるいはPTAの会合で聞き取り調査するということなので、決して私ども負担となるものではないと思っております。

それよりも、本来の目的、学力向上、健康の保持、さらには家族団らんによって、子どもたちの心に安定を生むと、そういうような目的から、この活動を普及させるということで、19日やって、さらに年2回調査して、皆さんどういう状況かということのを把握して、学校に戻していくということのほうが大切なのかなと思っておりますので、これが20日であっても、21日であっても何も問題はないと思います。ただ、先ほど言ったように、教育の日にたまたま合わせて、皆さんがわかりやすいようにこの日に実施していくと。ちょうど、家庭教育の日、教育の日には家庭教育という目的もあるので、そういうふうに行っているということなので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 実際、調査をするということについて、現場のほうではそれほど負担ではないのではないかとということで答弁ありましたが、実際、学校の現場の先生たちには、一々それを聞かなければいけない、聞いてどうするのだというような意見は、正直多数聞いております。その効果について、もし教育委員会のほうでしっかりと分析し、今後に生かされるものがあれば、しっかりとそれは学校に示して、先生たちに納得してもらうような方法が必要かなというふうに思います。

それから、現在26年度から2年間、そういった調査をしてきたわけでございます。ある程度、今回答弁あったとおり、結果というか分析もされてきているのかなというふうに思いますが、今後もこの調査、続ける必要はあるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 効果ということでございますけれども、全国学力・学習状況調査の質問紙の中で、実はそういうところが効果というか、結果として実際に数字であらわれてきているということ。これは、まずは北海道教育委員会のほうで分析しております。全国学力・学習状況調査の常に上位にある県、これ秋田県なのですけれども、秋田県と北海道を比較した場合、テレビを見る時間、ゲームをやっている時間の差が非常に大きいという結果が実際に出てきております。

私どもでも、秋田県と比較した数値を持っておりますけれども、例えば小学生の場合、テレビを見る時間が3時間以上テレビを見ているという子どもが、我が町では40%近くの子がいて、ところが、秋田県では30%程度。それが、学力に反映してきてしまっているのではないかとというふうに分析されております。

そう言った意味で、何のためにこれをやるのかと。やはり前段言いましたとおり子どもたちの健康を守る、学力を向上させると、その目的のために行うということでもありますので、その辺のところは、ぜひとも現場でも理解していただかなければならないというふうに思っておりますので、ご理解ください。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） ある程度、効果については理解しました。が、そういったことをこの2年間の調査の中で分析されてきたわけですので、ある程度見えてきたものがあるかと思えます。なので、こういった調査を、また来年も再来年度もやる必要があるのかどうかということで、もう一度質問させていただきます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

- 教育長（田村修一） 引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。
- 議長（芳滝 仁） 小田議員。
- 4番（小田新紀） 実施する意図としては、今後2年間で調査したことが、結果が変わる可能性があるというふうな認識でしょうか。
- 議長（芳滝 仁） 田村教育長。
- 教育長（田村修一） もちろんそういう認識で、私どもも、学力・学習状況調査も含めまして、よくなることを期待して、これを実施しているわけですから、もちろんそういうことも期待して、今後も調査を引き続き行ってまいりたいと思っております。
- 議長（芳滝 仁） 小田議員。
- 4番（小田新紀） 調査、大事かとは思いますが、本来いろいろ答弁もらった中で、本来の目的で言えば、19日にテレビ見なかったとか、ゲームしなかったとか、そういったことを分析する段階というのはもう終わったのかなど。この2年間である程度見えてきて、それで今後やっぱりその取り組みが効果があったというふうに、教育委員会としては認識しているというふうに受けとめました。それであれば、次のステップとしてこの活動をもっと広げていきましょう、あるいは月2回にしましょうと、そういった呼びかけを促していくというような取り組みが必要なのではないかとというふうに考えておりますが、そういった観点でいかがでしょうか。
- 議長（芳滝 仁） 田村教育長。
- 教育長（田村修一） 効果が上がってきているということは、私、今の段階ではまだそういうふうには考えておりません。まだまだこの後、続けていかなければならないのかなと思っております。そのためにも、さらにデータを積み上げていくということが必要なのかなというふうに思っているところであります。
- 議長（芳滝 仁） 小田議員。
- 4番（小田新紀） ちょっと難しいですね。このアンケート調査ですね、アンケート調査、やったかやらないかというアンケート調査については、その調査をしたことによる分析というのを、この2年間でされてきたというふうに思います。それについて、先ほど答弁あったとおり、大体数値的なものも出てきましたし、ある程度のこういった取り組みをするという効果があったというふうには認識しているところであります。だからこそ、同じアンケートをもうする必要はなく、次の展開が必要なのではないかとということなのですが、いかがでしょうか。
- 議長（芳滝 仁） 田村教育長。
- 教育長（田村修一） 次への展開は、もちろん必要なかと思えます。これは19日だけではなくて、そのほかの日もやるだとか、あるいは違う方法でもみんなに周知して実行してもらうということは、必要だと思います。ただ、このアンケートにつきましては、分析というのは確かに2年間の分析はできてますけれども、そこからさらにつなげて健康状況がどうなったとか、学力がどうなったというところの分析までには、まだ達していないと思っております。ですから引き続き、例えば今53%の、約半分ぐらいの家庭で実行したという結果をいただいておりますけれども、それがやっぱり70%、80%、90%の家庭で実行していただいで、それに伴って子どもたちの健康状態も上がる、学力も上がると、そういうようなことが実現されてきたときには、本当の意味で効果があったなと言えらると思っておりますので、そういう段階まで何とか引き上げるよう、引き続きもちろんこれを実施しますし、アンケート調査も行いますし、さらには新たな方法も考えながら効果が上がるということを進めていきたいと思っております。
- 議長（芳滝 仁） 小田議員。
- 4番（小田新紀） アンケート調査について、今後いろんな改善をしていくということであれば、またそれは一つの方法かなというふうに思いますが、今、現在のアンケート調査をそのままするのは、余り効果的ではないというふうに感じます。要は19日、教育の日に合わせたテレビ見なかったか、ゲームしなかったかというようなポイントでのアンケート調査になっているわけなので、それが

今後、月に1度そういうのを設けましょう、月に2度設けましょう、週に何回か設けましょうというような観点で、そういったことが実施できたのかどうかというようなことであれば、次の発展という意味でのアンケートの調査の意味があるかなというふうに思いますが、今のままでのという部分については余り効果を感じないのですが、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 若干ちょっと見解に相違があるようで。アンケート調査と聞いていますけれども、あくまでも教室で子どもたちに、きのう実行しましたか、あと何か意見があれば言ってくださいというのを書きとめているので、家庭に紙を持って行って細々と書きなさいとかという、そういうことを言っているわけではなくて、テレビも何時間見ました、1時間以上の人、手を挙げてください、2時間以上の人、手を挙げてくださいとか、そういうところであるので、決してもちろん現場には負担をかけていないつもりでありますし、そういうことを引き続きデータをとっていかないことには、どういう効果があったのか、どういう状況なのかというのは、わからないというふうに考えていますし、1年2年で50%に上がりました、こんなことがいいことありましたというだけの意見では、やっぱりまだまだ考え方を組み立てるには足りないのかなというふうに思っております。

最後は、中学生なんかは、特に生徒指導という面、そういう面にもつなげたいと思っておりますので、引き続きこれは実施していきたいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 調査をすることについては、いろんな考えがあつていいと思っておりますが、今までと同じ調査では意味がないというふうな認識です。記入式じゃない、記入式であろうと、それはどちらでもいいかなというふうに思うのですが、有効性があればいいのかなというふうに思うのですが、19日の日に限定をして、テレビ見なかったか、ゲームしなかったかという調査は、もういいんじゃないかということです。今までのことを否定しているわけではなくて、もう次のステップとしてはいいのではないかと。次は、もうちょっと広げた形で調査をするのであれば、何か調査の視点、観点を少し改善してやるべきではないかということですが、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 意味がわかりました。もちろんそういうことは大事だと思っております。この後は、例えば月にテレビを平均してどれぐらい見ているかとか、継続的にそういう活動をやっているかとか、そういう質問ももちろんこの後は考えていかなければならないのかなと思っております。そういうことは、適宜この後の課題として検討していきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） では、最後の質問にしたいというふうに考えておりますが、いずれにしても学校現場に負担がかかっているかどうかということについては、学校の現場の声を聞くということが、やはり一番かというふうに思います。ちょっとした先ほどのような質問であっても、ある程度やっぱり子どもたちに聞くということに時間がかかるということも現実でありますし、また学校によっても、現在500人ほどの規模の学校もあれば、一クラス程度の学校もあれば、それから僻地校のような学校もあればということで、同じ学校といっても、同じ状況ではございませんし、そういったことをよく教育委員会としても、学校現場の意見を聞くといくことを考えていただきたいと思っておりますし、現在、学校現場の多忙化とか、超勤といったことがずっと叫ばれていて、国のほうからも、そういったものを減らすようなというふうな工夫をというふうな通達等も来ているかというふうに思っております。そういった絡みで、そういった観点で、やはりこの事業自体も取り組んで今後も続けていくかということ、確認させてください。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 学校現場に対する負担ということでございますけれども、私どもそれはもちろん思いは同じでございます。例えば、この事業は何のためにやるのかと、誰のためにやるのかと、そういうようなことを考えたときには、やっぱり子どもたちの健康、子どもたちの学力向上と、そのた

めにやっています。そういうところを理解していただいて、行っていくという考え方でございますし、またさまざまなそういうアンケートとったり、チラシ配ったりとか、そういうようなことは常にやっぱり学校の現場とも協議というか相談しながら、私どももやっていくつもりでございますので、その辺はご理解いただきたいなと思います。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 承知しました。

子どもたちを中心という事業でございますので、子どもたちの思いを大切に、子どもたちの時間を大切にやっていけることを期待して終わりたいと思います、以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:00 休憩

13:00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○5番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1番、ナウマン象記念館について。

ナウマン象記念館は、ナウマン象の全身骨格の化石が世界で初めて旧忠類村晩成で発掘されたのを記念し、地域振興の中核を担って忠類に開館した施設です。大発見から半世紀近くがたち、合併後もナウマン象はシンボルマークやカントリーサインなど、多方面で町の顔として使われています。

「化石発掘のまち」として全国に発信する中、町は第5期総合計画の中でナウマン象記念館周辺の観光振興を掲げ、来年度予算にナウマン公園大型遊具整備事業として1億4,500万円もの額を計上しました。

公園の整備を機に、外見だけでなく大もとになるナウマン象記念館の中身について見直す必要があると考えますが、以下について伺います。

1点目、観光ゾーンの一角を担う記念館として、また地域の核としてどのような施設と位置づけ、どう生かしていく考えなのか。

2点目、専門的な知識を持つ人材を配置する考えは。

3点目、町内のほかの資料館との連携について。

4番目、町文化財審議委員会などに外部の専門家に入ってもらい、その提言を積極的に生かす考えは。

5番目、ナウマン象と一緒に見つかった化石が絶滅した巨大ジカと判明したのを受け、再調査する考えは。

2番目、町民の声を聞く町の姿勢についてです。

町が目指すまちづくりの基本目標に、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」があります。

これを実現するにはまず、自分の町に関心を持ってもらうことが大切です。ここで、大きな役割を果たすのが広報紙と言えます。町側からのお知らせに加えて、町民と町民、町と行政を結ぶような内容を多く盛り込むことで、自分の町をより身近に感じてもらえるのではないかと考えます。距離が縮まらないことには、「ともに考える」という機運も広がりません。

さて、飯田町長は就任以来、さまざまな会合で町民に「3人集まったら呼んでください」と発言しています。町民と直接対話をし、その意見を調整に生かしたいという思いは共感できるものです。そこで、以下について伺います。

1点目、少人数でも対応しようとした町長のお考えは。

2点目、出向いた件数、そこで出された意見を検討して対応したもの、また実際に予算に入れたも

の、実現させたものはありましたか。また、印象に残る提言などはあったかどうか。

3点目、広報紙に「まちなか町長室」などというページをつくって、対話の内容と回答を掲載することについて。

4点目、子どもたちも含めた町民が日常生活で感じたことを気軽に提案できる制度を新設する考えは。

5点目、「町民参加」の一つとして、新庁舎内に総合案内窓口を設けて町民を交代で活用するお考えは。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 内山議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきまして答弁させていただきます。

「忠類ナウマン象記念館について」であります。

多くの発見がそうであるように、忠類ナウマン象の化石は、昭和44年7月26日に忠類晩成の農道工事現場で偶然に発見され、同年8月に北海道から依頼を受けた「十勝団体研究会」が緊急発掘調査を実施し、当時、北海道百年記念事業の一環として、札幌市に建設が計画されていた北海道開拓記念館に関連するプロジェクトとして、同年10月に予備発掘である第1次発掘調査が実施されました。

翌年の昭和45年6月から7月にかけて、本発掘である第2次発掘調査が行われ、発見から3度の発掘調査により、全骨格の70から80%に当たる47個の化石骨が発掘され、およそ12万年前のものと推定されているところであります。

ほぼ1頭分の化石骨が見つかったことは大変貴重なことであり、忠類で発掘された骨格と千葉県で発掘された頭骨をもとに、全身骨格復元模型がこれまで22体作製され、このうちの1体を忠類ナウマン象記念館に展示しており、日本各地のほか、海外の博物館にも展示されているところであります。

また、発掘された現地には、記念碑のほか、発掘の際の産状を模型にしたパネルなどを設置しているところであります。

ご質問の1点目、「観光ゾーンの一部を担う記念館として、また地域の核としてどのような施設と位置づけ、どう生かしていく考えなのか」についてであります。

忠類地域の道の駅エリアは、国道236号に面しており、見て・食べて・遊んで・泊まれて・温泉に入れる癒しの空間として整備しており、エリアの中心に位置する「道の駅・忠類」では、軽食をとりながら休憩できることに加え、南十勝の観光情報や天馬街道・日勝峠の道路情報も発信しております。

昭和63年にオープンしたナウマン象記念館は、この観光拠点エリアの中核的施設として整備した最初の施設であり、忠類地域の象徴的な施設であります。

現在、ナウマン象記念館において、古代の生物や歴史を学ぶきっかけとしてもらうためのイベントとしては、「親子でミニ発掘体験教室」「ナウマン親子マフラー・ブランケットの飾りつけ」、昨年初めて「巨大な折り紙でナウマン象を作るワークショップ」を小中学生を対象に開催しているところであります。この他、地域住民の有志の方による「古代ロマンのコンサート」が開催されているところであります。

昨年3月に取りまとめられました和歌山大学観光学部の「幕別町地域活性化事業報告書」では、現状の課題などを見た上で、「なぜナウマン象は忠類にいたのか」「忠類の生態がなぜナウマン象に合っていたのか」のような展示があれば、もっと興味深いものになるのでは、などのご提案をいただきました。

また、今後のあり方として、ナウマン象記念館は子どもたちが学ぶ場所として最適な空間であり、子どもたちが定期的に来ることで、子ども同士の交流はもちろんのこと、一緒に来館される大人同士でもさまざまな情報交換を行える場となるので、ナウマン象記念館が、地域の学びの場となるよう望むのご提言もいただいたところであります。

これらを参考に、町長部局とも連携しながら今後の事業展開などを検討してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、「専門的な知識を持つ人材を配置する考えは」についてであります。

忠類でほぼ1頭分の化石骨の発掘に成功したことは世界的にも貴重な資料であります。ナウマン象記念館は、調査・研究を目的とするものではなく、資料館として建設したものであり、専門的な知識を持つ学芸員の配置はしていないところであります。

ナウマン象を専門的に調査・研究するために学芸員等の職員を雇用する場合には、調査・研究が実施できるような体制とすることが必要であるとともに、調査・研究に要する費用等も相当な負担となりますことから、これまで同様、旧北海道開拓記念館である北海道博物館や関係機関などとの連携や必要に応じて学芸員を招致して事業等を行ってまいりたいと考えております。

また、「ふるさと館」や「蝦夷文化考古館」が老朽化し、それら施設の改築等について検討を進めてまいりますことから、その検討に合わせ、現在、学芸員の要素を持つ「地域おこし協力隊」の活用についても検討しているところであり、その際、ナウマン象記念館の運営における活用についても検討してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の3点目、「町内の他の資料館との連携について」であります。

本町では、生活史としての「蝦夷文化考古館」、産業史としての「ふるさと館」、自然史としての「ナウマン象記念館」の3館をそれぞれの個性と特徴を生かし、ふるさとの歴史を後世に伝える場として設置しているところであります。

現在、ナウマン象記念館と他の2館との連携をとっている事業等は特にございませんが、百年記念ホールで開催しております「ふるさと館ミニ移動展」をナウマン象記念館で開催することなどは、町の歴史等を古代から近代にかけ知ることができますことから、今後開催について検討してまいりたいと考えております。

また、2点目の答弁で申し上げました学芸員の要素を持つ「地域おこし協力隊」の活用による、町内の資料館の連携についても検討を行ってまいりたいと考えているところであります。

ご質問の4点目、「町文化財審議委員会などに外部の専門家に入ってもらい、その提言を積極的に生かす考えは」についてであります。

幕別町文化財審議委員会の所管事項は、幕別町文化財保護条例の規定に基づき、建造物や絵画などの有形文化財、演劇や音楽などの無形文化財のほか、民俗文化財や記念物について、教育委員会の諮問に応じ、申請文化財の調査・審議をし、文化財指定の適否についての意見や保存活用等必要と認める事項について答申するとしております。

現在、同委員には、識見者として自然科学や郷土史、文化芸術などに詳しい方3名と公募による方2名の計5名の方を委嘱しているところであります。

同委員会の調査・審議の際には、場合によっては、町が委嘱している埋蔵文化財研究員や北海道博物館の学芸員、大学の研究者等専門家にご意見をお聞きしながら進めているところであり、同委員会の設置目的につきましても、十分機能しているものと認識いたしております。

ナウマン象記念館の運営につきましても、ご質問の1点目でお答えいたしました和歌山大学観光学部の提言やご質問の2点目でお答えいたしましたとおり、北海道博物館の学芸員との連携という形で専門家のご意見を活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

ご質問の5点目、「ナウマン象と一緒に見つかった化石が絶滅した巨大ジカと判明したのを受け、再調査する考えは」についてであります。

昭和45年のナウマン象の発掘調査の際に発見された歯の化石が、1万5,000年前ころに絶滅した巨大ジカ「ヤベオオツノジカ」のものであることが、北海道博物館から昨年7月に発表されたところであります。

「ヤベオオツノジカ」の化石としては道内で2例目、かつ先例より7万年さかのぼる最古のものであり、日本最東の産出記録であるとのことであります。

これを受けて、発掘地の地層の再調査を北海道博物館において、遅くとも数年後には実施すべく検討しているとのことであります。

なお、ナウマン象の発掘地は、そのほとんどが道有林野で、記念碑用地、駐車場用地を含め、北海道から本町が借り受けているものであり、再調査の際は、道有林野に影響のない範囲内での作業になるとお聞きいたしております。

町といたしましては、再調査の際は、協力してまいりたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

「町民の声を聞く町の姿勢について」であります。

町民ニーズに即した行政運営を行うためには、積極的な情報提供により、透明性を確保するとともに、町民の皆さんの声を収集し、施策に反映させる必要があると認識いたしております。

行政において、この役割を担うのが広報広聴であり、情報発信機能としての広報と情報収集機能としての広聴による情報循環によって、行政と住民との信頼関係をいかに醸成していくかが肝要であると考えているところであります。

ご質問の1点目、「少人数でも対応しようとした町長の考えは」についてであります。

まちづくりに臨む基本姿勢といたしましては、私は常に、町政の主役は町民と考え、町民の皆さんとの対話を重ね、皆さんのまちづくりに寄せる思いや期待をしっかりと受けとめ、その思いを皆さんとともに行動し実現する町政の推進を掲げてまいりました。

私が就任いたしました昨年5月からこれまで、さまざまな会合などに参加させていただき、お祭りなど大きなイベントを除きますと、およそ200回、約9,300人の方々とお話をさせていただきました。

このような機会があるたびに、集まりました皆さんに対しまして、「3人以上集まりましたらお伺いしますので、ぜひ、呼んでください」と言い続けてまいりました。

3人以上としておりますのは「3人寄れば文殊の知恵」ということわざがありますように、少人数で気軽に膝を交えて率直に意見交換をすることで、まちづくりの素晴らしいアイデアや課題の解決策を見出していけるのではという思いからであります。

ご質問の2点目、「出向いた件数、そこで出された意見を検討して対応したもの、実際に予算に入れたもの、実現させたものはあったか、また、印象に残る提言などはあったか」についてであります。

これまでお呼びがかかって出向いたのは、まだ1件しかありませんが、忠類地域の女性グループ「ちゅうるい結の会」から、ぜひ、自分たちの取り組みを見ていただきたいと声をかけていただき、先月28日に開催された女性まつりに参加させていただきました。

当日は、参加者が地域の食材を使った惣菜やお菓子を会場に持ち寄り、審査員や一般参加者が試食するもので、会場の皆さんと歓談させていただく中で、会の皆さんが地域を盛り上げようとする思いを強く感じることができました。

ご意見や提言をいただくような催しの内容ではありませんでしたが、私のほうから、このような取り組みからご当地グルメや特産品となるようなものが誕生してほしいといったことや、拡充を予定している特産品研究開発事業補助金の紹介をさせていただきました。

これまでに、町民の皆さんからいただいた印象に残る発言といたしましては、2月5日のしらかば大学くまげら校の出前講座におきまして、札内に住んでおられる方から「町長が、編入された忠類に心配りをしてくれているのは安心した。忠類の発展に尽くしてください」というお言葉をいただき、心が温まる思いをいたしました。

私は、町長に就任以来、出席の依頼がありました会合等につきましては、可能な限り都合をつけて出席させていただいてまいりましたが、今後におきましては、受け身ではなく、みずからアプローチする姿勢で臨みたいと考えております。

ご質問の3点目、「広報紙に『まちなか町長室』などというページをつくり、対話の内容と回答を

掲載することについて」であります。

広報紙にコーナーをつくることは、決して否定するものではありませんが、自分の発言が広報に載るといことで、発言を控えてしまつては逆効果となりますし、町民の皆さんが身構えることなく、多くの方から気軽にお話を伺えるような雰囲気づくりをすることが必要であると考えております。

広報紙への掲載につきましては、これまでスポーツで活躍された中学生との新春ホープ対談や成人式を迎えた方との対談を開催し、その様子をご紹介したこともありますので、内容に応じて特集記事を組むことや町のニュースで取り扱うなど、町民の皆さんが町政をより身近に感じてもらえるような誌面づくりに努めてまいります。

ご質問の4点目、「子どもたちも含めた町民が日常生活で感じたことを気軽に提案できる制度を新設する考えは」であります。

まちづくりを進めるためには、町民参加と町民との協働が欠かせないものであり、町民の皆さんの意見をお聞きしながら、町民目線で進めていくことが重要であると認識いたしております。

現在、広く町民の皆さんから自由な意見をいただく取り組みといたしまして、役場や支所、出張所に意見の投函箱を置き、自由に投稿いただけるようにしているほか、平成14年度から開設している町ホームページに情報交換や意見交換の場として掲示板を設置いたしております。

このほか、各分野でのパブリックコメントやアンケートの実施、出前講座、各種会議等、直接町民の皆さんと接する機会を通じて、特定の分野に限らず広く意見をいただくよう努めております。

また、これまでも子どもが参加する取り組みといたしまして、小学生が身近な議会を見学し取材する「子ども記者」や中学生が総合的な学習の時間の中で、まちづくりに対する政策提案を行うなどの取り組みを実施してまいりました。

町の将来を考える上で大切なことは、次代を担う子どもたちが夢を持ち続ける環境を整えることであり、子どもたちが気軽にまちづくりに対する夢や要望を提案できる取り組みは大変重要であり、学校への意見箱の設置や、私や職員が直接学校を訪問し、児童生徒の皆さんと意見交換する場を設けるなどの取り組みを検討してまいります。

ご質問の5点目、「『町民参加』の一つとして、新庁舎の中に総合案内窓口を設けて町民を交代で活用する考えは」であります。

ご質問にあります新庁舎の総合案内窓口につきましては、新年度から組織機構の見直しにより、新設される住民生活課で総合案内業務を担うことといたしております。

町民を交代で活用する考え方につきましては、住民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりにつながるものであり、北海道内外におきましては、ボランティアや町内会、NPOなどの団体に業務を委託する、いわゆる行政パートナー制度として総合案内窓口を担っている事例もあります。

本町におきましても、行政パートナー制度による総合案内業務について、第3次行政改革大綱の推進項目の一つに位置づけ、その導入について検討いたしました。個人情報の問題や受け皿となる団体の育成と人材確保が必要であること、行政の下請けであるような誤解を招く恐れがあることなど、早期に実施することは困難であると判断したところであります。

しかしながら、協働のまちづくりの観点から、住民参加の重要性は認識いたしているところであり、平成19年度からは、「公園見守り隊」による公園等の環境美化活動に取り組み、現在、6団体2個人の方々により7カ所の公園をボランティアで管理いただいております。

ご質問にあります新庁舎の総合案内窓口には、町民にお願いする考えはありませんが、平成29年度にオープンを予定している札内福祉センターにつきましては、基本計画にも「協働と参加で創る札内みんなの家」をテーマに、町民の皆さんが立ち寄りやすい、より身近な施設として活用されることを目指しておりますことから、気軽に利用しやすい施設となるような方策について検討してまいります。

以上で、内山議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 今回、私が質問させていただいたのは、今回、忠類のナウマン記念公園に大型

遊具を設置されるということで、それは総合計画の中の産業振興という意味で整備に入るのですけれども、ことしは合併 10 周年という節目でもありますし、そういうものは地域振興のためにつくるということなのでも、同じゾーンの中にあるナウマン記念館ということで、同時に、今、中身について充実させてほしいという思いで質問させていただきました。

総合計画の中では、地域の観光振興のほかに歴史的文化の継承ということも書かれてあります。それで、やっぱり今の状態では中身が生かされていないのではないかという声をたくさん聞きますので、この機会にやってほしいと思ったのですが、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいま、議員の方、ご指摘というか、ご意見いただきましたけれども、私どもも同じような考えを持っておりまして、今回、大型遊具が整備されるということで子どもたちが集まるような環境、それと一緒に家族連れ、親御さんも含めて集まっていただけるような環境ができるということで、これを機会にその子どもたち、保護者も含めて皆さんを今度は同じエリアのナウマン象記念館のほうに呼び込めないかというようなことを考えておりまして、この後の計画になりますけれども、遊具ができた後、子どもたちを呼べるようなイベントと申しますか、事業というのですか、例えば化石に関する講習会だとか、あるいは今も発掘体験をやっていますけれども、例えば足寄の化石博物館で化石をつくるような体験だとかとございます。そのような子どもたちが体験して楽しめる、そして学べるというようなイベントを展開してまいりたいなというふうには考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 今、ご答弁ありましたように、足寄の化石博物館の方が来られて、そういう催しをこれまでももされていて、でも 1 年に 1 回とか 2 回とか、あといろんな取り組みをされていることはいいことだと思うのですけれども、やっぱり単発的なものなので、ちょっとここで中身についてもう一度考えたほうがいいと思うのです。それで、ちょうど平成 22 年にプライム・マネジメント・コンサルティングというところに、忠類地区の活性化についての今後どうしていこうかということで報告書を出してもらっているのですけれども、それについてはその内容を、私見たら、かなりナウマン記念館についても、とてもいいことというか、書かれているので、そういうのを検証した上で反映されていないのでしょうか、お聞きします。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） 今、議員のおっしゃられました関係なのですけれども、親子でミニ発掘体験教室というのが 1 回ということで 50 組 100 人ということで、それもちょっと人数的にもあふれているところもありますので、その部分については 1 回ではなくてもう何回か開催してもいいかなと思っています。

あと、今申しあげましたプライム・マネジメント・コンサルティングですね、この関係につきましては、確かに忠類ナウマン象記念館がこうあったらいいのになということ、たくさん提言と言いますか、いただいているところでありますけれども、なかなか財政的な裏づけだとか、そういうものもないような状況でありますので、ちょっと今後検討はしてみたいとは思いますが、どの程度それが取り入れられるか、今後検討はしてみたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 財政的な裏づけというよりも、この報告書の中には、どういうふうに位置づけていっていいかということが大事だということに書かれているのです。だから、これに書かれてあるのは、学術施設なのか観光施設なのか両方兼ね備えたものなのか、そういうようなことが書かれていて、具体的なことも書かれているのですけれども、まずは地域としてその施設をどう生かしていくのかを考えるということが大事ではないかということです。イベントをやって、それで終わるのではなくて、根本的なことを考える必要があるのではないかというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 学術的施設か観光施設であるかどうかということでございますけれども、私、

答弁で申し上げましたとおり、あくまでも資料館という位置づけで、そして観光的にも呼べるというような考え方で今おります。学術ということになると、かなりハードルが高くていろんなことをやらなければならない、学芸員を置いたりしなければならぬということもありますので、あくまでも資料館ということで地域を含めて子どもたち、あるいは大人たちも含めて来ていただいて、展示している資料を見ていただく、さらにはそこでやっている事業によって古代の歴史、生物について知ってもらおうというような位置づけの施設にしたいというふうに考えております。

先ほど、その前の質問でありましたけれども、活性化診断の報告書、これらも含めまして、昨年、和歌山大学の提言もございましたし、答弁の中で言いましたけれども、北海道博物館と連携しながらいろんな事業もやっております。さらには、先ほど言いました足寄の化石博物館の学芸員の方と、そのような方々のご意見を広くいただきまして、どのような事業ができるのか、先ほど課長のほうから財政的なものというのもありまして、もちろんそういう制約もあるので、そういうことも含めて子どもたちを呼べるようなイベントを展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） ナウマン象記念館ができたときは、そういう意味合いだったのかもしれないのですが、やはり時代の要請とか、その周りの変化に伴って、ずっとこれでなければならないということにはならないので、変えていくことも一つだと思えるのです。そういう周りのいろいろ協力できる施設とか、いろいろあると思うのです。お金をかけなくても、例えば十勝管内でも十勝管内の博物館協議会ですとか、あと根室、釧路、十勝の博物館協議会とか、いろんなところに負担金を払っていますよね。そういうことで、いろんな協力というか、何かをするという協力はもちろんなのですが、今後、どうしていったいいかということも含めた協力を得られるのではないかというふうに思うのですけれども、そういうことでもやはり位置づけは変わらないですか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 実は、博物館協議会にうちのナウマン象記念館というか、幕別町は入っていません。入っていないので、仮に入っていたとしても、そこでの事業というのは、なかなか、目的が情報収集ですとか情報の共有というのですか、勉強会やるとかという目的のようなので、そこからすぐ人を派遣してもらって、事業を展開するということはできないので、先ほど言いましたように、もちろん予算の面ですとか、あるいは事業内容、いろんな方々の提言を聞きながら組み立てていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 今、博物館協議会に入っていないということなのですが、いろんな面で協力できるそういう団体というのはあると思います。加盟していなくても近場のいろんなところでは、いろいろ人的ですとか情報ですとか、そういう支援はしてくれる体制は整っていると思います。

それで、これからそういう形で地域で親子にしても地域の人でもいろいろ利用してもらえるように生かしていきたいというご答弁だったので、やっぱりこれまでのようなただ単発的に何かします、また次の年に何かしますということではなくて、その中身ですね。

例えば、よく聞くのは、地域の人が行ったことのないという人もいますのですけれども、1回行ったらいいやというふうに思ったりとかしますよね。これは、位置づけとして町民共有の財産で次世代に引き継ぐ施設ということの位置づけなので、町民が共有して財産なのだと思いますように、例えば博物館の中に常設展示あるのですけれども、そのナウマン象が発掘された歴史的な背景とか、すごく詳しい人が十勝管内にたくさんいまして、そういうことを例えば時代背景の中にナウマン象の化石骨が見つかったと思うのですけれども、そこで暮らしていた忠類の人たちの、これは一つの案なのですけれども、郷土資料というのをどこかの一角に展示されるとか、そういう忠類地区の郷土資料というのは、どこか集めているところというのはあるのですか。お聞きします。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） 忠類にお住まいの方の生活史といいたいでしょうか、そういうものについて

は忠類には特にはないのですけれども、それが全町的にふるさと館というところで扱っているところ
であります。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） それでしたら、私も調べたところによると、ふるさと館には忠類の郷土資料は
ないということで、忠類のベジタの中に少しあるみたいなのですけれども、もしあればそういうものを、
例えば、今、結構昔のそういうものがどんどん手放されていく中で貴重なものがある可能性もあるの
で、やっぱりそういうのをちょこっと置いておくことによって、ああ、こういう生活があってそうい
う背景に生まれて、同じ地域に象が生活していて、今、自分たちの暮らしがあるという、そういうの
も一つの提案です。

一つの提案なので、これをしてくださいというのではないのですけれども、あと例えば子どもたち
が学ぶ場所として、どう生かしていくかということなのですけれども、この間、ある新聞の子ども新
聞に町内の札内の小学校の先生が、町内の若山牧水の取材をして記事を書いていたのですけれども、
その記事の中で、2週間くらい前ですか、その新聞の初めに、「皆さんは、自分の住む町の人口や産
業、自然、歴史、食べ物などについて、町を訪れた人に紹介できますか」と書いてあり、その後に幕
別町には自慢できるものがたくさんありますよというふうに書いてあるのですね。やっぱり、子ども
たちが自慢ができる施設というふうにして位置づけてほしいなという思いでいるのです。

あと、例えば十勝管内では、「教員のための博物館の日」というのがあって、十勝管内の教員の方
もナウマン記念館とか、ふるさと館とか、いろんなところを回って、自分たちでまず知って、そして
それを子どもたちに伝えていったりする活動をされているのですけれども、学校とこうした連携を強
化することも大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 今、さまざまなご提言がございました。

まず、忠類のそういう今までの生活における資料等の展示は、確かにナウマン象記念館ではやって
おりませんが、私どもの生活史を展示する施設としてふるさと館というのがございます。その中には、
たまたま現段階には忠類の資料はないかもわかりませんが、ふるさと館は幕別町だけではなく、
幕別町も含めた十勝のそういう開拓だとか、そういうことを物語っている施設として整備してありま
す。そういう面で、そういう生活史関係については、ふるさと館が担っていくというような一応位置
づけとして整備しているということをご理解いただきたいと思います。

それとあと、ナウマン象記念館におけるそういう利用客の増等における考え方でございますけれど
も、先ほど来、課長からもお話がありましたように、いろんな考え方があるかなど。一つは例えば特
別展を、これは過去は開いたことはあるのですけれども、最近ちょっと開いてはおりませんが、
特別展を開きながら、収蔵品をまた別途展示するだとか、それとか博物館協会に私どもは入って
おりませんが、他の博物館との収蔵品の交換というのでしょうか、お互いに交換し合うという
ようなこともこれは可能でございますので、そういう収蔵品等における特別展というのでしょ
うか、そういうことはやっつけられるかなど、そういう面については今後やっぱり検討課題かな
というふうに思っております。

それとあと、学校との連携でございますけれども、当然私ども、あの施設については、自然史、古
代の自然を学ぶ場所という面においては有効な施設だというふうに考えております。教育長から
も先ほど答弁ございましたとおり、大型遊具なんか今回整備されますことから、それらの誘客
というのも含めて学校、これは町内いろんな学校ありますので、まだ行っていない学校もある
かというふうに思っておりますので、それらの学校における学習材料、資料として活用して
いくというのが有効だというふうに考えておりますので、それについても今後また、やれる
部分から検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） ご答弁で、学校のほうにも発信していきたいということなので、中身を
どんどん

ん学校のほうにも説明して、PRして、町内の子どもたちがこれを本当に自分の町の財産として使えるように前に進めていってほしいなと思います。

それで、例えば、あと子どもたちのほかに、さっき周りの博物館との連携で移動展とか、そういうことができますよという話もしていたのですけれども、その中に例えば何かの講座、例えばナウマン象についても、きっと町内に知らない人がたくさんいると思うのですね。ナウマン象だけではなくて、つながりでいろんなことを3回講座とか4回講座とか、これは協力してくれる人がいると思うので、そういうことを開いて、そういうことがあれば参加したいなという声も聞いているので、そういうことで人が集まってくるということになると、またそこから広がりも、例えばナウマン象ファンクラブができたりとか、それはやってみないとわからないのですけれども、何かそういう広がりがあるのではないかなというふうに思います。

そして、合併して10年たって、幕別町内、幕別地区と札内地区の人はなかなか遠いという意識があって、同じ町内の博物館なのに1回行ってみたいけれども行けないという、そういう声も聞きます。町内の史跡を回る会というのもしやられているみたいなののですけれども、そういうことも今後計画されているのか、伺います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 今、いろいろご提言いただきました。一つ一つ、これをやったらいい、これをやるやらないということは別にしまして、やはり最初のご質問に戻るようですけれども、魅力ある施設、そういうためにはこれからいろんなことを取り組んでいかなければならないと思っております。ただいま、いただいた提言、さらには和歌山大学、それと平成27年の報告書、そういうようなものを含めまして、今後、何回も言いますが、魅力ある施設とするためにさまざまな事業に取り組んでいくよう、検討してまいりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） ご答弁の中に、地域おこし協力隊も、ほかのふるさと館と一緒に活用する方向で考えたいというお話をされていて、昨年6月のご答弁でも、平成28年の導入を目指したいという話をされていたのですけれども、今、差し当たって平成28年ではなくても、これに関して前向きに考えていただきたいと思います。これを使うときに、よく言われるのが、目的があってどういうふうに使っていくかということが大事だという話を聞くこともありますが、やっぱりその目的を見つけるためにそういうアイデアを聞いて、一緒に考えていくということも大事ではないかなというふうに思います。ある程度の枠ができれば、それでも私自身進んでもいいと思うのですけれども、要は新たな発想がとても大事になってくるのではないかなというふうに思います。

1番目の質問で最後になりますけれども、ヤベオツノジカの件なのですけれども、昨年の7月に北海道博物館から発表になったのですけれども、こうした情報を記念館がいち早く把握して発信することが必要です。そのためには、やっぱり窓口になるというか、核になるような人が欲しいのですけれども、こうしたことを外部に積極的に働きかけながら協力してもらって、資料としての価値を高める取り組みをしていただきたいと思います。

そして、再調査のときは協力ではなく、できれば共同でやっていただきたいと思います。時間はかかるかもしれませんが、20年後、30年後の幕別に責任を持てる取り組みをしていただきたいということを希望して、2番目の質問にさせていただきます。

町民の声を聞く町の姿勢についての飯田町長の昨年の取り組みは、私はエールを送りたいと思います。9,300人ということで3人に1人とお話ししているということになりますよね。それは、本当に、今後、次のステップにつなげてほしい、自分からそういうグループに出向いていくということであれば、本当に心強いなと思うのですけれども、問題は、広報紙にそういう実際に行ったときの提言とか、そういう話の内容を載せてはどうかという趣旨なのですけれども、私は全部載せるべきということを行っているわけではなく、その中でいいところとか、そういったことを中に入れてほしいなというふうに思います。何か聞きっ放しというか、行くことはいいことなのですけれども、やっぱり共有する

ということが大事なので、そのためには広聴して広報することということというのは大きいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私、決して聞きっ放しにはしておりませんし、その場で、もし誤解があるのであれば説明をさせていただきますし、また要望であれば持ち帰ってそのお答えをしているという、そういう繰り返しをしてきているので、やりとり、キャッチボールということはやっております。ただ、そのキャッチボールの様子を、全町民に対して広報でお知らせすることというのは果たしてどうなのかと、その関係の住民の方についての理解を得る、それが全部の共通の話題かどうかということも実はあるわけです。共通の話題、町が進める施策であって、どうしてもこれはお知らせしなければならないものについては、当然広報を使ってお知らせするのでありますけれども、限りある紙面の中でいかに広報を有効に使うかということとはもう一方でありますので、そこは取捨選択して対応してまいりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 失礼しました。そういうつもりで言ったのではないのです。意見が出たら、町長の活動に対して言ってるのではないのですけれども、やっぱり聞きっ放しではなくて広報で返していくということはすごく大事で、それでその意見も、ここに自分の発言が広報に載るということで、発言を控えてしまっただけは逆効果になるというお話をされているのですね。町民の皆さんが気構えることなく多くの方から気軽に話を伺いたいということで、あえて載せないというお話なのですけれども、昔、何か広報でこういう話があったんだよと、一部を載せることで、やっぱり広報を見た読者は、すごく身近に感じて、あ、こういう意見だったら自分も出してみたいとか、それで循環してまたいくような仕組みというのが私はすごい大事だと思うのです。行政に参加しましょうと言ってるけれども、では具体的にどういうふうに参加したらいいの、どういうふうに協力したらいいのというのは、判断材料がないと、なかなかできないように思うのです。そういう意味では、実は幕別の広報はホームページに結構昔から載っていますよね、昔からというか、平成ではなくて、かなり古いものがありまして、昭和45年からホームページに載っていて、昔のを見ていると結構、「あなたの声が明日の幕別をつくります」というキャッチコピーで、私の声を町長に送る循環というのとかもあったのです。中見たらすごく時代、世相がうかがえるような内容になっているのですけれども、それはどうしてやめたのか、お伺いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） はっきりした理由は、今ご説明することは無理かというふうに思いますけれども、ただ、やはりやり続けるということは非常に難しいと思うのです。それは、こちらからどうぞ出してくださいと言って、それに対する反応が継続的に続いていかないと、なかなかそういった事業というのはできないわけで、恐らくこれはかつては青空懇談会というのも、実はやったことがありますけれども、そのときはいいのですけれども、それを繰り返さずとやっていると、だんだん参加者が減ってくるし、反応が鈍くなるということがありまして、私はその難しさというのは非常にあるなと思っています。

ですから、それは一つのことではなくて、いろんな場がありますから、いろんな場の中で話を聞いていく、対話をしていくということが大切であろうと。その一つとして、仮に対談をやる必要であれば、それは決して否定するものでもありません。ただ、どうしてもこういう対談をします、広報に載せますよと言ってしまうと、そう言わないとただまじ討ちですから、言わざるを得ないのですが、そうなるとうちでも発言が言葉を選びながら発言してもらおうとかということが出てくるのかなというふうに思っています。これ、どこかに私が団体のところに訪れて、自由に話をしながらその様子を広報に載せるのであれば、かなり自由な発言が出てくるのでしょけれども、それをやはり広報に載せますよということをお断りしなければならぬわけですから、そういった中でやりとりを載せていくというのは、本当の真の声が広報に載せられるかという問題は、非常に懸念していると

ころでありまして、そういう意味で私はなかなか難しいというふうにお答えしたわけです。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） また、話も戻るのですけれども、やっぱりそれはそういう考え方もあるかもしれないのですけれども、やはりいいところもあるのですね。とても身近に感じられるということで、すぐにではなくても、こういうことも前向きに考えていただければというふうに思っています。

ご答弁の中で、子どもたちの意見もということなのですけれども、学校への意見箱の設置とか、児童生徒の皆さんと意見交換する場を設けてくださるということで、さっき小島議員も子ども議会のことを言っていましたけれども、それも一つなのですけれども、新庁舎、新しいそういう雰囲気の中で子どもの意見を聞くということも、とても大事なことでありますし、あと町長の自分から出向く中で、やはり学校にそういう箱を置くことよりも、子どもの意見を聞くということへの取り組みもしていただきたいなというふうに考えています。

最後の5番目なのですけれども、5番目も新庁舎の中に総合案内窓口を設けてということを考えてられないというご答弁だったのですけれども、札内福祉センターができるときには協働のまちづくり、住民参加ということで、そういうことを考えていただきたいと思います。私の知っているそういう取り組みは、一定の成果とかメリットがあるのですね。全部やっているところのを真似するのではなくて、いいところを真似して、例えばある自治体では総合窓口は、私、コンシェルジュみたいな行政の人と町民の間に立つような、そういうような人が必要だと思うのですね。それで、そのいいところは、やっぱりまず一つワークシェア、それはちょっと意見を聞き取るという意味ではちょっと違うかもしれないのですけれども、行政の人に町民の目線で受け付けをしていて気がついたことを提言するということがすごくいいと思うのですよ。それで、気がついたことをノートとか月報で町に出しているそうです。そしたら、それを即町の方で実行してくれて、そういうことがやはり一緒に町をつくっているという、そういうことにつながるのではないかというふうに思います。

まずは、町民の声を聞く、広聴を充実させて、その内容を広報紙やホームページなどで発信することが、ひいては町民参加、協働のまちづくりにつながっていくと捉えています。前向きに実施する方向でやってもらうことを希望して終わりにしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

13:58 休憩

14:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○12番（岡本眞利子） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本町におけるがん対策の強化を。

1、受診率向上対策について。

2006年に「がん対策基本法」が成立し、ことしで10年を迎えます。国を挙げての本格的な取り組みをスタートし、検診受診率の向上や専門病院の充実など、がん対策は着実に前進しています。がんは早期発見、早期治療により重症化を防ぐことが極めて重要であります。しかし、死亡原因の第1位であるがんの日本人の平均受診率は30%以下であり、欧米の70%以上、韓国の60%以上に比べかなり低く、先進国の中でも最低レベルです。

2012年政府が定めた「がん対策推進基本計画」では、5年以内で受診率を50%に引き上げる目標を掲げております。

本町の26年度の平均受診率は、胃がん20.3%、肺がん24.2%、大腸がん25.4%、子宮がん31.6%、

乳がん 29.2%であります。

そこで、以下の点について伺います。

①政府の目標 50%達成に向けての具体策。

②子宮頸がん、乳がんの検診無料クーポン配布の効果。

③検診クーポン未利用者に対して、コールリコール、受診勧奨の手法とその効果率。

2、胃がんリスク検診の普及について。

胃がんは部位別の罹患者数で男性は第1位で、女性は第2位であります。最近の研究によりますと胃がんの原因の95%がピロリ菌の感染によるものであることが明らかになってきました。北海道大学の浅香正博教授は、胃がんに密接にかかわりのある萎縮性胃炎の大半がピロリ菌感染によるものであり、胃がん予防のために除菌が必要であると提言しております。

したがって、以下の点について伺います。

①特定検診の項目にピロリ菌血液検査の追加の考えは。

②胃がん撲滅への将来的な手だてを講じるために、中学3年生を対象にピロリ菌検査実施の検討は。

3、本町の小中学校におけるがん教育の取り組みについて。

文部科学省では、平成26年度からがん教育総合支援事業を実施することとしております。

①「がん教育」のあり方に関する検討会の設置状況について。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目と2点目につきまして、ご答弁をさせていただきます。

「本町におけるがん対策の強化を」についてであります。

がんは、昭和59年から死因の第1位となり、平成26年には年間で約37万人の方が亡くなり、生涯のうちにおおむね2人に1人の方が、がんにかかると推計されております。

我が国におけるがん対策は、昭和59年に策定された「対がん10カ年総合戦略」を初めとして、10年ごとに戦略の改訂が行われ、さらに、平成19年4月に「がん対策基本法」が施行され、この基本法に基づきまして、がん対策を総合的かつ計画的に推進するための「がん対策推進基本計画」が策定されております。

がん対策につきましては、科学的根拠に基づく正しいがん検診を受診し、必要に応じて精密検査を受診することで、がんの早期発見、適切な治療、がんによる死亡者を減少させることにつながるものであり、本町におきましても、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて、がん検診に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「受診率向上対策について」であります。

初めに、「政府の目標50%に向けての具体策」についてであります。

本町では、平成21年度から子宮頸がん乳がん検診を無料で受診できるクーポン券を一定年齢の対象者に送付し、個別の受診勧奨を実施しております。

子宮頸がん検診につきましては、満年齢で21歳、26歳、31歳、36歳、41歳の方、乳がん検診につきましては41歳、46歳、51歳、56歳、61歳の方を対象に無料クーポンを送付いたしましたが、平成25年度で一巡したため、26年度からは、子宮頸がん検診は21歳の方、乳がん検診は41歳の方を対象に無料クーポンを送付し、個別の受診勧奨を実施しております。

さらに、平成26年度は、子宮頸がん検診では26歳、30歳、36歳、40歳、46歳の方を、乳がん検診では、46歳、50歳、56歳、60歳の方を対象とし個別に再度の受診勧奨を実施したところでありますが、本年度からは、対象者をさらに拡充し、子宮頸がん検診では26歳から46歳まで、乳がん検診では42歳から60歳までのうち、それぞれ偶数年齢に当たる方に対しまして、再度の受診勧奨を行っております。

また、検診の周知につきましては、広報紙や新聞折り込みチラシによる検診案内のほか、本年度は、夏フェスタ、産業まつり等のイベント時において、検診のPRを実施いたしました。

なお、平成25年度と26年度のそれぞれの受診率を比較いたしますと、子宮頸がん検診は2.9ポイント減の31.6%、乳がん検診では1.6ポイント減の29.2%となっており、さらに実効性のある取り組みを講じなければ、受診率の目標達成は難しいものと考えております。

受診率向上の取り組みといたしましては、特定健診、がん検診等の受診や健康に関する事業へ参加することでポイントのため、現金、商品券等と交換ができる健康ポイント制度を導入している他市町村の事例もあります。

このような取り組みを通じて、町民一人一人がセルフ健康チェックの習慣をつけていただき、自分の健康は自分で守ること、また、検診に対する意識を高めることも重要でありますことから、健康ポイント制度の導入に向け検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、「子宮頸がん、乳がんの検診無料クーポン配布の効果」についてであります。

子宮頸がん検診につきましては、無料クーポンを導入した平成21年度の総受診者数、受診率は、1,087人、40.4%、導入前の20年度753人、28.1%と比較いたしますと、334人、12.3ポイントの増となり、また、乳がん検診につきましても、21年度が805人、39.9%、20年度の494人、24.8%と比較いたしますと、311人、15.1ポイント増となっております。

本事業の実施によって、導入以前よりも受診率が大きく向上するとともに、定期的ながん検診を受診する動機づけとなっているものと分析しております。

次に、「検診クーポン未利用者に対して、コールリコールの手法とその効果」についてであります。

再度の受診勧奨につきましては、郵便により個別に勧奨を実施しておりますが、平成26年度は、子宮頸がん検診では無料クーポンを利用していない485人のうち96人の方、乳がん検診では486人のうち50人の方を受診につなげたところであります。

がん検診は、継続的に受診することにより、本来の効果が期待できるものでありますことから、今後においても継続して受診勧奨を実施してまいります。

ご質問の2点目、「胃がんリスク検診の普及について」であります。

初めに、「特定健診の項目にピロリ菌血液検査の追加の考えは」についてであります。

胃がんの発生には、複数の要因が関与しており、高齢、喫煙、塩分の高摂取、ヘリコバクター・ピロリ感染等が挙げられておりますが、特にヘリコバクター・ピロリ感染は、発がんを促進する最大の因子として位置づけられております。

「がん対策推進基本計画」では、感染症としてのがん予防対策として、ピロリ菌の除菌の有用性の検討を取り組むべき課題としているほか、がん検診の指針も本年2月に一部改正され、がん予防重点健康教育の一つに「胃がんとヘリコバクター・ピロリ感染との関係の理解」が追加されるなど、がんの予防対策が充実、強化されております。

また、平成25年2月から、内視鏡検査において胃炎の確定診断がされた場合は、治療としてピロリ菌の除菌が保険適用となったところであります。

本町で実施している集団検診において、特定健診とあわせて胃がん検診を受診される方に対しては、血液抗体検査によるピロリ菌検査を追加することが可能であります。陽性反応が出た場合でも、本町の胃がん検診が胃部エックス線検査であるため、除菌費用が保険適用となるためには、確定診断のための胃の内視鏡検査が必要となります。

指針の見直しにより、本年4月からは、市町村が実施する胃がん検診の項目に胃内視鏡検査が新たに追加されたところではあります。現在、本町が実施している集団検診では、胃内視鏡検査が対応できておりません。

胃がん検診を1次予防であるピロリ菌除菌療法に結びつけるためには、胃内視鏡検査の所見に基づいたピロリ菌感染胃炎診断を行うことが重要であり、当面、特定健診の際にピロリ菌検査を追加することは考えておりませんが、今後は、胃がん検診の方法、検査体制等につきまして、国のがん対策を

注視しながら研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、「中学3年を対象にピロリ菌検査実施の検討は」についてであります。

ピロリ菌は、主に5歳くらいまでに感染すると言われており、特に若年層のうちに除菌することによって、再発することがなくなるため、より確実な胃がんの予防効果が見込めるとして、道内では17市町村が中学生、高校生を対象にピロリ菌の感染検査を実施しております。

実施している市町村の助成の内容はそれぞれですが、1次検査である尿中抗体検査だけの場合は、およそ1,000円を、1次検査で陽性反応が出た場合に、呼気検査または血液抗体検査等の2次検査まで実施している場合は約6,000円を、いずれも市町村または医師会等が全額負担している状況です。

また、陽性反応に対する除菌費用の約1万3,000円については、市町村等または保護者のいずれかが負担している状況であります。

北海道では、自治体の実施するピロリ菌検査に対し、必要な財政支援が受けられるよう国に要望していると聞いており、本町といたしましても、国や北海道の動向を注視しながら、実施市町村の情報収集を行うとともに、ピロリ菌検査の実施に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳瀧 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の3点目、「本町の小中学校におけるがん教育の取り組みについて」であります。

日本人の死亡原因の1位であるがんについて、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深めるための教育は、児童生徒が生涯を通じてみずからの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成する上でも、大変重要であると認識しているところであります。

政府は、平成24年度から28年度までの5年間を対象とした「がん対策推進基本計画」を24年6月8日に閣議決定し、「がん患者を含む国民が、がんを知り、がんに向き合い、がんに負けることのない社会」を目指すこととしております。

これを受け、ご質問の1点目にあります「がん教育のあり方に関する検討会の設置状況」につきましては、文部科学省において、平成26年7月3日に「がん教育」のあり方に関する検討会が設置され、27年3月に報告書が取りまとめられたところであります。

これによりますと、学校におけるがん教育の目標を、一つ目として「がんについて正しく理解することができるようにする」、二つ目として「健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする」としており、平成27年度、28年度にモデル校を設置し、これらの成果を踏まえたがん教育について、平成29年度以降、全国に展開することを目指しているところであります。

また、平成27年度から「がんの教育総合支援事業」を推進しているところであり、道教委におきましても、同年度から同事業に取り組むため、「がん教育に関する連絡協議会」を立ち上げ、がん教育推進校を中学校と高校それぞれ全道で1校を指定するとともに、がんに関する指導参考資料等の作成、がん教育に関する研修会の開催の3点を主な事業として取り組んでいるところであります。

こうした中、本町では前段申し上げました「がん教育」のあり方に関する検討会等の推進組織は、現在のところ設置しておりませんが、町内の小中学校においては、学習指導要領に基づき、がんも含めた疾病とその予防及び健康等に係る教育については、小学校では体育教科の保健分野で、中学校は保健体育教科の中で実施しているところであります。

「がん教育」につきましては、今後、中央教育審議会における「教育課程の在り方」に関する議論において、健康教育のあり方全体の中で検討されることとされておりますことから、その議論を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳瀧 仁） 岡本議員。

○12番（岡本真利子） では、再質問をさせていただきます。

がんは、今や国民の2人に1人がかかり、3人に1人が亡くなる病気です。かつては、死に至る病

として悲観的に考えられてきたがんですが、正しい知識を持って予防し、適切に治療を行うことで、がん対策がこの10年で大きく前進したことと思います。

2006年に成立した「がん対策基本法」を受けて、これまで2期にわたり基本計画がつくられ実施されております。2011年までの5年間の第1期と定め、国では受診率50%という目標を掲げましたが、全国的にもこの目標をクリアすることは大変困難なことから、2012年からの5年間の第2期を、乳がん、子宮頸がんを50%、肺がん、胃がん、大腸がんは、当面40%以上と掲げ直したわけでございます。

そこで、私の質問の1点目の目標50%に対する具体策ということでお尋ねをしたわけでございますが、クーポンを出したり、コールリコール等の実施をされていることは、本当に評価されるところでございますが、これもほかの他町村でもされていることであり、町独自のお考えがあるのかをお聞きしたところであります。

しかしながら、なかなかこれも難しいと私も共通に思うところでございますが、周知方法ということでチラシを出したりということで、またいろんなイベントでも広報をしているということも本当に評価できることでありますが、そこで本町の検診環境について調べてみました。

まず、お子さんのいる方はどうかということで、お子さんのいる方は託児所ということで、事前に子どもがいるから預かってほしいということをお願いしますと、きちっと町では預かっていただけるような工夫もされている。

では、日程の件でちょっと調べてみたところでございます。

本町の集団検診の日程が5月、8月、11月と3カ月でございまして。そして、その中身、平成27年度を申し上げますと、火曜日と木、金、土。火曜日は本町です。そして木金土が札内地区。

8月は火曜日が本町、そして木、金、土、日が札内地区。11月もそのような感じで、行われているわけでございますけれども、これ、さらに前の年を見ますと、26年度も同じような日程で、同じような曜日を合わせているわけでございます。

したがいまして、これ毎年同じ月に同じように設定されているのは、その設定の根拠は何かあるのかをお聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 本町で実施しております検診であります。やはり検診というのは定期的な検診が一番好ましいということで、やはり1年単位、5月に受けた場合についてはやはり翌年の5月。これが、年によって6月、8月といった場合、6月とか9月といったように年によって検診時期が変わることによって、やはり定期的な身体状況がつかめないということもありますので、やはり検診の日程については、時期はこの形なのですが、一定の期間ということになっております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） 受診率を上げるということに関しましても、やはりこの3カ月しかないものですから、3カ月は大変厳しいのではないかと感じられることと、また、毎年毎年同じ5月、8月、11月、この月に行かれない方は、もちろん医療機関へ行けばできることもありますが、集団検診を受けていただくという観点から考えますと、ことしはこの月に行ったけれども、来年は去年やらなかった月ということでは考えることはできないのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 大きく検診日、検診月を変えるということは、前年受診された方に対して大きな影響を及ぼすものと考えておりますので、そういった部分につきましては、検診される方のご意見等も聞きながら、日程等は考えていきたいと思っております。ただ、新年度におきましては、検診、受診率の向上を目指しまして、日程については1日ですがふやしている状況であります。ふやす考えでおります。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） 今、では、いい方向に考えていただけるということですが、これもやはり3カ月と、これ年4回ということではできないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 今、本町で実施しております巡回検診というのは、札幌の検診機関に對しまして依頼しております。この検診機関につきましても、やはり全道ベースで検診を回っておりますことから、なかなか本町の希望する日程というのが、もともと年度単位で同じ時期に組んでいることもあるのですが、やはりほかの町村も、ほかの町村の都合で組まれていますので、なかなか希望の部分というのはかなわないかもしれませんが、今後よりよい検診に結びつけるためにも、町民の方のご意見というのは聞いてまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） やはり町民のための検診ですので、これは町民のニーズをしっかりと把握していただいて、日程の考慮などもぜひしていただきたいと思います。うちの数字を見ましても、目標達成には夢ではないような数字ですので、もう少し力を入れていただいて、検診率を上げていただきたいと思います。

また、乳がんや子宮がんの検診についてでございますが、こちらは10月に行われておりますが、これも時間帯を見ますと、午前中が多いのですけれども、胃がんの検診などは午前中でなければできないということも、厳しいということもよくわかるのですが、乳がんや子宮頸がんは夕方からすると、さらに仕事を持っている方なども検診を受ける可能性があるのではないかと思います、その点についていかがですか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） やはり時間帯というのもそれぞれでありまして、特に時間帯が合わない方については、個別の病院等で受診されているケースがあると思っております。この時間帯につきましても、やはり検診委託先の事情もございますが、やはり今後皆さんが受けやすい、特にスマイル検診というのは町の中で、身近なところで受けられるという検診体制でありますので、今後、時間帯も含めまして、やはり町民の方のご意見も聞きながら、受けやすい体制というのは今後検討していかなければならないと考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） そうですね、やはり受けやすいという、受診しやすいということで、休日や夜間の検診の実施も考慮していただきたいと思います。

休日というと、やはり大きな医療機関ではなかなかできない面もありますので、そういうことも頭に入れていただきながら、ぜひとも進めていただきたいと思います。

そして、3点目なのですが、検診クーポン未利用者に対するのコールリコールということで、我が町は郵送で送っているということでございますが、本当にこの数字を見ますと評価される場所が多いかと思います。

しかしながら、郵送で再受診をしたところ、大変、郵送ではほかの郵便と一緒に混じってしまうということもあって、気がつかない面もあるのではないかとということが取り出されているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 再度の受診勧奨の方法につきましては郵便ということなのですが、特に26年度におきましては、細かい検診の状況も含めました検査の内容を含めたそういったパンフレットも同封して勧奨したところであります。

平成27年度、今年度なのですが、町長答弁にもございましたが、勧奨の対象者をふやすということもありましたので、はがきということで、もう本当にこのはがきを見れば、このうちの検診というのが有償ではありますが、有償というのは自己負担がありますが、本当に安い価格で検診ができますということを強くアピールして、勧奨をしておりますので、必ず届いた町民の方には目に届いていると思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番(岡本眞利子) そうですね。はがきも目立つようなはがきを送っていただくほうが、郵便物にほかに混じりながらという中でわかりやすいのではないかとということも考えられますが、やはり印刷物のみの受診勧奨、コールリコールよりもさらに向上、受診率を向上させるには電話のコールリコールも大変効果があるということでございますので、こういうところもうちの町でも取り入れていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長(芳滝 仁) 保健課長。

○保健課長(合田利信) やはり電話というのも大変有効な手段だとは考えておりますが、今なかなか電話番号をこちらで把握できるのが、本当に個人の情報なものですから難しいと。一度受診された場合については、結果をお知らせする関係から、電話番号をこちらで把握できますので、継続的な受診ということでは勧奨のことは行うことが可能なのですが、やはり初めて、これまで未利用だった方に対して勧奨を行うということになりますと、やはり電話番号がわかりませんので、はがきという形が最善の方法かということで今取り組んでいるところであります。

○議長(芳滝 仁) 岡本議員。

○12番(岡本眞利子) がん検診に対しては、意識の高い人は一部でありまして、意識の低い人に検診を受けてもらわなくては受診率は上がらないと思います。

厚労省のがん検診に関する委員会の報告書では、市町村が検診台帳を整備した上で、受診勧奨を行うべきだと示されております。住民台帳を利用したコールリコールなど、制度管理などの取り組みが大変必要ではないかと言われておりますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長(芳滝 仁) 保健課長。

○保健課長(合田利信) 今現在、本町では検診台帳につきましては、健康管理システムというパソコンの中で管理しておりまして、これは住基と連動しておりまして、常にリアルタイムな住民情報が入っております。それに基づきまして、検診の状況、検診後については検診の情報を入力することで、個別にその方がどういった検診を受けられたかということが常に把握できているところであります。

○議長(芳滝 仁) 岡本議員。

○12番(岡本眞利子) では、さらなる努力をお願いをするところであります。

そして、この受診率を上げるということに対してまして、町のホームページでこれ年間の健康診断の集団検診の予定表を公開し、住民が予定が立てられやすいような方法をとることはいかがでしょうか。日程や人数がダブることのないようしっかりと管理をしていただき、町民のための健康診断になるよう努力をしていただきたいと思いますと思うところでありますが、いかがでしょうか。

○議長(芳滝 仁) 保健課長。

○保健課長(合田利信) おっしゃられますとおり、ホームページにつきましては、一目見ただけで検診の状況、また内容がわかるようにすることがもちろんだと思っておりますので、今後におきましても丁寧な内容につくり上げるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長(芳滝 仁) 岡本議員。

○12番(岡本眞利子) では、少しでも受診率、ほかの町と同じようなことしていても、これは受診率が上がらないと思いますので、町独自ということで一生懸命していただきたいなということを申し上げたいと思います。

では、2番目の質問に移らせていただきます。

日本人の罹患率が最も高いのが胃がんです。年間約5万人の方が亡くなっています。その95%がヘリコバクター・ピロリ、いわゆるピロリ菌の感染が原因であると、WHO、世界保健機関の報告が発表されております。特に日本人に多い、噴門部、いわゆる胃と食道のつなぎ目以外の胃がんでは、89%がピロリ菌が原因だと推定されております。

以前、私、25年の9月定例でも質問をさせていただいておりますが、胃がんリスクを判断するABC検診、本町では国が推奨しております胃がん検診にバリウム検診が行われておりますが、胃がん検診とは別に、がんにならないための予防対策という観点から考えることはできないか、お伺いいたしま

す。

○議長（芳瀧 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） もちろん予防の観点でということですが、がん検診に関しましては、岡本議員、お勉強していただいたように、最近になってがんの原因というのが、これまで全くわからなかったものがどんどんわかってきているので、そのがんを取り除くことが予防であるとも言われております。

ここ近々になって、そのリスクを取り除くことに関していろいろな報告が出されております。ただ、例えば子宮がん検診がヒトパピローマウイルスだということがはっきりわかりましたが、それが予防するのがワクチンだとなりましたが、その取り組みに関して、今ちょっと一部支障が出たりしておりますとおり、まだまだ研究初段の段階であるとは思っていますので、先ほど町長答弁していただきましたけれども、検診のあり方について、現在、幕別町は、胃、レントゲン検診を取り入れておりますけれども、それをどのような形で切りかえていくか、また国から出された指針が本年4月からということですので、十分時間をかけながら、町民の皆さんにとってリスクがない形を選んでいきたいというふうに考えております。

○議長（芳瀧 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） やはりそうですね、いつまでも同じ検診ではなくて、やはり新しい先進的な検診などもやはりしっかりと熟知しながら取り入れていくべきではないかと思っております。胃がんということについては、さまざまな知識を町民の方も持っているかと思うのですが、そのリスクを判断できる検査、ピロリ菌の除菌についての知識は、広く周知するべきではないかと思っております。町民向けの医療講演会なども企画するべきではないかなとは思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳瀧 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 最近ですが、このピロリ菌検査、感染に対するという部分については、テレビ等でも行われたり非常に関心が高いものと考えております。

ただ、このピロリ菌だけを特化した公衆衛生というものも、また難しいこともありますので、保健全般の中で、この一つも取り入れながら、周知、がん対策ということもありますので、何か機会があれば、町民の皆さんにこの点について広報してまいりたいと考えております。

○議長（芳瀧 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） 意外と町民の方もそういう講演会などは、興味を持って参加されている方、大変多いかと思っております。以前にも乳がんの講演会などもあったように記憶しておりますが、このピロリ菌の除菌についても、もう少し周知していただければよろしいかなと思っておりますので、その点についてよろしく願いいたします。

では、がん対策推進基本法で、2007年から10年間で75歳未満でのがんで亡くなる人を20%減少させるという目標を国は掲げております。しかし、対策のおくれなどで、現在では17%にとどまっているということでございます。

そこで、国としては、がん対策加速プランを公表しております。その中にも予防、治療・研究、そしてがんとの共生ということで具体策を明示しておりますので、がんにならないように予防する、なってしまったときの治療、またがんとの共生ということで、がんになっても就労ができるよう、また患者への緩和ケアが重要であると思っておりますので、そのところをしっかりと町としても進めていただきたいと思っております。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

胃がん撲滅への将来的な手だてを講じるために、中学3年生を対象にということでご質問をさせていただいたのですが、胃がん撲滅への将来の手だてということで、原因となるピロリ菌を早期発見する検査を26年9月に管内では初めて厚生病院、JA道厚生連の研究プロジェクトの一環として芽室中学で検査が行われました。

菌は酸に弱いのですが、胃酸が十分でない小児期に感染すると言われております。検査で陽性の場

合は、その後の詳細な検査で除菌治療も支援するという、また陰性であれば今後感染の心配はないということで、全校生徒 428 人の検査が行われたそうでございます。

中学生を対象にしたピロリ検査は、道内では渡島管内、福島町、稚内市、美幌町などで行われており、また管内では芽室町を初めとし、28 年度より帯広市でも実施されるということになりました。

本町では、中学 3 年生までの医療費の助成、所得制限も撤廃するという、ほかの町にはできないことをしていることは大きく評価いたすところであります。したがって、この幕別町の現在の中学 3 年生は 284 人、2 年生は 281 人、まずこの 3 年生を対象に試行してみるのはいかがと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 検査をすることについては、さほど難しいことではない。ただ、その後、さらにその除菌をしなければ、しっかりとした効果が上がらないわけでありますので、そこをまず検査だけでは、まず 1 次検査 1,000 円、2 次検査では 6,000 円、そして最後の除菌で 1 万 3,000 円と、かなりお金がかかるわけでありまして、そこを最後まで除菌まで、その補助をさせていただくということ、そういう覚悟がなければ、いたずらにそれを検査することが果たしてどうなのかなど。検査はしたけれども、菌が見つかったら、あとは保護者の負担でやりなさいよということは、果たしてどうなのかということもありますので、そこはトータルで検査をやるとしたら、検査からどこまで町が負担をして完結させるかといったこと含めまして検討したいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12 番（岡本眞利子） 陽性の場合と陰性の場合で、まずがんのリスク検診ということで、これ前段だと思うので、まず町としては前段の部分を除菌をするまでではなくて、そのリスク検診をするところまでをまず一歩進んでいただきたいなと思ひまして、この質問をさせていただいたわけでございますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 今、町長がお話ありましたとおり、どこまできちんと責任を持ってやれるかということがしっかり整った上で、提供したい、提案したいというのが公衆衛生の一番の考え方だと思っています。

いろんなことで出てくると思うのです。やってみて陽性だった、さあ、あなた何とかしてくださいというのが本当に責任を持ったやり方か。もう一つは、今、世間にこのピロリ菌、非常に話題になっていますけれども、では、どこまで正しい情報としてみんなが共通理解できているか、市民権を得たものになっているかという、その世論の醸成がしっかりした中で、例えばピロリ菌検査をして、除菌となったときに、親も、では除菌しようとなつてつながることが、非常に高い率でつながると思うのです。まずは、世間一般含めた皆さんへの知識の普及も含めて、全体の責任をとった事業として実施してまいりたいというのが、私どもの考えと思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12 番（岡本眞利子） では、衛生環境が現在では改善されておりますので、ピロリ菌の感染は家庭内での感染が多く、親が感染している場合、子どもに感染する確率は 10%とされております。子どもがピロリ菌に感染している場合は、親のいずれかに感染が見られる場合が多いのですが、子に感染がないことが親に感染がないというわけでもありません。したがって、これまで検査を受けられていない方が、保護者の方にピロリ菌の検診を受けていただくということも重要であるのではないかと思います。感染を絶つということから、一歩前進をするべきではないかなと思いますので、その点についてはいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 本当に、今、議員がおっしゃられるとおりです。帯広市などでは、明らかに議会の中で、中学生のピロリ菌を発見することは、親へのアピールだということをはっきり申し上げているくらい、今のとおりだと思いますが、何度も申しますが、やっぱりこのピロリ菌が胃がんの

原因であるですとか、ピロリ菌というものがどういうものかということがしっかり世間に、多くの方々が、ほとんどの皆さんが市民権を得るぐらい知識として醸成された上で、成り立つ理論でもあるかと思うのです。例えば、子どもにピロリ菌がある、何%が云々かんぬん、親が持っているかもしれないから親も行くようにと、そこまで考えがたどり着くまでの情操教育というのもきちんとしていくべきだと考えておりますので、とにかく始めればいいやというものではないかなというふうに考えておりますので、その辺、十分考えて、早い時期に取り組めるような形ではもちろん考えていきたいというふうに町長もお話ししていただいておりますので、そのような形で考えていきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） 承知したところでございます。では、先ほども町長の答弁でもございましたが、ピロリ菌検査の実施に向けて検討を進めてまいりたいという答弁をいただきましたので、前向きに考えていただいて、早期に進めていただけるのではないかとことを思いまして、最後の質問に移りたいと思っております。

がん教育でございますが、国ではがん教育総合支援事業が進められております。これは平成24年から28年度までの5年間を対象とした新たながん対策推進計画が閣議決定され、がん患者を含む国民ががんを知り、がんと向き合う、がんに負けない社会を目指すとしております。学校における健康教育の中でも、国民の2人に1人がかかるがんは重要な課題であり、国民の健康に関する基本的な教育として、必要不可欠と示しております。その課題として、啓発が行われているが、がんに対する正しい知識が必ずしも進んではいない。がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分と指摘されております。政府と文科省のスケジュールでは、政府成長戦略のがん教育は、平成25年に位置づけられており、文科省ではそれを受け、がんに対する検討委員会が開催されております。その検討委員会の中で、平成26年度からモデル事業実施指定都市が21カ所決定されております。そのモデル事業実施ということで、教育委員会等によるがん教育教材の作成とございますが、うちの町でもさまざまなことに取り組んでおられると思っておりますが、このことについていかがかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほど答弁しましたが、がん教育の参考資料というのは、今、道教委で作成しております。幕別町教育委員会としましては、それを活用してやっているということで、独自に町でつくっているものはございません。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○12番（岡本眞利子） がんに対する知識を学び、命の大切さにつきまして、命の授業が行われております。がん体験者、また医療従事者を招いての授業を学校現場で質の高い授業を実現していただきたいと思っております。いずれにいたしましても、他町村におくれをとらないよう、国の動向次第ではなく、よく町長がおっしゃいますスピード感を持って、この今回の質問を進めていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、15時10分まで休憩いたします。

14:59 休憩

15:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○8番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

広がる格差、「子どもの貧困」対策を。

子どもの貧困は、社会全体の貧困問題そのものがベースにあります。厚生労働省の国民生活基礎調

査の所得データから見ても、可処分所得額の中央値の半分に満たない人が全体に占める割合で示す相対的貧困率は、1985年では12.0%、2012年では16.1%、子どもの貧困率は1985年では10.9%、2012年では16.3%と上昇し、格差が拡大していることが明らかになっています。

要因として、年金・医療など生活を支える社会保障の後退、雇用では労働者派遣法を改定し、人件費を削減するため派遣労働などをふやしたことによって、非正規雇用労働者の割合が4割に迫っています。当然賃金も低く、国税庁の民間給与実態統計調査によると、非正規雇用労働者の35歳から54歳の男性の平均年収は222万円であり、同世帯の正規雇用の男性労働者の平均年収532万3,000円の41.7%です。しかも、男性の非正規雇用労働者の過半数となる51.9%が年収200万円以下です。

女性の貧困も深刻です。厚生労働省労働力調査では、非正規労働者の割合が2012年では男性19.7%に対し女性は54.5%です。賃金を見ると200万円以下の給与所得は男性10%に対し、女性は43.2%です。ひとり親では80%が母親で、働いていても収入が低いワーキングプアであり、貧困率は54%となっております。雇用の不安定・格差が貧困を広げております。

親世代の貧困が子ども世代に連鎖させないために、社会全体の問題として対応していくことが必要であり、町としても対策が求められます。

したが、次の点について伺います。

1、総務省の家計調査によると、可処分所得が落ち込んでいることが明らかになっているので、就学援助基準の引き上げを。

2、生活困窮世帯の子どもの学習支援を。

3、ひとり親への医療費の拡充を。

4、寡婦控除の対象とならない未婚の母子・父子家庭にも「みなし適用」とし、保育料や住宅使用料の軽減を。

5、生活保護を受けられる人が制度を活用できるよう捕捉率向上の手だてを。

6、若者・女性・高齢者・ひとり親など生活困窮者に対応する相談窓口の設置を。

7、子どもの貧困対策の推進に関する法律に伴い、道は北海道子どもの貧困対策を市町村や民間と連携していくとしているが町の対応は。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 野原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきまして、ご答弁させていただきます。

「広がる格差、『子どもの貧困』対策を」についてであります。

子どもの貧困対策については、平成26年1月に教育の支援、生活の支援、就労の支援そして経済的支援を講ずることを基本理念とした、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されており、国として子どもの貧困対策を総合的に推進していくことが決定されております。

また、北海道においても「北海道子どもの貧困対策推進計画」を定め本年度から5カ年の計画がスタートしているところであります。

「就学援助受給基準の引き上げを」についてであります。

就学援助制度につきましては、経済的理由によって就学困難な児童または生徒の保護者に対して、市町村が教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が学用品費や学校給食費等の必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的に実施しているものであります。

本町では現在、幕別町就学援助運用要綱に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、または保護を必要とする状態にある者やこれに準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者を準要保護者として、生活保護法による保護基準額を準用して定めた金額と世帯の収入金額から、生活保護法による基礎控除の限度額を控除して得た認定対象額を比較し、1.3倍未満に該当する方を、原

則、就学援助の対象者として認定しているところであります。

昨年10月20日、道教委と文部科学省との調査によると、就学援助制度対象の平成25年度児童生徒数の発表があり、道内では小中学生が9万811人で前年度より3,463人が減少し、全児童生徒に占める就学援助率も前年度比0.51ポイント減で23.06%、また、全国の認定者数は151万4,515人で、前年度比3万7,508人減の2年連続の減少となり、就学援助率については15.42%で前年度比0.22ポイントの減となり、平成7年度の調査開始以来、初めて減少したところであります。

文部科学省では、主な減少要因として、就学援助対象人数について児童生徒全体の減少、就学援助率については経済状況の改善を挙げているものであります。

本町におきましては、就学援助制度対象の平成26年度児童生徒数は446人で、前年度より58人減少し、全児童生徒に占める就学援助率も前年度比1.9ポイント減の18.7%になっているところであります。

ご質問にありますとおり、総務省の家計調査報告の家計収支編によりますと、平成27年の2人以上の世帯で勤労者世帯の可処分所得は、1カ月当たり42万7,270円で、前年に比較して、実質0.1%の減少となり、また、10年前である平成18年の44万1,448円と比較して、1万4,178円、率にして、3.2%の減少となっています。

しかしながら、就学援助の認定につきましては、前段申し上げましたとおり、生活保護費の算定方式に基づき「世帯の収入」を基準としていることから、必ずしも、「可処分所得」が減少したことによって、就学援助の対象とならないものでありますことをご理解願います。

なお、厚生労働省は、平成25年8月から3年程度かけて生活保護法による保護基準額を段階的に引き下げ、新たな基準に見直してきたところでありますが、国においては、この基準の見直しが「それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする」としておりますことから、本町においては、就学援助認定に際しましては、平成28年度におきましてもこれまで同様、平成25年8月1日以前における生活保護基準額によるものとする考えであります。

また、平成29年度以降につきましては、就学困難な児童生徒に対する適切な就学奨励を行う観点に立ちつつ、他市町村における動向などを注視して対応してまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の2点目、「生活困窮世帯の子どもの学習支援を」についてであります。

昨年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、都道府県や福祉事務所設置自治体は、生活困窮者に対し、自立相談支援を中心に住居、就労、生活等の相談や子どもへの学習支援を一体的に提供することとされ、福祉事務所が設置されていない自治体においては、北海道が事業主体となり事業が実施されているところであります。

本事業における「学習支援事業」は、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもたちが健やかに育成される環境整備を目的とし、学習支援を初め居場所づくりや保護者への養育相談など、子どもと保護者双方に必要な支援を行うもので、貧困の連鎖を防止する上では、重要な取り組みであると考えております。

町としましても、事業を効果的に実施するため、新年度において、本制度について広報紙への掲載や公共施設にチラシの配布など広く周知するよう計画しております。

また、民生委員や児童委員の協力を得て事業の周知を図るとともに、支援対象者への情報提供など、本事業がより一層有効なものとなるよう北海道との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「ひとり親への医療費の拡充を」についてであります。

本町におけるひとり親家庭に対する医療費の助成については、現在「重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」に基づき、北海道医療給付事業と連携し実施しているところで

あります。

事業内容といたしましては、18歳未満の児童等がいる家庭の医療費に対し助成しておりますが、親については、入院と指定訪問看護に要する医療費に限ることとしているところであります。

平成26年度の実績では、親については381人を対象に224万4,000円の助成、児童等については、584人を対象に1,175万4,000円の助成で、事業全体としては、965人、1,399万8,000円の助成を行ったところであります。

なお、本制度では児童等の医療費について、一部自己負担をいただいているところでありますが、本町では、子ども医療費助成事業により、平成23年10月から小学校を卒業するまでの児童等を対象に、27年10月からは、中学校卒業までの生徒等に対象者を拡大し、医療費を実質無料化したところであり、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めております。

一方、親に対する医療費については、特に地方においては、いまだ経済の好転が実感できない状況において、その負担が家計に与える影響に不安を感じている方がいることは十分承知しております。

しかしながら、年々医療費がふえ続ける中であって、ひとり親家庭の親の医療費助成の拡充を町村レベルの財政規模で賄うことは極めて難しいものと考えております。

ご質問の4点目、「寡婦控除の対象とならない未婚の母子・父子家庭にも『みなし適用』とし、保育料や住宅使用料の軽減を」についてであります。

「寡婦控除」とは、配偶者と死別し、または離婚した後に扶養親族を扶養しなければならない事情などに配慮して税負担を軽減するために設けられている所得税法上の所得控除の一つであります。

保育所の保育料につきましては、児童福祉法で市町村長が、保育費用を扶養義務者等から徴収した場合に家計に与える影響を考慮して定め、徴収することと規定していることを受け、幕別町では、国で定める額を限度として世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して、「幕別町保育料条例」において、料金を設定しているところであります。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令では、未婚の母も母子家庭として区別なく法の対象としていることや、平成25年12月に嫡出子と非嫡出子の相続分を同等とする民法改正が行われるなど、婚姻歴の有無に関係なく同等の扱いがなされていることなどから、寡婦控除のみなし適用につきましては、他の市町村の状況を調査・研究の上、判断してまいりたいと考えております。

次に、住宅使用料につきましては、公営住宅法により決定することとされており、所得税法の例に準じて算定した所得金額から一定額を控除して算定した政令月収に応じた住宅使用料としております。

これらの算定における寡婦控除につきましては、現行法におきましては「死別または離婚した後に婚姻をしていない者」を対象としておりますが、同法の改正により、本年10月1日から「婚姻によらないで母または父になった者で、現に婚姻をしていない者」、いわゆる未婚の母子・父子家庭も対象とすることとされたところであります。

こうしたことから、改正法の施行後におきましては、死別・離婚または未婚の別なく同様の取り扱いとなるものであります。

ご質問の5点目、「生活保護を受けられる人が制度を活用できるよう捕捉率向上の手立てを」についてであります。

生活保護制度は、資産や働く能力など自分の力、家族の援助などさまざまな方策を尽くしても自力で生活できない方々の最低限度の生活を支える「最後の社会的セーフティーネット」と言われており、本町においても受給世帯数が年々増加してきております。

生活保護の捕捉率につきましては、生活保護の要件が所得や資産のみならず親族からの扶養や稼働能力の有無などによって判定されるため、その把握は難しいものと考えておりますが、保護を受給する意思がありながら保護を受けられないことはあってならないと考えております。

本町におきましては、ご本人からの相談や公区長や民生委員からの相談のほか、保健師による個別相談活動を初め納税相談や公営住宅、上下水道徴収業務など、町民の方と直接接する部署との連携に

より、広く情報の収集に努め、生活相談につなげているところでもあります。

相談を行う際には、生活困窮に至った原因、所得や家計、資産の状況、心身の健康状態などをお聞きし生活改善の相談を行うとともに、所得状況に応じて生活保護の受給申請について勧奨させていただいております。

今後とも、生活に困窮し支援を必要とされている方が本制度を活用できるよう、公区长や民生委員などを通じて生活相談を受けていただくよう周知を行うとともに、関係部署との連携を図りながら、セーフティーネットとして最大限の効果を発揮できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「若者・女性・高齢者・ひとり親など生活困窮者に対応する相談窓口の設置を」についてであります。

生活に困窮されている方々の生活相談につきましては、ご本人から連絡があり、福祉課の職員が電話での相談を受けたり、直接来庁されての相談や家庭等へ伺って相談を受けているほか、親族や民生委員など第三者からの相談など、さまざまな形で行っております。

また、相談体制につきましても、福祉課が中心となり、各部署や関係機関との連携を図りながら生活状況の把握に努めているところでもあります。

今後とも、相談者の心情に十分配慮し、生活状況を正確に把握するとともに、住民にわかりやすく、より相談しやすい体制づくりに取り組んでまいります。

ご質問の7点目、「子どもの貧困対策の推進に関する法律に伴う町の対策は」についてであります。

国は、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように貧困の状況にある子どもが、健やかに成長できる環境の整備や教育の機会均等を図るために「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、子どもの貧困対策に関する基本方針や子どもの貧困に関する指標や当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子どもの貧困対策に関する大綱」を定め、子どもの貧困対策に総合的に取り組むこととしております。

同法9条では都道府県は、大綱を勘案して当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるとされており、北海道では、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間として、「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定し、幅広く関係分野と連携しながら教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等の施策を北海道が主導のもとで市町村と一体となり推進するとしております。

本町といたしましては、北海道の計画と連携しながら、子どもの貧困の実態把握や効果的な支援方策のあり方を研究し、地域の実情に適した施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） まず、1点目の就学援助の拡充についての再質問です。

答弁にもありましたように、収入が基準であり、可処分所得は対象外というふうにご答弁されております。それで、この間、幕別町でも就学援助の対象率が下がってきているということで、決算などでもその原因は何なのかということで、ずっと私も考えてきておりました。

それで、収入が基準ではなくて、やはり収入は上がっているというご答弁が決算のときにあったのですけれども、収入だけでははかり知れない可処分所得、そのところが引下がってきているという状況もあるのではないかとというふうに思っております。ですから、やはり、この基準として町がそのように定めているということなのですけれども、実態、子どもの実態、家庭の実態を見ますと、それ以上の引き上げをしなければ、やはり子どもの貧困というのは解決できないのではないかと私は考えております。

それで、お知らせ広報も今回届けられておりますけれども、その認定の目安といたしまして、世帯収入、給与等の総支給額の目安は次のとおりですということなのです。で、3人世帯は275万円程度。これは父母と子ども1人。1カ月に直しますと、約23万円です。4人世帯では、約349万円程度。子ども2人、1カ月約25万円。5人世帯では、360万円程度。これは父母、両親と祖母と中学生、小学

生2人ということですが、子ども3人と考えましても約33万円。これ、総収入です。これから、幕別町の可処分所得ということは、ちょっと試算できなかつたのですけれども、この収入から公的年金を引くということになります。そうすると、本当に使えるお金、可処分所得というのは本当に低くなると思うのです。例えば、収入の低い方たちで、今、非正規がふえておりますので、社会保険も厚生年金とか、そういうところに加わっている方は別として、国民年金ですと1カ月1万5,590円です。2人だと3万1,380円。これが国民年金の1カ月の掛け金です。そして、健康保険料、国保税などもここから負担しなければならないというふうになりますと、本当に実際に使えるお金というのは少なくなります。

それに加えて、物価の上昇、そのほかに消費税も1988年の4月に3%、1997年4月に5%、2014年4月に8%、このように消費税も上げられております。そして、この消費税は、所得の低い人ほど比率が高くなる。そして、高所得者ほど比率が低い。こういう構造的な欠陥を持っておりまして、ますます使えるお金が少なくなっていく中では、子どもに親の貧困が即子どもの貧困につながっていくと考えられます。

ですから、私はこの質問の中で、生活保護基準の1.3倍、それ以上の基準に引き上げていくことが子どもの環境をしっかりと守っていくことにつながると考えております。それで引き上げ、基準の見直しをすべきではないかという質問ですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 可処分所得は下がっているということでございます。可処分所得の計算につきましては、収入から、実収入から非消費支出と、これ今申し上げましたとおり、議員が言われたとおり、社会保障、社会保険料ですとか、あと税、この中には消費税も入っているとされています。その支払いにかかったお金を引いて、残りの額が可処分所得ということでございます。議員、言われたとおり、捉えることができないというのが正直なところで、一自治体では、家計調査というモデルを何千世帯か選んで、調査して初めて平均としてどれぐらいだということが出てくるもので、私どもとしては、可処分所得、A世帯は幾ら、田村の世帯は幾ら、山岸部長の世帯は幾らということ、正直言って、家計費全部拾っていかないといけないというのが実態だと思います。そういうことで、議員が言われるとおり推計できないというのが正直なところだと思います。

それと、もう一つは、これ就学援助制度はそもそも生活保護を受けるような困窮している世帯、さらにはそれに準ずるような世帯ということで制度ができています。その制度に基づいて、我々としたしましてはこれまで生活保護基準額の収入の算定の仕方、それを準用して認定してきたという経緯がありますので、現在のところ今後についてもそのような考え方でいくというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 幕別町の可処分所得を計算するというのは非常に難しいと思います。それで、基準になりますのが、国の総務省の家計調査報告。ここを基準といたしましても、前年度に、平成27年度、実質0.1%の減少、10年前でも3.2%の減少になっているとお答えになっております。

ここに照らしても、幕別町の実質可処分所得が引き下がっているというのは、明らかではないかと思えます。計算できないという、それが理由にはならないと思えます。幕別町だけが可処分所得上がっているということは、考えられないという状況ではあると思うのです。というのは、今先ほど申しましたように、年金ですとか国保とか上がっていますし、そういう状況から見ましても、可処分所得、使えるお金が少なくなっているというのが事実としてここで証明されるのではないかと思います。それをきちっと出さないとかというのではなくて、全体として、今、国の暮らしの状況、経済の状況から見て、町民の暮らしも実際に困難になっているというのは明らかではないかと私は考えております。

それともう一つですが、世帯収入はどのように計算されているのでしょうか。例えば、ここでは収入のある世帯、収入のある方、お父さんが働いている、お母さんが働いている、そういうふうな計

算の仕方だと思います。そのほかの収入は加えられているのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 可処分所得の関係です。確かに可処分所得は、全体、先ほど言ったとおり、平均では下がっている。ただ上がっている方もいらっしゃるかもしれないですし、収入ももちろんそうです。全体では、今、幕別町の収入は上がっている。そのために就学援助の認定率が下がっているという実態だと思います。

ただ、これは、この制度はあくまでも個人個人の収入、家計を見て、それが該当するかどうか比較しなければならないという制度ですから、全体で上がっているだろうか、下がっているだろうか、平均ではどうだろうかということは議論できないことだと思います。やはり個人個人の所得、把握できるもので比較して、そしてその基準に基づいて A さんの家庭、B さんの家庭、認定する、認定しないということを決めるものでございますから、傾向として収入が上がっている、可処分所得が下がっている、収入が下がっているとかということで、基準を上げる、下げるといふことにはならないというふうに考えます。

それと、所得の関係については、担当のものから説明します。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 世帯収入の捉え方でございますけれども、基本的には世帯収入、世帯全員の収入をもって収入とし、それをベースとして算定します。ただし、これまではそういう形でやっておりましたけれども、この次年度からなのですが、高校生におけるアルバイトを行って家計の足しにしているような方もいらっしゃる。それも収入合算される場合があります。そういう場合については、高校生の収入を除くということで、今後、取り扱うということとしたところでございます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 今までは、高校生のアルバイトも収入として加算されていたということなのですか。その理由は何でしょうか。高校生は親から扶養されている子どもさんであり、そしてアルバイトをしているということは、やはり生活が困難だからアルバイトをしているということです。

来年度からは、4月からはそれを除くということでしたけれども、そこに町の姿勢が私はあると思います。

それと、今、全体が本当に生活が大変になってきているという、経済状況が悪化しているという状況の中で、国がこのように可処分所得が減少しているという統計があるのに、幕別町が例外だというのは、やはりそれは該当しないのではないかと私は思います。

そのところの認識がちょっと違いますので、もう一度お答え願います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 可処分所得の関係につきましては、幕別町が例外だとは言っていません。推計としてはそうなのかもしれません。国全体でも推計だと思います。推計というか、個々の家庭を拾ったものではなくて、何千世帯とかという抽出して計算したもので、傾向として可処分所得が下がっていると。ですから、先ほども言っていますとおり、A さんの家庭、田村の家庭が可処分所得が下がったかどうかと、それを比較できるかどうかという問題で、そういう比較ができないので、そういう基準を用いるのは不適當だなどというふうに考えているところです。

それともう一点、収入につきまして、高校生の収入。これは、やはり生活保護基準の収入の計算の中に、税法上の収入ということで、これは高校生であっても収入というみなされ方をしますので、それでこれまでは、家族世帯の収入に積算していたという実態があったということでございます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 来年度から、この高校生のアルバイトは外すということですので、それは前進として捉えてまいります。

また、可処分所得の内容については、意見の違うところではあるのですけれども、確かに今の働い

ている状況が、非正規がふえているということは、やはりさまざまな社会保障制度の枠外から外されている可能性もあるということで、そういう点では、やはり貧困が進んでいるというふうに私は捉えております。そこは平行線なのですが、それでもう一つなのですが、就学援助の品目の中に教材費は含まれておりません。そういうところも一つ含めることによりまして、この所得、収入の目安はこの状況でいくというお答えでしたので、それでは、その中での教材費も品目に加えることによりまして、親の負担の軽減になると思いますので、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 現在、当町で行っている就学援助の関係でございますけれども、学用品費の中に教材費は含まれて、対象世帯にお渡ししているところではあります。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 教材費ということでございますよね。教材費の援助と、これは就学援助ということではなくて、別の面で、これは飯田町長の選挙公約の中で、子どもたちを育てられる町と、安心して育てられる町ということで、教材費についての援助という面も公約の中に盛り込んでおりました。そのために、私どもといたしましては、どういう形がいいのかというのを今検討しているところでございます。これは、来年度は、先ほど教材費と言ったのは、就学援助の教材費ということではなくて、私言っているのは、それとは別に、生活困窮世帯も含めて、全ての、ちょっと所得制限どうなるかは別にしまして、できれば全ての小中学生を対象として、一定程度、学校でかかる教材費について支援をしていこうという考え方のもとで、今、組み立てをしている、まずは学校にどういった経費がかかるか、そういうものを調べてそれに基づきまして、あと PTA のご意見だとか何か聞きながら、どういうものが負担になっているかというのを聞きながら、これは1年後になるか2年後になるかちょっとわかりませんが、そういう形で組み立てをして、教材費の支援をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 数年後ではなくて、なるだけ早く実現することを求めていきます。

また、就学援助ですが、他町村における動向などを注視して対応してまいりたいとお答えしておりますけれども、ちなみに音更町は1.5倍まで引き上げることを検討しているということも聞いております。ですから、ぜひそういう点も含めまして、対象の引き上げをぜひ検討していただきたいと思っております。

次に生活、2番目の子どもの学習支援なのですが、これは北海道の子どもの貧困対策推進計画の中にも含まれているということですので、幕別町でも前向きな答弁をいただいております。

それで、なぜこの学習支援が必要かということで、実際に子どもの貧困対策センターに所属しております、実際にひとり親家庭で育った青年の記事が皆さんもお読みになったこともあると思うのですが、そこではやはり子どものそういう貧困に対しまして大きな問題としてはお金がないことで、子どもたちが大人になるための必要な力を身につける準備ができない、ここにはやはり学習ということもあると思います。ですから、その中では具体的には、無料の学習支援とか、こども食堂ですとか、子どもの夜の時間をおじいさんとか、おばあさんとかと一緒に過ごす、そういう居場所づくりを継続的に進めていくことが必要だ、そういう支援があるから自分は大学にも行けたし、そして学問も続けていくことができるという記事も載っております。ですから、ぜひ幕別町でもその学習支援をどのようにしていくのか、これが本当に生活保護世帯の方たちは把握できるとしても、その貧困家庭を把握していくという、そこではなかなか状況が把握できないという状況もあるということも全国的には聞いております。ですから、そういう調査も含めまして、道の提案があったときには連携して速やかに実施できる体制を早めて進めていくことが必要ではないかというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 学習支援と一口に言いましても、さまざまな形があるのだらうというふうに思い

ます。やはり一番問題になるのは、生活習慣として学習ができない、勉強ができないことに一番問題があるのかなというふうに思っています。お金ではなくてですね。どうしても生活が乱れがちになって、規律正しい生活の中で、その中で一部分勉強に使う時間がきっちり決まっていれば、私は決して学力が落ちるだとかということにはならない。ただ、それをどうしても自律、自分の中で律することができないところに問題があるということも思いますし、そのために例えば、まっく・ぎ・まっくといったところもありますので、そういう居場所づくりという点では、そういうところでしっかり生活習慣も指導するということが必要だろうなど。ただ、これ、学習支援といっても、いわゆる塾的なことは、これはやはり余り考えるべきではない。まずは小中学校のきちとした指導がベースにあって、そしてどうしても居場所がなくなって、まっくのようなところに通ったときには、それはそこにいる指導員が勉強を教えるというようなことがあっても、塾ということを初めから考えるべきではないということは申し上げておきたいなと思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 私も、その子どもの居場所ということで、周りの大人たちもサポートして学習意欲を高め、生活をしていく。生きていくための力を育て、そして、しっかりと大人になってからも健全に育てていく、育てていく、そういう姿勢が子どもの学習支援というふうになると思いますので、機敏な対応が必要だと思いますので、ぜひ検討を広い視野に立った学習支援を努めていただきたいと思います。

次に、ひとり親家庭への医療費の問題です。

ひとり親への医療費の拡充ということでは、今、幕別町では、入院費と指定訪問看護の助成は所得制限ありということでしたけれども、やはりこの通院、ここの医療費の助成というのが大事ではないかと思うのです。その医療費、通院の場合には、やはりどうしても経済的に困難になった場合には、重症になってから行く可能性が大きいという、ちょっと我慢してしまう、それによって病気が重くなる。医療費が助成されていれば、軽いうちに通院することによりまして、医療費も軽減されますし、健康も損ねないということになると思います。

それで、ひとり親家庭の貧困率、特に女性の場合には、働いてもワーキングプア、そして、相対的貧困率も54.6%で、年収が122万円以下の方のこれ貧困率ですけれども、それが54.6%になっている、こういう状況の中では、やはり親が健康であることによって、子どもの健康も保つことができるということになります。それで、ひとり親家庭の通院の医療費の助成が必要ではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私も思いは一緒であります。これは、できれば出してあげたいというふうに思いますけれども、やはりそこには財政負担というものが伴ってまいるわけでありまして、先ほど答弁で申し上げましたように、これを一つの町村の力でそれを賄っていくということは、やはりかなりの、1,000万円単位のお金がかかるわけでありまして、そこはやはり本来は国のほうで措置していただくべきであるというふうに思いますので、そういった観点から国に対して要請するようなことについて、町村会の中で議論させていただいて要請できればなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） それは財政負担もあるというのは十分承知しております。しかし、この地域で訪問したときには、音更町のまた例になるのですけれども、医療費も通院も助成になるので、そちらに転居したという残念な結果もありまして、やはり他町村ができるのにと、こういう言い方は大変何だかと思うのですけれども、やはりひとり親家庭に対しての医療費の助成というのは必要ではないかと思う。子どもの医療費が中学校まで無料になったと、これはどこに行っても、皆さんから歓迎されているのは、もう皆さんご承知のとおりだと思うのですけれども、やはり困難を抱えているひとり親家庭への助成というのもこれから求められていくのではないかと思います。再度質問いたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほども申し上げましたように、できればそれは負担がないに超したことはない。でも、これ、あれもこれもとりますと、これやっぱり町の財政がもたないわけでありまして、トータルとしてどうなのだというのもやっぱり我々は考えなければならない。音更町の比較をすれば、これは医療費、子どもの医療費でいうと音更は小学校までですから、そういうこともあるわけですね。やはり、そこそこの施策というものがあるわけですから、そこはトータルで私は施策というものは検討したいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 町長のお考えですから、私たちは町民の立場で要望しているということでありまして、国にしっかり子どもの医療費の制裁措置というものを外すということもしっかり求めていかなければなりませんけれども、やはり一人一人の生活状況を見ながら、一番困難なところに手を差し伸べる、こういう姿勢も大事だと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次、4番目の寡婦控除の対象にならない未婚の母子家庭にも、この問題、保育料や住宅料の軽減をということですが、住宅料は今年度から実施、来年度からですか、実施するということでした。それで保育料の問題ですけれども、やはりこれは年少扶養控除が廃止になりまして、課税対象者が拡大されておりますので、税の基準とした保育料を初め、国保税など引き上げられております。それで、年少控除廃止前のみなし適用を進めていくべきではないかと思うのですが、特に未婚の母子、父子家庭では税の負担が重いと思うのです。ですから、保育料に対してものみなし適用が必要ではないかと思っております。住宅料は国と答弁されておりますけれども、保育料に対してもやはりのみなし適用が必要ではないかと思っております、その点をもう一度お答えいただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） さきのご答弁でも申し上げましたように、国の流れ、国全体の流れとして、今、野原議員がおっしゃった公営住宅がことしの10月からのみなし適用になっていくということでありまして、また、母子及び父子並びに寡婦福祉法の中では、これは戸籍に関係なく同じ扱い、寡婦福祉家庭にしていると、そのようなことでありますので、流れとしてはもちろんそういうふうになっていきますし、これは心情的と言いますか、戸籍上、どうかは別にして、やはり実態としては同じであると、戸籍がどうであろうと実態として同じであろうと、そこにやはり法改正、制度改正が今ついていっているのかなというふうに思っておりますので、必要性は十分、私もわかっておりますので、他町村の事例も含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 次に、生活保護の捕捉率の向上について再質問させていただきます。今ずっと子どもの貧困ということで質問しておりますけれども、やはりこの中で生活保護を受けられる経済状況でありながら、なかなか生活保護の申請に至らない、そして生活保護を受けられないというより受けられないという、そういう選択をしている町民の方もいらっしゃると思うのです。

それで、これはやはりきちっと憲法に定められた生活を進めていく、そういう意味では生活保護を受けられる人が現実に受けていく、捕捉率を上げていく、こういう手だてが大事だというふうに私は思っております。それで、ちなみに、生活保護を受けられる人が受けているという、これは日本だけでなく、OECD加盟国の中では、フランスが91.6%、スウェーデンが82%、ドイツでは64.6%、このように捕捉率が9割から7割、6割というふうになっております。日本の場合には、厚生労働省の指針では、2014年4月では32.1%となっておりますけれども、研究者によりますと、1999年では20%、2005年では約16%、これが捕捉率というふうになっております。ですから、この生活保護をきちっと受けられれば、貧困の解消が今以上にできるのではないかと考えております。

それで、やはりなかなかそういう経済的に大変であっても、保護の申請がなかなかできない、足が遠のいてしまう、そういう状況の中では、やはりしっかりと経済を立て直しをしていくという、そういう考え方が必要だと思うのです。今まで生活保護を受けながら、仕事ができるようになって、生活保護を受けずに自立して、きちっと経済を立て直ししていく、そして病気が治ったから自立してい

く、そういう例も何例も私聞いております。ですから、そういう捕捉率を上げていくことによりまして、町民の暮らしを確立させていくことができると思います。それで、なぜこの生活保護、なかなか受けられないのかということの中の一つに、スティグマというふうに言われておりますけれども、世間から押しつけられた恥や負い目の烙印というふうに言っておりますけれども、例えばテレビなどで、自分、親が生活保護を受けているとか、バッシングを受けて、なかなか足が遠のいてしまうとか、そういう例もあります。ですから、生活保護を受けて、その生活から一步前に足を踏み出して生活をしていくという点では、この制度というのは非常に大事だと思います。それで、利用できるように広報紙とかそういうところで、しっかりとお知らせする。それから、申請用紙は窓口においておくですとか、そういう手だてを行っていくことが大事だというふうに思います。それと、やはりこれは生活保護は権利として受けられるのですよということを、教育の中でしていかなければならないと思います。それは、やはり学校教育の中で、どういうものであるかということをおぼという、そういうことも大事だと思っております。その点について、町としてはもっと積極的にお知らせする必要があるのではないかと思ひまして、ご答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 一番は、受けたくても受けられないということは、これはあつてはならないわけでありまして、そこはしっかりと情報提供、相談、きめ細かな相談をした中で、受けられるようにしたいというふうに思ひます。ただ、基準は満たしているけれども、やはり受けたくないという方は、やはりいまだかつて、かなりいるのだなと、そのことが捕捉率の32.1%になっているのかなというふうに思ひます。

ただ、そこを教育するというのも、これなかなか難しい話だと思ひます。これは、そこ、生活保護だけ捉えて、教育課程の中で、例えば社会なら社会の中でやるといっても、なかなかそこだけ時間を確保するというのも難しいわけで、これは通常の教育の中で、そこはやはりほかの制度を、いろんな制度も含めて教育するしかないのかなと。ただ、やはり窓口に来る、あるいは電話をいただく、あるいはいろんな徴収業務、相談業務の中で、きめ細かな相談をして、こうすれば生活保護が受けられますよといったことも教えてあげるといふことは必要だと思ひますので、そういった日常業務の中で受けられるように親身な相談業務に努めてまいりたいというふうに思ひます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） ぜひ、そういう手だてを講じていただきたいと思ひます。

それで、あと相談窓口も関連してくると思ひますけれども、今、若者の雇用の問題ですとか、それからそれにかかわりまして女性の貧困も言われております。そして、女性の場合でも、独身の方もいらっしゃるけれども、子育て中の女性もいます。そういう中で、やはり生活が困窮になってきますと、精神的にストレスを感じまして子育てがなかなかできないとか、そういう状況も今生れてきております。そして、高齢者は年金ですとか、それから年金の引き下げですとか、いろんな保険料の引き上げなどで、非常に困難を来しているということで、やはり総合的な相談窓口が必要だと思ひます。お答えの中では、答弁の中では、福祉課で対応していくということでしたが、そこだけではなくて、やはり総合的に労働の問題ですとか、それからもちろん経済の問題ですとか、そういうことで窓口を設けることによって、そこを中心にして福祉の問題、労働の問題、経済的な問題というふうにつなげていく、そういう総合的な窓口が必要だと思ひますが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） こういった生活保護に関する窓口を掲げるというのは、逆に相談しづらさを招く可能性もありますので、まずは福祉課が中心、担当でありますので、そこが必ず中心になって進めるのはもちろんでありますけれども、その情報としてはいろんな場で情報が得られるわけでありまして。特に、今、税をなかなか納められないような方もいらっしゃると思ひます。そうすると、徴収相談なんかもありますし、あるいは申告相談もありますし、いろんな徴収というのも税のほかに住宅料があったり、上下水道もあつたりするわけですから、そういった相談の中で、もし収入が生活保護基準を

満たさないようで、しかも受ける意思があるというのであれば、そこはしっかりと福祉課につないで
いって、福祉のほうでの生活保護の相談をやっていくということがよろしいかなというふうに思っ
ております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 生活保護の相談窓口ではありません。生活困窮者に対する相談窓口とい
うことですから、生保に至る方もいると思いますし、税の問題などでも軽減措置がありますよ、知らない
人もいますので、そういうことをきちっと相談に乗れる総合的な窓口の設置をということです。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それにしても、やはりどうしても行きづらいというのがあると思うのです。生活
保護でなくても、生活困窮にしても、やはり人間には余人に知られたくないという思いがどうして
も先に来るといふふうに思うので、そこはここでそういう相談を受けますよということはお知らせし
ますけれども、あえて看板を掲げるとか、外から見えるようにするというのは、果たして逆効果では
ないのかな、思いやりが足りないのかなというふうに思いますので、ただ、相談はここでやりますよ
ということだけははっきり住民の方にはお知らせしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○8番（野原恵子） 相談しづらいと町民が感じるということは、町に対するハードルが高いとい
うことにつながると思うのです。安心して相談できる、そういう体制を整えていくということが町民が安
心して職員に相談できるということですので、そういうハードルが高いということはやはりひとつ課
題だと思ふのです。だから、そういうことをハードルが低くなり、そして誰でもが安心できる相談窓
口の設置を求めて質問を終わります。以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で野原恵子議員の質問を終わります。

この際、16時20分まで休憩いたします。

16：11 休憩

16：20 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○16番（中橋友子） 通告に従いまして、2点の質問を行わせていただきます。

1点目、行政サービスのアウトソーシングについてであります。

国・地方自治体の事務・事業を民間企業等に開放するアウトソーシングと市場化は、1990年代末か
ら法の整備が行われ、業務委託を中心に進められてきました。その後PFI法、地方自治法改正による
指定管理者制度、地方独立行政法人法、「特区」法など、新たな法整備が行われ全国の自治体で「民
間にできることは民間に」「スリムで効率的な行政に」と広がり、総務省もアウトソーシングを積極
的に推進してきました。

しかし、民間事業者の「ビジネスチャンス」を拡大する一方で、公共サービスの質の低下や担い手
が非正規労働者に置きかえられ官制ワーキングプアの問題も拡大されてきているのが現実です。

幕別町においても、各種事業の民間委託や指定管理者制度が取り入れられ、また第4次行政改革推
進計画では「行政サービスのアウトソーシングの推進」がうたわれています。住民サービスの低下を
招かず、従事する労働者の雇用が安定されるよう次の点をお伺いします。

①これまでの委託業務、指定管理に委ねた事業の評価と労働者の雇用の現状について。

②平成19年度に79事業の指定管理者制度導入を計画しましたが、図書館など教育分野にかかわる
事業は委ねるべきではなく、計画の見直しを行うべきであると考えます。

その上で、1) 今後の指定管理導入の計画。

2) わかば幼稚園、中央保育所の今後の運営計画。

③包括的民間委託、公民連携（PPP）の計画についてはどの分野で導入しようとされているのか。

④住民サービスの向上、労働条件改善の手だてについて。

次、2点目、職員の適正配置について。

合併後職員数の減少が続いてきたが、第4次行政改革推進計画では若干の増員が計画されています。地方分権による市町村事務の増加、地方創生事業のような短期間で膨大な計画の策定、国の制度がえによる計画の変更など自治体業務は確実にふえ続けています。

職員の健康を維持し、気概を持ち、十分に力が発揮されるよう適切な人員配置と管理が必要であり、以下の点を伺います。

①時間外勤務の実態。

②人事異動において福祉部門など、時には長期間の配置の検討。

③28年度より全職員が対象となる職員評価制度の実施内容。

④町民と職員と一緒に築く町づくりの推進についてです。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「行政サービスのアウトソーシングについて」であります。

人口減少・高齢化が進行する中で、行政には、社会保障や子育て支援、教育などにおいて多様化する住民ニーズを的確に把握し迅速に対応することが求められております。

このような中で、国においては、質の高い公共サービスの効率的・効果的な提供を図るため、地方公共団体に対し積極的な行政改革を求め、事務・事業の民間委託、指定管理者制度の活用など、民間の資金・経営能力・技術的能力を最大限に活用する行政サービスのアウトソーシングへの取り組みを推進しているところであります。

本町におきましては、社会体育施設やコミュニティセンターなど119の施設で業務委託を行っておりますとともに、アルコ236、道の駅・忠類、百年記念ホール、札内青葉保育所の四つの施設において指定管理者制度を導入しております。

平成28年度から32年度までを計画期間とする第4次行政改革の前期推進計画におきましては、「行政サービスのアウトソーシングの推進」を推進項目の一つとする予定であり、民間事業者の創意工夫やノウハウを導入することにより、さらなる住民サービスの向上に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

ご質問の1点目、「これまでの委託業務、指定管理に委ねた事業の評価と労働者の雇用の現状について」であります。

現在、町内には、学校、道路、河川を除き296の施設がありますが、管理運営に当たっては、このうち指定管理者制度によるものが先ほど申しあげました4施設、民間への業務委託によるものが119施設、運営委員会等の地域に委任しているものが84施設、民設民営化に移行したものが1施設で、合計で208施設を外部委託等により管理運営しているところであります。

委託業務につきましては、各担当部署において業務状況報告を検収し、業務の履行状況等をチェックしているところでありますが、いずれの委託業務も良好に実施されていると認識しているところであります。

労働者の雇用につきましては、コミュニティセンターなどの施設管理業務において、常勤者の配置と勤務実績報告書の提出を義務づけるとともに、入札参加資格審査の際には、適正な労働賃金や労働条件の確保、雇用保険や健康保険の適正な加入についての通知を行っており、27年度からは、雇用保険等未加入事業者については、申請を受け付けないこととしたところであります。

指定管理の施設につきましては、「幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」に基づき、毎年度、指定管理者から事業報告書の提出を受け、業務の実施状況や施設の利用状況など

をモニタリングした上で評価をし、必要に応じて業務改善等の指示を行っているところであります。

また、指定管理の施設における労働者の雇用環境につきましては、それぞれの施設において、就業規則等に定められた賃金や労働条件により法令を遵守した適正な支払いや取り扱いがなされているとともに、労働保険や健康保険の適正な加入についても確認しているところであります。

ご質問の2点目、「平成19年度に計画した79事業の指定管理者制度導入の見直しについて」についてであります。

初めに、「今後の指定管理導入の計画について」であります。

本町における指定管理者制度の導入に当たりましては、職員で構成する指定管理者制度導入検討委員会における協議を経て、平成19年6月に「指定管理者制度導入に関する基本方針」を策定し、公の施設298施設を平成20年度から24年度までの5年間の短期的導入を進める11施設と、25年度以降に導入を進める68施設、町が引き続き直接管理する219施設とに分類し対応する方針を定めたところであります。

その後、平成24年度に基本方針の見直しを行い、24年度現在で297施設あった公の施設を、指定管理者制度の導入を検討する71施設と引き続き町が直接管理する222施設、指定管理者制度導入済みの4施設に分類し直したところであります。

基本方針では、図書館、札内スポーツセンター等の体育施設、幕別町民会館等の社会教育施設、コミュニティセンター等の集会施設などを指定管理者制度の導入を検討する施設として位置づけているところでありますが、例えば、図書館につきましては、生涯学習の拠点施設として、長期的視点に立って、利用者である住民と図書館との協働によりつくり上げていくものであり、指定管理にはなじまないという指摘もあるところであります。

また、コミュニティセンター等の集会施設は、専ら貸し館を行っている施設でありますことから、住民サービスの向上への期待度など指定管理者制度導入のメリットを見出すことが難しい面があることなど、他の施設を含めて、今後、さらに検討・見直しを加えなければならないものと考えております。

次に、「わかば幼稚園、中央保育所の今後の運営計画」についてであります。

平成27年3月に策定いたしました「幕別町子ども・子育て支援事業計画」において、幕別地区における町立幼稚園と町立認可保育所については、平成31年度に幼保連携型認定こども園に移行するよう計画に位置づけているところであります。

幼児期の学校教育・保育を一体的に提供するために就学前の子どもに関する教育・保育や、地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化に対応し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、国としても認定こども園の移行について政策的に促進することとしております。

これらを踏まえた上で、子どもや保護者にとってより良い幼児保育や幼児教育が最も安心できる環境で受けることができるよう、また、子育て支援のあり方についても幕別本町地区における将来の人口動態や地域の実情などを十分勘案した上で運営のあり方を模索するため、現在、教育委員会と協議を進めているところであります。

ご質問の3点目、「包括的民間委託、公民連携（PPP）の計画についてどの分野で導入しようとしているのか」についてであります。

PPPは、パブリック・プライベート・パートナーシップの略であり、公と民とが連携をして公共サービスの提供を行う手法で、PFIや指定管理者制度、業務委託などを含む広い概念であります。

民間業者に複数の業務や施設を一括して、複数年契約等により委託する包括的民間委託もPPPの中の一つの手法であります。全国的に見ても、必ずしも十分に進んでいる状況にはないと認識いたしております。

国においては、平成25年に民間資金等活用事業推進会議において決定された「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」に基づき、PPP等の実施の促進を図るとともに、地方公共団体がPPP等

を導入した場合においても不利にならないよう財政措置を講じるとしておられるところであります。

PPP 等による民間活力の導入は、町内の経済の活性化、民間事業者の育成にもつながりますことから、第4次行政改革を推進する中で、その活用の調査・研究を行い、住民サービスの向上、施設運営の効率性のほか、受け皿となる事業者等の成熟度、地域経済への影響など、さまざまな観点から検討してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「住民サービスの向上、労働条件改善の手立てについて」であります。

指定管理者制度やPPPなどにより民間の活力を導入することは、厳しい財政状況下にあっても、引き続き質の高いサービスを効率的・効果的に提供するために有効な手法の一つであると認識しているところであります。

委託業務におきましては、先ほど申し上げましたとおり、各担当部署において、業務の進行状況や成果品をチェックすることにより業務の品質確保を図り、住民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

また、指定管理者制度におきましては、事業報告書に基づき、モニタリングや定期的な評価などを的確に行うことにより、住民サービスの質の確保や向上に意を注いでまいりたいと考えております。

民間事業者の従業員の賃金等労働条件に関しましては、法令で定められているものなどを除き、町は基本的にその労働契約の内容には介入することはできないことから、雇用者の労働条件の改善に対する指導にも限界があるところではありますが、適正な労働賃金や労働条件の確保を要請するとともに、各種保険の加入の確認等を行うことにより、引き続き労働者が安心して働ける環境の確保や福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、「職員の適正配置について」であります。

本町の正職員数は、合併直後の平成18年度には264人でありましたが、その後削減し、平成27年度の人事異動後には再任用職員を含め236人としたところであります。

ご質問にもありますとおり、近年は、国や北海道からの権限移譲や各種制度の改正等により、職員の業務量が増加しておりますことから、職員が意欲を持って職務に当たることができる環境づくりや、身体的な疾病はもちろん心の病の予防に努めることが、一層必要な状況にあると認識しているところであります。

ご質問の1点目、「時間外勤務の実態について」であります。

時間外勤務につきましては、業務の繁忙期や突発的な業務に対応するためにやむを得ず行うものであります。

時間外勤務の実績といたしましては、平成24年度における1人当たりの年間時間外勤務が平均190時間、25年度が平均189時間とほぼ横ばいでありましたが、26年度におきましては、平均228時間と増加しており、一般会計における時間外勤務手当の決算額も17.1%増加いたしました。

増加した要因といたしましては、平成26年12月に執行した衆議院議員選挙に係る事務、小学校教科書の採択に係る事務、暫定的、臨時的な措置として支給された臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金に係る事務による時間外勤務の増加が主な要因と分析しているところであります。

また、本年度につきましても、全庁的に取り組んでおりますファイリングシステムの導入、新庁舎への移転準備、昨年4月に行われた統一地方選挙に係る事務により増加している状況にあります。

本町におきましては、必要最小限の職員数で最良の行政サービスを提供することを基本とした職員数、配置としておりますことから、一定程度の時間外勤務はやむを得ないものと考えておりますが、過度な時間外勤務は、職員の健康管理やワークライフバランスの観点からも、余り好ましいものではないと認識しているところであります。

時間外勤務の縮減に向けましては、所属長からの事前命令、事後確認の徹底、毎週水曜日をノー残業デーとするなど、業務が特定の職員に偏ることのないよう、課内、部内での連携も図りながら取り組んでいるところであり、職員数につきましても、本年4月の組織機構の再編の際には、現在236人を5人増員し241人とする予定であります。

また、平成 26 年 6 月に労働安全衛生法が改正され、労働者の心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェック制度が創設されたところであり、本町におきましても本制度を活用し、職員がメンタルの不調に陥る前に対処するよう努めてまいりたいと考えております。

職員の意欲の喚起につきましては、職員がまちづくりに関し提案をする職員提案制度や人事異動に対する自己申告制度、自主研修制度などを通じ行うとともに、私と係長以下の職員とが面談をいたします「スマイルミーティング」により、職員個々の思いや状態の把握にも努めてまいります。

現在、策定中の第 4 次行政改革大綱の推進計画におきましては、「職員給与の適正な管理」を推進項目の一つとしているところでもあり、今後も、職員の健康管理を念頭に置きながら、各部署内での応援態勢の強化や時差出勤の拡大等、時間外勤務の縮減方策の検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「人事異動における長期間の配置の検討について」であります。

職員の人事異動に当たりましては、3 年から 5 年の期間を基本とし、町の職員として幅広い視野を身につけるため、過去の経歴を参考に、できるだけ他分野に配置し、新たな能力開発を促すとともに、職員の潜在能力を引き出すことにより、組織力を最大限発揮できるよう、適材適所の配置となることを心掛けているところであります。

しかしながら、質問にあります福祉部門におきましては、障害福祉や介護保険制度など比較的短期間に制度の見直しが行われる上、高い専門性が求められるところであり、専門職の配置とともに福祉に精通した職員を養成するため、相応の期間、福祉行政に従事することが必要であると考えております。

また、福祉という業務の性格上、接する町民は、生活に課題を持った方が少なくなく、サービスの提供に当たりましては、常日ごろからコミュニケーションにより信頼を得ることが必要であり、そのスキルも経験により積み上げることが重要であると認識しているところであります。

このため、保健師や保育士の専門職を始め、一般事務職においても専門研修等により研さんを積んでいるところであり、また、発達支援センターには本年 4 月から臨床心理士を配置するなど、町民が安心してサービスを利用できるような職員の能力開発や配置に意を用いているところであります。

一方で、職員の育成や活用を図るためには、計画的に人事異動を行うことも肝要であり、ひいてはそのことが住民サービスの向上にもつながりますことから、人事異動に当たりましては、こういったバランスも考慮しながら適材適所の配置を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「職員評価制度の実施内容について」であります。

人事評価につきましては、地方公務員法に基づき、本年 4 月からは、全ての職員を対象に、職員の執務の人事評価を定期的に行わなければならないとされているところであります。

本町におきましては、職員の能力開発、人材育成を図ることを目的に、平成 21 年度と 25 年度に課長補佐職以上を対象とした人事評価を試行し、本年度は、新年度からの本格実施に向け、全職員を対象とした試行を実施しております。

評価につきましては、職務の遂行に必要な能力やその発揮度を評価する「能力評価」、職務上の態度や意識に関する評価を行う「職務態度評価」、職員個々が設定する業務目標に対する達成度を評価する「業務評価」と、大きく三つの評価区分で行っておりますが、今後、試行結果を検証し、本格実施に向けた制度の見直しを行っていききたいと考えております。

地方公務員法等におきましては、評価を用いて職員個々の能力を実証することにより、任用、給与等の人事管理の基礎として活用することも求められているところでありますが、先ほど申し上げましたとおり、本町における人事評価は、職員の能力開発、人材育成を図ることに主眼を置いて実施してまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「町民と職員が一緒に築く町づくりの推進について」であります。

第 4 次行政改革の大綱推進計画におきましては、「町民参加による分かりやすい行政の推進」を推進項目の一つといたしております。

これは、職員においても一町民として、各種団体の事業や地域の行事等に積極的に参加し、町民と職員すなわち行政が協働してまちづくりを推進しようとするものであります。

私のまちづくりに臨む基本姿勢は、町政の主役は町民であり、町民の皆さんとの対話を重ね、皆さんのまちづくりに寄せる思いや期待をしっかりと受けとめ、町民とともに行動し、その思いを実現するために全力を尽くすということであります。

町民の言葉に真摯に耳を傾け、議論を重ねていく「対話」を通じてこそ、信頼関係が生まれ、さまざまな成果が生まれてくるものと考えます。

私を筆頭に、全職員が町民と積極的に接する機会を持ち、町民の声を、思いをしっかりと受けとめ、それをまちづくりに反映してまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

本日の会議は、中橋議員の質問が終了するまで、時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異義なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異義なしと認めます。

したがって、本日の会議は中橋議員の質問が終了まで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

中橋議員。

○12番（中橋友子） 再質問をさせていただきます。

幕別町が運営をしております公共施設が、どれもが住民にとってかけがえのない大切な施設でありますから、その運営管理が適切に行われること、サービスが向上することは常に願われているところであります。ご質問の中では、これまでの管理のあり方の中で、幕別町としては学校、道路を除いて296の施設を業務委託に119施設出し、さらには指定管理4施設と、また民設民営に移行した施設もあるという報告であります、お答えであります。こういった管理をどのように評価しているのかということですが、総じて町長のお答えは、特に業務委託については良好に、適切に行われてきているのだということであります。加えて、そこに働いている労働者の状況についても、これまでの何度か質問させていただいてきている中では、保険にきちっと入らなかったら入札のときの時点で資格がないとか、あるいは業務の事後報告をしていただくとかといった点での改善がなされまして、そういう点では努力を重ねてきているということは認めていきたいというふうに思います。

ただ、そういう中であっても、こういった業務委託や指定管理もそうですが、制度上の持つ問題、それは解消されない。つまり、官制ワーキングプアの問題ということになりますけれども、結局、事業で言えば、下請け事業ということがいろいろな意味でひずみをもたらしてきているということがよく言われますけれども、指定管理や業務委託を下請けというふうには言いませんが、直営から外部委託ということでありますから、そこは町の基準から、その事業者の基準に変わっていく。もちろん適切な入札等の価格があってやっていっても、お答えの中にあるように、一定程度までしか町は入り込めないのだと、指導ですね、そういうこともありますから、こういった構造的な問題があるということを、私は一番心配をします。特に今の国の方針では、2015年の骨太基本方針の中で、新たな一番最初の質問で紹介しましたがけれども、外部委託のあり方というのが、どんどん新しい法律ができて、どんどん広げられていくということになりますので、これをそのとおり受けとめてやっていくと、本当に大変な事態に町民の暮らしの実態が、かかわる労働者の実態、大変になっていくということが見えてきます。そういう点で改めてそういう問題点についてもどう思われるのか、その上で、評価というのがされるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基本的には、直営でやるか、業務委託でやるか、指定管理でやるか、私はこの三つであろうというふうに思っております。新しい手法がPPPといって出てきておりますけれども、答

弁の中でも申し上げたように、まだはっきりしたところがわからない、実績も出ていないことがありますので、今申し上げた三つの方式を基本にしながら、まずは行政でやらなければ、行政でしなければならないことについては、これは当然直営でやるわけでありまして。そうした上で、それを踏まえた中で、これは民間でも行政でもどちらでもできるでしょう、しかもサービスの維持向上も図られるとするならば、私はこれはアウトソーシングに回していく。そのことによって、業者、受ける業者が仕事をもらえるというか、仕事があり、そしてそのお金が地域の経済を循環すると、そういう効果がありますので、私は民間でできるものについては、できる限り民間を利用することが地域経済の循環のためにもよろしいのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 国の方針は全部そうなのです。民間でできるものは民間に。必ず、それに付随するのは住民サービスの向上と経費の節減、効率的な運営という言葉ですけれども。結局、そういうふうになってきて、今、全国で指定管理は、もう7万を超えた事業が指定管理に移行されているということでありまして。もちろん、町の、今、幕別町でやってきた事業をきちっと報告していただくとか、指定管理は1年1年評価がありますから、そういったことも含めて、かかわりを持ちながらやっているということがあって、大きな問題は今4社の中では起きているというふうには、どういったらいいのか、ないとは言えないのですが、頑張ってきたのだとは思っています。

ただ、そういった中で、例えば、今まで直営の場合と違って、指定管理あるいは業務委託というのは必ず年数が、期限というのが切られるわけです。だから、いわゆる雇用の期限も切られます。それから、労働条件等も改善はされてきました。だけど、今回実態調査をする中では、やはり実際に就労する日数がぐんと減っているとか、きっとそういう報告が出ているのではないかと思うのですけれども、1週間、例えば学校の管理であれば、委託業務で5日間勤務が普通なのですから、その半分になってしまうとか、そういうことが現実聞こえてくるわけです。

そういうふうになってきますと、町としては適切な管理ということになるのでしょうけれども、実際にそこに従事されている方たちは、大変厳しい状況に置かれているということでありまして。ですから、これを積極的に、しかも拡大していくということには、やはり一考を要するのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私、先ほど申し上げた中で、行政でも民間でもできることについては、できるだけ民間にというお話をさせていただきましたけれども、そこにはサービスの維持向上というふうに申し上げましたけれども、経費の削減ということは私は必ずしもついて回るものではないと、条件となるものではないなというふうに思っております。

かつては、確かにそういった考え方もあったかと思えます。サービスの維持向上が図られ、かつ経費が削減される場合については、業務委託であるとか指定管理に回すといった考え方あったかもしれませんが、私は経費が同じであれば、私は民間に任せるべきなのかなと。そのことによって、やはり地域にお金が回るわけです。会社にお金が回り、そしてそこに働く人にお金が回るということですから、私は直営で特定の人を使うよりは、私は経済効果があるわけでありまして、そこを十分考える必要があるのかというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 今の幕別町の範囲であれば、今、町長答えられていることが理解できます。さらに、総務省が出发点になってこういう手法をとられてきたのですけれども、そういう計画を最初に法律を決めて、進めていきなさい、取り組みなさいというところでは、経済的な問題も入れていますし、もっともっと拡大しなさい、その拡大の仕方も、今まで部分部分であったものが、今までは公共施設というか箱物でしたよね。今度はそのライフライン、いわゆる公共土木施設までそういった対象にするというのが2015年の骨太の中では出てきて、そのこと自体はもうちょっと前の計画にあるのですけれども、そういうふうになってきて、いわゆる民間の10兆円サービス産業なのだと、そういうところ

にお金を、町のお金を回してくださいということなのですけれども、きちっと行政でやらなければならないものは行政でというふうに線が引かれてきていますので、そこは必ず堅持をする中で、そういった国の方針だからといって受け入れてやっていただきたくない。

もう一つ言えば、これ誘導策も随分ついているのです。今、トップランナー方式というのが言われていますけれども、計画期間の中に、先にやって行政のコストを比較して、そして効果を上げている自治体には、地方交付税については多く配分するというところまで現実に出されてきているわけですから、そういう流れの中で、どんどん北海道も、それから十勝の中でもそういうことが、話といたしますか、考えなければならない時期に来ているというようなこともありまして、そこは慎重にその誘導策には決して乗ることのないようにしていただきたいと思いますが。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに国の指導というのでしょうか、があったとしても指導は指導ですから、これは結局、平成12年の地方分権一括法が施行された際に、それまでの指導行政というのが廃止されたわけですね。ただ、今おっしゃっているように、エンジンをぶら下げるということはあるかもしれませんが。それは交付税で余分に配分しますよというものはあるかもしれませんが。ただ、私は基本的には、今、各市町村の権限が分権移行が広がっておりまして、基本的には法律、またはそれに基づく政令、あるいは法令に基づく事務処理基準が通知として出されない限りは、これは聞く必要はないわけですから、私はそこは指導されているから、そのとおりにやるという気持ちは毛頭ありません。ただ、いわゆる制裁措置というのですか、それはもし制裁措置をとるとしたら、これはあってはならないことであります。ただ、促進策と称してやることについては、これは考えなければならないかもしれません。

例えば、今、地方創生あります。もうかなり色あせて来ましたが、そこでお金が出るのであれば、私たちはまちづくりに利用すると。そういうようなスタンスで何事にも当たっていきいたいというふうに思っておりますので、指導が、指導として、指導されたからやるということでは決してないということはお答えしておきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） それ、しっかりと受けとめたいと思います。町長が出してきました行政改革大綱の中に、項目の中にあつたのです。私、今回質問しようと思ったのは、これが実はきっかけなのです。行政改革第4次の中に、官民広域連携の強化、14番、行政サービスのアウトソーシングの推進というふうになっておりまして、行政サービスをより効果的云々云々という中で、指定管理包括的民間委託等、公民連携、PPP手法というふうにあるものですから、町長はどこまで踏み込むのだろうという。こんなこと、例えばこの公民連携のPPPなどは、下水事業などにどんどん広がりましたよね。下水だけでなくごみ処理ですとか公営住宅もありますけれども、こういうものは、今、明野の独自もありますけれども、一部事務組合でやっています。そういうものも描かれているのかと実は思ってしまったのです。ですから、そこで民間の仕事がふえるからといっても、今までのノウハウはしっかりと一部事務組合で持っていますし、町だってあるわけですよ。そういうのを、あえて、今、国が推進してきている中に、もし入れていくとしたら、これは大変なことになるということで、質問通告を出しました。そういうことは、ないということですね。ここに書かれているものですから、あえて確認をしておきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基本的な考え方については、一番初めに申し上げたように、直営でやる、業務委託、指定管理、この三つを柱としながら、今後も業務を進めていくことには違いがありません。そうした中において、行政もできる、民間もできる、そういう業務であって、サービスの維持向上が図られるものについては、なるべくは民間のほうにお任せしたいということは確かにあります。

ただ、ここに書いてある公民連携の手法などと書いてあるのは、一つの考え方としてこういうことも研究する必要があるだろうと。全くはなから否定するのではなくて、そういう手法も出ていますから、そういったものも含めて検討することは、これはやぶさかではない話ですから、やると言ってい

るわけではなくて、いろんな手法の中の一つの研究材料として例示をしたということで捉えていただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） どういうものか、研究することを推進するということですね。そういうふうに捉えたいと思います。いろんな形が出てきますから、恐らく、これだけではとどまらないと思うのです。今まで部分的なものが、今度は包括的に来るということでもありますから、ぜひ慎重な対応、そして基本線はしっかりと守っていただきたい、このように思います。

その上で、2番目の指定管理制度導入の見直しで、これは19年に始まりまして、24年に見直しをされました。5年間ということでもありますから、恐らくこの次は、さらに5年間ということ、29年になるのかなというふうには思います。今、中間年になりますので、もともとの懸案事項であったものは、やはりここで整理する考えも持っていただきたいという思いです。

それで、特にこれまで子どもの教育であるとか、文化や住民に大きな影響を与える図書館だとか学童などについては、直営でやっていただきたいということをお話ししてまいりました。

24年のときに、学童については直営でやりますよということでありましたから、これは見直されたのですけれども、そのとき図書館については検討するということがあったのです。今もその検討、今回の答弁もそうですから、好ましくないという声もあるということでもありますから、前回よりは問題意識としては持ってられるなというふうには受けとめたのですけれども、やはり図書館の持つ大事さということ考えた場合に、これは指定管理の事業計画の中から外していくべきことだというふうに私は思います。

ご承知のとおり、幕別の図書館は、私が申すまでもなく大活躍されていて、幕別の一つのメーンの公共施設になっております。同時に、やっぱり私は先ほどの一部事務組合の話もいたしましたけれども、今、直営で図書館管理されておまして、館長さんや職員、それから地域の人材の方などもいろんなご協力をいただいて運営し、そういった一つのノウハウをしっかりと築かれてきていると思うのです。そういうものを指定管理にするということは、そっくり外部に渡すということになりますから、絶対同じサービスならと言われても、それは新しい事業所の考え方になっていきますし、そこには職員の方たちのまた労働条件なんかはどうなるのかというのは、そのまま引き継がれたにしても大きな心配が残っていきます。だから、今まで町が何年もかけて築き上げてきたものは、やっぱり町で大事にして、質の高いサービスを提供していくというふうに直営でやってサービスを提供していくよという考えを持っていくことのほうが、町民の理解を得られることじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今後、個々の施設をどうあるかについては、施設ごとに考えなければならないというふうに思っております。そういう中での図書館ということでもありますけれども、図書館は、いわゆる幕別版の図書館がスタートして、まだ本当にスタートしたばかりであります。この図書館をいわゆる知の拠点づくりとして、単に貸本屋ではなくて、しっかりとカンファレンスをして本を紹介してあげる。あるいは、特定の情報しかない場合は、広く情報を提供するだとか、あるいは図書館を支えていただく方々の協力を得まして、いろんな事業を展開していく。こんなことが今これからまさにやっていかなければならないことだというふうに思っていますので、これはまず当面は、当面はという言葉が適切かどうかちょっとわかりませんが、今のところは図書館はなじまないなという思いであります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 札内に分館があつて、こちらに本館があつて、地域づくり、それから図書館法に照らしても、そこの人づくり、学校教育から、社会教育から、その中心になっていく施設がやっぱり図書館だということでもありますから、今そのスタートでいろんなことを試みられて、そして町の人の関心も受けて存在しているということはすごいことだと思うのです。

だから、これをやっぱり生かすと、さらに質を高くするというようなふうに持っていくことが、非常に大事だと思います。今のところ、考えてられないということでもありますから、ぜひ、今度の見直しの中では、このことを重く受けとめていただいて、安心してみんなの、町の、直営の図書館だということが続けていただきたい、このように思います。

それと、ここの2番目でわかば幼稚園や中央保育所のことを、既に計画は出ておりましたけれども、お尋ねしたのは、事業計画71の中には保育所も入っていたわけです。そういう中で、この指定管理制度も含みながら再編計画が立てられてきたと思いますので、この点については、31年をめどに幼保の一元化ということで進められると思いますので、幕別町としては全く新しい施設、今までにない施設でありますから、行って、中身もお尋ねしたいと思うのですが、これは幼稚園と保育所、これまでは厚労省と文科省のそれぞれの分野のものが一つになってやっていくということで、期待もされるころだと思います。

それで、ただし、お答えにもありましたように、子どもさんの減少期に入ってきているわけで、どのぐらいの規模を考えてスタートされるのかということと、今、28年でありますから3年間、この中で大事なのはやはり地域や保育師さん、幼稚園の教員、そして保護者の方たちのいろんな意見がきちっと取り入れられて計画ができ上がっていくのか。特に、そもそもの今までの取り組んでいる事業内容は、全くということはいえないかもしれませんが、行事にしても、それから時間にしても、それから料金にしても違うわけですね。そういうものを一つにしていく、その中身でありますから、地域合意が十分得られるような取り組みが必要だと思ひまして、この点はいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、今の段階ではっきりしたことは申し上げられませんが、私は教育長時代に、札幌市内の幼保一元化の認定こども園を見させていただきました。そこでは、建物は当然一つなのですが、玄関を入りましたら右手が保育所、左手が幼稚園ということで、結局建物は一つなのですが、それぞれの運営は独立してしまっていて、そこにいる教職員もカバーし合うのかいという話を聞いたところ、ほとんどそれもないということなものですから、言ってみれば、一つの建物に二つの制度があるというのが、私が見てきた幼保連携型の認定こども園でありました。

ただ、今、さらにいろんな、あちこちで、いろんな認定こども園ができておりますので、そういったことを参考にし、さらには住民の皆さんのご意見を伺いながら形をつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） ぜひ、住民の皆さんの声を聞いていただきたい。私たち議会でも、この間、幾つの保育所、幼稚園、幼保一元化取り組んでいるところを見せていただいたりしてきたのですけれども、町長が言われるように、初めは一緒にスタートするのだけれども、なかなか難しい。結果的には中で分けているのだという声がありました。それと、もうどうして同じことをするのに、料金が違うのか、あるいは経営する立場から言えば、措置費が変わってくるだとか、そういうこともあって、なかなか一緒にするというのは難しい。ただ、東川町などは、もともとこの制度ができる前に幼稚園の対象の幼児、それから保育所対象の幼児、一緒にやってきて、そしてその中で、幼保の一つのプログラムをつくってやっているというところもありますので、ぜひ最善を尽くしていただきたい、このように思います。

指定管理のことにつきましては、本当に指定管理だけじゃなくて、外部委託というのは、私は民間の仕事にきちっといろんな点で仕事をつくっていくというの、これは否定はしませんけれども、保育所も、今、幕別町では指定管理、それから直営、そして民間、そして今度は幼保一元というふうになります。やはりその直営は今までと変わりませんが、それぞれ保育の質という点では、まだいろんな差があるというふうには聞かないのですけれども、やっぱり職員の待遇面では、若干差があることを耳にしています、その形態の違いによって。ですから、そういうことも十分配慮されて、わかば幼稚園の、あるいは中央保育所の今後の運営にも、しっかり計画を持っていただきたい、このよ

うに思います。

次に、職員の適正配置についてお伺いをいたします。

初めてですよね、行政改革の中で職員の人数がふえてきたというのは。ただ、再任用の方が入っていくということですから、実質的に新規の職員がどんどんふえていくことではないだろうなというふうには思います。

それで、時間外のことにつきましては、わかりました。特別なことがあって、26年度は時間がふえたということですが、これ健康上の問題も含めて、いつも言っていることは、実際、今、幕別町は総配分制か何かとってられますよね。全体で、一定の時間を配分するというわけではないのですが、一定を超えて残業をさせないということなのだと思うのですけれども、現実的に仕事が終わらなかったら持ち帰りというか、あるいは残業に反映されない残業というのがないのか、そういうことも現実には心配される場所です。それは、ここに出されている以上はこのとおりと言われるのだろうとは思いますが、そういった状況も含めて、きちっと適切な配置をしていただきたい。

それと、人事異動のことですけれども、これは私も一定程度幕別町の職員として入職された方ですから、どの分野でもプロになっていただくというのは、これは大事なことだとは思いますが。ただ、ここにありますように、福祉部門、町長も言っていましたように、本当に制度がどんどん変わっていくのですよね。それと福祉部門は、特に幕別町で全部できるわけではないですから、いろんな事業所と連携をとってやっていきますよね。このときに、担当の職員の方が、やはり3年、5年で変わっていくふぐあい、それから特に高齢者や障がいを持っている方たちが、直接相談に来られたときの対応していただく職員の方がやはり短い期間で変わってしまう不安ということを考えれば、この部門については、本当に一考を要していただきたい、このように思います。

それと、職員の評価の問題であります。これは、これまでもやってきたものを今度は全職員に広げられるということでもあります。人が人を評価するわけですから、非常に慎重を要することだとは思いますが、私はやっぱり本当に正しい評価がされて、そして次のステップになっていく、向上心につながる。そして、それが行政サービス、いろんな仕事に自信を持ってつながっていくという評価が大事だと思うのです。そこで、心配していたその評価が、逆に査定のようになって、そして賃金だとか、いろんな昇格につながるということになっていけば、これはまた別なひずみが出てしまうなというふうにも思うものですから、そういう点は、考慮されるというふうにこの答弁で理解したいと思えます。

ただ、今回の時期にいろんな観点から見直しを検討しているということですが、今こう説明していただける中身がありましたら、お答えしていただきたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） まず時間外のご関係でございますけれども、時間外勤務につきましては、配分制はまずとってございませんで、上司の命令に従って時間外勤務を行った部分について、時間外勤務手当の対象にしているということでございます。

人事評価の関係です。こちらにつきましては、評価については非常に難しい、議員おっしゃられますように、公平なとか均一な評価ができていくかどうかということがございますので、試行を行ってきたところなのですけれども、本年度全員を、全職員を対象に試行を行っております。その結果に基づいて検証を行った上でまた新年度から本格実施という形になりますけれども、本町の場合については、評価する側の職員の評価者の研修も過去に数回行っておりますし、今後についてもそういった適正な評価を行うために、そういった研修も引き続き実施していかなければならないと思っておりますし、当面、先ほどの町長の答弁にもございましたように、給与等には反映しない。あくまでも人材育成ということを目的にしたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） これは予算や今後の決算等でもきちっと検証させていただく機会があると思えますので、ぜひ、今、前段に申し上げた観点で、職員の皆さん、大事な宝物ですから、そこが生かされ

る評価につながるように求めておきたいと思います。

最後であります、町民と職員が一緒になって築く町づくりの推進、これは今回の質問の中でも他の議員の方からも出ておりましたので、あえて重ねて同じことは申し上げないのですが、町民の、町長が一生懸命町民との対話、やはりそこは職員も一体と、同じ目線でということになってくると思います。そのところの努力をやっぱりしっかりやっていただきたい。このことを申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

17:21 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成28年第 1 回幕別町議会定例会
(平成28年 3 月 9 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
14 東口隆弘 15 千葉幹雄 16 中橋友子
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問（5 人）
- 日程第 3 議案第22号 幕別町の事務所の位置を変更する条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第23号 幕別町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第24号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第25号 幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第29号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第30号 幕別町介護予防支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9 議案第31号 幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第32号 幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第33号 幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第34号 幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第36号 東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について
日程第14 議案第37号 東十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について
日程第15 議案第38号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第16 議案第39号 町道の路線廃止について
日程第17 議案第41号 平成27年度幕別町一般会計補正予算（第12号）

会議録

平成28年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年3月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 若山和幸 7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥
11 小川純文 12 岡本眞利子 13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄
16 中橋友子 17 藤谷謹至 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
代 表 監 査 委 員 柏本和成 総 務 部 長 菅野勇次
会 計 管 理 者 原田雅則 教 育 部 長 山岸伸雄
民 生 部 長 境谷美智子 経 済 部 長 田井啓一
建 設 部 長 須田明彦 企 画 室 長 細澤正典
札 内 支 所 長 羽磨知成 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
企 画 室 参 事 山端広和 総 務 課 長 武田健吾
地 域 振 興 課 長 小野晴正 保 健 課 長 合田利信
都 市 施 設 課 長 笹原敏文 経 済 建 設 課 長 天羽 徹
土 木 課 長 寺田 治 農 林 課 長 川瀬吉治
学 校 教 育 課 長 川瀬康彦 生 涯 学 習 課 長 湯佐茂雄
町 民 課 長 山本 充 商 工 観 光 課 長 岡田直之
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
14 東口隆弘 15 千葉幹雄 16 中橋友子

議事の経過

(平成28年3月9日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、14番東口議員、15番千葉議員、16番中橋議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、板垣良輔議員の発言を許します。

板垣良輔議員。

○1番（板垣良輔） 通告に従いまして、質問を行います。

少人数学級の実現で行き届いた教育を。

少人数学級は、保護者、教育関係者、それらの長年にわたる教育要求です。

2011年に義務教育標準法が改定され、小学1年生の35人学級実現の国家予算が計上され、8年間かけて全学年で徐々に35人に児童数を引き下げる予定でした。

ところが、2015年、現行より学級規模を大きくし、教員数を減らすよう議論が政府の中で行われ、そのように決定されました。少人数学級による子供の公正な学習環境の整備の流れから逆行するものです。

40人学級で、児童は窮屈なクラスで学習し、教員は多くの業務を抱え、授業準備や子供と接する時間がとれず、苦しんでいます。

ここ数十年、国が動き出すのを待っていただけないと、自治体独自の少人数学級が広がっています。

幕別町においても、小学1、2年生の学級に教員を加配してきましたが、これからは少人数学級の実現に向け、一歩進んだ施策が求められています。

よって、以下のことを伺います。

1点目、35人を超えている学級の数は。

2点目、35人以下学級の実現のため、本町においても独自の取り組みを。

3点目、特別支援の児童をクラス編成の児童数に含め、定数を超えた場合、クラス分けを行うこと。

4 点目、全学年の 35 人学級の完全実施及び将来 30 人学級を実施することを国に求めること。
以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 板垣議員のご質問にお答えいたします。

「少人数学級の実現で行き届いた教育を」についてであります。

現在本町では、学校教育の普遍的な取り組みとして「知・徳・体」のバランスのとれた子供の育成を実施することにより、これからの社会の中で「生きる力」をより一層育むことを目指して、さまざまな教育に取り組んでおります。

この取り組みの一つに、少人数教育がありますが、特に少人数学級は、受け持つ児童数が少ないことから、担任が一人一人に目が届きやすく、学力・学習意欲の向上を支援しやすい、さらに特別な指導や支援が必要な子供に適切な対応ができるなど、個に応じたきめ細かな教育を行うことは、子供たちの学力並びに体力を高めることに有用とされており、少人数学級の拡大・推進及び教職員定数の改善は必要であると考えているところであります。

一方、ご質問にありますとおり、国におきましては、財務省の財政制度等審議会が、「財政健全化計画等に関する建議（平成 27 年 6 月 1 日）」を策定し、「全国の公立小・中学校の教職員定数を平成 36 年度までの 9 年間に 3 万 7,700 人の自然減を反映した上で、4,214 人の加配定数を『当然減』として合理化することが可能であり、毎年度の予算編成過程でさらなる合理化等を検討すべき」とされたところあります。

これに対し、文部科学省は、具体的なデータ等を示しながら「財政制度等審議会の『財政健全化計画等に関する建議』に対する文部科学省としての考え方」と題し、「少子化の見通しを踏まえた機械的削減ではなく、加配定数を初めとする教職員定数の戦略的充実が必要」として反論しているところであります。

ご質問の 1 点目、「35 人を超えている学級の数は」についてであります。

公立の小中学校の学級編成につきましては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる「義務標準法」により定められ、小学校第 1 学年の学級編成の標準は 35 人となっております。

また、北海道では、小学校低学年における基本的な生活習慣や学習に関する基礎・基本の確実な定着と学校生活の円滑な適応などを図ることを目的として、平成 16 年度に小学校第 1 学年において、2 学級以上で 1 学級当たりの児童数が 35 人を超える学校を対象に「少人数学級実践研究事業」をスタートさせたところであります。

その後、小学校第 1 学年につきましては、平成 23 年度からは法の改正により国の制度として、1 学級の学校も対象となりましたことから、北海道は、2 学級以上の小学校第 2 学年と中学校第 1 学年を対象学年として事業を継続し、24 年度からは、小学校第 2 学年で、1 学級の学校も対象として、35 人以下の少人数学級が編成されており、本町では法令及び北海道の事業にのっとり、学級編成を行っているところであります。

ご質問の「35 人を超えている学級の数について」であります。町内小中学校の通常学級における 1 学級当たり 35 人を超える学級の数は、平成 28 年 2 月 1 日現在、小中学校合計で 3 校 5 学級であります。

小学校におきましては、1 校 1 学級で、札内北小学校で第 6 学年、1 学級の編成で 40 人の在籍となっております。

また、中学校におきましては、2 校 4 学級、内訳は幕別中学校の第 1 学年、1 学級編成で 38 人の在籍及び札内中学校の第 2 学年、3 学級編成で 1 学級に 40 人の在籍となっているところであります。

ご質問の 2 点目、「35 人以下学級の実現のため、本町においても独自の取り組みを」についてであります。

本町では、個に応じたきめ細かな指導を進めるために、少人数学級以外の少人数指導につきまして

は、毎年、学校の意向を踏まえながら、指導方法工夫改善、専科指導、児童生徒支援、ことばの教室に係る通級指導など、道教委の加配措置を受け配置しているところであり、本年度は小中学校5校に12人の教職員が加配されております。

また、中学校では教科担任以外の教員が空き時間に授業に入るなど、学校独自にチーム・ティーチングを行っているところでもあります。

さらに町単独により、小中学校の9校におきまして、特別支援教育支援員を39人配置しているところであり、通常学級における生活や学習に困り感のある子供たちの支援を中心に配置しているほか、学校体育授業支援事業により体育授業のサポートを行っており、町独自で35人以下学級の配置を行うことにつきましては、教員の独自採用や教室の確保等の課題があることから、特別支援教育支援員の配置など本町独自の支援策の拡充に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「特別支援の児童をクラス編成の児童数に含め、定数を超えた場合、クラス分けを行うこと」についてであります。

特別支援学級は学校教育法第81条の規定により、小中学校に知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、情緒障害等の障害別に設置することができるものとされており、本町におきましても、教育支援委員会の就学判定会議等を経て、保護者等と十分に協議の上、教育委員会で特別支援学級に在籍することが決定した場合には、当該校の特別支援学級に児童生徒が在籍することとなります。

ただし、義務標準法により、通常学級と特別支援学級は別々に標準が設けられ、特別支援学級に在籍する児童生徒は、通常学級との重複在籍にはならず、通常学級の定数には含まれないものであります。

また、通常学級と特別支援学級に係る教職員につきましては、道教委が決定しております小学校及び中学校の県費負担教職員定数配置基準により算定され、各々の学級に教員が配置されるものであります。

しかしながら、特別支援学級に在籍する児童生徒は、一部の授業や給食などの時間に自分の在籍する学級を離れ、通常学級に入って児童生徒と交流するといった教育活動を行っているところでもありますが、このことは、あくまで在籍する学級が基本であり、交流は授業等において、その児童生徒の教育及び発達を促す教育的効果において行われるものであります。

このことから、ご質問にあります「特別支援の児童をクラス編成の児童数に含めること」につきましては、現在の法令上の判断基準としては難しいことをご理解いただきたいと存じます。

ご質問の4点目、「全学年の35人学級の完全実施、及び将来30人学級を実施することを国に求めること」についてであります。

平成23年の義務標準法等の改正により、小学校第1学年の学級編成の標準が40人から35人に引き下げられ、教職員の基礎定数化が図られましたが、小学校第2学年については、教職員の基礎定数化は見送られ、加配措置にとどまっているところでもあります。

また、平成24年に文部科学省から示されました25年度から29年度までの5か年計画である「子どもと正面から向き合うための新たな教職員定数改善計画」では、国の責任により教職員定数を確保し、計画期間内で、小学校第2学年から中学校第3学年までの36人以上学級の解消、さまざまな児童生徒の実態に対応可能な加配措置等を主な改善増の内容として盛り込んでおります。

しかしながら、平成25年度から27年度の各年度予算編成において、定数改善計画は3年連続で見送られているところであり、より質の高い、きめ細かな教育を展開するには、教職員定数を確保することで、教職員が児童生徒としっかりと向き合う体制を整備することが必要と認識しております。

このことから、現行の小学校第1学年の35人学級の堅持はもとより、35人以下学級を基礎定数化するための法改正が必要であると考えており、これまで北海道市町村教育委員会連合会は、「小学校1・2年生の30人学級の早期実施」について、また、全国市町村教育委員会連合会では、「通常学級の少人数化(30人学級)」について、国に対しまして要望を続けてきたところでもあります。

また、北海道教育委員会におきましても、北海道市町村教育委員会連合会の要望を受けて、引き続

き、国に対しまして教職員定数の改善・充実を要望していくとお聞きしております。

教育委員会といたしましては、北海道市町村教育委員会連合会や北海道教育委員会を通して、少人数学級の拡大のため、教職員定数の改善について、国に要望してまいりたいと考えております。

以上で、板垣議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 再質問を行います。

2点目、35人以下学級の実現のため、本町においても独自の取り組みを、のところについて、まず再質問を行いたいと思います。

ただいま、教育長のほうから教員の独自採用や教室の確保が課題であるというふうに答弁いただきました。

教育長は先般、教育行政執行方針の中で、「教育はその成果が広く社会全体に還元され、活力増進の原動力になることから、未来への投資である」と触れ、児童生徒が集中して学習できる環境の整備を図っていくと言及されておりました。また、飯田町長はその公約に「子どもを育ててみたいと思えるまちづくり」を掲げて当選されました。このことから町民は、「子どもを育ててみたいと思えるまちづくり」に大いに期待しているということがわかります。

また、35人以下学級、少人数学級の推進は保護者の、そして教職員の、そして生徒児童自身の切実な教育要求であることは疑いありません。教育は未来への投資であると言いました教育行政執行方針、また町長の公約、「子どもを育ててみたいと思えるまちづくり」に対する町民の期待、そして少人数学級は長年の教育要求であること、これらと本町において少人数学級を実施しないこと、していないことの間乖離を感じています。

少人数学級を行うに当たって教員の独自採用、お金がかかってしまう、これはある程度仕方のないことだと考えています。なぜなら、子供たちへの教育にかかる予算は、子供の、あるいはその保護者のためだけでなく、広く社会全体に還元されることから公益性が非常に高く、町民全体に対する予算であるということができると思うからです。

また、教室の確保が課題であるということでしたが、小学校に限った話ですが、後に触れます特別支援学級の児童を仮にクラス編成に含めたとしても、北小や白人小学校で各1クラスずつ、南小学校で3クラスがふえるということになります。現状の施設の規模で可能ではないでしょうか。

私は、田村教育長の教育行政執行方針を充実し、実現するために、現在の幕別町、手厚い教育行政策のさらにその上に全学年35人以下学級の導入を積み上げていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 私の執行方針、未来への投資だと、子供たちを育てることは、さらに町長の公約であります「子どもを育ててみたいと思えるまちづくり」と。私はもちろんそれを実行すべく、今年度以降も含めて頑張りたいという考え方を持っていますし、そういう思いで今回予算も提案させていただいております。

先ほど答弁させていただいたとおり、そういう意味でこの少人数学級のことに関しましては、先生を1人配置すると、新たに配置してクラス分けをするというのではなくて、幕別町としては特別教育支援員、それを十分手厚く配置して、そしてそういう中で学校をうまく運営していただくという考え方でこれまで取り組んできました。先ほど申し上げましたとおり37人配置しております。

さらに今回予算提案させていただきましたけれども、さらにそれをふやそうという考えでおります。その経費につきましては、町単独で小中学校合わせて6,000万円ぐらいの金額になります。それだけの金額をかけて私どもは支援員を配置していると。クラスの人数がふえたからクラス分けをするために1人の先生を配置するという事で各クラスが1人ずつ先生が見ると、それが仮に38人が23人とか24人になるよりも38人の中に1人、2人、3人という支援員をつけて、きめ細かにそれぞれの子供たちを面倒見てあげると、そういうほうがずっと効果があるのかなという思いで、私どもこれまで

支援員の配置ということで対応してきたという経緯がございます。

今後につきましても、幕別町独自のこの政策といってもいいかと思います。この制度は全国的にはありますけれども、管内では一番の配置数となっております。

そんなようなことで、こういう形で一つの投資というようなことを私ども考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、施設の関係ですけれども、施設の関係につきましては教育部長のほうから答えさせます。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） ご質問の施設の面でございますが、現状においては議員がおっしゃいますとおり、施設の空き教室等を利用して35人学級を設置するというのは施設的には問題ありません。

ただし、特に札内南小学校でございますが、南小学校の児童の推移、現段階で申し上げますと、平成31年あたりがピークになってくるということで予想しております。そうなってきますと、その段階においては特別支援学級の張りつきだとか通常学級の張りつき状況によりましては、施設面にも影響してくる可能性があるということでご承知置き願いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） ただいま、教育長のほうから支援員をふやすほうが効果的であるというふうな判断に至り、そのように実施しているというふうな答弁だったと思います。

単純に考えて、支援員を1人2人というのにさらに積み上げるような形でといたしますか、何ていうのですかね、仮に40人学級で1人の先生が40人を見ているよりも、もう1人支援員が入ってきて、1人当たりの先生が見る人数、生徒児童数が減っていくというふうなことなのだと思うのですが、だったらなおのこと、少人数学級でさらにもう支援員を今現状と同じように加配していくというほうがより一人一人の生徒見ることができないのではないかと思います。同じような質問かもしれませんが、確認いたします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 教員は多ければ多いほどいいものだと私もそう思っています。できるだけ多くの教員で細かく、きめ細かに子供たちを指導するというか目をかけるということが本当にいいことだというふうにはもちろん私も同じ思いであります。

ただ、教員の資格を持った正職員の教員という形にすると、実は人件費が1人当たり、初任給でも400万円以上になります。そして、これはお金の問題でないといえどもそうなのかもしれませんけれども、それを1人配置することよりも指導員の方を2人配置したほうがずっと効果的だと。

さらに、正職員として教員を雇った場合、町単独で雇うということになりますので、そうした場合、クラス編成が変わったとき、それをやめてくださいというわけにはいかなくなります。当然のことがながら、一生やっぱりお世話していただくということになりますので、その金額だとかも含めまして投資効果だとかを考えたときには、支援員の方々をお願いするほうが効果的だと。支援員の方の中には、大体半分以上は教員の資格を持っている方がいらっしゃいますし、音更が先般少人数学級を行うということで、音更もやはり3校5学級、35人以上学級があるという実態だそうです。それに対しまして、5人の教員を雇用すると。ただし、5人の教員、それは1年間雇用するというので、今年度、教員採用試験に受からなかった方を採用して、現場で勉強しながら来年度の試験に向けていただくということで期限つきみたい形でやるということです。

ただし、音更につきましても必ずそれをクラス分けをするというわけではないそうです。音更町もやはり施設の限界というのがあって、先生をつけたとしてもクラス分けできない、教室がないために、施設がないためにクラス分けできない学校もあると。それについては学校の判断というか学校の校舎と相談しながらやりましょうということで、そういうところはクラス分けをしないで、先生を2人配置すると。結局うちの支援員と同じような考え方でやるということだそうです。

そんなことも考えた場合に、やはり今の支援員制度、学校の現場でも非常に喜ばれていますし、今いる子供たちの保護者にも非常に評判がいいというふうに私ども聞いておりますので、そういう形で

うちは拡充して、できるだけきめ細かな教育を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 承知しました。財政的な面でもあるいは支援員の労働雇用での待遇的な面でも、教員を1名ふやすよりも2名ふやすほうが効果的であるというふうに判断されたというような答弁だったと思えます。

ここで触れたいのが財源の問題であったり、支援員の雇用の問題であるという、それとはまた違った観点でもう一つ質問したいと思えます。

私は、少人数学級の実施は児童や生徒の学習の機会の公平性の問題であるとも考えます。例えば白人小学校の6年生は2クラスありまして、それぞれ23人と22人です。北小の6年生は40人、1クラスです。自分の通う学校の近くに子供が何人いるか、40人だったらぎゅうぎゅうのクラスで、1クラス41人だったら20人、21人の2クラス。でもそのうちの1人が、後に触れますが、たまたま落ち着きがない特別支援学級の子だったら1クラスになってしまう。子供は生まれてくる時期とか場所を選ぶことができません。子供にとってそういったどうしようもないことで少人数学級になったりならなかったりするというのは、明らかに公平性を欠くと思えます。子供の学習教育の平等な提供という観点からおかしいのではないかと思います。

教育行政執行方針の中に、先ほど触れました児童生徒が集中して学習できる環境の整備を図っていくとありました。それは何をさておき少人数学級のことではないかと考えます。少人数の小学校のクラスの人数おおむね6年間ずっと変わりません。少人数のところはずっと少人数で、40人のところはずっと40人で居続けます。学習環境の6年間の積み上げの影響は言うまでもなく、はかり知れないものがあると考えます。

児童生徒の公平性の担保、子供の権利の問題として少人数学級、支援員を加配するのにさらに積み上げて検討、早期導入、町独自で検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 公平性の問題ということでございます。確かに、多いのと少ないのとでは濃密度というのは違うというのは私は感じています。ですから最後、後段出てきますけれども、国に対しては35人学級、さらには30人学級というのを求めているところではあります。

ただ、それではどこで線を引いたらいいのかという問題があるかと思えます。例えばこれを20人学級にしたとしても、地域によっては20人のところと12人のところが出てきたり、それもまた公平性が違うのか、公平性保たれていないのかということには、そういうふうに言えば言えるのかもしれない。そういう意味で、今、文科省では標準法を設けて一定程度のラインを引いているということでございます。

そういう意味で、そのラインを下げてもできるだけ少ない人数できめ細かに教育してほしいなという思いでちょっと4番目、5番目の質問とダブリますけれども、そういう思いで我々は国に対しては要望をしているところでございます。

環境整備と執行方針の中で言いましたけれども、もちろんそういうことも、少人数学級もありますけれども、施設の関係ですとか、そういうのも含めて、また最初の質問で言ったとおり、支援員、支援員をさらにふやすということも含めて、これは学校教育全体の中で話している環境整備ということをおっしゃいます。この単独で加配すると言いました、国に要望していると言いましたけれども、やはり1人2人だとまだ可能かもしれませんけれども、これを5人10人加配するということになったら、1町村の財政力では正直言って、何ぼ投資するといいいながらも、これ現実の問題として無理だと思えます。音更の場合は、先ほど言いましたけれども、支援員はうちよりずっと少ないです、二十何人ぐらいで。そのかわりその教員の方を5人つけると。それでも2,000万円ぐらいかかるそうです。

そういう意味で、さらにうちでふやすとなると、もっともとの数必要になってくるのかなと思っておりますので、これはやっぱり国のほうに何とか基準下げていただいて、多くの先生を配置できるよ

うにしてほしいと要望すべきなのかなというふうに考えているところでもあります。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 国のほうに少人数学級を求めていくというのは全くもって私も同じ思いです。先ほどおっしゃいました、例えば40人のところ学級、あるいは10人程度の学級で公平性がというのは、ちょっとごめんなさい、私の質問の趣旨と少しずれるかなと思いますが、4人でぎゅうぎゅうの、特に情緒的に、または発達途上にあるような小学生がそういった過密な教室の中で学習するというふうなことを言ったつもりです。10人のところと40人のところだったら公平性がというのは少し私の質問趣旨とずれると思いますが、おおむねそういうことです。

先ほどもまた同じことを触れますが、国に対して私も国がこれをどんどん引っ張っていく、先導していくというのは全く同じ思いです。4番にも触れておりますが、35人学級の完全実施、そして30人の学級にしていくように国に求めていくということ、ぜひ行っていただきたいと思います。

少し順番が前後しましたが、3番の特別支援の、特別支援の児童、クラス編成の児童数に含め、定数を超えた場合クラス分けを行うことについてご答弁ありましたが、法令上どうしようもないというか、一つの町ではいかんともしがたいことなのですね、わかりました。法令上の問題で難しいということですので、町独自の基準を持ち、クラス分けを行うことが難しいということ。これは4番と同じように国に対してそのように求めることを求めるというふうなことでとどめておきたいと思いません。

教育行政執行方針にありました「子供は、町の宝、社会の宝」であるというのは全くもって同じ思いです。ぜひ、その教育行政執行方針にのっとなって、子供たち、未来への投資をより充実、発展して行ってほしいと思ひまして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、板垣良輔議員の質問を終わります。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○2番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問いたします。

国民健康保険の広域化に伴う、今後の町の取り組みについてであります。

市町村が運営してきた国民健康保険は、2018年度から都道府県が財政運営の責任主体となります。市町村は資格管理・保険給付・保険料率の決定・賦課・徴収・保険事業等、地域における事務は引き続き担うこととなります。市町村間の保険料の違いも残ることになりました。

政府が「都道府県化」を求める過程で、全国自治体は、高過ぎる保険料という「国保の構造的問題」があるとして、抜本的な公費の投入を要求し、2015年度から1,700億円の財政支援が実施され、2018年度には3,400億円の公費が投入されることになりました。

厚生省は2015年度の保険者支援の資料の中で、「これに伴い、被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能」と記しています。

幕別町では2015年度で全町民の29%が国保に加入し、国保加入者の53%が年間所得100万円以下で、23%が200万円以下という生活実態であり、国保世帯全体の17%である743世帯で滞納があります。

高過ぎる保険料、払えない窓口負担、この実態を改善していくことは住民の命と健康を守るためにも必要であると、次の点について伺います。

1、国の2015年度の財政支援による町民の対象世帯数は。

2、一部負担金減免制度の実績は。

3、地方の裁量権を生かし、町民負担の軽減につなげるために、これからも必要に応じた一般財源の繰り入れを。

4、介護保険のような「境界層措置」を設けるべきではないか。

5、「均等割」は子供が多い世帯ほど国税の負担が多くなり、子育て世帯に対し逆行している。

負担割合の引き下げを。

6、広域化に伴い、準備はどこまで進んでいるのか。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「国民健康保険の広域化に伴う、今後の町の取り組みについて」であります。

国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹として極めて重要な役割を果たしておりますが、加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えております。加えて、高齢化の進展や社会情勢の変化に伴い、一市町村で長期に安定した運営を行うことは困難であり、このままでは国民皆保険制度の維持が危ぶまれる状況となっております。

このような中で、平成 27 年 5 月 29 日公布の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」において、国保の財政基盤強化策として公費が投入されるほか、30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことで制度の安定化を図ることとされたところであります。

ご質問の 1 点目、「国の 2015 年度の財政支援による町民の対象世帯数は」についてであります。

国民健康保険においては、保険者の財政基盤の強化を図るため、国民健康保険法の規定に基づき、低所得者に対する国民健康保険税の軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定制度と国民健康保険税の軽減の対象となった一般被保険者数に応じて保険者に対して財政支援を行う保険者支援制度が設けられております。

このうち、平成 27 年度から制度が拡充された保険者支援制度においては、7 割軽減の対象が 1,209 世帯、5 割軽減の対象が 659 世帯、2 割軽減の対象が 495 世帯、合計で 2,363 世帯が財政支援の対象となっているところであります。

ご質問の 2 点目、「一部負担金減免制度の実績は」についてであります。

平成 23 年 4 月から、幕別町国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱を制定し、過去 1 年以内に特別な事由により、収入が著しく減少し、資産などの活用を図ったにもかかわらず、一時的に保険医療機関や保険薬局に支払うことが困難な場合に、一部負担金の免除や減額、徴収を猶予する制度を実施しております。

平成 23 年度は、免除 1 件と減額 1 件の計 2 件、24 年度は、免除 1 件、25 年度と 26 年度における実績はありません。

なお、相談件数については、平成 24 年度が認定件数を除き 9 件、25 年度が 7 件、26 年度が 6 件の実績となっております。

ご質問の 3 点目、「地方の裁量権を生かし、町民負担の軽減につなげるために、必要に応じた一般財源の繰り入れを」についてであります。

国民健康保険特別会計のあり方につきましては、基本的に医療費給付等の歳出に対して、国庫支出金等の特定財源を充当し、残りを国民健康保険税で賄うのが原則であり、一般会計からの法定外繰り入れについては、国民健康保険に加入していない町民の方々の負担の公平性からも慎重に成すべきであり、被保険者の方々に応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えております。

しかしながら、国民健康保険が抱える構造的な問題として、加入者に高齢者や低所得者が多く、一方で医療費は、毎年増加傾向にあり、原則どおりでは国民健康保険税の負担が大きくなり、財政運営が不安定になることから、全国的にも一般会計からの法定外繰り入れによる赤字補填が行われている現状にあり、本町におきましても被保険者の負担を少しでも軽減させるよう、一般会計からの法定外繰り入れを行ってきております。

今後におきましても、ジェネリック医薬品利用差額通知や特定健診の受診率向上など、医療費の抑制に向けた取り組みや国民健康保険税の収納対策等を一層推進し、健全な国保会計の運営に努めることはもちろんであります。一般会計からの法定外繰り入れについては、被保険者の応分の負担を基

本としつつ、その都度の財政や経済状況を勘案し、国民健康保険に加入していない町民の方々との負担の公平性に配慮しながら慎重に対応しなければならないものと考えております。

ご質問の4点目、「介護保険のような『境界層措置』を設けるべきではないか」についてであります。

介護保険制度では、保険料を賦課されて生活保護基準以下となった場合は、保険料を減免する「境界層措置」が設けられておりますが、国民健康保険を含む医療保険制度では実施されておられません。

このような「境界層措置」を国民健康保険で設けることについては、国が医療保険上の制度として、財源措置を含めて講じるべきものと認識しておりますことから、現状においては、町単独で実施することは考えておりませんが、昨年5月の国保法改正に対する国会の附帯決議を受け、国が検討を行っているという聞いておりますので、その動向を注視してまいります。

ご質問の5点目、「負担割合の引き下げを」についてであります。

国民健康保険税の標準賦課総額については、地方税法に規定されており、受益に応じた応益負担と負担能力に応じた応能負担の原則に基づき、適切に負担を求めることが必要でありますことから、現状で多子世帯の負担金割合の引き下げを実施することは考えておりませんが、「境界層措置」と同様に、昨年5月の国保法改正に対する国会の附帯決議を受け、国が検討を行っているという聞いておりますので、その動向を注視してまいります。

ご質問の6点目、「広域化に向けての準備はどこまで進められているか」についてであります。

昨年8月から北海道と市町村による協議を開始しているところであり、各市町村の納付金額の算定ルールや標準保険料率、北海道の国保運営の統一的な方針となる国保運営方針について、平成29年度中の策定に向け検討をしております。

今後示される政省令に基づき、具体的な制度運営についての協議がなされていくものと考えております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 質問の途中ですが、11時まで休憩いたします。

10:48 休憩

11:00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒議員。

○2番（荒 貴賀） それでは、再質問に移らせていただきます。

今回、国民健康保険、平等割、均等割、幕別では資産割がなくなりましたが、収入がゼロでも保険料がゼロにならない加入者が払えるかどうかという視点から、この保険料が設定されていないという根本的な問題を抱えている制度です。国が責任を持って解決していただくことが一番重要ではあるのですが、対策を待っているのは貧困は広がり、最も所得の低い層が最も苛酷な保険料負担に苦しみ、幕別では滞納世帯が全体の17%にも上っています。払えない人たちがいる分、それがさらに国保料の上昇につながるという悪循環に陥っているのです。皆が払える国保料と安心して医療にかかれる当たり前の制度にさせていただきたく、国への負担の向上と、それまでしっかりと町としても役割を求めたく今回質問いたしました。

1番目ですね、財政支援などですが、かなりの額が町に入ってきたのだと思います。特に14年度に、おとしですね、保険料の軽減制度が最初に980億円入りました。保険料軽減世帯の7割と5割の軽減が拡大が行われ、追加で公費も入りました。そして今回、平成27年度に低所得者向けに財政支援が行われました。この財源を使えば軽減措置がとれたのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 平成27年度におきまして、5割、2割の軽減措置の所得の判定等改正になり

まして、それに基づいて税条例改正を行いまして、それに基づいて軽減をしております。

平成 27 年度における幕別町における保険者支援制度における影響額なのですが、低所得者数の軽減者 1 人当たりの支援額が改正になりまして、平均保険税の収納額の 26 年度までは 7 割軽減が 12%、5 割軽減が 6% という支援額を人数に掛けることになっておりましたが、27 年度におきまして 7 割軽減で 15%、5 割軽減で 14%、さらに 2 割軽減の方も対象に拡大されまして 13% ということで支援額が拡大になっております。

そういったことも含めまして、平成 27 年度につきましては、本町におきましては 3,318 万 3,000 円、財政の基盤が強化されたということで、保険者支援制度でそのような金額が幕別町に入ってきております。その金額については、幕別町の財政、今、赤字、現時点でいくと赤字状況なのですが、その金額が入ったことによりまして、一般会計からの繰入額等もこの金額に基づいて若干減っているというような状況であります。以上です。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2 番（荒 貴賀） 国がせっかく財政支援をいただいていることもありますので、引き続き幕別町としても同じぐらいの、これがしっかり制度として整うまでは支援をさせていただきたいというふうに思います。

特に、今回、制度が変わる中で実際保険料の差が残ることになりそうという話もありますが、一定基準が導入されることになるので、変化は変わらないと思います。

そもそも今回の支援制度は、都道府県化を目的とするのは財政問題なわけですから、そういった意味でも払えない保険料、払えない窓口負担、この実態の改善を求めることが一番重要ではないかと思うので、今回、何点かの軽減措置を設けることをお願いいたしました。

平成 30 年から始まります毎年 3,400 億円の公費投入の方針です。定率国庫負担の引き上げではないので、用途を限定しながら追加的に公費が投入されるということもあり、個別の検討が必要というふうになります。低所得者が多い自治体の財政支援の投入や子供の被保険者への多い自治体への支援、調整交付金の増額、現状の改善や住民負担の軽減につながる内容も多く含まれていますから、やはりこういったものを入った段階で今まで赤字だった部分を補填したものを、そのまま段階的に軽減措置として入れてやはり基盤強化をさらに進めていただきたいというふうに考えておりますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに 27 年度においては 3,300 万円ふえました、国からのお金ふえました。しかし、それでもなおかつ今の見込みで 7,000 万円ほどの赤字になる見込みであります。これについては一般財源で埋めることはいたし方ないなど、そんなことで補正予算も組ませていただいておりますけれども、まだまだ入るお金が足りないというのが実態でありますので、3,300 万円浮いたから、それを負担軽減に使うという、そういう財政状況にはないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2 番（荒 貴賀） 済みません、ちょっと食い違いました。平成 30 年度からまたさらに支援金が入ってきますので、そのときに、あとさらにそういういろいろな交付金が入ってくる、伴いますので、そこに合わせて財政支援を求めてほしいという話でありました。その辺について、それでもしかしたら赤字になることも考えられますが、段階的にはありますけれども、やはり軽減措置というものは設けていただきたい。国はやはりこういうように財源を入れてきているわけですから、やっぱりその間としては町もやっていただきたいというふうなお話でありましたが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 平成 30 年以降の話については今の段階で確定的なお話はできませんけれども、確かに国の財政措置が強くなる、高まれば負担軽減につながっていくというふうには考えられますけれども、いずれにしても 30 年度時点において医療費がどう伸びるかも全くわかりませんので、医療費の

伸び以上に国からの措置があれば、これは負担の軽減につながるかもしれませんが、今からその時点のことを予測するのはちょっと難しいかなと。ただ、いずれにしても負担軽減ということは十分意を用いながら、その両立については設定をしたいというふうに思っているところでもあります。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） そうですね、はい、確かにそのとおりですね。何年も先の話ですので、一応求めていただきたいということで、次に移りたいと思います。

町の、国保法第44条の規定にあります一部減免の補填なのですが、町として一応条例もないところもあります。でも、幕別町としてはしっかり条例が持っていたらいいということで大変評価したいところではあるのですが、やっぱり先ほど答弁にもありましたとおり、25年度、26年度と申請者がいないということはやはりもっと拡大というわけではないですけれども、もう少し本当に困っている人たちがいるわけですから、拡大や、もしかしたら発信が弱いというふうに思われますけれども、その辺について改善というより項目の追加というふうには考えていないのでしょうか、伺います。

○議長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 一部負担金減免制度につきましては、平成25年、26年と相談のみということになっております。町といたしましては、ホームページや広報紙に掲載するとともに国民健康保険者証の交付時には制度のことをお伝えしましたパンフレットを同封するなど、制度の周知についてはこれからも意を用いてまいりたいというふうに考えております。また、恒常的な低所得者につきましては、福祉施策ということでその相談の中で生活保護などにつなげて、そういうふうな相談活動もきちっとしていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） そうですね、音更町でも同じようにやっています、やはり内容が細かく設定されているんですね。やはり住民の皆さんから見たらやはりわかりにくいのですよ、もう、行政の文言でなりますから。やはりもう少しわかりやすく書いていただいて、相談のときにそういうお話もするというお話ですけれども、まず相談に行かないという場合もあります。大変ながら困っている、でも、町の制度がどうしようもない、そういうのもやはり受け入れていただくのも町としても必要ではないかと思うので、その辺の広報というか、支援の取り組みですか、やはりもう少し工夫して求めるべきだと思うのですが、その辺についてやはり具体例とか、もしこういうのを考えていますというのがあれば、お聞かせいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 今、課長が申しあげましたとおり、被保険者証の発行のときに入れさせていただいているものについてはわかりやすいような形で工夫はしておりますけれども、今後、一層皆様にわかりやすい周知をしていきたいと思っております。

保険者証の発行、それから納付証、その他被保険者の方に通知をする際には必ずそれらがわかりやすく載ったパンフレット等を作成しております。今後、より一層皆様にわかりやすいように工夫は重ねていきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 私も届いていますけれども、全くわからなかったの、今聞いて初めて知りましたぐらいですから。やはりもう少し工夫が必要なのかなというふうに思っておりますので、ぜひ検討のほうをお願いしたいと思います。

一般財源の繰り入れについてであります。

そうですね、今、町長の答弁ありましたように、大変厳しいという状況はあると思っております。やはり、現実的には国の負担が少ないというのが根本的な問題なのだと思います。特に、国保が始まって49%だったものが今32%、そしてそのうち18%が国と道で調整金という形になってしまって、さらに減ってきているという現実があります。ただ、仕方がないねというわけにもいかない、やはり大変な人たちがいるわけですから、やはりしっかりその辺を町としても調整していただきたいと思っております。

答弁の中に、住民の理解が得られるかというお話がありました。やはり、国保はほかの健康保険と掛金を比較しますと国保はとて被保険者への負担がすごく高いことは間違いのない事実なのです。平成24年、ちょっと古いデータになるのですが、市町村の国保の所得割、所得に何%入っているかですが、国保で大体10%前後、多少上下するのですが、町では9.9%ですね。協会健保のほうで7.2%、そして組合健保のほうで5%、共済組合のほうで4.9%ですから、やはり国保は住民にとって負担が高いのだろうなというのがあります。やはり、こういうのもやはり住民に十分考慮しますと十分住民の理解が得られる措置として、一般会計からの繰り入れも一定の理解は得られる政策だと私は思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 国保の制度上、国から入ってくるお金の残りについては受益者負担をしていただくというのはこれ原則であります。そうしながらも、過去にはその時々状況によってその負担がどれだけできるかということも含め、そして、国保の会計の状況も含めて、その都度判断させていただいて一般会計からの赤字補填もやらせていただいているわけでありまして、現にことしも7,000万円程度補填をさせていただくということでありまして、そこは今から、こうだからこうだということではなくて、その時々状況に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） そうですね、現状ではやはりそういうふうになったかと思うのですが、やはり制度を見ながら毎年見てどんどん医療費がふえたりですとか、高齢化に伴ってやはり病院にかかる回数が増えたりですとか、やはり会社側が非正規になって会社側で保険に入れさせない、若い人たちも同じですから、やはりそういう人たちがどんどんふえてきて、やはり厳しくなるのはもう今後変わらないと思うのです。やはりどこかで決断していただいて、町長のほうにも一歩前に進めるという決断が欲しいところでもあります。

やはり、全国知事会も高過ぎる国保料にせめて協会健保並みを求めて1兆円の財政投入を要望しておりますので、ぜひ町長も町議会、町村議会に起きましても要望はしているとは思いますが、こういう声がありますということをご話ししていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そういう根本のところはやはり国が責任を持ってもっとお金を入れてもらうということになります。町村会としても要望しておりますので、引き続き要望を重ねてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ぜひお願い、求めていきたいと思っております。

次ですが、境界層措置の検討についてであります。

平成25年度に国保の税条例一部改正で資産割の廃止のときに所得割、均等割の負担増を求めて幕別町で行ってまいりました。所得割では1人2,400円がふえるし、均等割では1世帯2,400円ふやしたということになります。

隣の芽室町でも引き上げに伴い、実はこのとき独自で減免措置をとっているのですよ。やはりこれは境界層措置とっていいほどのもので、2割減免の上にさらにもう1段階、段階を置いて、そこで2割を減免していく。今まで2割減免したところをさらに4割にしていって、5割のところは7割にしていった、7割のところは9割という段階的な措置であります。どんどん毎年割合は減ってはいくのですが、やはりふえたことでそのまま、はい、お願いしますではなくて、そういうふうに段階的に設けたということをやってきたのですが、幕別町では今からでも遅くはないと思っておりますけれども、やはりぜひこの境界層措置というか段階的な措置は実施できないものかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） どうしても財源論の話になってしまうわけなのですが、例えば介護の場合

においては国が財源措置をしているわけですね。これはやはりしっかりと国の責任において財源措置がされるのであればこれは可能だと思います。よその町でやっているといっても、これはやはりよそよそであって、我が町としてはやはりきちっと制度の上に立ってやるべきだと、対応すべきだというふうに思っていますので、現状においては難しいというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） やはりこの部分は大変住民にとっては厳しいところでもありますので、やはり何だかんだ言ってもやはり隣町がとかという話にやっばりなってしまうところもあるのですよね。やっばりそういうところでも町としては、無理ですと言わなくても多少検討していただきたいというふうに答弁いただきければなどは思っています。

この境界層措置、とてもやはり住民にとっては厳しいものがあります。生活保護基準以下で生活している人を下回るところに対しての措置でありますから、やはりここは町としても十分考えていただければというか、もし考えていかなくはないかというふうにも思っていますので、今後につきましてもぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

次ですね、均等割の負担軽減についてでこちらも境界層装置と同じような議論になるかと思いますが、やはり町長は政策の一つがほかの住民が幕別町を選んでいただくものにはならず、多くの政策があって初めて町の魅力が出るというふうにおっしゃっていました。まさにそのとおりでと思います。やはりこの一つの政策として構造的な問題ではありますけれども、子供が1人いて、そこに対して一律にこの負担を求める応能割、やはり国の制度ですね、応能応益の割合というのはあるかとは思いますが、やはりそこもしっかりと鑑みて新しい政策として手を打つことは一つの改革だとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは今、私たちは国保制度の上に立って課税をさせていただいているわけでありまして、子供がいれば当然医療費はかかるのはわかります。でも、これやはり子供がいない家庭から見ると、当然そこには医療費国保で救われているのしょうということもあるわけですよ。ですからそこは応益で、応益の範囲内で均等割というのは制度設計されているのだというふうに思いますので、そこはやはり同じ国保を払っている中でも高齢者のひとり世帯から見ると子供いないわけですから、子供いるところはお金かかるのだから、ある程度の負担はいたし方ないだろうといったことも、やはりそういうことも考えるわけでありまして、そういう応能応益というのは今のところは制度設計がしっかりした中で今の制度が、応能応益あるいは応益の中の所得割を幾らにするかとかということがあられるわけでありまして、そこを否定してまで、否定するというのはちょっと言い過ぎかもしれませんけれども、それをちょっとなし崩しにするような施策についてはちょっと難しいかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。やはり町長が掲げた子供たちのための政策でありますから、やはりほかの町でやっていないところに踏み込むのも一つの改革の一つではないかと思っておりますので、もうそう言われていますのは、やはり考えていただきたいというふうにこちらとしても思っております。

広域化に向けてではあります。やはりこれも、今、作成中でありますから細かいことが答弁の中にありませんでした。やはりこれは国保の財政管理が都道府県に移行するということは、財政をしっかりと管理して町村にそれを求めるということが、そういうのも道の指導ですか、が入ってくるのだと思います。市町村は国保税の値上げに駆り立ててきて、そして一般会計から繰り入れが困難になっているという自治体もあります。徴収の強化が懸念されることでもありますから、やはり町としてもその辺についてはしっかりと見ていただきたいと思っております。

実際に、先行して実施してきた大阪府では一般会計から繰り入れを行い、国保税の高騰を抑えてきた市町村に対して国保行政が採点するのです。これも決まっていることなのですけれども、採点して、そこで調整交付金に差をつけるという措置を講じてきたのですよね。その結果、町村は国保税を値上

げせざるを得なくなったという実態が出てきているのですよ。やはりこれが北海道にも来て、しまいにはほかの町村ということも考えられますので、その辺については町長もしっかりと見ていただきたいというふうに思いますが、もしそういうようなことがあった場合、そういうことも考えられますので、町としてもこれについてどのように考えているのか、少しお聞きしたいというふうに思いますが。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 質問の意図がちょっと、はかり知れなかったわけなのでありますけれども、いずれにしても、負担の公平ということと、もう一つは負担が高負担にならないということも含めまして、しっかりと国が責任を持つということについて訴えてまいりたいというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 済みません、言葉が足りなかったですね。要は、国が道が道に移管することになりまして、徴収率の強化ですとか今までは町としてこのぐらいの規模、金額でというような設定がありました。でも、それをさらにほかの町村ではこうですからというふうに人口単位、人口別単位で決めてくるのが検討されているのでしたね。そうしたときに、町としては今まではこのぐらいの負担であったのですが、それをさらに上げてくるということ、前提になってくるのですよ、要は。今現在でも北海道でも高いところで16万円、低いところで市と町で多少変わってくるとは思いますが、6万円で大抵2.6倍の差があります。やはり町、人口単位で来ますから5万人単位が幾らとか10万人以上の単位で幾らというふうにかかわってくるというのもあるのですよね。まだ決まったことではないので、もしかしらまだそちらのほうに行っていないのかもしれないかもしれませんが、やはりそういうふうに求められてくるのですよ、このぐらいにしなさい、このぐらいの規模があなたたちの医療費とさらに受ける人たちの数と、数というか、見たときにこのぐらいが妥当ですよというのが来るわけですから、それによってやはり大阪府では上げざるを得なくなったという実態があるわけですから、やはりその辺についても今からでもしっかりと道に対してもやはり国に対しても求めていただくという姿勢をやはり持っていただきたいと思います。その辺についていかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 広域化になったときに、どういった形の負担になるかということは、今、具体的なものはありませんので、それに関してはお答えはできませんけれども、いずれにしても、個々の被保険者が高負担に、過度の負担にならないこと、それから負担の公平性がきちっと保たれるものと、そういったことも踏まえながら対応してまいりたいというふうに思っております。」

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） そうですね、本当に今ね、なかなか町村でやられることはやはり限界があると思うので、幕別町としてもしっかりとやっていただいているのですよね。私もそれについては頑張っているし、ほかから比べても結構繰り入れもされていると思うので、やはり広域化になったとしても、やはり町長の姿勢をしっかりと貫いた方針でやっていただければというふうに思っております。

やはり、町民が安心して国保料負担を担えるよう、そして払えなくなったことで国保料を上げていくという負の連鎖に陥らないようにしっかりと町としても取り組んでいただきたいと思って、質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○9番（藤原 孟） それでは、通告に従いまして、質問いたします。

1点目、幕別生きものがたり。

平成9年3月に出された幕別生きもの調査報告書は、幕別の開拓期から現在に至るまでの動物・植物の現状を科学的に調査したものである。特色としては、調査専門員は町民のボランティアであり、動植物の変遷の実態を多くの町民の方に聞き取り調査をしていることにある。この調査の方法は全道的に見ても新しい試みといえるし、町にとっても報告書は意義深い資料である。このように生きもの

の調査が実施された歴史を持つ我が町に、今年合併 10 周年目に自然豊かな町の具体的なシンボルとして、花、木、鳥が制定された。そこで町長に伺います。

1 点目、シバザクラ、カシワ、オオハクチョウの歴史を振り返りつつ、まちづくりでの活用と今後の取り組みについて。

2 点目、幕別生きもの調査の次なる実施計画は持っているのか。

②味の景勝地構想を持つべき。

農業が核の特性を持つ町として、食と農を育んでいる気候、風土、歴史等が体験型や滞在型観光の資源と一体的に景勝地を形成することで成立していた今までの集客力の小さい観光策から脱してみるべきと考える。国内外から時間とお金をかけて来てもらうが、何かが欠けているのではないか。ストーリー性のある何かが必要ではないか。そこで対応策として地域観光のマネジメントやマーケティングなど一体的に扱う組織 DMO を立ち上げ、味の景勝地構想を検討することや地域観光の戦略を立てるかじ取り役を担う場を設立させるべきと考え、伺います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からは「幕別生きものがたり」の 1 点目と「味の景勝地構想」にかかわるご質問につきまして、ご答弁させていただきます。

初めに、「幕別生きものがたり」についてであります。

町では、合併 10 周年の記念事業の一つとして、新町にふさわしい花、木、鳥を選定することとし、昨年 5 月に町の花、木、鳥の候補を、町民の皆さんから募集したところであります。

その結果、95 人の方から「町の花」には 47 種類、「町の木」には 39 種類、「町の鳥」には 44 種類の応募がありましたが、応募数などからそれぞれ 5 種類に絞り、町民投票を経て、選考委員会において「町の花」には「シバザクラ」、「町の木」には「カシワ」、「町の鳥」には「オオハクチョウ」を選定したところであります。

「シバザクラ、カシワ、オオハクチョウの歴史を振り返りつつ、まちづくりでの活用と今後の取り組みについて」であります。

本町の花、木、鳥の選定につきましては、開基 70 年、開基 80 年の際にも話題となりましたが選定するまでには至りませんでした。

その後、昭和 60 年に町民の皆さんの意見を踏まえ選考した結果、「町の花」には、「シバザクラ」と「スズラン」、「町の木」には、「カシワ」、「町の鳥」には、「オオハクチョウ」を制定し、昭和 61 年の開基 90 年の式典で発表したところであります。

また、忠類村の「花」と「木」は、昭和 56 年に、「村の木」には「シラカバ」、「村の花」には「シバザクラ」を選定し、同年 8 月の開村記念式典で正式に制定されております。

先ほど申し上げましたとおり、今回の選定に当たりましては町民投票を実施いたしましたが、「町の花」は投票総数 407 票のうち、シバザクラが 141 票、「町の木」は投票総数 407 票のうち、カシワが 184 票とそれぞれ最も多い得票数でありましたことから、町民の皆さんの意向を踏まえつつ選考委員会で選定したところであります。

「町の鳥」につきましては、投票総数 408 票のうち、ハクチョウは 51 票と、他の候補である、クマガラ、アカゲラより少ない得票数ではありましたが、町内の生息状況等に鑑み、ハクチョウを選定したところであります。

こうした経緯で選定いたしました町のシンボルのうち、「町の花」に制定いたしました「シバザクラ」は、その数が減りつつある状況にあります。

このため、新庁舎を初め公共施設への植栽を進めますとともに、協働のまちづくり支援事業の事業メニューに、苗の購入等にかかわります経費の追加を考えておりますことから、早ければ 5 月から 6 月ごろには、公区が管理している公園や近隣センターにきれいな花を咲かせることができるものと期待しているところであります。

「町の花」「町の木」「町の鳥」は、いずれも、町のシンボルとしてホームページや広報紙などを通じ周知を図るとともに、各種印刷物に使用するなど町民の皆さんに長く親しまれるものとなるよう普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、「味の景勝地構想を持つべき」についてであります。

ご質問にあります「味の景勝地」は、良質な食や食の生産・加工等に関連する景観などと、これらを守る人の各要素が備わった地域を「味の景勝地」として認証し、これらの地域資源を一体的・複合的に活用する取り組みにより、地域全体のイメージアップを図り、地域製品の付加価値の向上や国内外からの観光客の増加により、地域の活性化につなげる取り組みとして、1994年、平成6年にフランスで創設されたものであります。

また、「DMO」につきましては、観光地域づくりのかじ取り役として、関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実施するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人を指すものであります。

今後は、国において「日本版 DMO」として登録制度の創設を予定しており、新年度には、地域の食とそれに不可欠な食材を生産する農林水産業や特徴のある風景等の観光資源を活用して、訪日外国人を中心とした観光客の誘致に取り組む地域を認定し支援する「(仮称)食と農の景勝地」制度を創設することとしております。

十勝管内におきましても、食や農業、観光など幅広い分野が一丸となって十勝の魅力を発信することを目的とした「(仮称)食と農の景勝地・十勝協議会」の設立に向けた準備会が、去る2月15日に開催されたところであります。

設立準備会には、町の観光物産協会が加盟しております十勝観光連盟も出席し、十勝観光連盟として本協議会に参加する方向で検討が進められております。

なお、国から示されております「(仮称)食と農の景勝地」実施要綱(案)では、本事業の実行組織は、DMOを中心とした協議会やNPO法人等の組織が存在することとされておりますことから、今後は「(仮称)食と農の景勝地・十勝協議会」の設立と並行して、そのかじ取り役となるDMOの設立についても準備が進められるものと考えております。

また、新年度から、国の地方創生加速化交付金事業の広域連携事業として、管内の19市町村が連携して、「十勝アウトドアブランディング事業」に取り組む予定としております。

本事業は、十勝の雄大な自然空間を活用し、アウトドアによる特別な時間や憧れの景色を楽しめる新たな魅力を創造し、ブランド化を図ることにより、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、観光地域づくりのかじ取り役としての役割を果たす十勝独自のDMOを設立し、これを核とした観光地域づくりを推進しようとするものであります。

新年度は、DMOの設立に向けた調査を実施するほか、民間企業から専門的な知見や業務経験、経営感覚、人脈等を持った人材の派遣を受け入れ、平成29年度には、キャンプに特化した「十勝アウトドアDMO」を設立し、31年度には、そのDMOを観光分野全般に機能を拡大する予定としております。

観光客の誘致につきましては、町単独でプロモーションを実施したり、DMOを設立するよりも、広域連携の展開により、幅広い観光客のニーズに対応した情報を発信することが可能となり、圏域内に点在する観光資源や交通インフラ、人、情報、ネットワーク等をさまざまに組み合わせることで、より幅広い観光客の誘致が可能となります。

このようなことから、本町が持つ農業を核としたさまざまな観光資源を、本町の「味の景勝地」として、町の観光物産協会と連携を図りながら、「(仮称)食と農の景勝地・十勝協議会」や「十勝アウトドアブランディング事業」などの広域的な取り組みを通じて幅広く発信し、交流人口の増加につなげ、本町の観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長(芳滝 仁) 田村教育長。

○教育長(田村修一) 藤原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問2点目、「幕別生きもの調査の次なる実施計画は持っているのか」についてであります。

「幕別生きもの調査」は、平成6年度から8年度までの3カ年を事業期間として幕別町開町100年事業の一環として企画実施されたもので、町民から募った「調査専門員」が専門家とパートナーを組んで調査を行ったほか、住民を対象とした聞き取り調査や一般情報を広報紙で呼びかけるなど、全国的にも例を見ないユニークな調査方式により、報告書としてまとめられたものであります。

本調査は、札幌市の環境市民団体「エコ・ネットワーク」に業務を委託し、自然環境分野の専門家の調査員や、ふるさと館事業委員を含めた16人の調査専門員のほか、16人の町民の方々のご協力をいただき、実施したところであります。

調査内容等につきましては、植物は高等植物だけを対象に、带状区調査と群落調査を、動物は哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、魚類、昆虫を対象に痕跡調査や捕獲調査などとなっております。

また、過去から現在に至る町内における生きものの変化を目的とし、町内21戸、世帯員を含めた275人の方にご協力をいただき、聞き取り調査も実施しているところであります。

町内を単位とした動物相の調査はこれまで行われていないため、比較すべきデータがありませんが、生息の有無の状況や減少傾向、希少種についてなどが結果としてまとめられたところであります。

この調査は、前段で申し上げました方法での調査でありますことから、効率と精度は、学術調査に比べ多少劣る部分がありますが、3年間にわたる調査によって、町民の郷土の自然に対する関心が高まるきっかけになったのではないかと考えております。

現在のところ、次なる調査の実施を予定してはおりませんが、町民の方々が本町の自然に愛着を持っていただき、興味を示し、自然を守っていくことは非常に大切なことでありますことから、次の節目の年や「(仮称)幕別町郷土文化資料館」の建設などを機に実施の可能性や手法などについて検討してまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長(芳滝 仁) 藤原議員。

○9番(藤原 孟) それでは、再質問させていただきます。

まず、シバザクラの件です。

これは昭和、古くは、歴史をたどればということではないのですが、本当に華やかなお祭りがこの町で実行されました。それで、この2月に合併10周年ということで、私に言えば、第2期、町のシンボルシバザクラが決まったのではないかと思います。町民の反応は非常に冷ややかでした。今さらどうするのだ、これから。私はそう感じましたが、町長は、決めた張本人として、そうは言いませんけれども、そのことについてどのような感覚をまず受けたか、伺います。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 私のところには悪い評判というのは届いていないわけなのでありますけれども、やはり町で愛すべき花は定める必要があるということが前提になって、では何をしようかとなったところ、町民の皆さんからもシバザクラが非常に支持を得たということでもあります。

ただ、かつてシバザクラ、町の花でありました、忠類もそうでありますけれども。明野ヶ丘公園の整備に合わせて斜面いっぱいシバザクラが咲き誇るような、そういう形になればいいのだろうなというふうなことで、実際、事業費を使ってやったことがありました。計算上は1平方メートルに3株だか4株だかを植えれば、もうそれが何年かですべていっぱいになる、そんな計算だったのですが、実はやはり斜面でスキー場にも使うというようなことで、想定とはかなり、予想とは違いまして、結果的には張りつかなかった。だんだんだんだんなくなっていったというのが実情であります。

しかしながら、今、藤原議員がおっしゃったように第2期の、第2次のというか、スタートに立ったわけでありますので、やはり公共施設を中心に、そして家庭にもシバザクラが咲き乱れるような、そんな町になればいいなと、そういう思いをしておりますので、協働まちづくりの事業としても、そういう支援をさせていただければというふうに思っております。

○議長(芳滝 仁) 藤原議員。

○9番(藤原 孟) さきの町政報告のところでは、シバザクラの予算というものは出ていなくて、今回答弁で初めて予算づけがされるという町長の気持ちが答弁に出ていましたけれども。今、1平米3株か4株ということですが、果たして、私は明野ヶ丘のようなものをいきなりやるということはいいませんけれども、どの程度、初年度として町長が頭の中に予算というか株数を、それは持っているのか全く白紙なのか伺います。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 再び明野ヶ丘だとか忠類の白銀台スキー場をシバザクラでという、そこまでの思いはありませんし、これは多分無理なのだろうなというふうに思います。やはり町内あちこち、どこに行ってもシバザクラがあるなど、そういうことを目指したいなというふうに思います。ですから、初めから全力投球というのではなくて、徐々に町民の間の理解も深めていながら広がっていくことが理想かなというふうに思っております。具体的な予算については今は幾らということとはちょっと申し上げられません。

○議長(芳滝 仁) 藤原議員。

○9番(藤原 孟) シバザクラの花言葉、これが実に我が町と忠類の仲を示すような言葉、いわゆる合意、一致、忍耐、燃える恋、華やかな恋、これがシバザクラの花言葉だと。もう昭和56年、忠類がシバザクラに、村の花として、そして我が町が60年に決まると。もうそのときからこの合併というのはできていたのだ、花言葉どおりの行動を我が町と忠類はしたのだなと私は思っています。そして、平成10年近くからシバザクラ祭りはなくなり、シバザクラが衰退して、今は多分彼らに言わせれば、彼女たちに言わせれば忍耐の時期なのだなと思っております。

いよいよ飯田町長のこの行政が始まることによって、再び燃えるような華やかな花が開くのかなと私は思っていて、ぜひこのシバザクラを、どこでもいいです、例えばこんなこと言うとあれですけども、新しく町に移住してくてくれた人、それから子供ができた記念、そういう方々に50でも100でも町としてシバザクラを寄附する、それを自分の庭に植えようが、100年記念の周りで植えようが、そのことはいいのです。要するに、もっとシバザクラが簡単にといいますか、気軽に見られるそういう町、そういうことをすることがやはり私はシバザクラをシンボルとして選んだのだと思いますが、町長、余りかた苦しく考えないで、ぜひ答弁していただきたいと思います。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 先ほど申し上げましたけれども、余り私は無理して急ぐ必要はないというふうに思います。これは長い時間をかけて町内どこに行ってもその時期になればシバザクラが咲き乱れているということを目指して、地道に本当に取り組んでいくことが大切だというふうに思います。一度失敗しておりますので、二度と失敗しないようにその辺は配慮しながらやっていきたいというふうに思います。

○議長(芳滝 仁) 藤原議員。

○9番(藤原 孟) 明野ヶ丘で一株運動が始まったときに多くの団体が協力してくれました。もちろん商工会、観光物産協会、それから青年ボランティア、あとJA農協とか。いろんな方が協力してくれました。

今回、シバザクラ町の花としたことをそういう人たちが今どういう気持ちで受け入れてくれたか、そのこともね、聞き取りすべきでないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 当然そういう意向を確認した上で、そして協力してもらうことが大切だろうというふうに思いますので、町ぐるみで協力者を募って広めてまいりたいというふうに思います。

○議長(芳滝 仁) 藤原議員。

○9番(藤原 孟) それでは、シバザクラはこのくらいにしまして、カシワの木に一言だけ。

先般、美瑛町の畑の中に立った1本のポプラ、哲学の木が所有者の事情で切られました。美瑛町としては貴重な観光資源の保全を考えていきたいとして、あそこの町には町独自の景観条例、これを持

っているそうです。樹木を指定した上で3万円を助成して守っていただきたい、そういう気持ちもあるそうです。それで初年度から、ことしですね、来年ですか、初年度としては大小3本のカシワの木が親子と思える、親子の木があるそうです。ぜひ、それを美瑛町は守りたいなということです。

我が町ももちろん新田の牧場にもすばらしい木があります。それから、新田公園にもカシワの木がたくさんある。でも、結局所有権はないので、やはり支障となれば切られるという、そういう現状、そういうことをやはり私は防いでいくことがこの我が町の一番大事なことではないかと思いますが、美瑛町のまねをしてくださいますと言いませんけれども、保護するその施策、何かいいものがあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 残念ながら、いいアイデアは持ち合わせておりません。ただやはり、人の財産にかかわることなものですから、強制することもできません。大群生地としては新和の新田所有地がありますので、新田さんになるべくあそこを保存していただく、町の木になったということをご理解いただいた上で、協力をいただくことは大切だろうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○9番（藤原 孟） それでは、オオハクチョウについて一言。

昭和43年から途別川で飛来するハクチョウに相川に住む方が餌づけをして守っていたという、その方に財団法人日本鳥類保護連盟の会長賞が与えられたことで受賞して、それによって幕別のオオハクチョウがいわゆる観光の資源の一つになった。当然これはシベリアから飛来する鳥ですから、定着はするものではありません。でも、ヨーロッパの人は余り鶴は見ないのですよね。チャイコフスキーの作曲ではないけれども、あれ白鳥の湖、これが彼らにとっては非常に珍しいというか、そういう自然に生息しているハクチョウを見たいと。ですから、鶴居村に行っても鶴を見ることは簡単ですけども、ハクチョウを見ることのほうが、結構、人気があるのだということテレビでやっておりました。

私の町はやはり途別川に飛来させること、将来、札内新道が途別橋と春日橋で、一番、途別川に接近した道路が多分つくられることになると思います。そのときに、ぜひハクチョウの骨休み、羽休みですか、また餌となる水草、そういうものが食べられるような流速と水深を保ってやれば、きっとハクチョウもそこで何日かは戯れることがあるのではないかと、そういうことをぜひ道の河川管理の方と協議して、一つでも、やはりハクチョウ、オオハクチョウの飛来を見せる、そういう考えがあっているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 自然体系を乱すことは好ましくないと思いますが、自然の中でハクチョウが立ち寄って骨休めをしていただく、そういう環境づくりは非常に大切かなというふうに思いますので、管理する建設管理部ですね、道の建設管理部のほうと協議をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○9番（藤原 孟） それでは、味の景勝地のほうの質問に入っていきたいと思います。

まずDMO、これをつくったらどうかということで、私は考えました。これからの観光というのは地方へ行こう型ではなくて、おいで型でないかと、そこから始まる観光というのが私は大事だと思っています。そのために、今は行政だとか観光物産協会とか、それから観光業者、いわゆる縦割りのなそれぞれの存在が観光を主導していると私は思っています。それを多様な関係といいますかね、いわゆる行政、商工会、観光物産協会、農林漁業者、宿泊業者、それから交通事業者、それらを一度集めて、そして再度さらなる十勝幕別の観光を見つめ直すべきでないかな、そう思います。

特に今は十勝観光連盟という大きな組織が動いておりますけれども、ここに入っていても我が町は必ずしも主導権を握れることではないと思います。どういう既存の協議会、そういうものは一度捨て切って、この新しいDMOの協議会、これをまず自分でつくって進んでいく。特に今、陸別、本別、

足寄、これはもう近々つくるそうです。帯広市は来年つくると言っています。それから、先ほど言いました美瑛町もやはりマナーを大事にするという、そういう観点でつくりたいという報告も来ております。ぜひ、私は自分の町からまずこの組織をつくっていくことがまず大事でないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 他に先んじて先進的にやることも非常に大切だというふうに思います。ただ、今回の食の景勝地、味の景勝地ですね、ここの発想というのは、これまでそれぞれの観光地がばらばらに取り組みをしていた、品質もばらばらである、その結果発信もばらばらになって、どうしても訴求力が弱い、だからお客さんに来てもらえないという、そういう反省に基づいて、一つの地域として共同で取り組みましょうと、そのことによって大きな力、発信力になる、そして魅力も増すということが今回のきっかけでありますので、果たして、それぞれの町がやるというのは、私はどうなのかなと。ましてや、私の町、幕別町には取り立ててすばらしい観光資源があるわけではない、よその観光資源も含めてルート化することによって魅力が増して十勝に立ち寄ってくれるのだということがありますので、ちょっとDMOをつくることについては、私は広域の中で一つの十勝地域としてできることが好ましいのかなと、そんな考えを持っているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○9番（藤原 孟） 確かにそのとおりなのですけれども、それでは我が町、いわゆる道東道、高速道路が通らない町として生きていくにはどうするか、これは当然隣の豊頃町までは入っています。ところが、豊頃町と幕別町、十勝川で結ばれています。これは完全に母なる川ですよ。ここに食というのは、まず秋アジ、我が町でも2カ所もふ化場もあれば捕獲場もあると、こういう町は珍しいのです。それは秋アジを加工して食べさせる。それから、うちの町は野菜が全道1位から3位で収穫している野菜がキャベツ、ニンジン、ダイコン、レタス、そういうものがあります。

でも、きのうの勝毎の記事もありましたけれども、十勝、東京行ったらほとんど十勝の野菜、知っているのは1人、ニンジンだけでしたよね。そのぐらいまだまだ知名度が、私たちはすごいすごいと言いつつもやはりその程度のもので。そうすると、どうやってこれからこの町で観光、当然十勝川はこれを柱といいますかね、それにしてストーリーをつくる、いわゆる明治15年、依田勉三が明野の山、いわゆる諏訪山に登って十勝の川、平野、それを眺めて、自分たちはどっちへ行くかという、そういうやはり由緒ある歴史を持った山も十勝幕別にあるわけですから、ぜひそういう位置づけ、決してフランスの、私は味の景勝地がフランスから来たといいながらも、何もないと言いつつも幕別だってあります。

ぜひですね、町長、そのストーリー性をつくって、特に私一番に言いたいのは、前の岡田町長が係長以下でつくったあの会がありましたね。飯田町長も、ぜひ、そういう若手の柔軟な思想、それを活用しながら、行動力を活用しながら、町長はまず予算をつけることですね。それをしながら、ぜひ我が町に観光を盛り立てていただきたいな、そう思います。そのことについて一言ありましたら。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 若手のワーキンググループ、これはまだ存続していますので、十分検討してもらえるとこのように思っています。

私が言いたかったのは、多くの魅力をまとめたほうがよりお客さんに対するPRになるんだろうなということで、もちろん藤原議員がおっしゃる歴史的な経過、サクを使うであるとか、この地域であれば食、豚丼を使うとか、いろいろ素材はあるのだと思います。それを協力しながら一つの物語にしていって訴えるということは非常に大切だというふうに思っていますので、先ほど言いましたが、若者の意見も聞きながら、そしてできれば私は連携したほうがより強い力になると思いますので、そういう連携ということも十分視野に入れながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○9番（藤原 孟） それでは、残っておりまして幕別生きもの調査報告の次なる実施計画について伺

いたいと思います。

この私の手元にあります、この幕別生きもの調査、これは当時、平成9年、1,000円か1,500円で出した。今、古本屋に行きますと3,500円で売っています。それは、普通こういう手の古本というのは、よほど資料的に価値がないと3,500円で売っているなんていうことはありません。一町村でつくったこの資料がですよ、こういう形で今なお残されているという、それはね、本当に私も調べていてびっくりしました。

ぜひ、この第2次といいますか、次の調査、これをしなければ、この本は死にます。今のところ、答弁では、ないということでしたけれども、やはり15年とか20年とか厳しい温暖化の現状ですからね、早く調査していかなければ稀少動物が消えていく。そういうことがありますので、その辺考え直していただけないか、伺います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 今、藤原議員、貴重な本ということをしていました。確かにこの調査方法が非常にユニークな方法で町民を巻き込んだ、多くの町民を巻き込んだ調査というのでみんなでつくり上げたものということで、自然保護思想の啓蒙ですとか、あるいは郷土の自然に対する愛着を生むという意味で本当に貴重なものだというふうに考えております。

この前回の調査で調査対象となっていない昆虫の一部ですとか植物も、高等植物以外は調査対象になっていないというので、そういうものの調査も含めまして、先ほど申し上げましたとおり何かの機会考えてできないものかどうかというのを、ちょっと勉強させていただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤原議員。

○9番（藤原 孟） この小さな本なのですけれども、「ふるさとの樹」という本がある。これには気になる木というページがあります。4本の木が紹介されています。江戸文化考古館の前のオンコの木、それから明倫小学校にある桐の木、あと中里の記念松、一本松というのかな、道道のところにある、それと五位の橋本さんのところにある百年桜と、この4本の木が多分、全部が残っていると私は思っておりません。きっと1本か2本なくなっているのではないかなという気はします。そのぐらい、ある意味大事な木なのだけれども、やはり忘れられている。でも、それぞれ皆さん、それぞれ皆さん、自分が気になる木というのは必ず持っていると思います。

特に、私一番今回この本を読みましてね、二十何年前、この調査報告の調査専門員となって苦労した、それからその後教育委員会で事務員に、事務局に勤めた、その方が当然年数が来れば役場退職するという節目が来るのだろうと私は思っている。この機会を失えば、この本をつくったときの苦労だとか、それから立派な博士、研究者も来たのだと、いろんなこと影響を受けたのではないかと、もし、もしですね、そのような苦労話とか、いろんな情報ももし今そちらのほうにあるのでしたら、ぜひ紹介していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 札内支所長。

○札内支所長（羽磨知成） ご指名ですのでお答えさせていただきますけれども、まず、生きもの調査20年近く前のことをこうしてこの場で評価いただけること、大変、私うれしく思っております。

私自身、小さいときから野山駆けめぐるのが好きでしたから、そんな自分ですから、この調査につきましては、私の36年の職員生活の中でも大変楽しく思い出に残る興味深い仕事の一つだったと思っております。また、自然が相手の調査ですので、利害の絡まないと申しますか、罪のない調査でもありました。

こうした面からも調査に当たった町民のボランティアの方々もフィールドでは本当に生き生きと活動してくれましたし、聞き取り先の農家の方々も昔や今のことを本当に楽しそうに話してくれたということが印象に残っております。

こういう意味からも、先ほどから答弁にありますように、まちづくりへの町民の参加という観点、また自然保護や自然状況の獲得、そして郷土愛、郷土理解の醸成を深めるという観点からも大変有意義な調査であったと、この調査にかかわった1人としては、今実際そういうふうに思っているところ

でございます。

○9番（藤原 孟） 終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:06 休憩

13:00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、若山和幸議員の発言を許します。

若山和幸議員。

○6番（若山和幸） 質問をさせていただきます。

農業用貨物自動車車検伸張実証事業の検証と現状と啓蒙についてであります。

平成26年4月より、農業用貨物自動車、8トン未満の中型車の車検伸張実証事業が開始されました。これは、農業者のコスト低減の大きな事業として国、国交省に十数年にわたり要望してきた経緯があります。北海道フード特区において、十勝地域が提案し、総合特別区域法の一部を改正し、成立した事業であります。

開始から2年近く経過したところでありますが、次のことについて伺います。

1番目、現在の状況はどうなっているか、幕別町と十勝全体。

2番目、町としてどのような事業の啓蒙をしているのか、であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 若山議員のご質問にお答えいたします。

「農業用貨物自動車車検伸張実証事業の現状と啓蒙について」であります。

農業者が所有する農業用貨物自動車は、収穫された農作物の運搬など限定的な用途に使用されており、農閑期や冬期間においては、ほとんど使用されていない実態となっております。

また、年間走行距離も運送事業者等と比較して少ないことなどから、車検期間を現行の1年から2年へ延長を望む声が多く寄せられ、昭和62年に農業関係団体では、コスト削減を目的にトラクターの車検廃止と農業用貨物自動車の車検期間の2年への延長について、関係省庁へ要請行動等を行ってまいりました。

このような中、平成22年度には「総合特別区域法」に基づき、北海道、札幌市、江別市、函館市、北海道経済連合会、十勝19市町村で特区の共同申請を行い、「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」として、平成23年12月に国の「国際戦略総合特別区域」に指定されたところであります。

特区におきましては、道内農業の国際競争力の強化を図るため、さまざまな規制の特例措置や税制・金融上の支援措置を国に提案し、国と協議の上、特例措置等を受けることが可能となることから、十勝管内の取り組みの一つとして、農業用貨物自動車の車検期間延長の法制化に向け、整備点検や走行距離など安全性を実証する車検伸長制度が平成26年3月からスタートいたしました。

ご質問の1点目、「現在の状況（幕別町と十勝全体）はどうか」についてであります。

本町におきましては、平成26年4月に対象となる516人の認定農業者に対しまして、対象車両等を把握するため実態調査を実施し、その後も順次、追加調査を行ってまいりました。

この結果、本年1月末現在で、認定農業者全体の約3割に当たる163人から回答をいただき、対象車両数は268台、車検伸長の指定状況については、これまで97人から申請を受け付け、全体の約半数となる136台を指定している状況であります。

また、十勝管内の指定状況につきましては、本年1月末現在、827台となっており、市町村ごとの内訳については、本町が136台と最も多く、続いて清水町128台、帯広市99台となっております。

今後、車検延長の法制化に向け、より多くの指定車両のデータが必要となりますが、十勝全体の車検延長可能見込み台数は、管内認定農業者 6,300 人が 2 台弱所有していると仮定し、約 1 万台と見込んでおります。

しかしながら、約 2 年が経過する中、指定台数は 827 台と見込み台数の 1 割にも満たない状況にあることから、引き続き、車検延長制度の普及啓発に努めなければならないと考えているところであります。

ご質問の 2 点目、「町としてどのような事業の啓蒙をしているのか」についてであります。

本事業が開始される直前の平成 26 年 3 月に、対象となります町内の認定農業者 516 人に対しまして説明会の案内をお知らせし、町内 3 か所で 107 人の参加をいただき開催したところであります。

また、町ホームページや広報紙で制度や手続を周知するとともに、幕別町農民同盟のご協力のもと総会の席上で説明会の場を設けていただいたり、機関紙への掲載や申請書類等を周知していただくなど、制度等の周知に努めてまいりました。

さらに、平成 26 年度の開始当初は、申請窓口を役場農林課のみとしておりましたが、年度途中には、支所・出張所におきましても受け付けが可能となるよう事務手続を改善したところであります。

本年度につきましては、回答のない認定農業者に対しまして、引き続き実態調査を行い、対象車両の有無を含め伸長制度の趣旨をお知らせするとともに、町で把握している未指定車両の対象者に対しまして、車検満了時の 1 か月前に申請手続を促す通知を送付してまいりました。

今後におきましても、これまでと同様に対象車両の把握に努め、関係機関や各種会議等を通じて、指定車両の増加につながるよう取り組んでまいります。

以上で、若山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○6 番（若山和幸） それでは、再質問させていただきます。

今、回答、町長の回答にもありましたけれども、3 割程度の認定農業者の回答があったということで、まだ 7 割ぐらいの人がまだ回答も寄せていただけていないという現状を聞かせていただきました。その中で、本町の対象台数の把握ということはつかんでおられるのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） 対象台数につきましては、回答のあった先ほど申しあげました 268 台を想定をしております。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○6 番（若山和幸） そうではなくて、総体の台数でございます。お願いします。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） 全体の数は把握はしておりません。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○6 番（若山和幸） 根本は農業者、認定農業者本人の自覚が一番大事だということは私も承知するのですが、それを進めていくにはやっぱり行政が一番の旗振りになっていただくことが一番だと私は思って今回質問させていただきました。その点について、ちょっとお伺いしたいと思いますが、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） このことについては、農業者の方みずからが必要であると、そういう思いからこういった制度、本町のための試験、実証試験制度がスタートしたわけでありますので、まずはそこ、農業者みずからがどう考えておられるか、その意欲をどう喚起していくとか大切だと思います。そういう意味で、私たちは、こういう制度がスタートしたと、延長のための実証試験がスタートしたということで、認定農業者の方にはお知らせもしましたし、さらに毎年毎年その時期になって申請時になりましたら、お知らせもしているわけなのでありますけれども、なかなか農業者が本気になっていただけないというのでしょうか。裏を返せば、どれほど、初めは農業者の方が必要だということで

声が上がったわけなのですが、どれほど捉えておられるのかなというところもちょっと信じがたいといえますか、もっとみずから上がってきてもいいのではなかろうかなとそんな思いもしておりますけれども、いずれにしても私たちは毎年繰り返しお知らせをしてみたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○6番（若山和幸） 平成9年にトラクター車検制度の廃止がありました。私の記憶では、その当時の農民組織、いろんな農協各団体、皆さんで要望、長年要望して廃止になったという経過がありましたけれども、そのときもなかなか組織では熱を上げて頑張っている、農業者個人個人がなかなか盛り上がり上がってこないという現実はありましたけれども、平成9年にトラクターの車検廃止に至ったということもありますので、町長が今お話しされたこと、私も農業者として思い当たるところがあるのですが、先ほど言いましたとおり、どこが旗振り役になるかということになると、やっぱり町なりが中心になっていただくことが一番かなと私は思っています、今回質問させていただきました。

それに続きまして、当初この実証事業というのは、先ほど町長の回答にもありましたけれども、十勝全体で8,000から1万台の農業用貨物があるだろうという予測で始まったわけなのですが、たしかその当初、5年をめどにというような実証実験だったと、実証事業だったと私は記憶しております。これが1万台に近づかなければ車検伸張どころか延長が夢の物語になってしまうという、私は危惧が持っておりますので、ぜひとも農林家を中心に進めていっていただきたいと思っておりますと同時に、この実証事業に参加されていない方のお話を聞きますと、なかなか話の中身がよくわからないと、何のために延長の目的のために伸張の事業があるのだという、その中身がよく理解されていない方が多く私は聞いております。

今現在、伸張事業に乗っても印紙代ぐらいしか経費の削減にならないという実態ではありますけれども、その先に1万台近くの台数が整ってデータをとっていただいた上で、車検延長という目標があるということをもっと啓蒙していただきたいなと私は思いますし、車検延長になれば、その次に重量税でありますとか自賠責でありますとか、次にコストが下がる話も次々出てくると思います。まずは、実証事業に1台でも多く皆さんが参加していただけるように、さらなる啓蒙活動をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、最後に行き着くところは経費の削減が図れると、引いては経営の向上につながっていくのだということだというふうに思います。そこら辺を十分必ずや農家経営にとって必要なのだよ、ためになるのだよといったことも含めて、これは町だけでなくそうなってくると、これは農協、各農協もやっぱり各農家の経営改善につながるとするならば、これは協力していただけるというふうに思いますので、農協も含めて周知徹底を図ってまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○6番（若山和幸） ただいま町長から農協というお話が出たのですが、農協間によってもその取り組みがかなり差があるという実態がありますし、先ほど幕別町で136台の実績があるということで、管内ではトップではありますけれども、町村間においてもかなり差があるということでございます。これは、農民組織もそうですけれども、町村会、振興局、いろんなところが集まって協議会で始まった事業でございますので、町長におかれましては町村会等に幕別が今、管内で一番参加しているということを強く言っていただいて、頑張っ、町村会等においても強く言っていただきたいと思っておりますし、さらに強く言っていただくには、幕別の台数がまだまだふえなければいけないと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

先ほども言いましたけれども、車検伸張が目的ではなくて、延長というのが目的でございますので、その辺をさらに周知していただいてお願ひしていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、若山和幸議員の質問を終わります。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10 番（谷口和弥） 通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

高齢者世帯に向けた緊急システムの今後について。

団塊の世代、昭和 22 年から 24 年生まれが 2025 年、平成 37 年に 75 歳以上になることで起こると予想される 2025 年問題という言葉が使われ出して、随分な年月が過ぎています。

「国立社会保障・人口問題研究所」によると、我が国の将来の高齢者の人口は、団塊の世代が 65 歳以上になる平成 27 年には 3,395 万 2,000 人で総人口の 30.7%、75 歳以上になる平成 37 年には 3,657 万 3,000 人に達すると推計がされています。

また、内閣府が公表した「平成 27 年版高齢社会白書」では、高齢者の単独世帯と夫婦のみ世帯の世帯数全体に対する割合も、平成 37 年には 25.7%と見込まれるとともに、「厚生労働省」が算出した認知症高齢者数の将来推計では平成 24 年の 462 万人から平成 37 年には 700 万人と、大幅な像が予想されています。

それにとどまらず、65 歳以上高齢者人口のピークは平成 54 年の 3,782 万人 2,000 人となり、総人口に占める割合は、総人口が減少することによって、平成 72 年には 65 歳以上高齢者人口の 39.9%になると推計がされています。

幕別町は 3 カ年計画である、「幕別町第 6 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、今年度から実施しています。高齢者が重度の介護が必要になっても住みなれた地域で生活が継続できるよう「地域包括ケアシステム」構築もこの計画の重要な柱の一つです。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、幕別町としても「ひとり暮らし高齢者等への見守り体制の構築」「各種在宅福祉事業の充実」といった主要事業に取り組んで、支援体制の強化をしているところですが、かつて経験のない高齢化社会を迎えるに当たって、健康面や火災等の災害時の緊急時のあり方は、直接命にかかわることとして大変重要であると考えています。

については、以下の点を伺います。

一つ目、来年度より「幕別町総合介護条例」が一部改正して施行され、「緊急通報用電話機設置事業」は「緊急通報装置設置事業」と改められ、「東十勝消防事務組合」が解散することにより、通報先が道内の「緊急通報サービス事業者と変更」となります。本来、行政が責任を持つ事業であると考えますが、民間会社に依頼することに対しての町の考えを伺います。

また、これまで「緊急通報システム」は通報者がどんな状況下や内容で通報してきたのか、その傾向を伺います。

二つ目、岩見沢市では、ことし 1 月より地上デジタルテレビのデータ放送やスマートフォンを使った高齢者の遠隔見守りサービスの実証実験が開始されています。健康データの提供管理は市の第三セクターが行うとのこと。今後も性能がよく便利な見守りサービスが開発されることが予想されます。幕別町としても現有システムからいつかは変更を迫られるときが来ることでしょう。

高齢者からはスマホやタブレットの操作は苦手との声が聞かれます。高齢者に向けた指導教室等を開催し、さまざまな将来のシステム変更に備えるべきと考えますが、町の考えを伺います。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「高齢者世帯に向けた緊急通報システムの今後について」であります。

高齢社会において取り組むべき課題につきましては、優先度をしっかり捉え対応していくことが重要でありますことから、ビジョン 2015 において地域包括ケアシステムの一つの柱として、地域の実情に応じた体制の構築と計画的な施策の推進を掲げており、高齢者が住みなれた地域で安心した生活を継続していくためには、在宅生活における支援を充実することが極めて重要であり、町といたしましても十分な配慮が必要であると考えているところであります。

本町の緊急通報用電話機設置事業につきましては、平成2年4月から、ひとり暮らしの高齢者等の自宅に緊急通報用電話機等の通報装置を設置し、急病や災害等の緊急の事態が発生したときに、迅速かつ正確な救護を行う事業として実施しており、本年2月末現在では、457人の高齢者等が本事業を利用しております。

ご質問の1点目、「緊急通報設置事業の通報先を民間会社に依頼することに対しての町の考え、またこれまで『緊急通報システム』は、通報者がどんな状況下や内容で通報してきたのか、その傾向について」であります。

初めに、民間会社に依頼することに対しての町の考えについてであります。

本年4月からの消防広域化に伴い、幕別消防署の通信指令室が廃止されることとなり、本事業の緊急通報の受信業務を24時間・365日、直営で行うことは業務効率性の観点から難しいものと判断し、民間の緊急通報受信センターに外部委託することとしたところであります。

このため、通報や受信体制が円滑に移行できるよう、昨年10月から順次、各高齢者宅に設置されている緊急通報装置の通報先を幕別消防署から札幌にある緊急通報受信センターに切り替えし、本年2月末までに、対象となる457台のうち329台の整備を終えたところであります。

また、通報時の緊急の対応につきましては、初動機関が札幌ではありますが、例えば煙通報が入った場合、折り返しの呼び出しに応答がなければ、すぐに、とちち広域消防局の指令センターに通報され、同時に幕別消防署にも連絡が入り、出動する体制が確保されております。

現在、緊急通報受信センターでは、オペレーターが24時間体制で常駐し、緊急通報、相談通報に対応できる体制を整えており、昨年10月からこれまでに迅速かつ的確な判断により、救急車の出動を12件、要請いたしております。

また、同センターでは、緊急通報の受信業務のほか、センター常駐の保健師、看護師等の専門職による保健、医療に関する健康相談が行えるなど利用者の健康増進につながるとともに、3カ月に一度、利用者の安否や健康状態を確認する安否確認サービスも行っており、受信業務を民間に委託したことによって、高齢者の福祉サービスの向上が一層、図られているものと考えているところあります。

次に、緊急通報システムの通報状況、その傾向についてであります。

平成22年度から26年度までの5年間の通報件数につきましては、22年度が316件、23年度が324件、24年度が327件、25年度が320件、26年度が305件となっており、各年度ともに300件を上回っている状況で推移いたしておりますが、通報の内容の7割以上は、誤って通報装置の緊急ボタンを押してしまったことによる誤報で、ボタン一つで通報ができるという操作がしやすい装置の特徴があらわれているものであります。

また、緊急を要する通報件数につきましては、救急車の出動では、平成22年度が32件、23年度が38件、24年度が42件、25年度が45件、26年度が47件と年々増加傾向にあります。

さらに、消防車の出動も、平成22年度がゼロ件、23年度が1件、24年度が3件、25年度が17件、26年度が20件と増加している状況にあり、火災が発生した事例はありませんが、調理中に鍋を焦がしたことを要因とする通報が25年度で4件、26年度では6件とふえてきている傾向となっております。

このため、状況に応じて保健師が高齢者を訪問し、生活状況、認知機能の状態を確認するなど、高齢者の安全な日常生活が継続できるよう助言を行っているところであります。

ご質問の2点目、「高齢者に向けた指導教室等を開催し、さまざまな将来のシステム変更に備えることについて」であります。

総務省の平成27年度版情報通信白書では、平成26年度末における世代別インターネットの利用率は、13歳から59歳までは各階層で約9割を超えているのに対し、65歳から69歳で69.8%、70歳代で50.2%となっております。

このような状況の中、将来の高齢者人口の推移を踏まえ、住みなれた地域で高齢者が安心して暮らすことができるよう、進展する情報通信技術を活用した高齢者の見守り活動のモデル事業に取り組む

自治体があり、タブレット型端末、スマートフォン等によるメールの応答履歴での安否確認や人感センサーを自宅に設置して、起床や就寝、外出などの日常生活での行動の見守りを行っている事例等があります。

また、高齢者の緊急通報システムでは、本町のように一般電話回線を利用する固定型の通報装置ではなく、外出先でも利用が可能な携帯型緊急通報機器を使用し、携帯電話回線によるモバイル緊急通報システムを導入している市町村もありますが、緊急時には、本町と同様にボタンを押すだけのシンプルな操作で民間の緊急通報センターにつながる仕組みとなっております。

情報通信技術の進展に伴いまして、高齢者が扱う端末機器の性能もさらに高度化することと推測されますが、高齢者にとって使いやすいアプリケーションの導入や端末画面の使いやすさなどを十分に考慮するとともに、特に緊急時においては、操作が簡易なものを選択することが大変重要であると考えているところであります。

今後におきましても、端末・ネットワークを通じた遠隔の見守りだけではなく、地域の見守りが必要な高齢者への声かけや緊急事態に対して適切かつ速やかに対応できる体制を整備することによって、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○11番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

この緊急通報システムの連絡先が変わるということの中では、設置している方、ご本人よりもそれを地域で支える方の中から従来のシステムと同じサービスがちゃんと継続できるのかということについて心配の声が上がっているところであります。そして今、町長のご答弁にもあったお言葉の中で、このサービスを民間に委託したことによって、高齢者の基礎サービスの向上が一層図られたということの考え方についても、少し私は疑問を呈したいというふうに考えているところであります。

質問を続けさせていただきますけれども、まず最初に、この緊急通信システムの利用者さんが、実際にこのシステムを使って通報するときの状況なのですが、答弁いただいた、また答弁につけていただいたメモの中から言いますと、ほとんどが誤報である。その中では大体300件ぐらいの通報があって70件、80件が実際に采配を振るう、そういう状況の中です。その70件、80件の中で言えば、例えば平成26年で言うと、全体では誤報でない通報は85件であったと。そして相談で終わったのが10件でということは、実際75件が火災出動や緊急出動や偵察出動などで、実際に消防署からその家に向かっているということの数字が示されています。平成25年度は相談は6件で全体のうち78件中72件が出動している。そういう数字から見れば、この通信システムで通報をした人は、何か相談をしたいとかという、そういう立場でこのシステムを利用したのではなくて、実際に救急車あるいは消防車に出動してもらいたいのだ、そういう状況下に置かれてこの通報システムを利用しているのではないかなというふうに私は推察するわけですが、その点についてどのようにお考えになりますか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 今、町長の答弁にありますように、これまでの出動状況について22年度から件数を申し上げたところではありますが、まさに誤報以外につきましては、設置されている高齢者から通報がありまして、消防のほうで出動をしているのですが、救急車につきましては、ご本人さんからの要請もありまして、すぐ救急車が出ているところであります。

また、火災、消防車が出動した件数につきましては、町長の答弁にありますように、鍋を焦がして出動したということなのですが、これは通報があった際にご本人から連絡がとれないことから消防署が直ちに自動出動したところでありまして、実際現地に到着いたしますと、ご本人さんから事情を聞きまして、ほとんど問題ないということから状況を確認して引き上げているところであります。

件数はふえているところでありますが、消防車が出動している状況といたしましては、通報があった際にご本人が連絡しない場合はもう直ちに自動出動すると。この体制がとれているからこそ高齢者の方が

安心して暮らせている状況だと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○11 番（谷口和弥） いろいろと細かな面もご報告いただいたわけでありませうけれども、繰り返になりますけれども、消防のことについては実際行って見て何ともなかったというケースがあったにしろ、多くの部分では利用者さん自身が実際に消防車あるいは救急車に出動を要請したくて連絡をしたのではないかということの推察については、どのようにお考えになりますか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 先ほど申し上げたとおりなのですが、救急車につきましては、本人の状態が悪いということで要請ということで直ちに出勤しております。ただ、鍋含めまして、消防車が出勤した例につきましては、実際中身を全て見たのですが、誤ってボタンを押してしまった部分もあるのですが、応答がとれないがために、消防機関としては当然出勤していると。実際に行ってみますと、誤って押したことが告げられずに応答ができなかった、鍋につきましても大きな事例ではないのですが…

○11 番（谷口和弥） いやいやいや、繰り返しの部分はそんなに力入れなくていいです。

○保健課長（合田利信） はい。鍋につきましても、ご本人さんと応答がとれないことから現地に、現場に向かっているところなのですが、実際には大きなことではなくて、問題なく確認して引き上げているところであります。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○11 番（谷口和弥） 繰り返しの答弁がまた詳しくありましたけれどもね、私が知りたかったことは、ここで確認したかったことは、このシステムが本当に必要な状況下の中で使われてきているなどということ、多くの部分がそうであるということを確認できる、そういうことのための質問でありました。今、私の受け取りとしては、そういうことであったのだなというふうにとって、この質問を続けさせてもらいます。

結局、周りを支える方々が心配だということの理由はやっぱり幾つか挙げられていて、それは一つはスピード感であります。出勤要請に対してこの財団を通すことによってワンクッションがあるのだということの中では、まず全体のその思いとしては、今までの幕別消防につながってというシステムは大変いいものであったという、そういう考えの中から、このワンクッションあるということについての不安が出されているところであります。

それから、通報があれば、財団は、誰ですか、どこの誰ですかということからの通報ではなくて、こちらからきつと情報提供がされているから、もうその電話番号等から誰だということがわかって、そして電話対応することになっていくのだということになるのだというふうに推察しますけれども、そういう民間団体にその利用者さんの個人情報提供されると、されているということ、このことに対して、結局つい先日も大きな情報漏れがありましたけれども、悪意のあるそういう個人団体の中では個人情報が漏れてしまうということが財団の中ではしっかりとしたセキュリティーを持っているということが仮にあったとしても、漏れてしまうことがあるのではないかとということに対する心配であります。

それから、財団のオペレーターはきっと少人数ではないのだろうと。結局提携している幾つかの自治体から通報が複数来ても対応できるものがあるのだということは推察しますけれども、例えば連携をするよう、実際の中の一つなり二つなりの自治体、大きな災害等があったときに、そんな中で幕別町から通報が行ったときに、ちゃんと電話対応がとれるものかどうなのか、そういう自分の町の中で何か大きなことがあってつながらないということと、ほかの町の事情の中でつながらないということでは、ちょっとまた思いが違ってくる、そういうことなどがあるわけであります。

そして、私自身が強く思うのは、この幕別町の人口規模の中では人の顔が見えるということは大変すぐれた長所なのだと思うのです。連絡が来れば、どこの誰さんはもう姿形が浮かぶ、どういう生活

をされてきた方かということもわかる、そういう人口規模の中で札幌市の一民間企業が幾つかの個人情報があったとしても、姿が見えない中で通報、対話をするということがやはり不安なのだと。そうでない今までのやり方に戻せないものかなという、そういう思いがするわけでありませう。

それで、いろんな方法が今回、幕別消防につなげることをしないという判断をする中で、いろんな選択肢があったのだと思うのですけれども、ほかにこの北海道健康づくり財団という名称だと思ひますけれども、ここを選択する以外の手法、どんな議論の中でここを選択したかということの経過などについてお聞きしたいというふうに思ひます。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 外部委託に至った経緯につきましては、町長答弁にありますように、消防の通信施設が消防広域化に伴いまして廃止されるということで、あとは残った手法としては直営でやるのか外部委託という判断しかないのですが、やはり直営で実施することにつきましては 24 時間 3 交代、通信、電話を受ける体制につきましても最低 2 人が 3 交代でとなりますと、それ相応の経費がかかるという中でやはり直営で受信をすることは難しいと判断したところであります。

また、外部委託になりますと、やはりこれ専門に行っている事業者というのはごく限られております。北海道内にも 2 社ないし 3 社がおりますが、やはり本町といたしましては現行の利用者についている機械がそのまま使えるということで、高齢者が不安なく安心して使えるということを重点に置きまして、今回の事業者を選定したところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○11 番（谷口和弥） ご答弁いただいた中に、幕別消防については通信司令室が廃止されることとなったことが本事業の緊急通報の受信業務を 24 時間 365 日直営で行うことは業務効率性の観点から難しいと判断したということをご答弁でいただいているわけでありませうけれども、件数で言えば、さっきも申し上げましたけれども、誤報が多くて実際に年間 300 件、1 日 1 件平均、その圧倒的多くが誤報、実際に采配振るうのは 70 件から 80 件ということの中でこれが幕別消防の業務効率性の観点から難しいと判断する、この辺のところがちよっと理解できないところなのですけれども、その辺のところ、ちよっともう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） まず、この緊急通報システムの業務というものが、そもそもが消防の本来業務ではないというところが一つ理解していただきたいところなのです。こちら、本来であれば福祉業務でありますから、福祉課が所管として業務を遂行しなければいけないわけですが、24 時間体制、庁内の部署の中に 24 時間体制でその業務がとれるところがどこかという判断の中で消防に本体機を置いているというのが業務のもともとの成り立ちです。

それと、今、課長のほうから答弁がありましたように、司令室がないといっても東消防あるわけですから人はいるのですが、通信を専門にする人がいないということになると、例えば救急で出払ったときに誰もいない時間とかができて、その間、人を置くということは、物理的に申しますと 24 時間人を置くということは当然 3 交代が必要になり等々の判断の中で単純にこの仕事は大したことない仕事だからというような効率性の考え方ではなく、本当にいろいろ考えた上でここに人を 1 人置いて電話当番をするということよりも、さらに実績があり、それを専門にやっている業者さんがきちんといて、今の現行機のままでも対象者の方に心配なく使っていただけるという選択をさせていただいたということなのです。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○11 番（谷口和弥） どうしても、幕別消防の従来のサービスに戻さないよということを言っている、そういうつもりはなくて、一番町民の緊急性、緊急事態に対して命を守るという部分でどうしたらいいかという議論は地域包括システムの構築の中でつくっていくべき中身だなというふうには思っているところなのです。

ただ、実績があって安全だというけれども、さっき例えば私が言ったような幾つかの質問に全て答える、そういう安全性は担保されているのではないのではないかとこのように思うのですよ。そして、このいろいろ周辺の実際のことなどで調べれば、この健康づくり財団、北海道医師会長を理事長にして、そして薬剤師会や歯科医師会や、それから4人の北海道内の自治体の首長さんが名前を連ねる、そういう本当に体制としては立派な、そういう組織であるのだということの認識にもあるわけなのですけれども、その4人の首長の中には本別の町長さんのお名前もあって、この健康づくり財団については、それなりにというか熟知はされているものということの前提でお話続けますけれども、本別町のこの緊急システムは4月1日以降もやはり本別消防が受けるのだという、そういうやり方の中で住民の命を守るということを継続するのだということ、私自身の繰り返しになりますけれども、担当者とのやりとりの中で調査の中で確認もしているところなのです。

そういう姿勢を示す自治体もあるものですから、そして繰り返しになりますけれども、従来からのやり方はスピード感においても、そして顔の見えるそういう点においても、すぐれたやり方だというふうに思うものだから、この地域包括ケアシステム全体を見直す中で、この選択肢、やっぱり私はあるのではないかなと思って意見を述べているわけであります。

それで、ちょっといろいろあれですけれども、そのサービスのことの中身について、安全性のところ、例えばやっぱりほかの町が大きな災害があったときにはつながらないような、そういう瞬間も生まれたりすることというのはあるわけなのですよね。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず最初に、健康づくり財団の今回の緊急通報司令センターと申しますか、受信センターのオペレーターのことなのですが、3交代という中で必ず2人配置しております。2人がそれぞれ時間ごとに3交代で行っておりまして、一部分重なりながら全道の高齢者の通報を待機しているという状況であります。

また、それと健康づくり財団、ほかの町で大災害起こった場合なのですが、この健康づくり財団では、電話回線、主に受けている回線のほかに別室にまた回線を設けておりますので、回線がその状況にもよるのですが、一つの町で大きな災害が起こった場合でも別な部屋に回線を設けておりますので、そちらのほうで受信体制がとれるという状況になっております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○11番（谷口和弥） いろいろご説明を受けたわけでありましてけれども、私の思いとしては、この緊急通報システムを受け皿はこの町の中で解決することが一番望ましい、そういう思いでいるところであります。

これからの地域包括ケアシステムの中では、いろんな手法があるのだと思うのです。例えば24時間の訪問介護と、いつか幕別町にもそういう事業者がありましたけれども、今は撤退してしまいました。そこでは、電話オペレーターがいてと、なかなか営利法人では運営ができない、そういう事業なのだと思うのです。

しかしながら、この介護サービスも夜間でもヘルパーさんが例えば来てくれるということであれば、在宅でもっと頑張れるのだという人がふえたりもする。この町にあることはすごく有利なシステムだったりするのだと思うのですよ。それをやっぱり町のほうで育成するようなことなどができれば、そこでも一つ受け皿ができたりするのかなと。

また、私は医療機関に勤めていた経験もある人間でありますけれども、通報を、例えばですよ、日中は保健福祉センターの保健師が受ける体制をつくる、夜間はその連絡するための、あるいは連絡を受ける携帯機器を待機という形で持ち帰ってもらって、そして通報があれば自宅等で受ける、そういうやり方の中で、1日1件平均に満たないこのシステムを運営できるような、そういったことも私は検討できる中身であるのかなというふうに思うものだから、これから先のところで財団ありきのやり方に縛られずに一番いい形をつくり出してもらいたいなというふうに思っているところです。

私のほうからこの件についてはこれで最後にしようと思えますけれども、私のこの指摘について、何か考えがあればお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員おっしゃるように、できれば地元でやれることが私はベストであるというふうに思っております。ただ、消防が受けられないというところから、この議論は出発しているわけで、先ほど本別の事例もお伺いしましたけれども、逆に本別が受けるとしたら、消防が受けることにはならないのだろうなど、私は詳細がわからないので想像していたのですけれども、恐らく司令室を使って別途消防職員でない方がそこに6人なりの体制を整えた中で受けるのではないのかなというふうなそんな思いも今していたわけであります。

いずれにしても、消防が受けられないという以上は、今の選択肢がベストだということで選択したわけでありますけれども、今後、委託業務の内容を変更していく、改善していくことは当然これしていかなければならないことでもありますし、また地元で受けるということが可能だということになればそれに越したことはないというふうに思っていますので、これが谷口議員がおっしゃったように財団ありきなんてことは到底もう考えておりませんので、今やられる、これからやろうとしている業務が改善していくこと、それを念頭に置いて対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○11番（谷口和弥） それでは、二つ目のタブレットやスマートフォンの指導教室等を高齢者に向けてやってはどうかということについての質問に移りたいと思います。

実際、こんな時代が来るのかなと、平らな板を耳に当てて電話する時代が来るなんていうことは、そうそう想像しておりませんでした。しかしながら、やっぱりこれは便利なもので、これがあれば何もかも解決するのだというようなことはもちろん思ってもいませんし、便利なアイテムとして、これから先これがどういうふうにも進化していくかわかりませんが、誰もが使えるようなことになっていくことはいいことなのだろうなどそういうふうに思うものですから、町の指導教室等の提案もさせていただいたところであります。

こんな時代が来るとは思わなかったということの話になりますと、ちょうど今から10年前、私が初めて議会に上がってきた年の1年目、そのときの幕別町議会産業建設常任委員会が道外視察の中で徳島県の上勝町でしたね、彩事業を視察したことがありました。70代、80代の高齢者の方々が落ち葉のようないろいろな葉っぱを使って、そして食品にちょっと添えて、そういう事業をやっている、それが大変なまちおこしになっていて、年収が何百万円、1,000万円と、そういう方まで生まれてなんていうようなことが勉強してきたわけでありますけれども、その高齢者の皆さんがそのシステム、そのことの受発注するのをパソコンを使ってやっているのだと、そういうことがありました。

実際マウスのダブルクリックがちょっと感覚が難しいらしくて、その辺については彩事業団のほうでちょっとした工夫もされながら運営されているということでありましたけれども、実際に必然性があればお年寄りでもそういったことというのは覚えていくことができるものなのだなということに感銘を受けて帰ってきたところでありました。

今、このタブレットという、そういう新しいアイテムある中では、彩事業団に先日ちょっと電話ですけれども、確認したならば、やっぱりタブレットに移行してお年寄りの高齢者の方々がその事業の受発注をやっているのだということでもあります。タブレットのアプリの中に介護予防にかかわるアプリもありますけれども、今回、緊急通報システムということで質問させていただいておりますが、これもそのアプリを使っているいろいろやる手法が随分出てきているようでもあります。とはいっても、やっぱり使い方がわからないとできないということの中では、その使い方を指導してもらうような機会があるといいのかなというふうに思ったものですから提案をさせていただきました。

答弁の中では、これについてやるやらないの中身はなかったのですけれども、どのようにお考えになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 現在、緊急通報システム設置されている方、9割以上が75歳以上の方と。やはりこういう状況でありますと、日々機器等は進化して、さらに性能もよくなって、反面、なかなか難しい操作という議員おっしゃるとおりだと思いますので、状況的には全ての高齢者の方が使えるような状況、今のようシステムが一番いいのかなと思うのですが、やはり今後、機器が性能がよくなって、さらに使いやすくなったときには、当然そういった使い方含めて教室といいますか、そういったことは必要だと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○11番（谷口和弥） 必要だということの答弁いただいたわけでありましてけれども、私自身も難しいことかなとは思いつつも、その指導教室をするということの件についてはいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 仮定の話になってしまうので、例えばこのようなものをこういうふうにみんなに使ってもらいたいというものができたときには、今、課長も申し上げましたとおり、必要に応じてきちんとした皆さんへの教育というのですか、研修というのですか、そういうものをきちっとやりたいと思っております。

ただ、仮定の中で今これをみんなに使ってもらいたいというものを持ち合わせてはいないので、今の緊急通報システムなんかは本当にその場に行って業者の方が教えてくだされば十分わかるものでできておりますので、今の段階ではそういうものが必要になったときには必ず皆さんがわかるような形で提案させていただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○11番（谷口和弥） 安心して暮らせる地域包括システムづくり、緊急通報システムのこともありましたけれども、いろいろなアイテムを使っての構築もぜひ検討していただきたい、そんなことを切にお願いして、終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、14時15分まで休憩いたします。

13:59 休憩

14:15 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

「付託省略」

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第3、議案第22号から日程第17、議案第41号までの15議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第22号から日程第17、議案第41号までの15議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

〔議案審議〕

○議長（芳滝 仁） 日程第3、議案第22号、幕別町の事務所の位置を変更する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

- 副町長（川瀬俊彦） 議案第 22 号、幕別町の事務所の位置を変更する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 13 ページ、議案説明資料も 13 ページをごらんいただきたいと思います。

本条例につきましては、地方自治法第 4 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体の事務所の位置を定めるものでありますが、役場新庁舎の建設に伴い、土地の分合筆を実施した結果、分合筆後の地番と条例に規定している事務所の位置に相違が生じておりますことから、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 14 ページをごらんください。

初めに、事務所の所在地周辺の地番について、ご説明いたします。

現在の事務所、いわゆる現庁舎の位置につきましては、昭和 47 年 9 月 11 日に条例にて「幕別町本町 130 番地」として定めているところであります。

その後、本町 130 番地の一部を歩道用地として分筆したことから、「本町 130 番地 1」と枝番がつくこととなり、さらに今回の新庁舎の建設に伴い隣接地との分合筆を行った結果、現時点における地番図は、14 ページのとおりとなっております。

地番図にありますとおり、現庁舎及び新庁舎は、ともに「本町 130 番地 1」の敷地内にありますことから、この際、条例に規定する事務所の位置を、この地番に改めるものであります。

なお、太線の枠内が、「本町 130 番地 1」であり、「本町 154 番地 1」と「本町 153 番地 2」の 2 筆につきましては、新庁舎完成後に「本町 130 番地 1」に合筆する予定であります。

議案説明資料の 13 ページになります。

本則にあります事務所の位置を「本町 130 番地」から「本町 130 番地 1」に改めるものであります。

議案書にお戻りいただき、13 ページをお開きください。

附則についてでございますが、施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 23 号、幕別町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

- 副町長（川瀬俊彦） 議案第 23 号、幕別町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 14 ページ、議案説明資料は 15 ページをお開きいただきたいと思います。

総合計画の基本部分である基本構想につきましては、平成 23 年 5 月の地方自治法の一部改正により、法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決については、自治体の判断に委ねられることとなりました。

総合計画は、従来からの町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示すものでもありますことから、今後におきましても策定すべきものと考え、

本条例を改正し、町議会の議決を要する事件に位置づけさせていただき、町全体の総意により策定してまいりたいと考えているところであります。

なお、第5期総合計画の計画期間は、平成29年度までであり、平成28年度におきましては、町民アンケート調査の実施や基礎資料の収集など、次期計画の策定に向けた準備を進める予定といたしております。

議案説明資料の15ページをごらんください。

第2条につきましては、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件を規定しており、第2号として総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止をすることを加えるものであります。

議案書にお戻りをいただき、14ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第24号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第24号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は15ページ、議案説明資料は16ページをごらんいただきたいと思います。

本条例につきましては、地方公務員法の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めておりますが、地方公務員法及び学校教育法の改正に伴う条文の整理を行うものであります。

議案説明資料の16ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第1条につきましては、条例の目的を規定しているものであります。引用しています地方公務員法の条項が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

第8条につきましては、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務について規定しているものであります。第1項第2号におきまして、「義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部」を追加することで、これらの学校に就学している子供のある職員も早出遅出勤務の対象者であることを明確にするものでありまして、内容としては、従前と変わりはありません。

議案書にお戻りいただきまして、15ページをお開きください。

附則についてでございますが、附則第1項では、施行期日を平成28年4月1日からとするものであります。

附則第2項では、施行日以後に早出遅出勤務開始日とする職員につきまして、施行日以前においても請求することができる経過措置を規定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第25号、幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第25号、幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は16ページ、議案説明資料は17ページをごらんいただきたいと思います。

本条例につきましては、地方公務員法の規定に基づき、人事行政の運営及び公平委員会の業務の状況の公表に関して必要な事項を定めておりますが、平成28年4月1日に施行される地方公務員法の改正に伴い条文の整理を行うものであります。

議案説明資料の17ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第2条につきましては、任命権者が町長に報告することとされている人事行政の運営の状況の公表内容について規定しているものであり、地方公務員法の改正に合わせて、現行の第6号にある勤務成績の評定を削り、新たに第2号として職員の人事評価の状況、第5号として職員の休業に関する状況、第8号として職員の退職管理の状況を加えるものであります。

議案書にお戻りいただき、16ページをごらんください。

附則についてでございますが、施行期日を平成28年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第29号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第29号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の25ページ、議案説明資料の30ページをお開きいただきたいと思います。

議案説明資料の「別表」の中の上段のこの区分欄をごらんください。

本条例につきましては、手数料を徴収する事務ごとに、手数料の名称、金額及び徴収時期を規定したものであります。

今回の改正点は、大きく2点となります。

1点目につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画

の認定につきまして、従来は新築住宅のみが認定の対象でありましたが、関連規則等の改正により、増築及び改築の場合も新たに認定の対象となりましたことから、増築または改築に係る手数料を新たに定めるものであります。

2 点目につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、いわゆる「建築物省エネ法」が新たに制定され、建築物の省エネ化に関する二つの認定制度が創設されたことに伴う所要の改正であります。

一つ目の認定制度につきましては、省エネ性能にすぐれた建築物とすることで対象床面積の容積率への不算入が適用されることになる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定であり、二つ目の認定制度につきましては、省エネ基準に適合している建築物として認定を受けることにより、基準適合認定マークを表示することができる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定であります。

これら二つの認定事務につきましては、建築主事を置く市町村にあつては市町村長が所管行政庁となりますことから、本町において取り扱う事務となり、新たに手数料を定めることとなるものであります。

また、「建築物省エネ法」の制定に伴い、「低炭素建築物新築等計画」の認定に係る『評価機関審査』及び『調査機関審査』の引用範囲を改めることとなります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

1 点目であります長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に係る改正につきましては、議案説明資料の 30 ページにあります「別表」の中の「番号」16 の 3 の項で「手数料の名称」が「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」ということとなりますけれども、この手数料と 33 ページの番号 16 の 4 の項の「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に関しましては、増築または改築に係る手数料をこの表のとおり新たに定めるものであります。

次に、36 ページをお開きください。

2 点目であります建築物省エネ法の制定に伴う引用範囲の変更につきましては、番号 51 の項の「低炭素建築物新築等計画認定申請手数料」と 38 ページにあります番号 52 の項の「低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料」に関して、『評価機関審査』及び『調査機関審査』の引用範囲をこの表のとおり改めるものであります。

次に、41 ページをお開きください。

認定制度の一つ目についてであります。番号 53 の項の「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」と 45 ページにあります番号 54 の項の「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」をこの表のとおり新たに定めるものであります。

次に、48 ページをお開きください。

認定制度の二つ目についてであります。番号 55 の項の「建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料」をこの表のとおり新たに定めるものであります。

議案書にお戻りいただきまして、39 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。施行期日を平成 28 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 30 号、幕別町介護予防支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を議題

といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

- 副町長（川瀬俊彦） 議案第 30 号、幕別町介護予防支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 40 ページ、議案説明資料は 54 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、要支援と認定された方へのサービス計画を作成する事業に関して、幕別町介護予防支援事業所を設置し、その事業所の運営について定めているものでありますが、本町の新庁舎が平成 28 年 5 月 6 日から供用開始となることに伴い、幕別町介護予防支援事業所の設置場所が「幕別町保健福祉センター」から「幕別町役場」に変更になるため、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 54 ページをごらんください。

第 2 条につきましては、介護予防支援事業所の名称及び位置について規定していますが、事業所の位置を「新町 122 番地 1」から「本町 130 番地 1」に改めるものであります。

議案書の 40 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、施行期日を平成 28 年 5 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 31 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例及び日程第 10、議案第 32 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

- 副町長（川瀬俊彦） 議案第 31 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例及び議案第 32 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例につきまして、一括して、提案の理由をご説明申し上げます。

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営基準等につきましては、介護保険法に基づき、町の条例にて基準を定めているところでありますが、このたび、国では制度の見直しを行いましたことから、町では国の改正基準に基づき、所要の改正をするものであります。

今回の条例改正の考え方につきましては、根拠とする法令の中で「厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、いわゆる従うべき基準」と「厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの、いわゆる標準とすべき基準」に関しては、厚生労働省令の基準のとおり定めることとし、「厚生労働省令で定める基準を参酌するもの、いわゆる参酌すべき基準」に関しては、十分参酌したものであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものでありますことから、既存の地域密着型サービスの基準との整合性を図りつつ、同様の町独自の基準を定めることといたしております。

議案書は 41 ページ、議案説明資料は 55 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案第 31 号「幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例」につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 55 ページを、ごらんください。

介護保険法の改正に伴い、平成 28 年 4 月 1 日から利用定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所につきましては、地域密着型サービスに位置づけられることとなりますことから、新たに地域密着型通所介護及び療養通所介護に関する基準を追加するものであります。

なお、本町には、通所介護事業所が 10 事業所ありますが、そのうちの 7 事業所が地域密着型通所介護に移行することとなります。

また、認知症対応型通所介護の基準につきましては、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置を新たに規定するほか、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえまして、地域との連携等に関する準用規定について、所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

初めに、目次についてであります。第 3 章第 4 節の次に、第 3 章の 2 「地域密着型通所介護」に関する内容を追加するものであります。

第 15 条から 56 ページの第 18 条までにつきましては、法律及び条例の条項改正等に伴う所要の改正であります。

57 ページをお開き願います。

第 60 条の 2 から 65 ページの第 60 条の 20 までにつきましては、地域密着型通所介護の創設に伴い、新たに基準等について定めるものであります。

57 ページの第 60 条の 2 は基本方針について、第 60 条の 3 と 59 ページの第 60 条の 4 については、人員に関する基準を、第 60 条の 5 は、設備及び備品に関する基準について定めるものであります。

60 ページをごらんください。

第 60 条の 6 から 65 ページの第 60 条の 20 までは、運営に関する基準について定めるものであります。

そのうち 65 ページの第 60 条の 19 の「記録の整備」についてであります。国の基準では、保存すべき記録の保存期間が 2 年と定められておりますが、本町では不適正な介護報酬の返還を請求できる期間が 5 年であること、また本条例における既存の地域密着型サービスの基準との整合性を図ることから、町独自の基準といたしまして、保存期間を 5 年間とするものであります。

66 ページをごらんください。

第 60 条の 21 から 72 ページの第 60 条の 38 までは、療養通所介護の創設に伴い、新たに基準等について定めるものであります。

第 60 条の 21 と第 60 条の 22 については、趣旨及び基本方針を、第 60 条の 23 と 67 ページの第 60 条の 24 については、人員に関する基準を、第 60 条の 25 と第 60 条の 26 については、設備に関する基準について定めるものであります。

68 ページをごらんください。

第 60 条の 27 から 72 ページの第 60 条の 38 までについては、運営に関する基準について定めるものであります。

そのうち 72 ページの第 60 条の 37 は、「記録の整備」について定めておりますが、地域密着型通所介護と同様に、町独自の基準として、保存期間を 5 年間とするものであります。

73 ページをごらんください。

第 61 条から、78 ページの第 81 条までについては、認知症対応型対応型通所介護に関しての改正であります。

73 ページの第 61 条、第 64 条及び第 66 条につきましては、文言の整理、74 ページの第 68 条、第 69 条、そして 75 ページの第 73 条、76 ページの第 75 条から第 79 条の 2 までの規定につきましては、78 ページの第 81 条の準用規定で網羅されますことから、関係条項を削除するものであります。

なお、78 ページの第 81 条の準用規定におきまして、運営推進会議の設置について、新たに既存の地域密着型サービスと同様に準用することを定めるものであります。

第 106 条から 79 ページの第 109 条につきましては、小規模多機能型居宅介護の基準について、条項

改正に伴い、所要の文言整理を行うものであります。

80 ページをごらんください。

第 110 条、第 128 条及び第 129 条につきましては、認知症対応型共同生活介護について、条項改正に伴い、所要の文言整理を行うものであります。

81 ページをごらんください。

第 130 条、第 149 条及び第 150 条につきましては、地域密着型特定施設入居者生活介護に関して、条項改正に伴い、所要の文言整理を行うものであります。

82 ページをごらんください。

第 151 条から、83 ページの第 178 条までにつきましては、地域密着型介護老人福祉施設に関して、条項改正に伴い、所要の文言整理を行うものであります。

第 190 条につきましては、ユニット型指定地域密着型老人福祉施設に係る準用規定の改正であります。

84 ページをごらんください。

第 202 条及び第 203 条につきましては、看護小規模多機能型居宅介護における準用規定の改正であります。

議案書に戻りまして、議案書の 61 ページをお開きください。

附則についてであります。施行期日を平成 28 年 4 月 1 日からとするものであります。

次に、議案第 32 号「幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例」につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 62 ページ、議案説明資料につきましては 86 ページをお開きください。

本条例は、前段ご説明申し上げました「幕別町指定地域密着型サービス基準条例」の認知症対応型通所介護における運営推進会議の設置を新たに規定することに伴い、介護予防認知症対応型通所介護においても同様に規定するとともに、法律及び関係条例改正に伴う所要の改正を行うものであります。

議案説明資料は 86 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 8 条から 88 ページの第 41 条までにつきましては、介護予防認知症対応型通所介護についての改正であります。

86 ページの第 8 条につきましては、文言の整理、第 10 条につきましては、法律の条項改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

87 ページをお開きください。

第 40 条及び 88 ページの第 41 条につきましては、介護予防認知症対応型通所介護における運営推進会議の設置を義務づけることの改正であります。

第 63 条及び 89 ページの第 65 条につきましては、第 66 条の介護予防小規模多機能型居宅介護における運営推進会議の準用規定の改正に伴う条文の削除及び改正であります。

90 ページをごらんください。

第 87 条につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護における運営推進会議の準用規定の文言整理であります。

議案書に戻りまして、議案書の 63 ページをお開き願います。

附則についてでございますが、本条例における施行期日を平成 28 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 31 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 32 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 33 号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第 33 号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 64 ページ、議案説明資料は 91 ページをお開きください。

本条例におきましては、企業の立地促進を図るため、町内に事業場を新設、増設する企業に対し各種補助金による助成措置を実施しているところであります。

しかしながら、依然として続く厳しい経済状況から、ここ数年、企業の立地件数が伸び悩んでいるところであります。

こうしたことから、これまで以上に企業が立地しやすい環境や既存企業が投資しやすい環境を整えるため、本社機能移転に対する補助制度の新設及び忠類地域での立地企業に対して工業団地並みの支援策を適用できるように、優遇制度の拡充を図るものであります。

議案説明資料の 91 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 1 条につきましては、条例の目的について規定しているものでありますが、条文の文言整理を行うものであります。

第 2 条につきましては、用語の意義について規定しておりますが、第 1 号は文言の整理を、第 2 号は、「工業団地」の次に「及び忠類地域」を加え、忠類地域を工業団地と同じ指定地域に位置づけするものであります。

第 3 号は、投資額の定義をより明確にするものであります。

第 7 号は、本社機能の移転に対する補助制度の新設に伴い、本社機能移転の定義を規定するものであります。

第 3 条につきましては、助成の対象について規定しておりますが、内容をわかりやすい表現に改めるものであります。

92 ページをごらんください。

第 4 条につきましては、助成の種類について規定しておりますが、第 1 項の中に、新たに第 2 号として本社機能移転促進補助金を加えることとし、第 2 項は文言整理をするものであります。

第 5 条につきましては、企業開発促進補助金について規定しているものでありますが、条項の改正に伴う所要の改正であります。

93 ページをごらんください。

第 6 条につきましては、今回新たに加わる本社機能移転促進補助金について規定するものでありますが、補助金の交付額は 2,000 万円を限度に、第 5 条の企業開発促進補助金に係る投資額補助金の 20% を本社機能移転促進補助金として、上乘せの助成をするものであります。

第7条につきましては、雇用促進補助金について規定しているものでありますが、第3条の条文の変更に伴う文言整理をするものであります。

第8条につきましては、工業用地取得促進補助金について規定しているものでありますが、指定地域に忠類地域が新たに加わったことによる文言の整理であります。

94ページをごらんください。

第13条から第15条までにつきましては、条文の文言整理をするものであります。

議案書にお戻りいただき、66ページをごらんください。

附則についてであります。第1項において施行期日を平成28年4月1日からとするものであります。

また、第2項において、経過措置として、施行日前に事業場の新設または増設をした者及び土地を取得した者につきましては、なお従前の例によるものとしてあります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第34号、幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第34号、幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の67ページ、議案説明資料の95ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、平成28年4月から忠類地区において実施される草地畜産基盤整備事業、畜産担い手総合整備型において、受益者に農業用施設の整備を行う者がいるため、事業に係る受益者分担金を徴収できるように、所要の改正をさせていただくものであります。

また、農業基盤整備事業制度は、農業情勢や社会情勢等の変化に応じて、事業拡充や統廃合、新制度創設など事業内容や仕組みが変化することが多いため、このたびの条例改正に合わせて題名も「幕別町農業農村整備事業分担金徴収条例」に改めるものであります。

議案説明資料の95ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第1条につきましては、この条例の趣旨を規定しているものでありますが、題名の改正に合わせて、「農業基盤整備事業」を「農業農村整備事業」に改めるものであります。

第2条につきましては、この条例の定義を規定しているものでありますが、第3号として、農業用施設の新設、廃止または変更に係る事業を加えるものであります。

なお、農業用施設としては、畜舎、堆肥舎、パーラーなどを想定しているところであります。

次に、議案書に戻りまして、67ページをごらんください。

附則についてであります。施行期日を平成28年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 36 号、東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について及び日程第 14、議案第 37 号、東十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更についての 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 36 号、東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について及び議案第 37 号、東十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更についてを一括してご説明申し上げます。

議案書は 69 ページ、議案説明資料は 96 ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、平成 28 年 5 月 6 日から本町の新庁舎が供用開始し、東十勝介護認定審査会及び東十勝障害支援区分認定審査会の執務場所が「幕別町保健福祉センター」から「幕別町役場」に変更になることに伴い、東部 4 町にて共同設置している両審査会の規約に変更が生じるため、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項の規定により準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

初めに、議案第 36 号、東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更についてであります。

議案説明資料の 96 ページをごらんください。

第 3 条につきましては、審査会の執務場所を規定しておりますが、その執務場所を「新町 122 番地 1 幕別町保健福祉センター」から「本町 130 番地 1 幕別町役場」に改めるものであります。

議案書の 69 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。施行期日を平成 28 年 5 月 6 日からとするものであります。

次に、議案第 37 号、東十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更についてであります。

議案説明資料の 97 ページをごらんください。

第 3 条につきましては、ただいまご説明いたしました議案第 36 号と同様であります。

議案書の 70 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。施行期日を平成 28 年 5 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 36 号、東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 37 号、東十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 38 号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 38 号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 71 ページ、議案説明資料は 98 ページをお開きください。

定住自立圏構想は、都市機能を有する市と近隣町村が相互に役割分担、連携、協力することにより、必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する施策であり、現在、全国で 95 の圏域で定住自立圏が形成されております。

十勝におきましては、この構想に基づき帯広市が平成 22 年 12 月 15 日に中心市宣言を行い、平成 23 年 7 月に帯広市と管内 18 町村との間で、それぞれ 1 対 1 の定住自立圏の形成に関する協定を締結いたしましたところであります。

平成 23 年 9 月には、圏域の将来像や関係市町村が連携して推進する具体的な取り組み内容をまとめた「十勝定住自立圏共生ビジョン」を策定し、保育所の広域入所や企業誘致活動の連携体制構築、観光・移住関連情報の一体的な発信などの取り組みを進めてまいりました。

この共生ビジョンが、本年度末をもって 5 年間の計画期間が終了することから、現在、次期共生ビジョンの策定に向け協議、検討しているところであり、新規あるいは拡充する取り組みを新たに追加する予定であるため、これに伴い協定の一部を変更する必要が生じるものであります。

このたびの協定の変更は、管内 19 市町村の間において、現協定に追加、拡充等の取り組みの協議が整いましたことから、幕別町議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案書の 72 ページをごらんください。

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書であります。

変更する内容は、別表第 1 から別表第 3 までを改めるものであります。

変更部分につきまして、新旧対照表により、以下、ご説明いたします。

議案説明資料 98 ページをごらんください。

新たに追加する項目をご説明いたします。

別表第 1、生活機能の強化に係る政策分野についてであります。99 ページの 2 番、福祉の項目に（3）といたしまして、「高齢者の生活支援体制の構築」を新たな取り組みとして追加するものであります。取り組み内容といたしましては、高齢者の徘徊などについて、広域での情報共有や対応体制の構築を図るとともに、圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向けた取り組みを進めるものであり、甲の帯広市と乙の幕別町の役割をそれぞれ定めているところであります。

100 ページをごらんください。

3 番、教育の項目に（3）といたしまして、「スポーツ大会等の誘致」を新たな取り組みとして追加するものであり、取り組み内容といたしましては、スポーツ大会等を誘致するため、管内におけるスポーツ施設の利用調整や宿泊環境についての連携体制を強化するほか、大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実するものであります。

101 ページをお開きください。

4 番、産業振興の項目であります。この中で 103 ページの（8）といたしまして、「航空宇宙産業基地構想の推進」を新たな取り組みとして追加するものであります。取り組み内容は、航空宇宙産業基地に関する調査研究や啓発活動、関係機関との連絡調整などを進めるものであります。

104 ページをお開きください。

別表第 2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野についてであります。105 ページの 3 番

移住・交流の促進の項目に（２）といたしまして、「結婚を希望する若者の支援」を新たな取り組みとして追加するものであります。取り組み内容といたしましては、北海道が推進する結婚支援ネットワークの構築に参画・協力し、結婚を応援する機運の醸成や結婚支援事業の活性化を図り、結婚を希望する若者を支援するものであります。

次に別表第３、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野についてであります。106 ページの２番、データ分析の項目に（１）といたしまして「圏域レベルのデータ集積・活用」を新たに追加するものであります。

取り組み内容は、定住自立圏の施策の効果的な推進を図るため、ビッグデータ等を活用し、さまざまな角度から十勝圏の現状分析を行うものであります。

以上のほか、下線で示している変更部分につきましては、字句などの文言整理による変更であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 39 号、町道の路線廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 39 号、町道の路線廃止につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 79 ページ、議案説明資料は 107 ページをお開きいただきたいと思います。

議案説明資料 107 ページの中で、今回、廃止しようとする路線は、春日東団地道路 1 号の一路線であります。

本路線につきましては、昭和 47 年に造成された住宅団地の幅員 8 メートルの道路であり、現在、計画中であります春日東団地の公営住宅建替整備において、既存公営住宅敷地と一体の土地として整備する計画でありますことから、本路線を廃止しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 41 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第 12 号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 41 号、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第 12 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,726 万 1,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 182 億 8,842 万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

4ページになります。

「第2表 繰越明許費 補正」でございます。

追加であります。6款農林業費、1項農業費担い手確保・経営強化支援事業補助金、450万円を繰り越すものであります。

本事業は、平成27年度国の補正予算により、総合的なTPP関連政策大綱に掲げる「攻めの農林水産業への転換」の一つとして追加されたもので、売上高の拡大や経営コストの縮減などに意欲的に取り組む地域の担い手が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する際の融資残に対する補助金であります。年度内に事業の一部が完了できませんことから、翌年度へ繰り越して事業を行おうとするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

6ページになります。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費、4,526万1,000円の追加でございます。

繰越明許費でご説明をいたしました補助事業であります。四つの経営体に対する補助金を追加するものであり、国の補正予算の拡大を受けて行われる北海道からの間接補助事業であります。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費、4,200万円の追加でございます。

13節、14節いずれも除雪に係る費用であります。2月20日及び29日の降雪に伴う一斉出動により、予算が底をつきましたので、今後の降雪に対応するための所要の費用を追加させていただくものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページになります。

11款1項1目地方交付税、4,200万円の追加でございます。

特別交付税の追加であります。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金、4,526万1,000円の追加でございます。

担い手確保・経営強化支援事業の補助金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明3月10日から17日までの8日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、明3月10日から17日までの8日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は3月18日午後2時からであります。

15：12 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成28年第 1 回幕別町議会定例会
(平成28年 3 月18日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
17 藤谷謹至 18 乾 邦廣 19 藤原 孟
（諸般の報告）
- 日程第 2 発議第 1 号 幕別町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第 3 議案第 1 号 平成28年度幕別町一般会計予算
日程第 4 議案第 2 号 平成28年度幕別町国民健康保険特別会計予算
日程第 5 議案第 3 号 平成28年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6 議案第 4 号 平成28年度幕別町介護保険特別会計予算
日程第 7 議案第 5 号 平成28年度幕別町簡易水道特別会計予算
日程第 8 議案第 6 号 平成28年度幕別町公共下水道特別会計予算
日程第 9 議案第 7 号 平成28年度幕別町個別排水処理特別会計予算
日程第10 議案第 8 号 平成28年度幕別町農業集落排水特別会計予算
日程第11 議案第 9 号 平成28年度幕別町水道事業会計予算
（以上、平成28年度幕別町各会計予算審査特別委員会報告）
- 日程第12 議案第19号 幕別町行政不服審査条例
日程第13 議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第14 議案第35号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
（以上、総務文教常任委員会報告）
- 日程第15 議案第21号 幕別町消費生活センター条例
（産業建設常任委員会報告）
- 日程第16 平成27年 陳情第 7 号 新庁舎の幕別町議会議場において国旗・町旗並びにアイヌ文様壁掛けの掲揚を求める陳情書
（議会運営委員会報告）
- 日程第17 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第18 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第19 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第20 選挙第 1 号 選挙管理委員・同補充委員の選挙
日程第21 常任委員会所管事務調査報告
（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）
- 日程第22 閉会中の継続調査の申し出
（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）

会議録

平成28年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年3月18日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月18日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議 長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 若山和幸 7 小島智恵 8 野原恵子 9 田口廣之 10 谷口和弥
11 小川純文 12 岡本眞利子 13 寺林俊幸 14 東口隆弘 15 千葉幹雄
16 中橋友子 17 藤谷謹至 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
代 表 監 査 委 員 柏本和成 総 務 部 長 菅野勇次
会 計 管 理 者 原田雅則 教 育 部 長 山岸伸雄
民 生 部 長 境谷美智子 経 済 部 長 田井啓一
建 設 部 長 須田明彦 企 画 室 長 細澤正典
札 内 支 所 長 羽磨知成 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
企 画 室 参 事 山端広和 総 務 課 長 武田健吾
地 域 振 興 課 長 小野晴正 税 務 課 長 中川輝彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
17 藤谷謹至 18 乾 邦廣 19 藤原 孟

議事の経過

(平成28年3月18日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、17番藤谷議員、18番乾議員、19番藤原議員を指名いたします。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、発議第1号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中橋友子議員。

○16番（中橋友子） 会議規則一部改正の提案の理由を説明させていただきます。

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則

発議第1号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則であります。

議案をごらんください。

発議第1号

平成28年3月18日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議会議員中橋友子

賛成者、幕別町議会議員小川純文様

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により、提出いたします。

提案理由であります。

新庁舎に移転後、電子表決システムを導入するため、幕別町議会会議規則について所要の改正を行うものであります。

発議説明資料の1ページ、新旧対照表をごらんください。

1、第81条の見出し中「起立」を「電子表決システム等」に改め、同条第1項中「問題を可とする者を起立させ、起立者」を「電子表決システムにより、問題を可とする者」に改め、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2、電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。

3、第1項及び第87条ただし書きの規定にかかわらず、議長が必要であると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

第87条中ただし書き中「起立の」を「電子表決システムによる」に改める。

議案にお戻りください。

附則であります、この規則は、平成28年5月6日から施行するものであります。

以上、提案の説明を終わります。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、議案第1号、平成28年度幕別町一般会計予算から日程第11、議案第9号、平成28年度幕別町水道事業会計予算の9議件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長藤谷謹至議員。

○17番（藤谷謹至） 平成28年3月18日

幕別町議会議長芳滝仁様

予算審査特別委員会委員長藤谷謹至

平成28年度幕別町各会計予算審査特別委員会報告書

平成28年3月2日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会開催日

平成28年3月2日、14日、16日（3日間）

2、審査事件

議案第1号、平成28年度幕別町一般会計予算

議案第2号、平成28年度幕別町国民健康保険特別会計予算

議案第3号、平成28年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算

議案第4号、平成28年度幕別町介護保険特別会計予算

議案第5号、平成28年度幕別町簡易水道特別会計予算

議案第6号、平成28年度幕別町公共下水道特別会計予算

議案第7号、平成28年度幕別町個別排水処理特別会計予算

議案第8号、平成28年度幕別町農業集落排水特別会計予算

議案第9号、平成28年度幕別町水道事業会計予算

3、審査の結果

議案第1号、平成28年度幕別町一般会計予算から議案第9号、平成28年度幕別町水道事業会計予算までの9議件の原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、討論を行います。

議案第1号、平成28年度幕別町一般会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

寺林議員。

○13 番（寺林俊幸） 議案第 1 号、平成 28 年度幕別町一般会計予算について、私は予算審査特別委員長の報告に対し賛成の立場で討論を行います。

我が国の経済は、安倍政権のデフレ脱却と経済再生に向けた一体的な推進により、昨年 6 月に「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる骨太方針が示されました。

しかしながら、財政健全化や社会保障制度改革の取り組みに加え、消費税の再増税、TPP 大筋合意など、今後、国家財政を考慮すると予断を許さない状況にあるものと考えております。

政府は、一億総活躍社会に向けた対策や低所得の高齢者に対する臨時給付金など、経済対策として平成 27 年度補正予算 3 兆 3,000 億円を編成し、平成 28 年度予算とあわせ経済再生と財政健全化を両立する予算と位置づけ、切れ目のない経済対策で景気を底上げしていくという措置をとりました。

本町の予算編成においては、地方交付税の削減や町税の大幅な伸びが期待できない中、昨年 5 月、飯田町長は就任して初めての本格予算となります。重点事業の人口減対策、TPP 対策と産業振興、安全・安心の確保を掲げ、きめ細かく配慮した予算編成を進めたことを高く評価したいというふうに思います。

一般会計では、新年度予算 154 億 2,511 万円ほどで、昨年 6 月補正予算後と比較いたしますと 15 億 173 万円余り、率にして 8.9%の減少となっているところであり、札内福祉センター建設事業などが計上され、本町の地域経済の活性化や人口減少対策に配慮された予算編成となっていることに期待をしているところであります。

さて、本予算に計上されている各種施策につきましては、先般の予算審査特別委員会において十分議論されましたことから、特徴的なものについてのみ述べさせていただきたいというふうに思います。

初めに、歳出であります。

総務費につきましては、防犯灯の LED 化、忠類地域分譲地整備事業を初め、幕別地区防災備蓄倉庫の整備事業では、新庁舎が防災拠点施設として大変重要であり、それにあわせ備蓄の物資や発電機など備品を整えることにより、今後においても防犯・防災対策の充実につながるものと期待しているところであります。

民生費におきましては、昨年 10 月から実施している中学生までを対象とした子ども医療費助成事業、忠類地域における外出支援サービスの利用範囲を帯広まで拡大、新たに保育所で 3 歳児以上を対象とした温かい御飯の提供や地域で子育てを支援するファミリーサポートセンターの開設など、人口減少対策の子育て世代の負担軽減などが図れるものと考えております。

農林業費におきましては、道営農地整備事業を初め、担い手対策、土づくり対策、有害鳥獣対策などの継続に加え、新たに後継牛確保対策事業、忠類地区公社営畜産担い手育成総合整備事業、家畜ふん尿バイオマス調査など、TPP 対策や産業振興に対する施策が盛り込まれているものと考えております。

商工費におきましては、住宅新築リフォーム奨励事業では、対象金額の引き下げや、商工会プレミアム商品券の発行拡充、特産品研究開発、工業用地取得促進、雇用促進事業の拡充を初め、新たに本社機能を町外から町内に移転する場合の本社機能移転促進事業など、各種助成事業を充実させており、経済波及効果に期待するところであります。

消防費におきましては、本年 4 月からスタートする十勝広域消防を初め、糠内分遣所の建設事業により安心・安全の確保として、さらなる消防力の強化が図られるものと期待しております。

教育費におきましては、学校教育推進員、特別支援教育支援員の配置の拡充を初め、実物投影機などの学校 ICT 環境整備事業、スポーツを推進する未来のオリンピック選手を育てる事業、町内の高等学校への支援である魅力ある高校づくり支援事業の拡充など、魅力ある教育環境の充実に配慮されているものと考えております。

土木費におきましては、町道・橋梁整備を初め、新たに札内福祉センター建設事業など、防災まちづくり拠点施設整備事業により安全・安心の確保対策や幕別町の南玄関である忠類ナウマン公園の大

型遊具施設整備事業により、観光振興や移住・定住対策が期待されるところであります。

一方、歳入におきましては、自主財源であります町税収入の確保のため、町民の皆さんが税金を納めやすい環境となるよう配慮されているところであります。今後においても、引き続き滞納者へのきめ細やかな対応によって、収納の公平性を担保するなど、最大限の努力を払っていただきたいと思っていますところであります。

地方交付税は、前年度当初予算と比較いたしますと 2,700 万円、率にして 0.5%の減で、市町村の財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況の中、予算編成には苦慮されたものと拝察するところであります。

今後とも限られた財源を有効に活用するため、町の施策形成の向上や職員の人材育成に努められ、町民と協働の理念に基づいた安全・安心なまちづくりを確実に進めていただくことを願っているところであります。

本予算は、こうしたまちづくりを推進する上で大きな力となるものと確信しており、委員長報告のとおり可とすることについて賛成するものであります。

以上申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（芳滝 仁） ほかに討論はありませんか。

中橋議員。

○16 番（中橋友子） 議案第 1 号、平成 28 年度幕別町一般会計予算に対する賛成の討論を行います。

飯田町長就任以来初めての本格予算として、平成 28 年度一般会計歳入歳出総額 154 億 2,511 万 1,000 円、前年度の 6 月補正予算後と比較して、15 億 173 万 1,000 円、8.9%のマイナスで提案をされました。

安倍政権が誕生して以来、3 年 3 カ月が経過しています。日本経済は、大企業の利益が増大する中で、2013 年、14 年度は、いずれも企業の利益は史上最高を更新しておりますが、これが国民には循環されず、労働者の実質賃金は、非正規労働者の比率が高まっていく中で、3 年間でマイナスの 5%という数字を示しています。加えて、社会保障制度の改定による負担増や TPP の推進など、地方政治に深刻な影響を与えてきています。

また、本年度の予算のもととなる地方行財政の分野では、地方交付税については、ほぼ前年同額が確保されてきましたが、地域経済基盤強化雇用対策費として歳出の特別枠がありましたけれども、これが大幅に減額され、また、交付税へのトップランナー方式導入、自治体連携の促進、行政サービス、公共施設等の集約化、民間委託の推進など、住民に与える影響が大変懸念される問題も含まれています。

そのような中で、新年度示された予算は、幕別町第 5 期総合計画に基づき、全体として積極的な予算の提案であったと考えます。詳細につきましては、前段の寺林議員の討論の中に含まれておりました。

さらに申し上げるならば、細かくは、住宅リフォーム制度の拡充、あるいは新しくファミリーサポートセンターの開設や消費生活センター設置など、これまでの町民の願いに応える事業が盛り込まれたところは期待されるところであります。その上に立って、さらに今後の財政状況を見るときに、合併による特別算定の減額が予定されていること、また、幕別町の大きな課題の一つとして、忠類地域の活性化対策、さらに臨時職員の正職員化や待遇改善、職員の健康管理、残業問題、高い国保税や介護保険料の負担の軽減など、これからも強化をしていかなければならない課題も見えてきています。

これらの課題にも積極的に取り組み、町民の所得が平成 26 年度の決算の中で明らかになった年所得 200 万円以下が 70.8%という、こういう現状も押さえた上で、行政と町民が一体となって、安心して暮らせるまちづくりを築き上げていくことが、何よりも求められているところです。こういった政策が実現されることを期待して、討論に変えさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号、平成28年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第2号、平成28年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、平成28年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成28年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成28年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成28年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成28年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成28年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成28年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第19号、幕別町行政不服審査条例から日程第14、議案第35号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてまでの3議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長寺林俊幸議員。

○13番(寺林俊幸) 総務文教委員会に付託されました3議件の審査について報告申し上げます。

平成28年3月18日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成28年3月2日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

平成28年3月2日(1日間)

2、審査事件

議案第19号、幕別町行政不服審査条例

3、審査の経過

審査に当たっては、行政不服審査法の改正により、行政庁の行政処分について「公平性の向上」と「審査請求の利便性の向上」が図られることから、このことに伴って規定する審理員や第三者機関に提出された書面や資料等の交付に対する手続方法、手数料等について審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成28年3月18日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成 28 年 3 月 2 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 28 年 3 月 2 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 20 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、行政不服審査法の改正を踏まえ、審査請求をすることができる期間や審査請求の第三者機関の業務を「情報公開・個人情報審査会」の業務に含めるなど、所要の規程整備を図るための関係条例の一括改正について審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 28 年 3 月 18 日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成 28 年 3 月 2 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 28 年 3 月 2 日、10 日（2 日間）

2、審査事件

議案第 35 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

3、審査の経過

審査に当たっては、計画の基本方針等について説明の後、計画のポイントについて質問がなされ、慎重に審査を行った。

今後、忠類地域の人口減少対策を進めていくに当たり、過疎地域自立促進特別措置法に基づき必要な事項を定めた忠類地域の振興に必要な計画であるとして、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 19 号、幕別町行政不服審査条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 20 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての委員長の報告

は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 35 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長(芳滝 仁) 日程第 15、議案第 21 号、幕別町消費生活センター条例を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長田口廣之議員。

○9 番(田口廣之) 平成 28 年 3 月 18 日

幕別町議会議長芳滝仁様

産業建設常任委員会委員長田口廣之

産業建設常任委員会報告書

平成 28 年 3 月 2 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 28 年 3 月 8 日(1 日間)

2、審査事件

議案第 21 号、幕別町消費生活センター条例

3、審査の経過

審査に当たっては、消費者の事業者に対する苦情を適切かつ迅速に処理することにより消費者の保護と適切な取引を推進するため、これまでの「消費生活相談室」を改め、消費者安全法に基づき設置される「幕別町消費生活センター」の運営内容等について審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長(芳滝 仁) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 21 号、幕別町消費生活センター条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16、平成 27 年、陳情第 7 号、新庁舎の幕別町議会議場において国旗・町旗並びにアイヌ文様壁掛けの掲揚を求める陳情書を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

委員長中橋友子議員。

○16番(中橋友子) 報告に入らせていただく前に、恐れ入りますが、字句の訂正をお願いしたいと思います。

15ページの上から4行目、「国歌の根幹をなす」という文章がありますが、国歌の「歌」を「家」に変えていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、報告をさせていただきます。

平成28年3月18日

幕別町議会議長芳滝仁様

議会運営委員会委員長中橋友子

議会運営委員会報告書

平成27年11月30日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成27年11月30日、12月11日、12月18日、平成28年2月23日(4日間)

2、審査事件

平成27年、陳情第7号、新庁舎の幕別町議会議場において国旗・町旗並びにアイヌ文様壁掛けの掲揚を求める陳情書

3、陳情の趣旨

来年、新庁舎が完成予定であり、2月には忠類村と合併して10年を迎えます。現庁舎の議場には、国旗、町旗が掲揚されていませんが、旧忠類村の議場には国旗と村旗が掲揚されていました。また、平成11年には、「国旗及び国歌に関する法律(国旗国歌法)」が制定・施行され、これまで慣習として定着してきた日章旗、いわゆる「日の丸」は、改めて国旗であると法律で定められました。

自国の国旗に敬意と誇りを持つことは世界の常識であり、国民として当然の義務であります。今後ますます国際化する社会や世界の中で、自国に誇りを持ち、自国とともに他国やその象徴である国旗を尊重する国際感覚を養っていくことは、極めて重要なことでもあります。

また、幕別町の歴史を振り返り、アイヌ民族の文化を尊重し、それを未来につないでいくことが、これからのまちづくりに極めて大切であると考えます。

今や、先住民族を大事にし尊重することは、世界の流れであります。かつて、本町白人アイヌ出身の吉田菊太郎氏は4期にわたり町議会議員を務め、アイヌ文化保存に心血を注ぎ、私費で蝦夷文化考古館を建設したことは、まさに本町の誇りであると思います。

国家の根幹をなす国旗や民族を心から誇りに思い、アイヌ文化を尊重する町議会であっていただきたいと考えます。

以上のことから、新庁舎の議場において国家、国民の象徴である「国旗」、そして、幕別町、町民の象徴である「町旗」並びにアイヌ文様の壁かけを掲揚していただきたく陳情します。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨及び議場としてのあり方について論議がなされ、起立採決により結論を見た。

5、審査の結果

「不採択」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長(芳滝 仁) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

小島議員。

○7番(小島智恵) この場では、議運の中で実際にその議論が行われたのか、どうであったのかとい

うことで、限定的なことではありますけれども、お伺いできるということで、そのルールのもと、お伺いいたします。

これまで教育現場では、学習指導要領に基づいて国旗掲揚及び国歌斉唱の指導が行われてきたところでもあります。この陳情の趣旨としましては、国旗と町旗の掲揚ということでもありますけれども、我が町の実態としては、卒業式や入学式などの式典において、全ての学校においてこの国旗と町旗の掲揚が行われてきているということでもあります。そして、今となりましては掲揚するのがもう当たり前となり、あえてその指導をするまでもないような、そのようなところまで定着しているのだということで、教育委員のほうからも、教育委員会からも、お聞きしているところでもあります。そんな中、こういった陳情書が町民の方から提出されたところでもあります。

これを受けまして、我が町の議会としましては、議員として、また、大人として、子供のお手本となる姿をしっかりと示していかなければならないと思います。議場に国旗、町旗を掲揚することは余りに当たり前で、自然なこととして行っていくべきことと思います。

このような教育現場での実態、そして定着化、これを踏まえまして、そのようなこともしっかりとこの議運の中で議論が行われたのか、大変重要なことでもありますので、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋委員長。

○16番（中橋友子） ご報告させていただきましたように、4日間にわたっての審査、議論を尽くしたところです。その中で、ただいま小島議員からご質問いただきました教育現場での国旗あるいは町旗のあり方についてということについて、議会運営委員の皆さんから意見が出されることはありませんでした。したがって、そのことにつきましては、そのことだけに特定すれば、議論はなかったとお答えいたします。

○議長（芳滝 仁） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） これで、質疑を終わります。

お諮りいたします。

平成27年、陳情第7号、新庁舎の幕別町議会議場において国旗・町旗並びにアイヌ文様壁掛けの掲揚を求める陳情書についての委員長の報告は、不採択であります。

したがって、会議規則第81条第1項の規定により、原案について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（芳滝 仁） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

[人事案件]

日程第17、議案第40号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第40号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の80ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、市町村の議会の同意を得て、固定資産評価審査委員会委員を選任することとなっております。

現固定資産評価審査委員会委員であります小竹政志氏につきましては、平成28年3月23日をもつ

て任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の108ページに記載いたしておりますのでご参照いただき、選任につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第18、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の81ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります齊藤彰彦氏につきましては、平成28年6月30日をもって任期満了となり、ご勇退されますことから、その後任の委員を推薦いたしたく意見を求めるものであります。

齊藤委員には、平成25年4月より人権尊重思想の普及啓蒙に努めていただきましたことに対しまして、ここに深く敬意を表するものであります。

後任といたしましては、札内暁町の酒井幸子氏を推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の109ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

本件は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定しました。

○議長（芳滝 仁） 日程第19、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の82ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります赤石裕元さんにつきましては、平成28年6月30日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の110ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

本件は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定しました。

[選 挙]

○議長（芳滝 仁） 日程第 20、選挙第 1 号、選挙管理委員・同補充員の選挙を議題といたします。
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選いたしたいと思いま
す。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

ここで、選挙管理委員・同補充員の名簿配付のため、暫時休憩いたします。

14：54 休憩

14：55 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしました名簿のとおり、選挙管理委員・同補充員について指名いたしま
す。

選挙管理委員に、桑原将至氏、難波勝美氏、鉾館哲治氏、宮本真由美氏を、同補充員に、木幡洋子
氏、橋本浩弥氏、今城美津子氏、山口由美子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方を選挙管理委員・同補充員の当選人と決定することに
ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した桑原将至氏、難波勝美氏、鉾館哲治氏、宮本真由美氏が選挙管理委
員に、木幡洋子氏、橋本浩弥氏、今城美津子氏、山口由美子氏が同補充員に当選されました。

次に、お諮りいたします。

補充員の順位につきましては、ただいま指名した順位といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順位については、ただいま指名した順位とすることに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第 21、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛て
に提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（芳滝 仁） 日程第 22、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 28 年度第 1 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14 : 58 閉会